

杉並区保健福祉計画(地域福祉分野・子ども家庭分野・健康医療分野)(案)の策定について

新たな保健福祉計画については、現行の計画における課題等を踏まえ、保健福祉の分野別(地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療)の体系ごとに統合・再編した計画として策定することとしたところです。

分野別計画のうち令和5年度を始期とする「地域福祉分野」「子ども家庭分野」「健康医療分野」の3つの分野別計画について、計画案を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

1 保健福祉分野を貫く基本理念等(別紙1)

区の保健福祉施策を一体的に進めていくため、分野別計画には、以下のとおり、保健福祉分野全体を貫く基本理念及び計画推進の方向性を共通に示す。

(1) 保健福祉分野を貫く基本理念

○人間性の尊重 ○自立の推進 ○予防の重視 ○支え合いの醸成 ○孤立の防止

(2) 計画推進の方向性

- 保健福祉施策に関連する組織間の更なる連携強化と計画化した取組の進行管理を行うため、庁内に「保健福祉施策推進連絡会議」を設置し、計画の推進を図る。
- 分野横断的な課題への対応について、関連する組織間の連絡と調整を綿密に図り、課題解決に向けて取り組む。

2 令和5年度を始期とする3つの分野別計画について

(1) 杉並区地域福祉推進計画(案)

① 計画の位置付け

- 基本構想の福祉・地域共生分野が目指す将来像である「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」の実現に向けて、区の地域福祉施策を総合的に展開していくための基本的方向性と取組を示した、保健福祉計画を構成する地域福祉分野の計画として策定する。
- 社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」に位置付けるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含した計画とする。

② 計画期間

令和5年度から令和9年度の5年間とする。

なお、上位計画の改定、社会経済環境の大きな変化や国の方針策定・変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行う。

③ 計画の内容

「杉並区地域福祉推進計画(案)概要」 別紙2-1

「杉並区地域福祉推進計画(案)」 別紙2-2

④ 計画の推進に当たって

- 毎年、事業等の進捗状況の把握と効果検証を行い、PDCAサイクルによる計画の推進を図る。
- 計画の進捗状況等の検証・評価は、学識経験者や区内福祉関係者、区民等で構成する「(仮称)杉並区地域福祉施策推進連絡会」を設置し実施する。また、専門家や地域住民との対話を通じて意見を集約し、今後の計画の改定等に反映していく。

(2) 杉並区子ども家庭計画（案）

①計画の位置付け

- 基本構想の子ども分野が目指す将来像である「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画として策定し、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示す。
- 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」を包含した計画とする。

②計画期間

令和5年度から令和6年度の2年間とする。

※子ども家庭計画に包含する「子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り、本来5年間であるが、現行の「子ども・子育て支援事業計画」が第2期計画の計画期間中（令和2年度～令和6年度）であることから、今回策定する計画は、令和5・6年度の2か年のみとする。

③計画の内容

「杉並区子ども家庭計画（案）概要」 別紙3-1

「杉並区子ども家庭計画（案）」 別紙3-2

④計画の推進に当たって

- 「杉並区子ども・子育て会議」において計画化した各取組の進捗状況等を適宜報告するとともに、毎年度、子ども・子育て支援事業計画で定めた各事業の点検・評価を行い、必要な措置を講じる。

(3) 杉並区健康医療計画（案）

①計画の位置付け

- 基本構想の健康・医療分野における将来像「『人生100年時代』を自分らしく健やかに生きることができるまち」の実現に向けて、総合計画・実行計画等との整合を図った上で、保健福祉計画を構成する健康医療分野の計画として策定する。
- 区の健康医療施策を総合的かつ計画的に展開していくための基本的な方向性と取組を示すとともに、健康増進計画、食育推進計画、がん対策推進計画、自殺対策計画を包含した計画とする。

②計画期間

令和5年度から令和9年度の5年間とする。

なお、上位計画である総合計画・実行計画等や国・東京都における関連した諸計画の改定の動向など社会情勢の変化に合わせ、必要な見直しを行う。

③計画の内容

「杉並区健康医療計画（案）概要」 別紙4-1

「杉並区健康医療計画（案）」 別紙4-2

④計画の推進に当たって

- 健康づくり推進条例の規定に基づく目標及び指標の達成状況については、「杉並区健康づくり推進協議会」の意見を聴き、適切な時期に評価を行うことで、計画のより効果的かつ着実な推進を図る。
- 自殺対策計画（第2次）の着実な推進を図るため、「杉並区自殺対策推進本部」において進捗状況の確認や取組の調整を行う。また、区内関係機関との連携・協力により取組を推進する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年	3月	区民等の意見提出手続の実施（3月1日～3月30日予定）
	6月	計画決定・保健福祉委員会へ報告
	7月	公表

新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって

基本構想の策定やこれまでの保健福祉計画における課題を踏まえ、保健福祉分野全体の計画体系を再編した新たな計画を策定

1 基本構想等の策定

区では、今後の社会経済環境の変化を見据え、実効性や実現可能性を確保することを念頭に置き、概ね10年程度の杉並区の将来を展望する羅針盤として、「杉並区基本構想」を令和3（2021）年10月に策定

2 保健福祉分野の計画の統合・再編

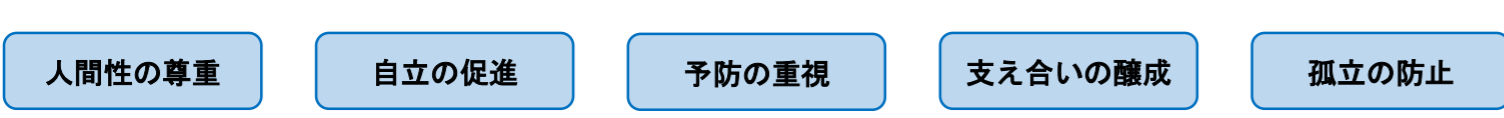
（1）これまでの保健福祉計画における課題

- 急速に進む少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）において取り組む領域が拡大していることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが困難
- 保健福祉の各分野に関連する法令等に基づき、保健福祉計画とは別に策定している個別の計画があることに加え、それらの計画期間は根拠となる法令等によって様々であるため、分野ごとの取組内容の全体像がわかりにくい
- 地域住民の抱える生活課題は、一つの分野だけでは対応しきれない複雑かつ複合的なものとなっており、複数の分野が連携した対応が必要

（2）新たな計画策定の基本的な考え方

- 分野ごとの取組を把握しやすくするため、法令等に基づく計画を中心に、各分野別（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療の5分野）の体系ごとに統合・再編
- 統合・再編した各分野別の計画には、保健福祉分野全体を貫く基本理念や計画推進の方向性などを共通に示すとともに、分野横断的に共通した取組や保健と福祉が相互に連携した取組を地域福祉推進計画の中で一覧化
- 各分野別計画の計画期間は、法令等で定められた計画における計画期間と整合を図る
- 再編した分野別の計画をまとめて「杉並区保健福祉計画」と総称（右図のとおり）
- 今回策定する計画は「杉並区地域福祉推進計画」「杉並区子ども家庭計画」「杉並区健康医療計画」とする
- 障害者分野及び高齢者分野の計画は、法令等で定める現在の障害福祉計画・障害児福祉計画及び介護保険事業計画の計画終期が令和5（2023）年度末であること等を踏まえ、令和6（2024）年度を始期とする計画を策定

3 保健福祉分野全体を貫く基本理念



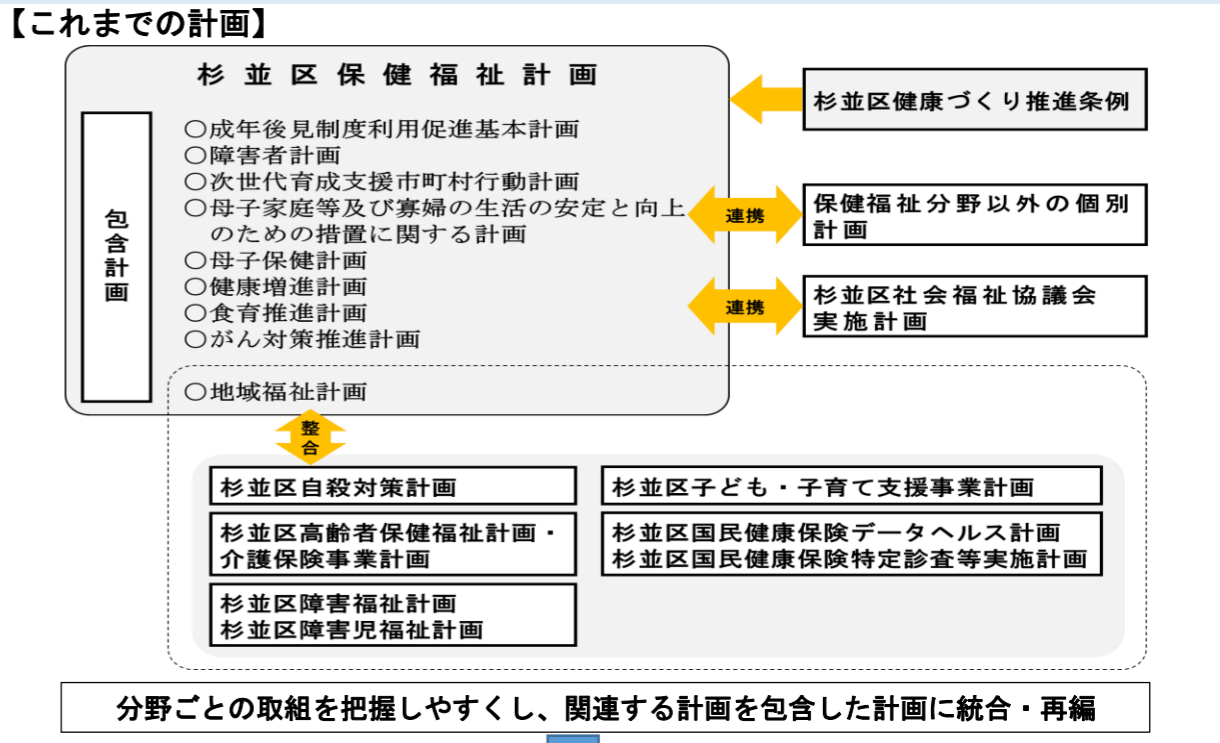
4 計画推進の方向性

- 保健福祉施策に関連する組織間の更なる連携強化と計画化した取組の進行管理を行うため、庁内に「保健福祉施策推進連絡会議」を設置
- 関連する組織間の連絡と調整を綿密に図り、分野横断的な課題へ対応

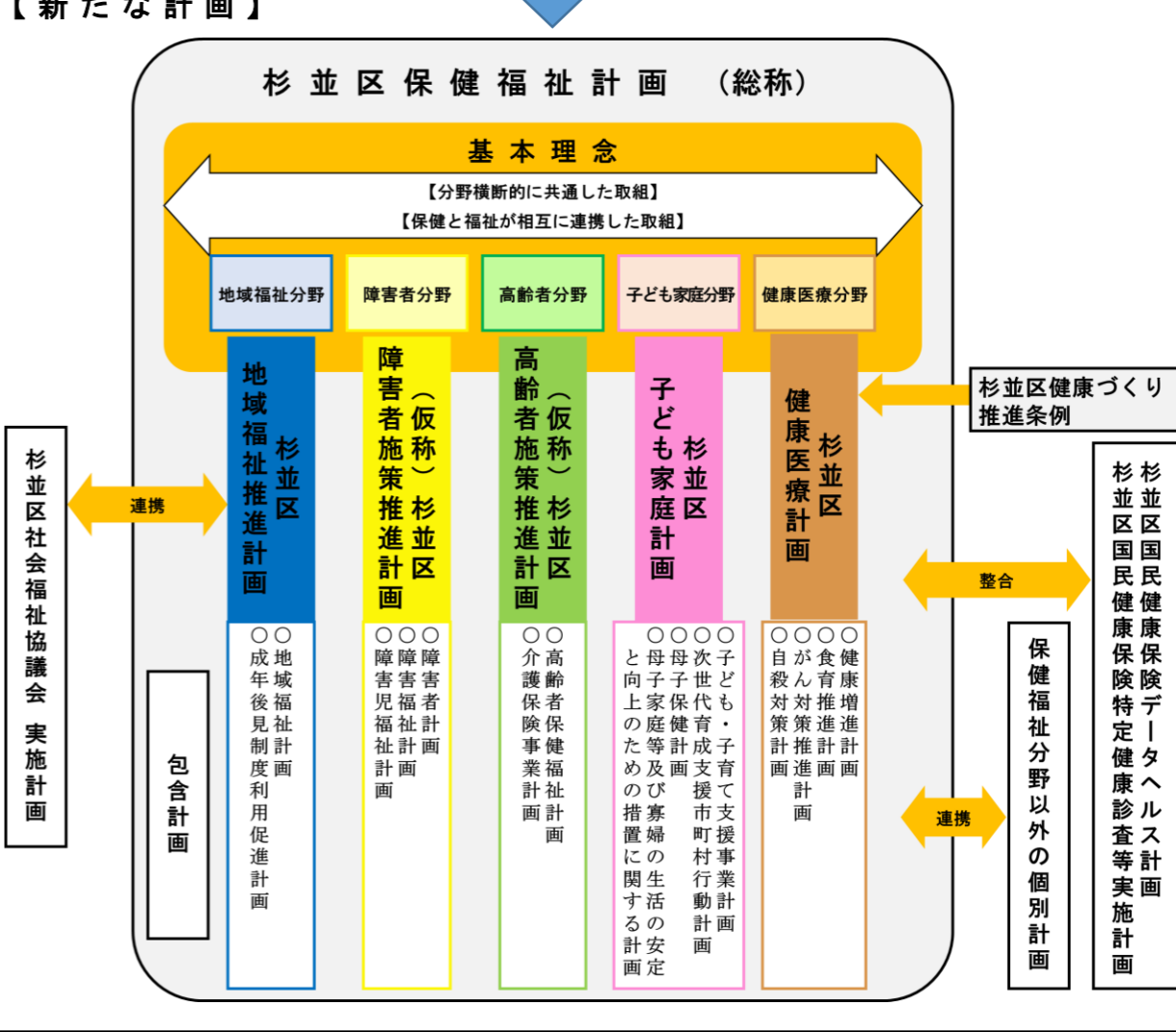
5 分野横断的に共通した取組等について

- 各分野の制度やサービス提供だけでは解決が難しい課題や、保健と福祉が相互に連携した取組等については、地域福祉推進計画の中で「保健福祉施策において分野横断的に実施する事業」として明らかにするとともに、組織間の更なる連携強化を図る
- 各分野別計画において、地域や関係団体と連携して課題解決に取り組み、分野や組織を超えた切れ目のない取組をきめ細かに推進することで、子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らし続けられる杉並区を目指す

計画体系図の比較



【新たな計画】



計画の概要【第1章】

- 位置付け：基本構想の福祉・地域共生分野が目指す将来像「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」の実現に向けて、区の地域福祉施策を総合的に展開していくための基本的な方向性と取組を示した杉並区保健福祉計画を構成する地域福祉分野の計画として策定
- 包含計画：社会福祉法第107条第1項の規定に基づく市町村地域福祉計画
成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく成年後見制度利用促進計画
- 計画期間：令和5(2023)年度～令和9(2027)年度の5年間。なお、上位計画の改定や、社会経済環境の大きな変化や国の方針策定・変更など、計画の前提となる条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行う

施策別の計画内容【第3章】

取組の方向性：▶ 互いを理解し、認め合い、支え・支えられながら暮らすことができる社会をつくる
▶ 地域に多様な社会基盤が整い、自分らしく歳を重ねることができるまちをつくる
▶ 多種多様なつながり方をつくり、孤立させないまちをつくる

└─▶ 3つの方向性から、以下の3つの施策を構成

<施策1>地域における支え合い・助け合いの取組の充実

- ▶地域における支え合い・助け合いの推進
- ▶地域の見守り体制の充実
- ▶地域活動団体との協働
- ▶災害時における地域の支え合いの推進

【主な施策指標】

○地域支え合いの仕組みづくり事業活動件数	
令和3(2021)年度	622件
→令和9(2027)年度	2,000件

<施策2>自立し安心して暮らし続けられる支援の推進

- ▶成年後見制度等の利用促進
- ▶権利擁護の仕組みの充実と虐待防止
- ▶身近な相談体制の充実
- ▶包括的相談支援体制の構築
- ▶生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
- ▶生活保護受給者等の支援
- ▶住宅確保要配慮者等の居住支援
- ▶再犯防止等の推進
- ▶移動のための支援の充実

【主な施策指標】

○地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合	
令和9(2027)年度	60%

<施策3>地域福祉の基盤整備

- ▶気軽に集い交流できる場の充実
- ▶情報発信の強化及び情報格差の解消
- ▶地域福祉の担い手の育成・支援
- ▶保健福祉サービスの質の向上
- ▶ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【主な施策指標】

○地域の集いの場等の実施団体数	
令和3(2021)年度	310団体
→令和9(2027)年度	400団体

保健福祉施策において分野横断的に実施する事業

分野横断的に共通した取組や保健と福祉が相互に連携した取組については、地域福祉推進計画の中で一覧として明記

- ▶地域における支え合い・助け合いの推進
- ▶地域の見守り体制の充実
- ▶災害時における地域の支え合いの推進
- ▶成年後見制度の利用促進
- ▶権利擁護の仕組みの充実と虐待防止
- ▶身近な相談体制の充実
- ▶包括的相談支援体制の構築
- ▶生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
- ▶住宅確保要配慮者等への居住支援
- ▶再犯防止等の推進
- ▶移動のための支援の充実
- ▶気軽に集い交流できる場の整備
- ▶情報発信の強化及び情報格差の解消
- ▶地域福祉の担い手の育成・支援
- ▶保健福祉サービスの質の向上
- ▶ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ▶未就学児の療育体制の充実
- ▶学齢期の障害児支援の充実
- ▶地域における医療的ケア児の支援体制の整備
- ▶食育活動の推進
- ▶高齢期における健康づくり
- ▶障害者の地域医療体制の整備

計画の推進に当たって【第4章】

- 社会福祉法107条第3項の規定に基づき、毎年、事業等の進捗状況の把握と効果検証を実施
- 学識経験者や区内福祉関係者、区民等で構成する「(仮称)杉並区地域福祉施策推進連絡会」を設置し計画の進捗状況等の検証・評価を実施する。また、専門家や地域住民との対話を通じて意見を集約し、今後の計画の改定や見直し等に反映する

杉並区保健福祉計画（地域福祉分野）

杉並区地域福祉推進計画 (案)

令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度

目次

新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって 1

- 1 基本構想等の策定 3
- 2 保健福祉分野の計画の統合・再編 4
- 3 保健福祉分野全体を貫く基本理念 7
- 4 計画推進の方向性 8
- 5 分野横断的に共通した取組等について 8

第1章 総論 9

- 1 杉並区地域福祉推進計画策定の趣旨 11
- 2 計画の位置付け等 13
- 3 計画の期間 15

第2章 区を取り巻く状況 17

- 1 地域福祉における社会の動向 19
- 2 区の地域福祉を取り巻く現状 22
- 3 これまでの区の実施と課題 28

第3章 計画の内容 31

- 1 施策の体系 32
- 2 施策別の計画内容
 - 施策1 地域における支え合い・助け合いの取組の充実 36
 - (1) 地域における支え合い・助け合いの推進
 - (2) 地域の見守り体制の充実
 - (3) 地域活動団体等との協働
 - (4) 災害時における地域の支え合いの推進

目次

施策2 自立し安心して暮らし続けられる支援の推進	52
(1) 成年後見制度等の利用促進 【杉並区成年後見制度利用促進計画】	
(2) 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	
(3) 身近な相談体制の充実	
(4) 包括的相談支援体制の構築	
(5) 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実	
(6) 生活保護受給者等の支援	
(7) 住宅確保要配慮者等の居住支援	
(8) 再犯防止等の推進	
(9) 移動のための支援の充実	

施策3 地域福祉の基盤整備	82
(1) 気軽に集い交流できる場の充実	
(2) 情報発信の強化及び情報格差の解消	
(3) 地域福祉の担い手の育成・支援	
(4) 保健福祉サービスの質の向上	
(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	

第4章 計画の推進に当たって 99

計画の推進に当たって	101
------------	-----

資料編 103

- 1 保健福祉施策において分野横断的に実施する事業
- 2 保健福祉計画 平成30(2018)～令和3(2021)年度の総括

新たな保健福祉分野の計画の 策定に当たって

新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって

区ではこの間、保健福祉分野の課題を解決するため、保健・福祉・医療の各施策における取組の基本的な方向性や、事業の体系等を明らかにした「杉並区保健福祉計画」を策定し、これに基づき、区の保健福祉施策を総合的に推進してきました。

このたび、区の新たな基本構想が策定されたことや、これまでの保健福祉計画における課題を踏まえ、保健福祉分野全体の計画体系を再編した、新たな計画として策定します。

1 基本構想等の策定

(1) 杉並区基本構想の策定

○区では、今後の社会経済環境の変化を見据え、実効性や実現可能性を確保することを念頭に置き、概ね10年程度の杉並区の将来を展望する羅針盤として、「杉並区基本構想」を令和3（2021）年10月に策定しました。

区が目指すまちの姿

みどり豊かな 住まいのみやこ

○基本構想では、8つの分野ごとの将来像を掲げ、「健康・医療分野」「福祉・地域共生分野」「子ども分野」における将来像を以下のとおり描いています。

健康・医療分野における将来像

■ 「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

福祉・地域共生分野における将来像

■ すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

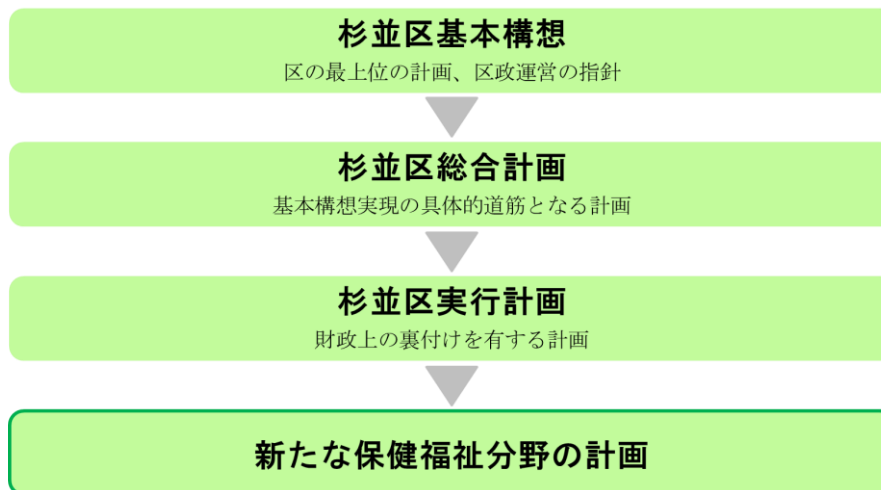
子ども分野における将来像

■ すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

(2) 杉並区総合計画・実行計画の策定

○区は、基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として、令和4（2022）年度を始期とする新たな杉並区総合計画・杉並区実行計画を策定し、分野ごとの施策を定めるとともに、各施策に掲げる目標を達成するための取組・事業を計画化しました。

計画の位置付け



2 保健福祉分野の計画の統合・再編

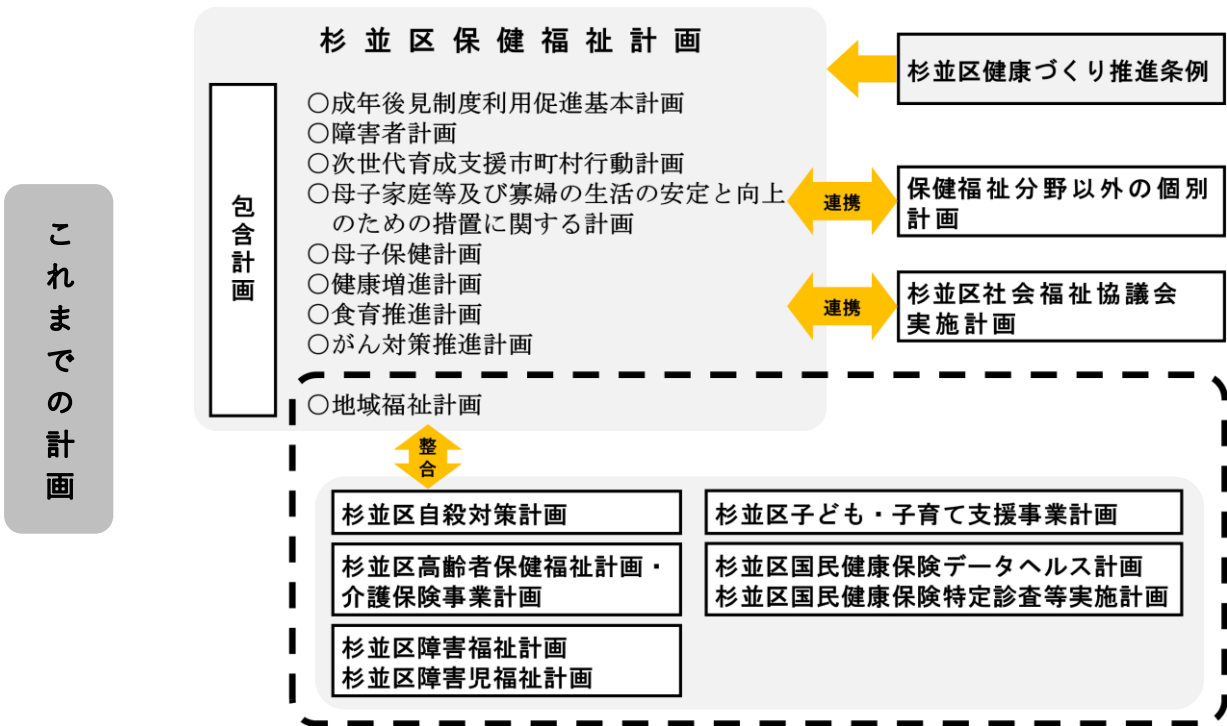
(1) これまでの保健福祉計画における課題

- 急速に進む少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）において取り組む領域が拡大していることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが難しくなっています。
- また、保健福祉の各分野に関連する法令等に基づき、保健福祉計画とは別に策定している個別の計画があることに加え、それらの計画期間は根拠となる法令等によって様々であるため、分野ごとの取組内容の全体像がわかりにくいという課題もありました。
- 一方、地域住民の抱える生活課題は、一つの分野だけでは対応しきれない複雑かつ複合的なものとなっており、複数の分野が連携して対応する必要があります。

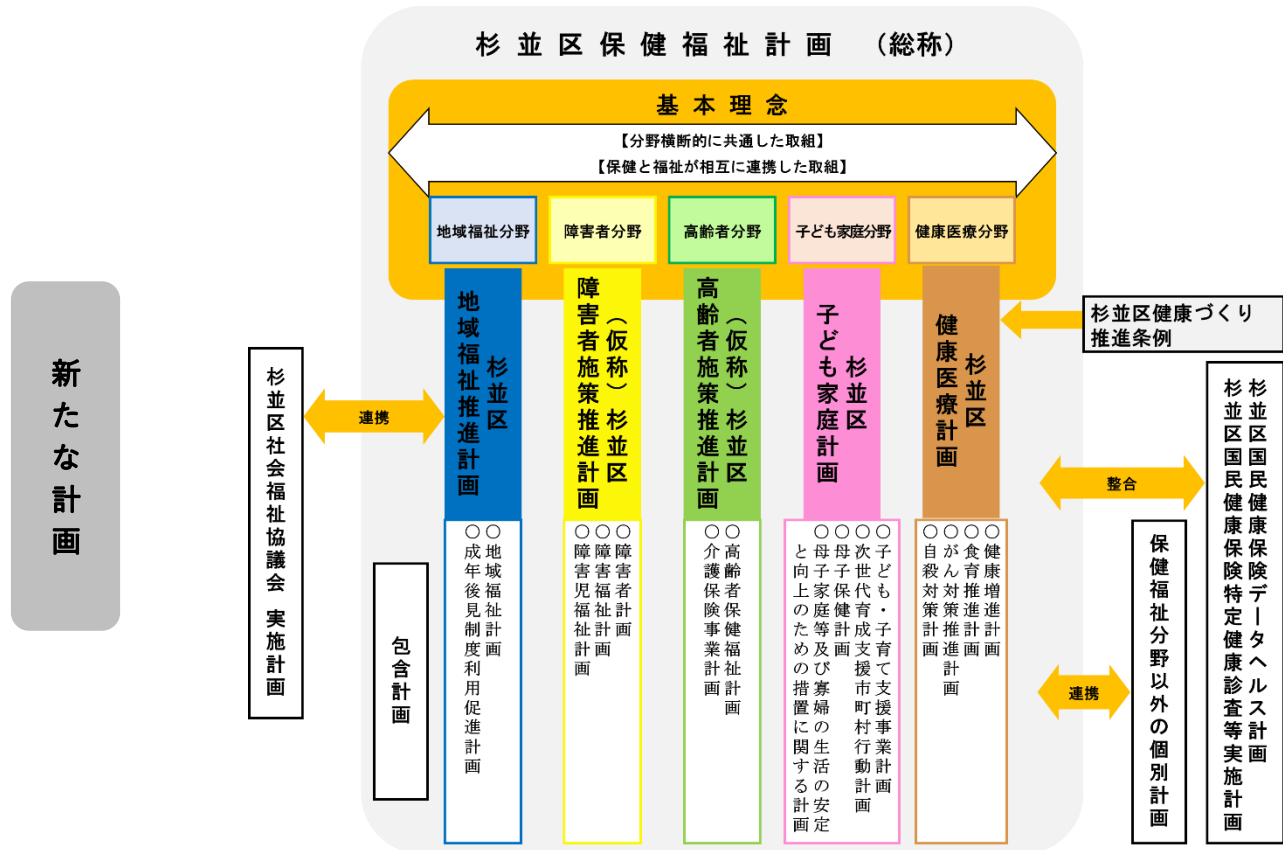
(2) 新たな計画策定の基本的な考え方

- こうした課題を踏まえ、新たに策定する計画は、分野ごとの取組を把握しやすくするため、法令等に基づく計画を中心に、各分野別（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療の5分野）の体系ごとに統合・再編しました。
- また、区の保健福祉施策を一体的に進めていくため、統合・再編した各分野別の計画には、保健福祉分野全体を貫く基本理念や計画推進の方向性などを共通に示すとともに、分野横断的に共通した取組や保健と福祉が連携した取組の一覧を地域福祉推進計画の中に明記し、各取組の概要については、それぞれの分野別計画の中で明らかにしました。
- なお、保健福祉の各分野別計画の計画期間は、法令等で定められた計画における計画期間と整合を図ることとします。
- 再編した分野別の計画をまとめて「杉並区保健福祉計画」と総称します。

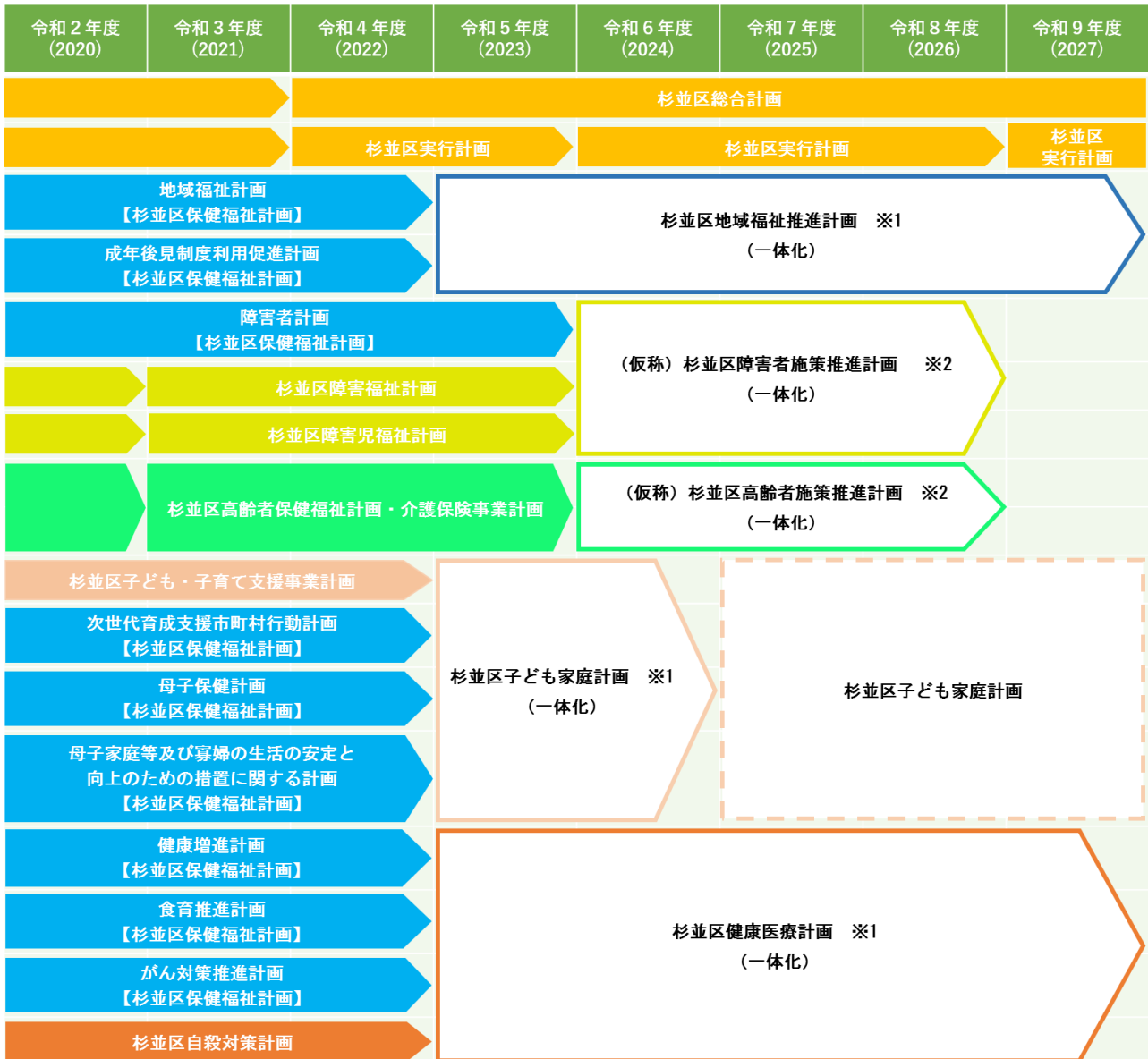
計画体系図の比較



分野ごとの取組を把握しやすくし、関連する計画を包含した計画に統合・再編



保健福祉の各分野別計画の計画期間



※1 令和5(2023)年度は、杉並区地域福祉推進計画・杉並区子ども家庭計画・杉並区健康医療計画を策定します。

※2 (仮称) 杉並区障害者施策推進計画及び(仮称) 杉並区高齢者施策推進計画については、法令等で定める現在の障害福祉計画・障害児福祉計画及び介護保険事業計画の計画終期が令和5(2023)年度末であることに加え、国において関連計画等の作成に向けた議論や見直し検討が既に行われていることを踏まえ、令和6(2024)年度を始期とする計画を策定します。

3 保健福祉分野全体を貫く基本理念

杉並区基本構想に掲げる区が目指すまちの姿「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けて、保健福祉分野の取組を推進するに当たり、次の基本理念を掲げます。

(1) 人間性の尊重

日常生活のあらゆる場面で、個人の尊厳や権利が冒されることなく、自己の意思に基づく選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。

(2) 自立の促進

すべての区民が、持てる能力を発揮しながら、主体的に社会参加し、自分らしく安心した生活を営むことができるよう、一人ひとりの自立に向けた取組をサポートしていきます。

(3) 予防の重視

誰もが安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、身体機能の低下や生活困難、感染症等の健康危機^{*1}などを軽減する予防の取組を重視します。

(4) 支え合いの醸成

様々な価値観を互いに認め合い、支え・支えられることができるよう、世代や属性を超えた多様な交流ができる環境を整え、誰もが暮らしやすい地域社会を築いていきます。

(5) 孤立の防止

必要な人が必要なときに、人・活動・組織とつながることができるよう、多様な主体が参画、連携し、孤立させない仕組みを整えていきます。

*1 健康危機：食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品その他何らかの原因により、住民の生命と健康の安全が脅かされる事態

4 計画推進の方向性

- 保健福祉施策に関連する組織間の更なる連携強化と計画化した取組の進行管理を行うため、庁内に「保健福祉施策推進連絡会議」を設置し、計画の推進を図っていきます。
- また、分野横断的な課題への対応について、関連する組織間の連絡と調整を綿密に図り、課題解決に向けて取り組んでいきます。

5 分野横断的に共通した取組等について

- 各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の制度やサービス提供だけでは解決が難しい課題、支援対象を世帯と捉えた複合的な課題を解決するために、相談支援機関を中心とした各分野による連携をより一層強化した取組が必要です。
- また、保健と福祉が相互に連携した取組やライフステージ^{*2}に応じた保健福祉のサービス展開などについても、各分野が横断的に連携して対応することが重要です。
- こうした分野横断的に取り組むべき事業等については、地域福祉推進計画の中で「保健福祉施策において分野横断的に実施する事業」（巻末資料）として明らかにするとともに、「4 計画推進の方向性」で示したとおり、組織間の更なる連携強化を図っていきます。
- さらに、各分野別計画において、地域や関係団体と連携して課題解決に取り組み、分野や組織を超えた切れ目のない取組をきめ細やかに推進することで、子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らし続けられる杉並区を目指します。

*2 ライフステージ：乳児期、幼児期、児童期、青年期、壮年期、老齢期など、人が生まれてから亡くなるまでの生活環境の段階のこと

第1章

総論

1 杉並区地域福祉推進計画策定の趣旨

(1) 計画策定の経緯

- 急速な少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、社会構造が大きく変化していることに伴い、8050問題^{*3}やダブルケア^{*4}といった複雑化・複合化した問題を抱える区民が増加し、制度や分野ごとの福祉サービスでは対応が困難な課題が顕在化しています。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の働き方や暮らし方に大きな影響を及ぼすとともに、地域の集まりやイベントの延期や中止が余儀なくされ、地域のつながりの希薄化に拍車をかけ、社会的孤立^{*5}や生活困窮等といった問題がより一層深刻化しています。
- これまで区では、「地域福祉」「障害者」「高齢者」「子ども家庭」「健康医療」の分野別の法定計画等を包含し、保健福祉施策全体を網羅した計画として「杉並区保健福祉計画」を策定していましたが、前述の「新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって」で示したとおり、保健福祉の各分野が取り組む領域が拡大し、かつ計画期間も異なることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが困難になっています。
- こうした区民や区を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、法令等に基づく計画を中心に、保健福祉の各分野別の体系ごとに統合・再編を行うこととし、地域福祉分野の計画については「杉並区地域福祉推進計画」（以下「本計画」という。）として新たに策定することとしました。

*3 8050問題：高齢者の親とひきこもりの50代の子の世帯等が、支援につながらないまま孤立する問題

*4 ダブルケア：子育てと親の介護を同時に抱えている状態

*5 社会的孤立：家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態

(2) 杉並区基本構想で示す将来像と取組の方向性

○令和3（2021）年10月に策定した杉並区基本構想では、分野ごとの将来像を掲げるとともに、実現するための取組の方向性を示しています。

福祉・地域共生分野における将来像

■すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

福祉・地域共生分野における取組の方向性

- 1 互いを理解し、認め合い、支え・支えられながら暮らすことができる社会をつくる
 - ・国籍や性別、年齢の違いや障害の有無、性的指向や性自認等に関わらず、お互いを理解し合うための機会や場所を身近な地域につくることなどを通じ、誰一人として取り残されることのない共生社会をつくります。
 - ・地域の中に、ボランティアや趣味の活動などの様々な社会参加活動の選択肢が用意され、そこに参加する区民がそれぞれの力を発揮できる環境を整備するなど、共助の活動を支援し、地域で支え合うまちづくりを進めます。
- 2 地域に多様な社会基盤が整い、自分らしく歳を重ねることができるまちをつくる
 - ・「人生100年時代」に自分らしく歳を重ね、人生の最終段階まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な福祉基盤を整えていきます。
 - ・一人ひとりに合った就労や社会参加の選択肢を幅広く提供し、高齢者や障害者を含め、誰もが役割を持って社会に参加できる環境をつくります。
- 3 多種多様なつながり方をつくり、孤立させないまちをつくる
 - ・地域の中で孤立しないように、必要なときには、ICT^{*6}を活用するなど多様なスタイルで、地域社会とつながれる仕組みを構築します。
 - ・公的な介護の充実を図るとともに、これによらず家族や関係者を個別に支えている人（ケアラー）が孤立したり、将来の選択肢を奪われたりすることがない社会をつくります。

*6 ICT：Information and Communications Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する分野の技術・産業・設備・サービスなどの総称で、情報共有、伝達するための技術

2 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

- 本計画は、杉並区基本構想が目指す「福祉・地域共生分野」における将来像の実現に向けて、杉並区総合計画・実行計画との整合を図った上で、区の地域福祉施策を総合的に展開していくための基本的な方向性と取組を示した、保健福祉計画を構成する地域福祉分野の計画として策定します。
- 本計画は、社会福祉法第107条第1項の規定に基づく「市町村地域福祉計画」に位置付けます。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含します。
- 「あなたの力（チカラ）をつなげる共助のまちづくり」を基本目標に掲げ、区の地域福祉の推進に大きな役割を担っている杉並区社会福祉協議会が策定する「杉並区社会福祉協議会 実施計画」と連携を図っていきます。

杉並区地域福祉推進計画に包含する計画と根拠法令

計画名	包含する計画	根拠法令
杉並区地域福祉推進計画	地域福祉計画	社会福祉法第107条第1項
	成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項

包含計画の根拠法令

＜地域福祉計画の位置付け(抜粋)＞

社会福祉法 第107条第1項(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項

＜成年後見制度利用促進計画の位置付け(抜粋)＞

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条(市町村の講ずる措置)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

杉並区社会福祉協議会の役割及び連携

杉並区社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された社会福祉法人で、会員制度に支えられた民間団体として、地域福祉課題に取り組んでいます。

「ささえあう地域づくりが仕事です」を理念に掲げるとともに、「あなたの力(チカラ)をつなげる共助のまちづくり」を基本目標に、地域住民や関係機関と共に地域の共助力の向上を目指して地域福祉の推進に取り組んでいます。

主な取組は、区民の地域福祉活動の支援やボランティア活動の推進、地域福祉における権利擁護等に関する相談や高齢者をはじめ地域のあらゆる福祉活動の相談対応などです。また、災害時には災害ボランティアセンターを立ち上げて運営する役割も担っています。

また、杉並区社会福祉協議会が、令和5(2023)年度に策定する予定の「(仮)地域福祉活動計画」は、本計画と車の両輪のように緊密な連携を図り、区民とともに地域福祉関係者・関係団体などの様々な活動主体と協働して、着実に地域福祉を進めていきます。

(2) 計画策定の考え方

- 今回策定する本計画では、区の地域福祉施策を推進するための各福祉分野に共通する主な事業や取組を網羅的に示すとともに、地域共生社会^{*7}の実現に向けた地域福祉分野に関する事業の方向性や、優先的に推進する取組を提示しています。
- また、杉並区基本構想の策定に向けて設置された「杉並区基本構想審議会」において、その審議過程で出された具体的な提案をまとめた「基本構想に基づく具体的な取組の実施に当たって一提言一」や審議会での議論等を踏まえ、地域福祉分野に属する事項をできる限り計画に反映させています。
- 本計画には、現在の行政計画では実施規模等が確定していないものが含まれていますが、今後、行政計画の改定時や予算の中に位置付けて、取組等を推進させていきます。

3 計画の期間

- 本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。
- なお、上位計画の改定、社会経済環境の大きな変化や国の方針策定・変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

^{*7} **地域共生社会**：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

第2章

区を取り巻く状況

1 地域福祉における社会の動向

(1) 社会福祉法の改正

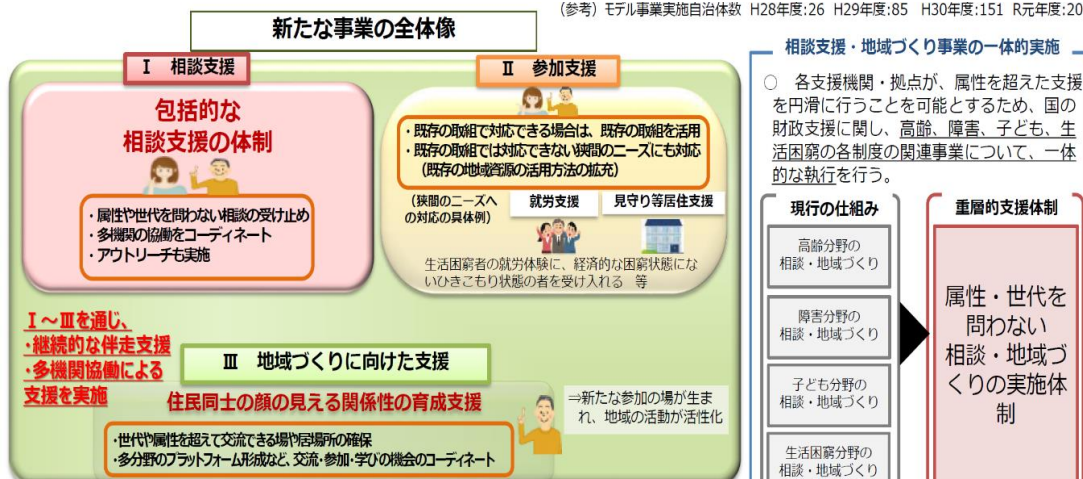
- 近年、国は「地域共生社会の実現」に向け、数回に及ぶ社会福祉法の改正を行なってきました。平成29（2017）年6月の改正では、区市町村による地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備についての取組が追加されました。
- さらに、令和2（2020）年6月の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業では、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援が相互に重なり合いながら、区市町村全体の体制として本人・世帯に寄り添い、伴走する支援体制を構築・強化するものと示されています。
- 区では今後、複合的課題等を抱えた区民や世帯に寄り添った支援策を強化するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、関係組織間で検討を進めていきます。

コラム 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に基づき、区市町村において対象者の世代や分野を問わない相談支援、社会参加の実現にむけた支援、地域で住民同士が交流する場や居場所、地域のネットワークづくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

具体的には、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これらの3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ^{*8}等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの支援を一体的に実施する事業です。

(参考) モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

*8 アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報、支援を届けること

(2) 成年後見制度の利用促進に向けた取組

- 国は、成年後見制度が認知症、知的障害その他の精神上的の障害等があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うための重要な手段であるにもかかわらず、利用者が制度を利用するメリットが実感できず、必要な人に制度が十分に利用されていないことから、平成28（2016）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定し、施行しました。
- この法律では、国は成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めることが明記されており、国は平成29（2017）年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、令和4（2022）年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、第一期計画で浮き彫りになった課題に対応した具体的な利用促進策を掲げています。
- 区は、本計画に「成年後見制度利用促進計画」を内包することとし、国の第二期計画を踏まえた成年後見制度の利用促進に向けた事業を位置付け、具体的に取組内容等を示しています。

(3) 東京都地域福祉支援計画の策定

- 東京都は、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進することを目的として、令和3（2021）年12月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定しました。
- 第二期計画では、東京都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するとともに、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させることにより、地域共生社会を実現することを目標としています。
- また、「地域での包括的な支援体制づくり」、「誰もが安心して地域で暮らせる社会を支える」、「地域福祉を支える基盤を強化する」という3つの施策テーマを設定し、それぞれのテーマに関する課題と、計画期間中に東京都が取り組む方向性を明らかにしています。

(4) コロナ禍において顕在化した新たな課題への対応

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、これまで地域において行われていた会議や交流の機会は大幅に減少しました。これにより、会議等の開催や面談は、参集によるリアルな面談方式からICTを活用したオンライン形式での実施が増加し、地域では感染防止に努めながら活動するなど、人々の働き方やコミュニケーションの在り方は大きく様変わりしています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がデジタル化の進展に拍車をかけていることを踏まえると、今後は誰もが適切なコミュニケーションが取れるよう、デジタルデバイド*9の是正を図ることが求められます。

○地域福祉分野においても、地域とのつながりの希薄化によって生ずるひきこもり*10への対応や、生活困窮者*11の増加による相談体制の強化など、取り組むべき課題が表面化していることから、今後関係機関と連携し、コロナ禍による変化に柔軟に対応しながら地域福祉を推進する必要があります。

(5) SDGsへの取組

○平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、令和12(2030)年に向けた国際目標である「SDGs(持続可能な開発のための2030アジェンダ)」が採択されました。SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境に関する様々な問題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットを掲げています。

○区では、杉並区総合計画・実行計画において、区の具体的な取組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が重なっていることを区民と共有した上で、各計画事業を推進していくこととしています。

○このことを踏まえて、本計画においても以下のとおりSDGsの項目と区の取組との対応関係を明示するとともに、今後とも世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方と軸を一にした取組を進めていきます。

本計画に関連するSDGsのゴールとの関係

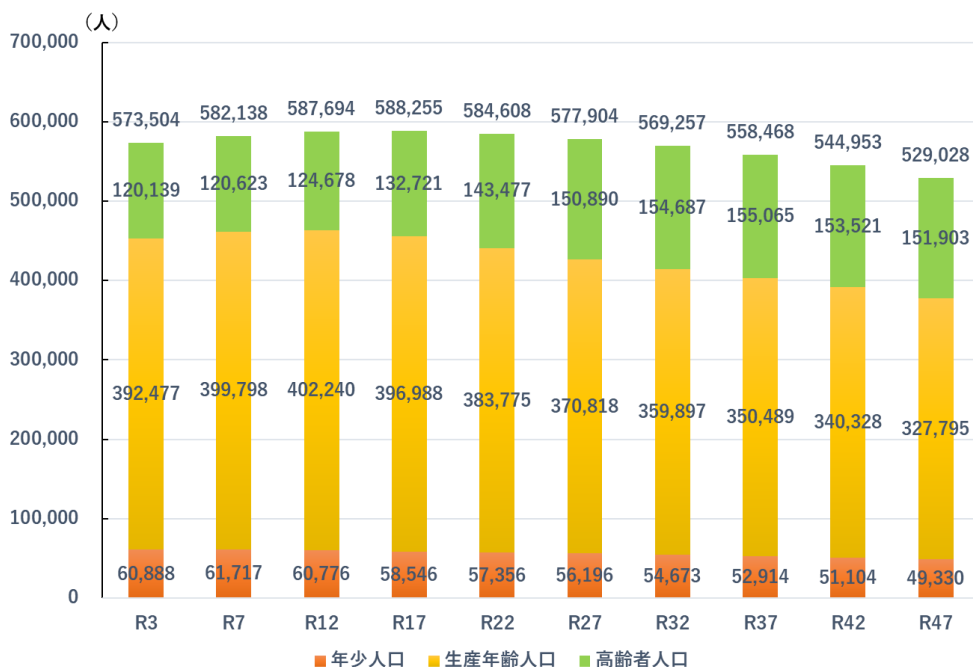


*9 デジタルデバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差
*10 ひきこもり：様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態
*11 生活困窮者：就労の状況、心身の状況、地域社会との関係その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

2 区の地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口の推移

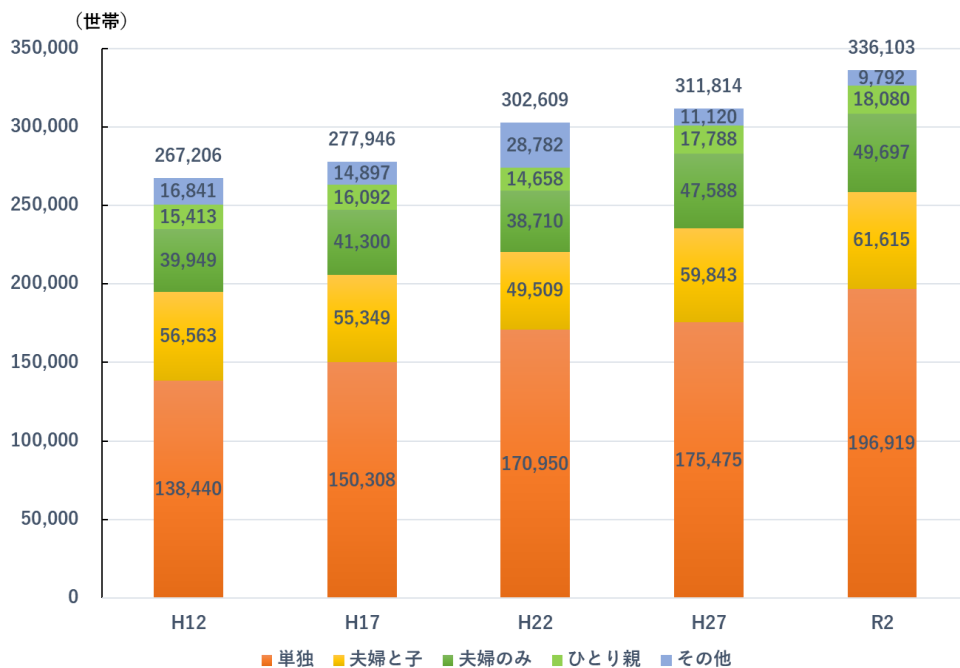
○区の人口は令和3（2021）年に573,504人となっており、令和47（2065）年には529,028人になることが見込まれます。



出典：杉並区総合計画・実行計画

(2) 世帯数

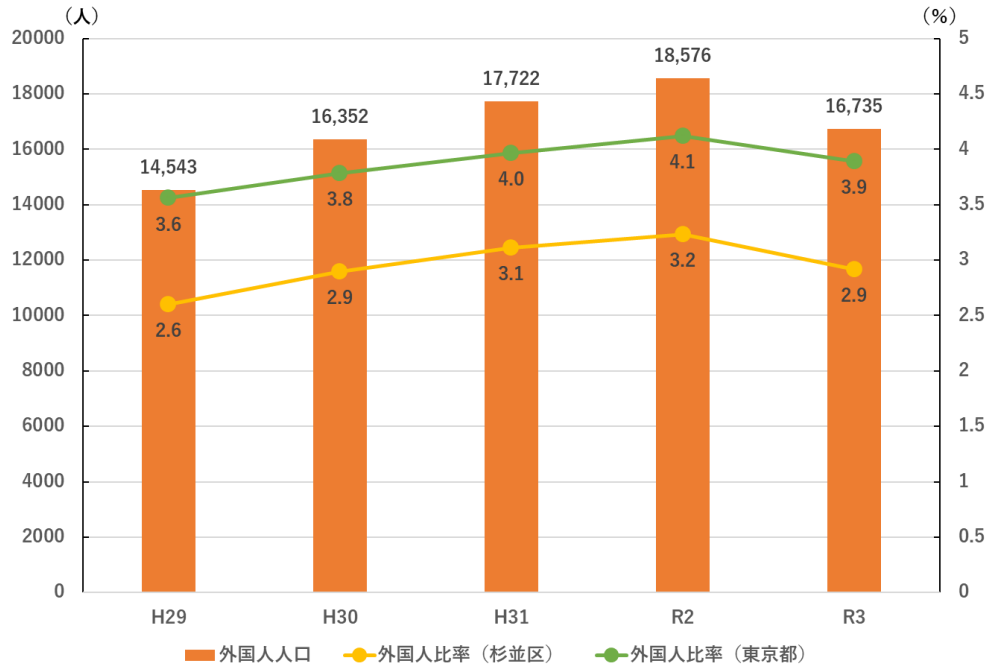
○総世帯数は令和2（2020）年に336,103世帯となり、単独世帯が全体の約6割を占めています。



出典：杉並区統計書（各年10月1日現在）

(3) 外国人人口

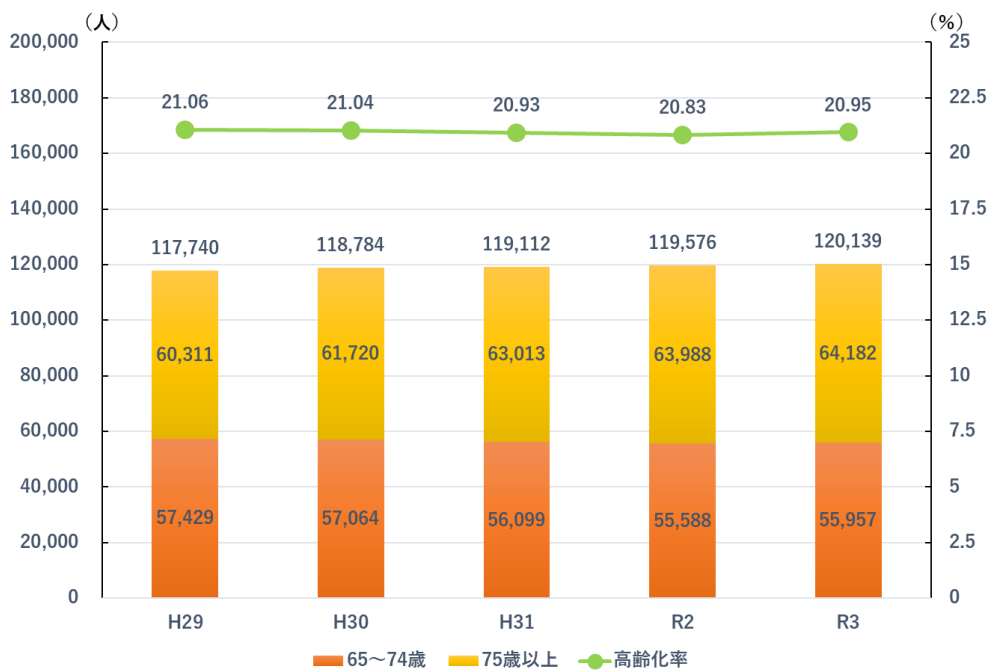
- 在住外国人の人口は増加傾向が続いていましたが、令和3（2021）年は一転して減少しています。
- 総人口に占める在住外国人の割合は2～3%台で推移しており、東京都の比率よりも低くなっています。



出典：東京都—東京都の統計（各年1月1日現在）
杉並区—杉並区統計書（各年1月1日現在）

(4) 高齢者人口

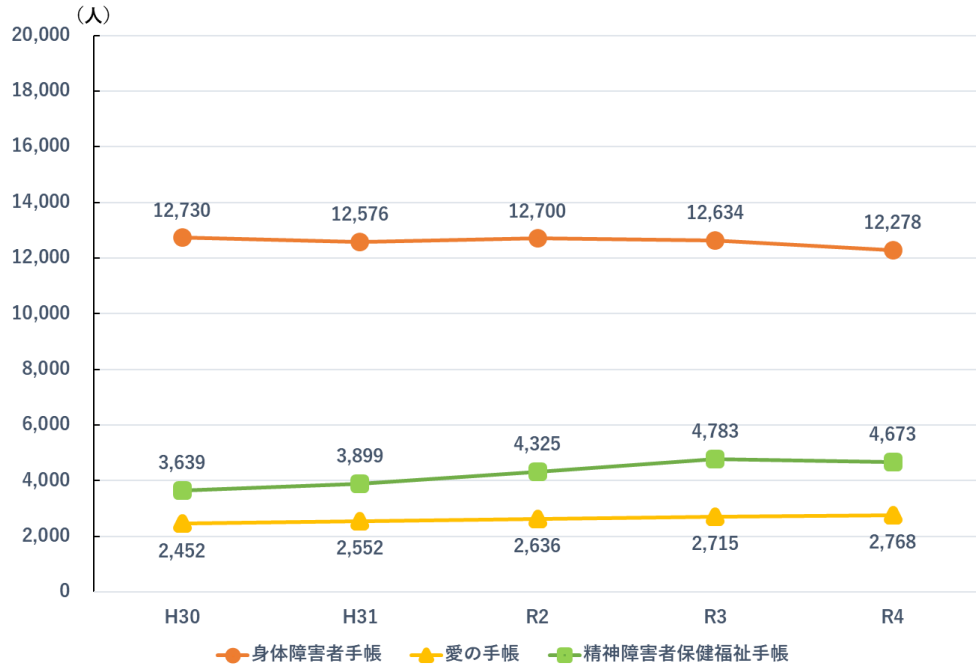
- 高齢者は年々増加し、令和3（2021）年には120,139人となっており、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は20.95%となっています。



出典：杉並区統計書（各年1月1日現在）

(5) 障害者手帳所持者数

○令和4（2022）年4月1日現在で、身体障害者手帳所持者は12,278人、愛の手帳（知的障害の手帳）所持者は2,768人、精神障害者保健福祉手帳所持者は4,673人となっています。平成30（2018）年度以降、身体障害者手帳所持者は増減を繰り返し、愛の手帳所持者は微増、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,000人以上増加しています。

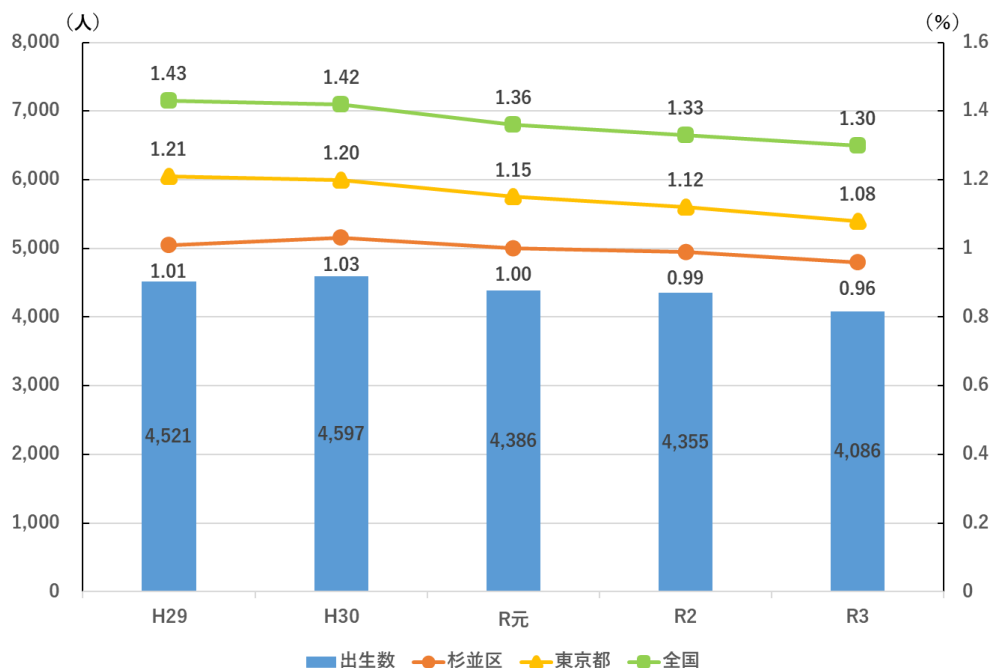


※各年4月1日現在。ただし、精神障害者保健福祉手帳は3月31日現在を4月1日に読み替えて作成。

出典：杉並区保健福祉事業概要

(6) 出生数・出生率

○出生数は平成31（2019）年以降減少傾向にあり、令和3（2021）年で4,086人となっています。
○区の合計特殊出生率は、国や東京都に比べて低い状況にあります。



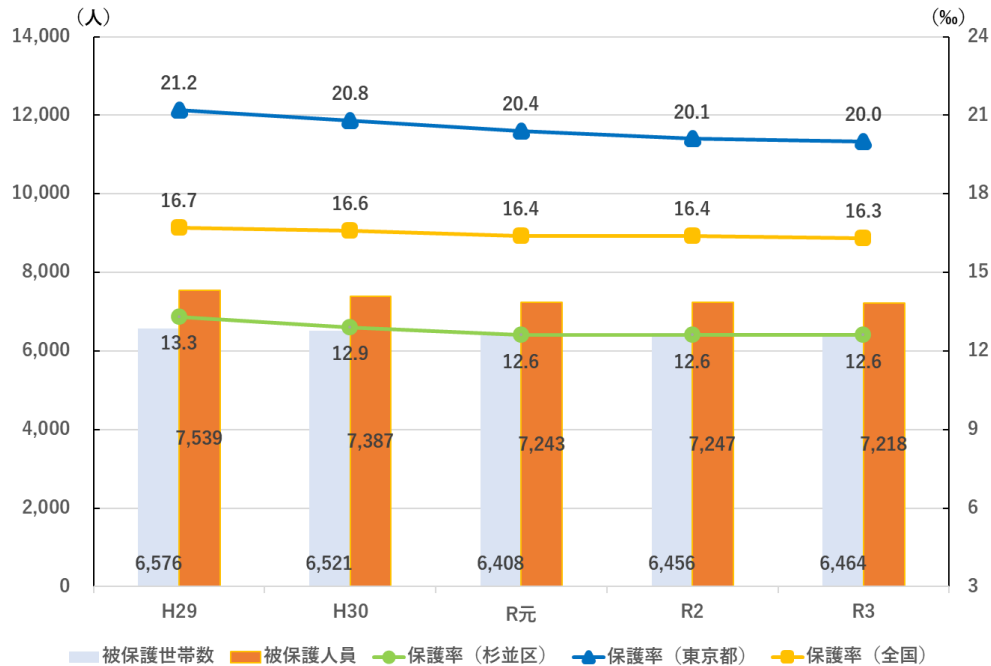
※合計特殊出生率：一人の女性が15～49歳の間に産む子どもの数を示す指標

出典：杉並区保健福祉事業概要

(7) 生活保護世帯数及び保護率の推移

○生活保護の世帯数は減少傾向にありましたが、令和2（2020）年度から微増に転じ、令和3（2021）年度末現在で6,464世帯となっています。

○保護率※は、国や東京都に比べて低い状況にあります。



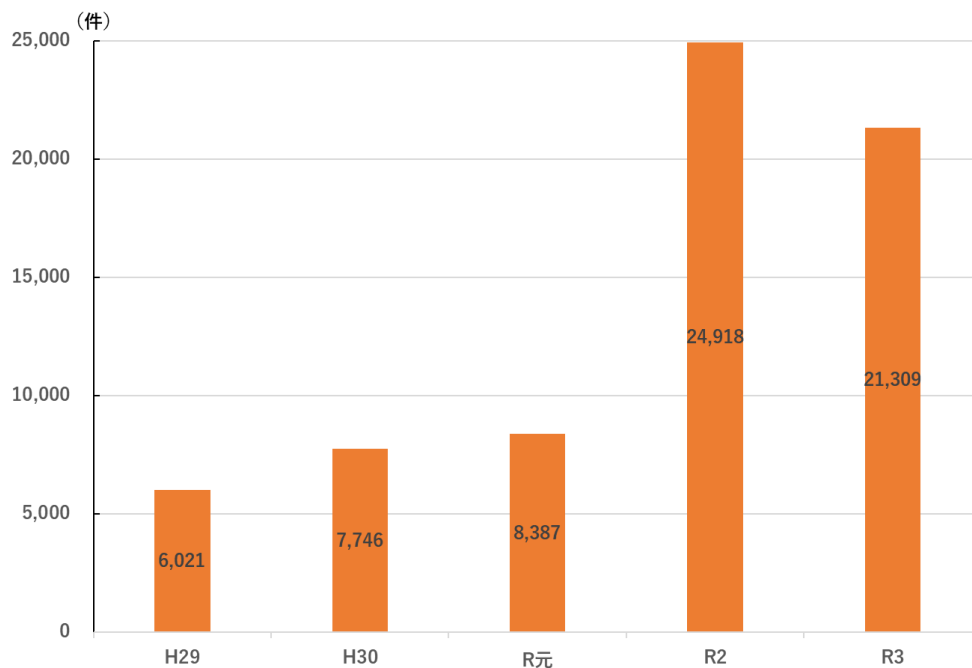
※保護率（人口千対）：被保護実人員÷区人口×1,000で算出

出典：杉並区保健福祉事業概要

(8) 生活困窮者自立支援法に基づく相談件数

○相談件数はコロナ禍の影響により大幅に増加し、令和2（2020）年度は24,918件となっています。

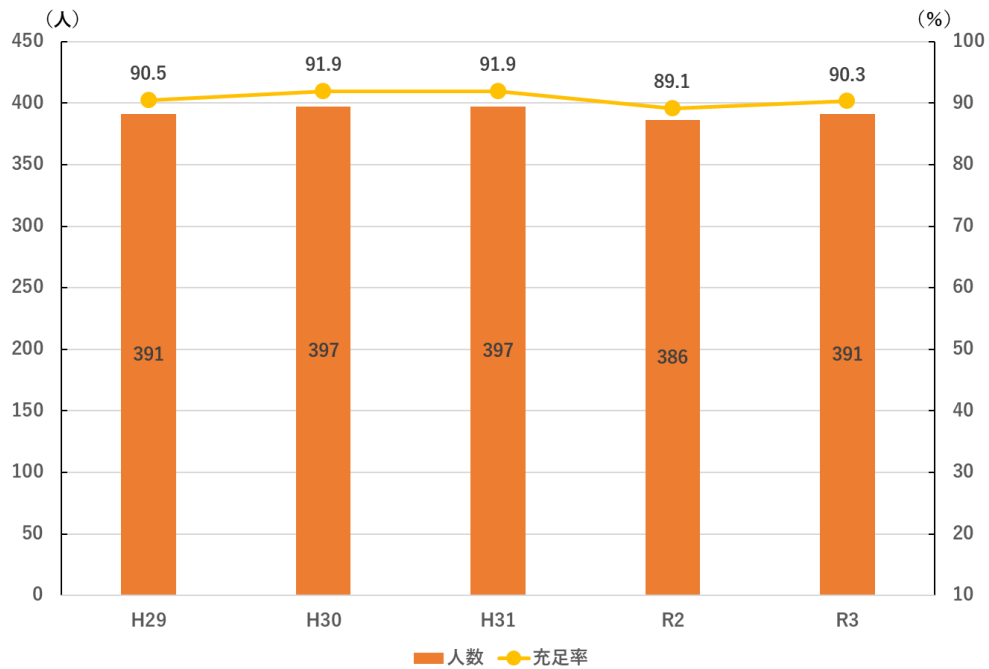
○令和3（2021）年度は、令和元（2019）年度と比べて約2.5倍となっています。



出典：杉並区保健福祉事業概要

(9) 民生委員・児童委員数及び定員充足率の推移

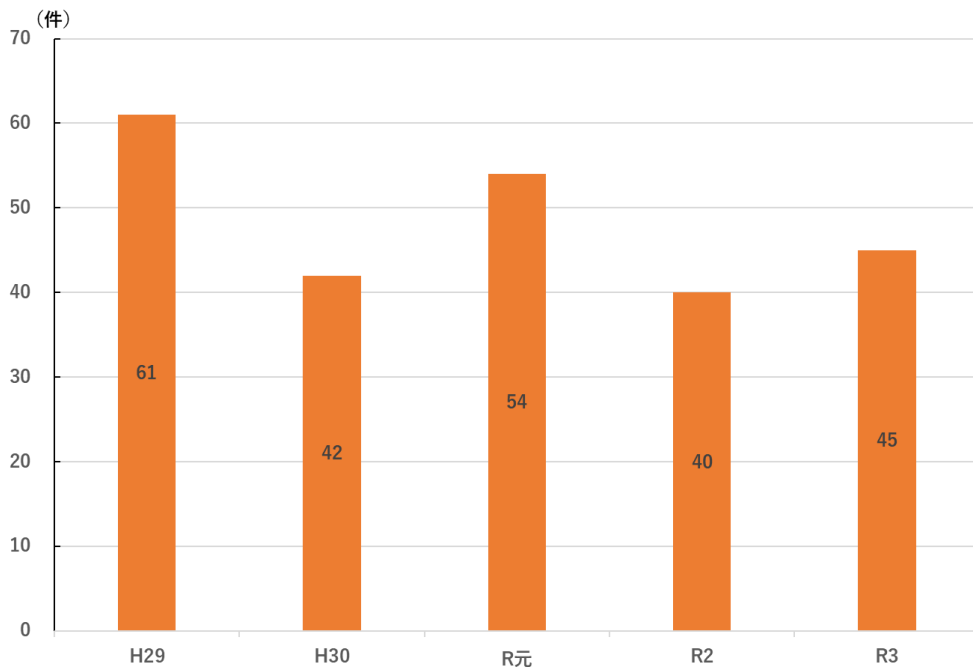
○民生委員・児童委員数と定員に対する充足率は近年横ばいで推移しています。



出典：杉並区資料（各年4月1日現在）

(10) 成年後見制度区長申立て※件数

○成年後見制度における区長申立て件数は増減を繰り返し、令和3（2021）年度では45件となっています。



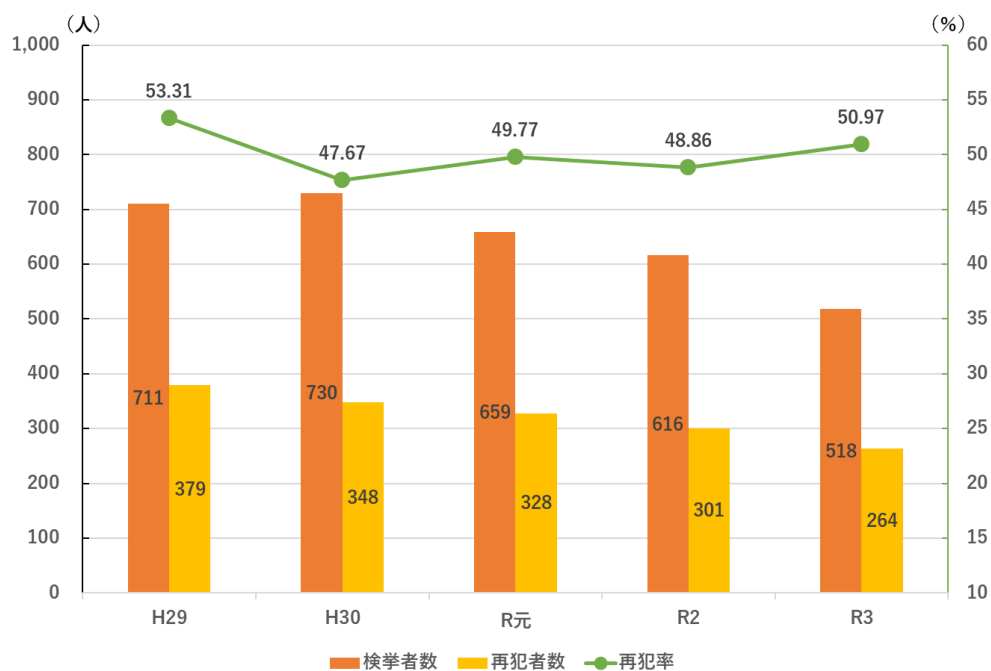
※区長申立て：成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、本人や親族かが家庭裁判所に成年後見等の開始の審判の申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに区長（市町村長）が申立てを行う仕組み

出典：杉並区資料

(11) 刑法犯検挙者・再犯者数・再犯率※

○区内の刑法犯検挙者数及び再犯者数は、ともに減少しています。

○再犯率（刑法犯）は増減を繰り返し、令和3（2021）年は50.97%となっています。



※再犯率：検挙者数に占める、再犯者数の割合

出典：法務省矯正局提供データを基に杉並区作成
(20歳未満の対象者を除く)

3 これまでの区を取組と課題

(1) 生活困窮者自立支援制度の施行

○平成27年（2015）年度「生活困窮者支援法」の施行を受け、同年に開設した生活困窮者自立支窓口（くらしのサポートステーション）では、現に生活に困窮する人だけでなく、将来的に困窮するおそれのあるひきこもり等の若者を対象に、関係機関と連携しながら伴走的に支援を行ってきました。

○新型コロナウイルス感染症の蔓延による経済の低迷から、生活困窮に陥った方への支援プランの作成に力を入れる必要があります。また、効果的に支援を行うため、相談機関につながりにくい方々へのアウトリーチを促進する必要があります。さらに、ひきこもりの方には就労による自立だけでなく、居場所の確保など、その方の意思を尊重した支援が求められています。

(2) 包括的相談支援体制の構築

○平成30（2018）年度に在宅医療・生活支援センター^{*12}を開設し、複合的な課題等に対する相談機関の後方支援や住民が相互に支え合う地域づくりに取り組んできました。「地域支え合いの仕組みづくり事業」では、身近な地域で地域生活課題を受け止め、地域におけるネットワークを構築し、解決に向けてともに考え、関係機関や地域住民の活動へつないできました。

○今後も、区民の複雑化・複合化する問題に対応するため、令和3（2021）年の社会福祉法の改正で創設された「重層的支援体制整備事業」の実施などを検討し、既存の相談支援を生かした包括的な支援体制の整備を進めることが求められています。

(3) 災害時要配慮者^{*13}支援対策

○首都直下地震等の災害に備えるため、災害時に自力での避難が難しい方を対象にした「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」について、制度のPRや積極的な登録勧奨等により、登録者数の増加に向けた取組を行ってきました。

○今後も、少子高齢化の進展に伴い、災害時要配慮者が増加していくことから、計画的に登録者数の増加を図るほか、震災救援所^{*14}での生活が難しい被災者を受け入れる福祉救援所^{*15}について、民間事業者等と協力して、地域における受入・支援体制を強化・拡充することが求められています。

*12 在宅医療・生活支援センター：区内の在宅医療を推進するほか、複合的な生活課題を抱えた世帯を、高齢者や障害者、子ども家庭などの各機関等が連携して支援するための調整や、地域での支え合いの活動を広げるための環境づくりを推進する区の機関

*13 災害時要配慮者：発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活の各段階において特に配慮を要する高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等

*14 震災救援所：災害によって住居が倒壊した被災者等に対し、救援・救護を実施するための施設で、救援物資の配給や情報が集まる拠点。区内の小・中学校等65カ所を指定

*15 福祉救援所：震災救援所や第二次救援所（区内7カ所の地域区民センター）では避難生活が困難で、特別な支援を必要とする要配慮者を臨時的・応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うための区立施設及び、区と協定を締結した特養ホームや障害者通所などの民間施設

(4) 成年後見制度の推進

- 杉並区成年後見センターは、平成18（2006）年度に成年後見制度の利用推進機関として事業を開始し、成年後見制度の普及啓発や制度利用に関する総合的な相談・支援など、権利擁護^{*16}の推進を図ってきました。本人や親族が申立てを行うことが難しい場合に行う区長申立件数は増減を繰り返していますが、相談件数や申立て支援件数は順調に伸びており、成年後見人や関係機関から寄せられる相談も増えています。
- 今後もより一層、制度の利用推進機関である杉並区成年後見センターが相談から支援まで一貫した支援機能を発揮し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として関係機関との連携体制を強化するとともに、本人を中心とした支援・活動における共通基盤づくりを目指し、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を図る必要があります。

*16 権利擁護：高齢や障害などにより自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスが利用できるよう支援し、本人の権利を擁護すること

第3章

計画の内容

地域福祉推進計画体系図

施策	推進する事業	
施策 1 地域における 支え合い・助け合い の取組の充実	【1】 地域における支え合い・助け合いの推進 P38 主な取組 (1) 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進 (2) 住民参加の助け合い活動の推進 (3) 地域支援ネットワークの推進 (4) 生活支援体制整備事業の推進 (5) 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	
	【2】 地域の見守り体制の充実 P42 主な取組 (1) 民生委員・児童委員活動の充実【再掲】 (2) たすけあいネットワーク（地域の目）の実施 (3) 高齢者安心コールの実施 (4) 安心おたっしや訪問の実施 (5) ICTを活用した高齢者在宅サービスの実施	
	【3】 地域活動団体等との協働 P44 主な取組 (1) 地域活動団体への支援 (2) 社会福祉法人の地域公益事業の推進 (3) 障害者団体への支援 (4) ゆうゆう館協働事業の実施 (5) 地域・団体との連携による青少年健全育成の推進 (6) 地域子育てネットワーク事業の実施	
	【4】 災害時における地域の支え合いの推進 P46 主な取組 (1) 地域たすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実 (2) 震災救護所の要配慮者への対応強化 (3) 災害ボランティアセンターの機能強化 (4) 福祉救護所の充実 (5) 民間事業者との連携強化 (6) 震災救護所の運営に関するデジタル化 (7) 災害時要配慮者の避難場所の確保等 (8) 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実	
	施策 2 自立し安心して暮らし続けられる支援の推進	【1】 成年後見制度等の利用促進 【成年後見制度利用促進計画】 P54 主な取組 (1) 制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上 (2) 意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築 (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進 (4) 成年後見人等の担い手の確保と育成・支援 (5) 成年後見制度等の普及啓発の充実 (6) 円滑な制度利用に向けた支援の充実
		【2】 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止 P60 主な取組 (1) 配偶者・パートナーからの暴力対策の推進 (2) 障害者の虐待防止の推進 (3) 共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進【再掲】 (4) 認知症サポーター等による認知症の理解促進【再掲】 (5) 高齢者虐待防止と権利擁護の充実 (6) 児童虐待対策等に関する普及啓発 (7) 子どもの権利擁護の推進

施策 2

自立し安心して暮らし続けられる支援の推進

【3】身近な相談体制の充実 P62

主な取組

- (1) 民生委員・児童委員活動の充実
- (2) 生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）【再掲】
- (3) 福祉なんでも相談の拡充
- (4) 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進【再掲】
- (5) ゆうライン相談の実施

【4】包括的相談支援体制の構築 P64

主な取組

- (1) 包括的相談支援の推進
- (2) 生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）【再掲】
- (3) 障害者の相談支援の充実
- (4) 地域ケア会議の実施
- (5) 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化
- (6) 子ども家庭支援センターの整備・機能強化

【5】生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 P67

主な取組

- (1) 生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）
- (2) 子どもの学習等支援事業の実施
- (3) 自立支援センターによる路上生活者等への支援
- (4) 多様な相談者に寄り添った就労支援の展開
- (5) 精神保健に関する相談の充実

【6】生活保護受給者等の支援 P72

主な取組

- (1) 生活保護受給者への自立支援プログラムによる支援
- (2) 福祉事務所における生活相談と適正な保護の実施
- (3) 「ステップアップしごとコーナー」における就労相談

【7】住宅確保要配慮者等の居住支援 P74

主な取組

- (1) 障害者グループホームの整備と居住継続支援
- (2) 高齢者向け住宅確保及び居住継続支援
- (3) 子育て世帯向け住宅確保及び居住継続支援

【8】再犯防止等の推進 P76

主な取組

- (1) 就労・住居確保の支援
- (2) 更生保護団体の活動の促進等
- (3) 更生保護サポートセンターの移転・運営支援
- (4) 再犯防止に関する普及・啓発活動の推進
- (5) 包括的相談支援の推進【再掲】
- (6) 生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）【再掲】
- (7) 福祉サービスの利用支援
- (8) 精神保健に関する相談の充実【再掲】

【9】移動のための支援の充実 P80

主な取組

- (1) 外出支援相談センターの運営
- (2) 福祉有償運送団体の支援
- (3) 新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充
- (4) 障害者の移動支援事業等の推進

施策 3

地域福祉の基盤整備

【1】気軽に集い交流できる場の充実 P84

主な取組

- (1) コミュニティふらっとの運営
- (2) きずなサロンの支援事業の推進
- (3) 障害者の集える場の充実
- (4) ゆうゆう館の運営
- (5) 子ども・子育てプラザの整備・運営
- (6) 乳幼児親子の居場所の実施
- (7) 児童館の運営
- (8) 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施
- (9) 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実
- (10) 中・高校生の新たな居場所の実施

【2】情報発信の強化及び情報格差の解消 P88

主な取組

- (1) バリアフリーマップの機能充実
- (2) 在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場情報検索システムによる情報提供の充実
- (3) 障害者への情報発信の充実
- (4) 高齢者を対象としたパソコン講座等の開催支援
- (5) すぎなみ子育てサイトの運営

【3】地域福祉の担い手の育成・支援 P91

主な取組

- (1) 民生委員・児童委員の人材確保
- (2) 地域福祉活動を担う人材の育成・支援
- (3) ボランティア人材の育成及び研修事業の推進
- (4) ボランティアコーディネート事業の推進
- (5) 災害ボランティアの養成
- (6) 福祉教育の推進【再掲】
- (7) 認知症サポーター等による認知症の理解促進

【4】保健福祉サービスの質の向上 P94

主な取組

- (1) 福祉サービス第三者評価の推進
- (2) 社会福祉法人の指導・監査
- (3) 苦情調整委員制度の運営
- (4) 障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進
- (5) 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化【再掲】
- (6) 介護人材の確保・定着
- (7) 保育士等の処遇改善・人材確保支援
- (8) 在宅医療に関わる人材の育成

【5】ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（福祉への理解促進と差別解消） P97

主な取組

- (1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- (2) 心のバリアフリーの理解・促進
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進
- (5) 認知症サポーター等による認知症の理解促進【再掲】

【凡例】 第3章の見方

施策1 地域における支え合い・助け合いの取組の充実

杉並区基本構想で示す将来像を達成するための施策です。

現状と課題

〇超高齢社会の到来や少子化の進行など、社会状況の変化に伴い、人と人とのつながりが弱まっています。以前は自然に行われていた地域の相互扶助や関係の人たちがその人の状況や変化に応じて支え合うという関係性を失うことにより、子どもや高齢者などへの虐待、社会的孤立やひきこもり、ギョウジ、認知症などの課題が顕在化しています。地域生活における安心感と生きがいを得るための課題が求められています。

〇高齢者や子育て世代が参加でき、地域生活が豊かになるよう、災害時要援護者支援対策を重点的に実施し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

目指す姿

〇区民や事業者、町会等の地域団体などが地域の様々な課題を把握し、話し合いながら解決していく、支え合い・助け合いの仕組み・体制が整っています。

〇地域の中で支え合いが必要となる人に対する理解が深められ、平時時の緩やかな支え合いや支え合いが地域で自然に行われることで、災害時における支援体制や互助の取組につながっています。

36

施策指標

指標名	指標の説明	令和2年度 (2021) (現値)	令和5年度 (2023) (目標)
指標①	地域支え合いの仕組みづくり事業実施件数	422件	2,000件
指標②	災害時要援護者地域の大すけあいネットワーク(地域の声)新規登録者数	1,272人	1,700人

施策を構成する事業

① 地域における支え合い・助け合いの推進
② 地域の見守り体制の充実
③ 地域活動団体等との協働
④ 災害時における地域の支え合いの推進

施策指標の現状値と計画最終年度の目標値を記載しています。

計画で掲げる目指す姿を達成するための事業です。

37

【1】 地域における支え合い・助け合いの推進

事業の方向性

〇地域において自らの声のかけ合いや近所でのつながりをつくることにより、住民同士が互いに支え合い、助け合う機運が醸成されます。身近な地域で相談ができる機会や場を増やすとともに、互助の活動や地域の課題について話し合う機会に、地域住民が参加しやすい機会づくりや仕組みの整備に取り組んでいきます。

〇地域で活動している人や団体、関係機関など多様な主体と連携しながら、生活に課題を抱えている人に寄り添った課題解決を目指します。

主な取組

取組項目	所管課	担当分野
(1) 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進	在宅医療・生活支援センター	地域福祉
(2) 住民参加の助け合い活動の推進(ささえあいサービス)	町会区社会福祉協議会	
(3) 地域支え合いネットワークの推進	町会区社会福祉協議会	高齢者
(4) 生活支援制度等事業の推進	高齢者住宅支援課	
(5) 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	子ども家庭支援課	子ども家庭

事業を構成する主な取組と実施する所管課を記載しています。また、保健福祉のどの分野の主な取組であるかを示しています。

38

取組項目の具体的な内容です。

(1) 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進 在宅医療・生活支援センター

地域住民自ら生活課題を把握し主体的に解決を図ることができるよう、「地域支え合いの仕組みづくり事業」を実施します。地域福祉コーディネーターを委託に配置し、身近な地域で分業を担わない相談を受け、地域住民や関係機関と協力しながら課題解決に向けた支援を進めます。また、課題解決の取組を通じて、地域における相互の支え合いの機運を高めていきます。

(2) 地域支え合いの仕組みづくり事業

区では、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図る仕組みを構築するよう、「地域支え合いの仕組みづくり事業」を実施し、地域における住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進しています。地域における支え合いの仕組みづくりや住民、関係機関とのネットワークを構築する福祉の専門職「地域福祉コーディネーター」を委託に配置し、地域住民等とともに生活課題を考慮し、自治サービスや地域活動への参加を促します。

令和4(2022)年度からは、2地区(西武池袋線、東武東上線)で事業を行っていますが、令和5年度は全区域において事業を実施していきます。

地域福祉コーディネーターの活動の一例

(3) 住民参加の助け合い活動の推進(ささえあいサービス) 町会区社会福祉協議会

ささえあいサービスは、高齢者など日常生活で支援が必要な方へ、地域の協力により家事・介護補助をする「住民参加型のサービス」です。住み慣れた地域で暮らし続けることを目的とした住民参加型の活動であり、様々な機会や場を提供し、高齢者等の援助が必要な方(利用会員)へ地域の方の協力(協力会員)により、家事及び介護補助を行います。また、この活動に対する理解を深め、住民同士で支え合うことへの意欲を高めていきます。

39

施策 1 地域における支え合い・助け合いの取組の充実

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、制度や分野に捉われな
い生活課題を地域の中で解決する仕組みづくりを進めるとともに、関係団体等との連携のもと、
地域における支え合い・助け合いの取組を推進します。
- 大規模災害発生時においても、共助の仕組みが機能するよう、災害時要配慮者支援対策を着実
に実施し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

現状と課題

- 超高齢社会の到来や核家族化の進行など、社会状況の変化に伴い、人と人とのつながりが弱まって
きています。以前は日常的に行われていた地域の相互扶助や周囲の人たちがその人の状況や変化に
気づき支えるという関係性を失うことにより、子どもや高齢者などへの虐待、社会的孤立やひきこ
もり、老々介護^{*17}、貧困などの課題が顕在化しています。地域生活における安心感と生きがいを得
ることができるよう、人と人、人と社会のつながりの再構築が求められています。
- 区の相談窓口などには、地域住民から分野を問わない相談等が多数寄せられており、地域の困りご
とについては、民生委員・児童委員^{*18}や地域住民が相談し合い、課題解決に取り組むことができる
環境を整えていく必要があります。
- 地域社会におけるつながりの希薄化は、日常はもとより災害時における共助の取組にも影響を及ぼ
すと考えられます。平常時から人と人とのつながりを作り、住民相互の連携と協力によって、いざ
という時に、支え合い助け合える環境を整えておく必要があります。

目指す姿

- 区民や事業者、町会等の地域団体などが地域の様々な課題を把握し、話し合いながら解決していく、
支え合い助け合いの仕組み・体制が整っています。
- 地域の中で支援が必要な人や困っている人に対する理解が深められ、平常時の緩やかな見守りや支
え合いが地域で自然に行われることで、災害時における支援体制や共助の取組につながっています。

*17 老々介護：高齢になった夫婦、親子、兄弟等がそれぞれ介護者・被介護者となる状態で、高齢者の介護を高齢者が行うこと

*18 民生委員・児童委員：民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣により委嘱された特別職（非常勤）の地方公務員。地域の実情に詳しい人が民生委員・児童委員として委嘱され、住民の立場に寄り添って社会福祉活動を行う地域の身近な相談役

施策指標

	指標名	指標の説明	令和3年度 (2021) (現状)	令和9年度 (2027) (最終)
指標①	地域支え合いの仕組みづくり 事業活動件数	地域福祉コーディネーターが 相談を受け、課題解決に向け て、当事者との関係づくりや 関係機関との連絡調整、支援 の連携等にかかるすべての行 動数	622件	2,000件
指標②	災害時要配慮者 地域のたすけあいネットワー ク（地域の手）新規登録者数	新たに登録申込み、台帳に登 録された1年間の新規登録者 数（※転出・死亡などの減少 分は加味しない）	1,272人	1,700人

施策を構成する事業

- 【1】 地域における支え合い・助け合いの推進
- 【2】 地域の見守り体制の充実
- 【3】 地域活動団体等との協働
- 【4】 災害時における地域の支え合いの推進

【1】 地域における支え合い・助け合いの推進

事業の方向性

○地域において日頃からの声のかけ合いや近所のつながりをつくることにより、住民同士が互いに支え合い、助け合う機運が醸成されます。身近な地域で相談ができる機会や場を増やすとともに、互助の活動や地域の課題について話し合う機会に、地域住民が参加しやすい環境づくりや仕組みの整備に取り組んでいきます。

○地域で活動している人や団体、関係機関など多様な主体と連携しながら、生活に課題を抱えている人に寄り添った課題解決を目指します。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	地域支え合いの仕組みづくり事業の推進	在宅医療・生活支援センター	地域福祉
(2)	住民参加の助け合い活動の推進 (ささえあいサービス)	杉並区社会福祉協議会	
(3)	地域支援ネットワークの推進	杉並区社会福祉協議会	
(4)	生活支援体制整備事業の推進	高齢者在宅支援課	高齢者
(5)	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	子ども家庭部管理課	子ども家庭

(1) 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進

在宅医療・生活支援センター

地域住民自らが生活課題を把握し主体的に解決を図ることができるよう、「地域支え合いの仕組みづくり事業」を実施します。地域福祉コーディネーターを地区に配置し、身近な地域で分野を問わない相談を受け止め、地域住民や関係機関と協力しながら課題解決に向けた支援を進めます。また、課題解決の取組を通じ、地域における相互の支え合いの活動を広げていきます。

コラム 地域支え合いの仕組みづくり事業

区では、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図る試みができるよう、「地域支え合いの仕組みづくり事業」を実施し、地域における住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進しています。地域における支え合いの仕組みづくりや住民、関係機関とのネットワークを構築する福祉の専門職「地域福祉コーディネーター」を地区に配置し、地域住民等とともに生活課題を考え、公的サービスや地域活動へつなぐ支援を行います。

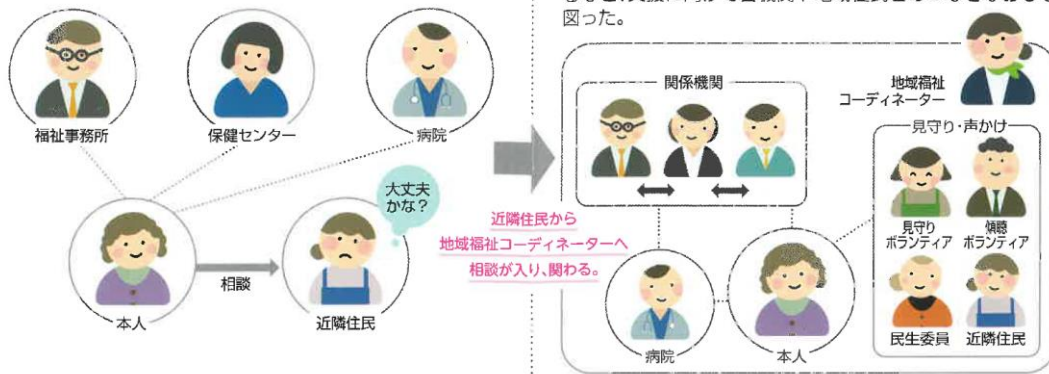
令和4(2022)年度からは、2地区(西荻地区、天沼地区)で事業を行っていますが、今後は順次区内全域において事業を実施していきます。

地域福祉コーディネーターの活動の一例

Case1 近隣住民からの相談により、本人の困り事を整理し、支援のネットワーク化を図ったケース

相談歴があったが、継続的な相談はしておらず、本人は不安感を抱え、近隣住民に悩みを相談する。

地域福祉コーディネーターが本人から不安な気持ちをお聞きし、困り事の整理を行って、必要に応じ、受診同行や関係機関の窓口への同行、本人了承のもと関係機関と情報共有をするなど、支援に向けて各機関や地域住民とのつなぎなおしを図った。



(2) 住民参加の助け合い活動の推進 (ささえあいサービス)

杉並区社会福祉協議会

ささえあいサービスは、高齢者など日常生活で支援が必要な方へ、地域の協力により家事・介護援助をする「住民参加型のサービス」です。住み慣れた地域で暮らし続けることを目的とした住民参加型の活動であり、様々な機会や媒体を活用し、高齢者等の援助が必要な方(利用会員)へ地域の方の協力(協力会員)により、家事及び介護援助を行います。また、この活動に対する理解を深め、住民同士で支え合うことへの意識を高めていきます。

(3) 地域支援ネットワークの推進	杉並区社会福祉協議会
<p>地域包括支援センター（ケア 24）^{*19}の担当区域よりも小さな、近所のつながりが持てるような町会単位程度で、日頃からの声のかけ合い、支え合い、助け合えるような、地域ネットワークづくりを通して、多世代が交流できる仕組みづくりに取り組んでいきます。</p> <p>そのほか、社会情勢の変化に伴い、子ども食堂（地域食堂）^{*20}や学習支援等、子どもを支える活動が活発になりつつある中、子ども食堂ネットワーク^{*21}の事務局として、連絡会、学習会等の企画・開催の支援を行います。また、区民、各種団体、企業等からの食材等の寄付をとりまとめ、子ども食堂への発信、分配、受渡し等、円滑な支援につながる新たな仕組みづくりを検討し、構築していきます。</p>	

(4) 生活支援体制整備事業の推進	高齢者在宅支援課
<p>高齢者が安心して住み続けられる地域を目指し、住民主体の支え合いによる活動を推進します。杉並区全域を第1層、地域包括支援センター（ケア 24）の担当区域（日常生活圏域）を第2層とし、それぞれに協議体と生活支援コーディネーター^{*22}を設置し、住民主体の生活支援サービス^{*23}や通いの場等の支え合いによる活動の開発、担い手の養成、多様な活動主体間のネットワークづくり等を推進します。</p>	

(5) 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	子ども家庭部管理課
<p>地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業のほか、訪問育児サポーター事業や子育て応援券事業の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。</p> <p>①ファミリー・サポート・センター事業の実施 短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人（利用会員）と、援助ができる人（協力会員）との相互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センター事業を実施します。</p> <p>②訪問育児サポーター事業の実施 0歳児の子育てに不安や悩みをもつ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行います。</p> <p>③子育て応援券事業の実施 地域の子育て支援団体、NPO^{*24}法人等が提供する子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を妊婦や就学前の子どもがいる家庭に交付し、地域に根差した子育て支援の輪を広げていきます。</p>	

*19 **地域包括支援センター（ケア 24）**：保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が配置され、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護等の支援をする総合的な相談窓口

*20 **子ども食堂（地域食堂）**：子どものいる世帯を主な対象に、無料または低価格で食事を提供し、集まった人と一緒に食事をすることで地域のつながりを強くしていく個人や地域の団体による自主的な活動

*21 **子ども食堂ネットワーク**：区内の子ども食堂のバックアップ、相互交流、情報共有ため、杉並区社会福祉協議会が組織化したゆるやかな集まり

*22 **生活支援コーディネーター**：地域の高齢者支援のニーズと社会資源の状況を把握し、地域の多様な関係機関等への働きかけを行い、生活支援の担い手の養成や資源の開発、ネットワークづくりなど、生活支援の体制づくりを推進する調整役

*23 **生活支援サービス**：高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、医療と介護という公的（制度的）サービスとともに必要とされる、日常生活を支えるサービス

*24 **NPO**：Non Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

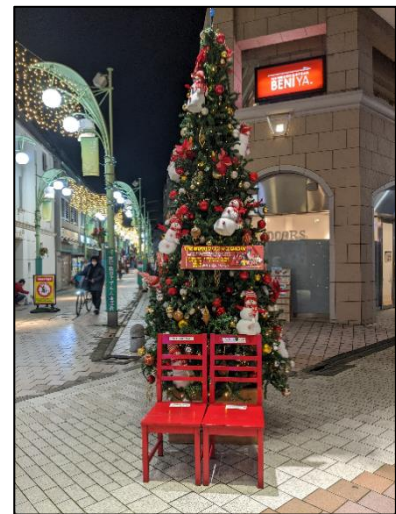
コラム 生活支援体制整備事業とは

地域包括支援センター（ケア 24）担当区域を圏域とする第 2 層では、身近な地域の支え合い活動を広めるため、地域の住民や活動団体が参画し、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを検討する第 2 層協議体の設置を進めています。また、地域のネットワークの構築、支え合いによる活動の開発、ニーズと活動とのマッチング、協議体と地域の様々な活動団体や活動者との橋渡し等を役割とする生活支援コーディネーターを各ケア 24 に配置し、第 2 層協議体とともに身近な地域の支え合いの取組を推進しています。

身近な地域の支え合い活動例

○ケア 24 阿佐谷圏域の「ふらり赤い椅子」

買い物や通院で商店街を歩く時に休憩場所がなく大変という高齢者の声から、優しいまちづくりを目指し、街中の休憩場所の設置に向けて検討をすすめ、「赤い椅子」の活動となりました。不要となった椅子を集め、補修し、赤くペイントを施した「赤い椅子」を、商店の協力を得ながら設置しています。阿佐谷パールセンター商店街を中心に、阿佐谷地域では 30 か所 46 脚が設置されています（令和 4（2022）年 12 月時点）。また、この取組は他の地域にも広がっています。



○ケア 24 上井草圏域の「上井草 結いの会」

町会・自治会、民生委員・児童委員、児童館、地域の民間団体等、多数の活動者が参加する第 2 層協議体では、「みんなが笑顔で暮らせるまちをつくる」をビジョンに検討を進め、地域住民が助けあえる結びつきを広めることを目指すこととしました。児童館での楽焼体験、親子で農業体験、スポーツフェスティバルでバザーの開催など、子どもから大人までみんなが参加できる多世代交流の活動に取り組んでいます。



【2】 地域の見守り体制の充実

事業の方向性

- 区の高齢化率は依然として増加傾向にあり、今後も、高齢化率の更なる上昇とともに介護が必要な方が増加することが予想されることから、高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な方法で重層的な見守り体制を強化し、必要なサービスにつなぎます。
- 問題の未然防止、早期発見・早期対応、重度化防止、再発防止等の各段階における日頃からの予防の取組の一つとして、「地域の見守り」を推進・強化します。
- 民生委員・児童委員、町会やNPO等の地域活動団体、民間事業者、地域ボランティア、社会福祉協議会等との連携を強化し、多様な見守り活動を促進するとともに、ICT機器を活用した新たな見守りについて、取組を進めます。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	民生委員・児童委員活動の充実 【再掲 P63】	保健福祉部管理課	地域福祉
(2)	たすけあいネットワーク（地域の目）の実施	高齢者在宅支援課	高齢者
(3)	高齢者安心コールの実施	高齢者在宅支援課	
(4)	安心おたっしや訪問の実施	高齢者在宅支援課	
(5)	ICTを活用した高齢者在宅サービスの実施	高齢者在宅支援課	

(2) たすけあいネットワーク（地域の目）の実施	高齢者在宅支援課
<p>ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、地域のボランティアである「あんしん協力員^{*25}」が定期的な訪問等により個別の見守りを行います。また、「あんしん協力員」及びたすけあいネットワーク（地域の目）事業に賛同した団体である「あんしん協力機関^{*26}」が、地域に暮らす高齢者に対する緩やかな見守りを行います。</p> <p>また、地域の見守り体制を拡充させるため、「あんしん協力員」の登録の促進を図るとともに、民間事業者や各種団体に対し、「あんしん協力機関」への登録の働きかけを行います。</p>	
(3) 高齢者安心コールの実施	高齢者在宅支援課
<p>ひとり暮らしの高齢者等に対し、区が委託するコールセンターの保健師等が、定期的に電話で安否確認を行うとともに、利用登録者からの健康相談等を実施します。</p>	
(4) 安心おたっしや訪問^{*27}の実施	高齢者在宅支援課
<p>主に75歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者を対象に、地域包括支援センター（ケア24）職員、民生委員・児童委員及び区職員による訪問を行い安否の確認をするとともに、日常的に相談できる関係をつくります。医療や福祉等の支援が必要と考えられる対象者については、適切な支援につなげます。</p>	
(5) ICTを活用した高齢者在宅サービスの実施	高齢者在宅支援課
<p>ICTを活用した既存の高齢者在宅サービス（徘徊高齢者探索システム^{*28}、高齢者緊急通報システム^{*29}及びみまもりあいプロジェクト^{*30}）の継続的な運用を行います。また、ICT機器を活用した新たな高齢者在宅サービスについて、民間企業の開発したシステムや他自治体での導入事例などを参考にしつつ、アプリケーションやデジタル機器等の利活用も視野に入れ、導入に向けた検討を進めていきます。</p>	

- *25 **あんしん協力員**：地域の高齢者の見守りを行うたすけあいネットワーク（地域の目）事業の趣旨に賛同し区に登録した人。見守りを希望する高齢者に対し、定期的な訪問を行うほか、地域に住む高齢者に気を配り、声かけを行うなどの見守りを行う
- *26 **あんしん協力機関**：民間事業者等でたすけあいネットワーク（地域の目）事業の趣旨に賛同し区と覚書を取り交わした団体（新聞販売店、宅配事業者など）。日常業務の中で、その団体の特色を生かし、緩やかな見守りを行う
- *27 **安心おたっしや訪問**：高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域でより安心して生活できるように、高齢者宅を訪問して地域の中で日常的に相談できる関係を作るとともに、潜在的なニーズを把握し、必要に応じて適切な支援につなげる事業
- *28 **徘徊高齢者探索システム**：認知症の高齢者が徘徊した時に、GPSを使用し位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス
- *29 **高齢者緊急通報システム**：急病時に貸与したペンダント型の救急ボタンを押した場合や、設置したセンサーによる自動通報で委託事業者の受信センターに通報されると、救急車（火災の時は消防車）を要請するとともに、現場派遣員も駆けつけ、救助を行うシステム
- *30 **みまもりあいプロジェクト**：スマートフォンの検索アプリ（みまもりあいアプリ）を利用して、認知症により家に帰れなくなった高齢者の家族等が協力者に搜索を依頼し、早期発見・保護につなげるための見守り活動

【3】 地域活動団体等との協働

事業の方向性

- 町会・自治会やNPOなどの様々な地域活動団体との協働を進め、地域での支え合い・助け合いの仕組みの充実を図ります。
- また、地域課題の解決のため、地域をよく知る区民や地域団体等の多様な主体の活動の活性化を図り、参画と協働による地域社会づくりを進めます。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	地域活動団体への支援	地域課	地域福祉
(2)	社会福祉法人の地域公益事業の推進	杉並区社会福祉協議会	
(3)	障害者団体への支援	障害者施策課	障害者
(4)	ゆうゆう館協働事業の実施	高齢者施策課	高齢者
(5)	地域・団体との連携による青少年健全育成の推進	児童青少年課	子ども家庭
(6)	地域子育てネットワーク事業の実施	児童青少年課	

(1) 地域活動団体への支援	地域課
<p>地域の絆を深め、支え合い・助け合いの活動が一層広がるよう、子どもの安全確保等の地域における見守り活動や青少年健全育成対策などに取り組む町会・自治会やNPO法人などの多様な地域団体の活動を支援していきます。</p>	
(2) 社会福祉法人の地域公益事業の推進	杉並区社会福祉協議会
<p>法人の専門性を地域貢献に活用するため、区内にある社会福祉法人^{*31}が連携して「杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会」を立ち上げました。地域の公益活動に提供できる資源の情報を提供するなど、地域ニーズと社会福祉法人とのマッチングが可能となるよう事業推進を行っていきます。</p>	
(3) 障害者団体への支援	障害者施策課
<p>障害者の自立や社会参加の機会を広げるため、心身障害者団体が行う生涯学習・地域活動に係る経費の一部を助成するなど、障害者団体の活動を支援します。</p>	
(4) ゆうゆう館協働事業の実施	高齢者施策課
<p>地域のニーズなどを反映した高齢者向けの企画を実施するNPO法人等の運営団体が区と協定を締結し、協働事業を実施します。</p> <p>ゆうゆう館を高齢者の地域活動の拠点とし、高齢者の知識や経験を活用した協働事業の充実等により利用者ニーズに応えるほか、高齢者の地域活動の活性化を図ります。</p>	
<p>○ゆうゆう館については、これまでの再編の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。</p>	
(5) 地域・団体との連携による青少年健全育成の推進	児童青少年課
<p>青少年の健全育成に取り組む地域団体等の活動を支援するとともに、それらの団体等との協働により、各種事業を実施することを通して地域全体で青少年の健全育成を支える取組を推進します。</p>	
(6) 地域子育てネットワーク事業の実施	児童青少年課
<p>地域で子育て家庭を見守り、支援するネットワークづくりを推進するため、各小学校区域で、地域や学校関係者、子育て支援団体等で構成する連絡会議を開催します。また、子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう、児童館等を事務局に地域の伝統行事等を共催等で実施し、世代を超えた人々との交流を促進します。</p>	

*31 社会福祉法人：社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人

【4】 災害時における地域の支え合いの推進

事業の方向性

- 災害が発生したときに、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等（災害時要配慮者）の安否確認や避難行動等について、震災救援所運営連絡会をはじめとする地域住民やボランティア、民間事業者の協力により支援する仕組みの充実・強化を図っていきます。
- 震災救援所での生活が困難な要配慮者のための避難先となる福祉救援所の拡充を図るとともに、福祉・医療機関と震災救援所との連携強化など、災害時要配慮者の避難体制の充実を図ります。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実	保健福祉部管理課	地域福祉
(2)	震災救援所の要配慮者への対応強化	保健福祉部管理課	
(3)	災害ボランティアセンターの機能強化	杉並区社会福祉協議会	
(4)	福祉救援所の充実	保健福祉部管理課	
(5)	民間事業者との連携強化	保健福祉部管理課	
(6)	震災救援所の運営に関するデジタル化	防災課 保健福祉部管理課	
(7)	災害時要配慮者の避難場所の確保等	保健福祉部管理課 防災課	
(8)	医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実	健康推進課	健康医療

(1) 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）
登録者増に向けた取組の充実

保健福祉部管理課

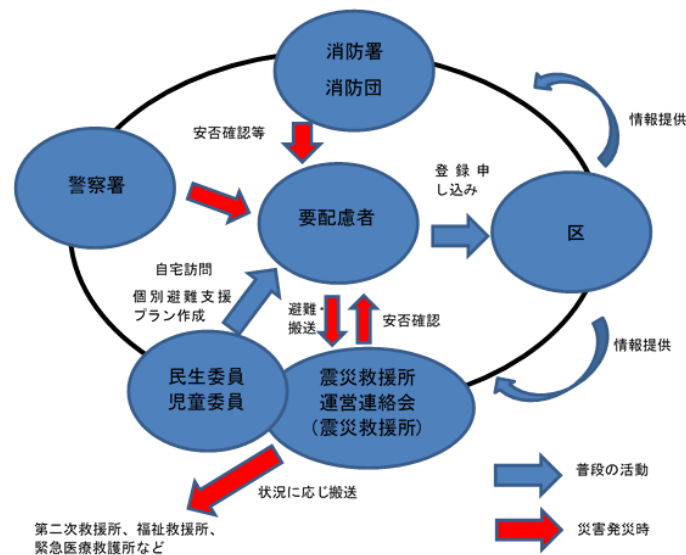
避難行動要支援者名簿^{*32}の登載者のうち、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」未登録者に対する一斉勧奨と、福祉関係事業者の協力による個別の周知を行うことで必要な方へ情報を届け、登録者増を進めます。また、地域の手の登録者に対しては、災害発生時のより具体的な支援策をまとめた「個別避難支援プラン^{*33}」を作成し、情報の更新を行っていくとともに、緊急時に迅速な対応ができるよう、自宅の所定の場所にプランを保管する「救急情報キット^{*34}」を配布します。

コラム 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）

災害時要配慮者の支援の要となるのが、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」です。高齢や障害などで災害発生時の避難や避難生活に不安がある方にこの制度に登録いただき、その情報はご本人の同意のもと、「登録者台帳」として震災救援所運営連絡会、民生委員・児童委員、消防署、警察署などに提供・共有されます。災害発生時にはこの情報を基に、震災救援所運営連絡会やボランティアなどが電話・訪問などの手段による安否確認を行い、状況により震災救援所・緊急医療救護所などへの搬送を行います。

また、平常時には民生委員・児童委員等が登録者の自宅を訪問し、登録者それぞれの実情に合った具体的な支援を行うため、「個別避難支援プラン」を作成します。この訪問は普段からの「地域のつながり」にも役立ちます。

震災救援所では、災害発生時に迅速な活動ができるよう、登録者台帳の確認や、安否確認の訓練などを行い災害時に備えています。

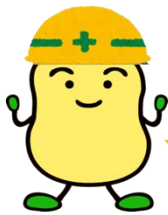
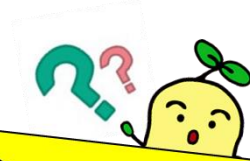


- *32 避難行動要支援者名簿：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を記載した名簿
- *33 個別避難支援プラン：民生委員・児童委員等が、登録者台帳（地域のたすけあいネットワーク登録申し込みのあった災害時要配慮者の状況や必要な支援内容等が記載された台帳）に基づき、地域のたすけあいネットワーク登録者を訪問し、台帳だけでは把握できない登録者の暮らしぶりや身体状況、避難の際の援助方法等について聞き取りを行い作成する登録者に係る計画
- *34 救急情報キット：災害時に迅速な支援を行うため、要配慮者に必要な支援内容や救急医療の情報（個別避難支援プラン）や普段服用している薬の情報などを入れるための容器

(2) 震災救援所の要配慮者への対応強化	保健福祉部管理課
<p>災害発生時に、震災救援所運営連絡会が円滑に災害時要配慮者の支援を行えるよう、「地域の手」登録者の情報は、震災救援所運営連絡会の役員等に個人情報保護研修を行った上で、平常時から共有できるよう体制を整えます。また、各震災救援所で「地域の手」の登録者台帳確認等の要配慮者対応訓練の実施を促進するとともに、震災救援所と福祉・医療機関との連携強化を図り、地域で助け合うための仕組みづくりを推進します。</p>	

(3) 災害ボランティアセンターの機能強化	杉並区社会福祉協議会
<p>災害発生時、スムーズに災害ボランティアセンターの立ち上げやボランティアコーディネート等が行えるよう、平常時から関係機関・団体と連携し、支援体制づくり（災害ボランティアネットワーク）に取り組みます。また、区と社会福祉協議会で締結した「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、発災時に立ち上げる「災害ボランティアセンター」の運営ができるよう、杉並区社会福祉協議会の職員や災害支援団体と共に、定期的に立ち上げ・運営訓練を行います。</p>	

災害ボランティアセンターをご存知ですか？



杉並区社会福祉協議会（以下杉並社協）では、震度5強の地震など大規模災害時に「杉並区災害ボランティアセンター（以下災害ボラセン）を設置するという協定を杉並区と結んでいます。

災害ボラセンでは、被災者の困りごとや支援の要望を受け付け、災害ボランティア活動者を支援活動につなげるというコーディネートを行います。

【災害ボラセンの7つの役割】

- ①被害状況の把握
- ②被災者のニーズ（困りごと）把握
- ③区内外からのボランティア（個人・団体）の受入れ及び調整
- ④被災者支援プログラム作り
- ⑤様々なボランティア団体のコーディネート（つなぎ）
- ⑥情報発信・情報共有
- ⑦行政との連携・調整



【災害に備えた取り組み】

◆災害ボランティア入門講座
◆災害ボラセン運営スタッフ養成講座

◆災害ボラセン立ち上げ・運営訓練

◆災害ボランティアネットワーク連絡会



杉並社協では、災害ボラセンを区民や団体と連携しながら運営することを想定しています。

災害ボランティアの基礎を学ぶ入門講座や、運営に関わるスタッフを養成する講座を実施しています。

杉並社協では、社協職員と講座修了生を中心に訓練を行っています。区の関係機関、民生・児童委員、各震災救援所、近隣町会・自治会にも参加していただき、ボランティア役とスタッフ役に振り分け、実際の災害時における動きを想定した訓練をしています。

区内関係機関・団体等との連携強化を目的として開催し、杉並社協が事務局を担っています。

定期的に連絡会を行い、平常時からの連携を強化しています。

(4) 福祉救援所の充実	保健福祉部管理課
<p>福祉救援所の地域的偏在を解消し、災害時要配慮者の状況に対応できるよう、高齢者や障害者の入所施設等に対し、建設の段階から協力を求めるなど、福祉救援所の指定に関する協定の締結を進めていきます。また、福祉救援所連絡会を定期的開催し、福祉救援所間の情報共有・意見交換を行うとともに、マニュアルの整備、立ち上げ・運営訓練等の実施など福祉救援所の機能強化を図ります。さらに、福祉救援所運営職員の震災救援所運営連絡会への参加を促すなど、震災救援所との連携強化を推進します。</p> <p>≪福祉救援所の確保数≫ 38所 [令和4(2022)年度見込み(現状)] ⇒ 53所 [令和9(2027)年度(最終)]</p>	

(5) 民間事業者との連携強化	保健福祉部管理課
<p>災害発生時における災害時要配慮者の安否確認や避難生活支援を円滑に行えるよう、福祉専門職等の人材確保に向けて、民間事業者や区内関係団体等との具体的な連携体制について検討し、震災救援所や福祉救援所における人的な支援体制の整備に取り組みます。また、東京都災害福祉広域支援ネットワーク^{*35}からの福祉専門職の派遣を受け入れるため、東京都災害福祉広域調整センター^{*36}との連携体制を構築します。</p>	

(6) 震災救援所の運営に関するデジタル化	防災課 保健福祉部管理課
<p>震災救援所や福祉救援所において、避難者受付時の混雑緩和及び避難者名簿作成業務等の効率化を図るため、あらかじめ避難者自らがWebフォーム等に入力するシステムの導入に向けて検討を行います。併せて、災害時要配慮者の安否確認情報における「災害時要配慮者支援システム^{*37}」への入力作業の効率化等を図るため、デジタル化を進め、震災救援所運営に係るシステムと相互に共有できるよう、システム運用の検討を行います。</p>	

(7) 災害時要配慮者の避難場所の確保等	保健福祉部管理課 防災課
<p>特別な支援を必要とする方のための福祉救援所を充実させていくとともに、妊産婦や乳幼児親子などの避難場所について検討し、その確保を図っていきます。また、震災救援所において女性や災害時要配慮者等の視点を踏まえた備蓄品の充実を図ります。</p>	

*35 東京都災害福祉広域支援ネットワーク：主に東京都内での大規模災害の発生を想定し、平時から、東京都福祉保健局、区市町村、東社協、区市町村社協、東社協施設部会、職能団体が連携して、それぞれの区市町村における要配慮者支援の取組を補完し、災害対策の強化を図ることを目指した団体間のネットワーク

*36 東京都災害福祉広域調整センター：東京都内で大規模かつ広範な災害が発生した場合に、被災地や他道府県の組織等との窓口となり、一定のコーディネートを行う機関として設置される

*37 災害時要配慮者支援システム：災害時に一人で避難できない方（災害時要配慮者）の安否確認や避難を支援するため、災害時要配慮者の住所・氏名や障害等の情報を記録し、災害時要配慮者の避難情報を把握するシステム

(8) 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実

健康推進課

災害時要配慮者等（人工透析患者、人工呼吸器使用患者、酸素療法患者等）に対し、酸素ポンプの貸出等の支援をするとともに、必要な支援体制の整備に向けて、関係機関と検討を進めます。

施策2 自立し安心して暮らし続けられる支援の推進

- 複雑化・複合化する地域課題に適切に対応するため、より包括的な相談支援体制を構築していきます。
- 誰もが住み慣れた地域で、自分らしく自立して暮らし続けられるよう、成年後見制度等の権利擁護の仕組みや身近な地域で相談が受けられる体制の充実などを図ります。

現状と課題

- 社会情勢の変化に伴う福祉制度等の複雑化で相談窓口が細分化され、区民が適切な窓口を選択することが難しい場合があります。また、生活課題を抱えているものの、自ら支援を求めることが困難な方もいます。
- 高齢、障害、子ども、生活困窮等の分野をまたがる複合的な課題を抱えた個人や世帯が増加しており、従来の福祉サービスを整備、充実するだけでは対応が困難になっています。また、ひきこもりや社会的孤立など制度の狭間の問題も顕在化していることから、区民が抱える課題への包括的な相談支援体制の構築が求められています。
- 認知症の症状のある方や親亡き後の知的障害のある方、精神障害のある方など、成年後見制度の利用が必要となる方の増加が見込まれます。支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援に結びつけ、安心して暮らし続けることができるよう、関係者を含めた地域全体の支援体制の整備を推進する必要があります。
- 高齢者や障害者、子ども、配偶者等への虐待・暴力に関する相談は増加しています。虐待や権利侵害を未然に防ぐには、早期に発見し、早期に対応することが求められています。

目指す姿

- 複雑化・複合化した相談に対し、どこの相談窓口にも相談があっても、横断的な協力体制で包括的に支援ができるよう、区の関係機関及び地域の団体等との連携体制が構築されています。
- 誰もが住み慣れた地域で自立し安心して暮らし続けられるよう、身近な地域で分野を問わず気軽に相談ができる環境が整備され、必要な支援が受けられています。
- 高齢、障害、認知症等で、判断能力が十分でない方も、人権が損なわれることなく地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護の充実が図られています。

施策指標

	指標名	指標の説明	令和3年度 (2021) (現状)	令和9年度 (2027) (最終)
指標①	地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合	区民意向調査より	-	60%
指標②	成年後見制度の利用者数	家庭裁判所が受理している本人の数（12月末時点）	1,041件	1,200件

施策を構成する事業

- 【1】 成年後見制度等の利用促進 【成年後見制度利用促進計画】
- 【2】 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止
- 【3】 身近な相談体制の充実
- 【4】 包括的相談支援体制の構築
- 【5】 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
- 【6】 生活保護受給者等の支援
- 【7】 住宅確保要配慮者等の居住支援
- 【8】 再犯防止等の推進
- 【9】 移動のための支援の充実

【1】 成年後見制度等の利用促進

【杉並区成年後見制度利用促進計画】

事業の方向性

- 判断能力が十分でない方も、本人の人権が損なわれることなく、地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人の意思を丁寧にくみとり、本人の意思決定が適切に反映された支援やサービスの充実を図っていきます。
- 杉並区成年後見センターが中核機関として、専門職団体や相談機関・福祉関係団体と地域の関係者が協力・連携する地域連携ネットワークを推進し、地域における成年後見制度の適切な運用を促進します。

主な取組

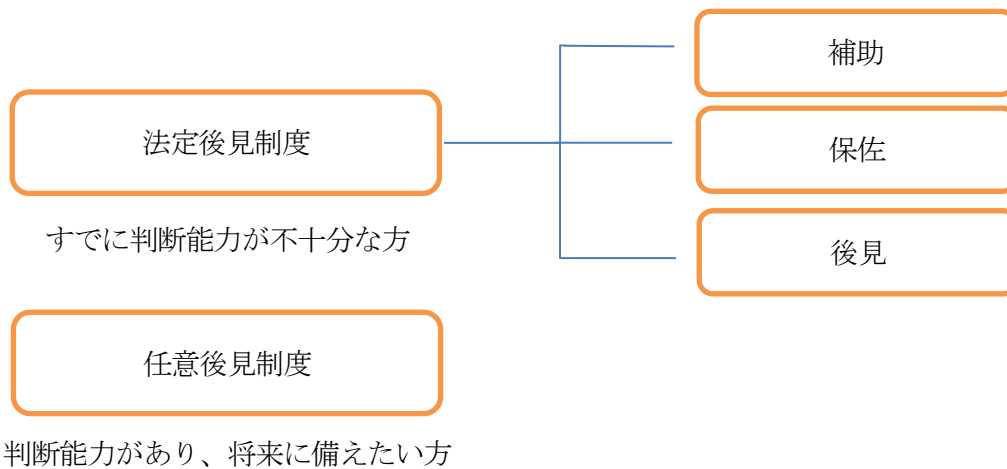
	取組項目	所管課	該当分野
(1)	制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上	高齢者在宅支援課 在宅医療・生活支援センター 障害者施策課 杉並区成年後見センター 杉並区社会福祉協議会 保健センター	地域福祉 障害者 高齢者 健康医療
(2)	意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築	杉並区成年後見センター	地域福祉
(3)	権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進	杉並区成年後見センター	
(4)	成年後見人等の担い手の確保と育成・支援	杉並区成年後見センター	
(5)	成年後見制度等の普及啓発の充実	杉並区成年後見センター 杉並区社会福祉協議会	
(6)	円滑な制度利用に向けた支援の充実	杉並区成年後見センター 保健福祉部管理課	

コラム 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。家庭裁判所への申立てによって選任され、法的な権限を与えられた成年後見人等が、本人の思いや生活の状況に応じて、必要なサービスにつなげることや金銭管理等を行います。

成年後見制度には、判断能力が不十分になってから成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」と判断能力が十分あるうちに本人が後見人を決める「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」には本人の状況に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つのタイプがあります。



区分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ締結した任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

(1) 制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上

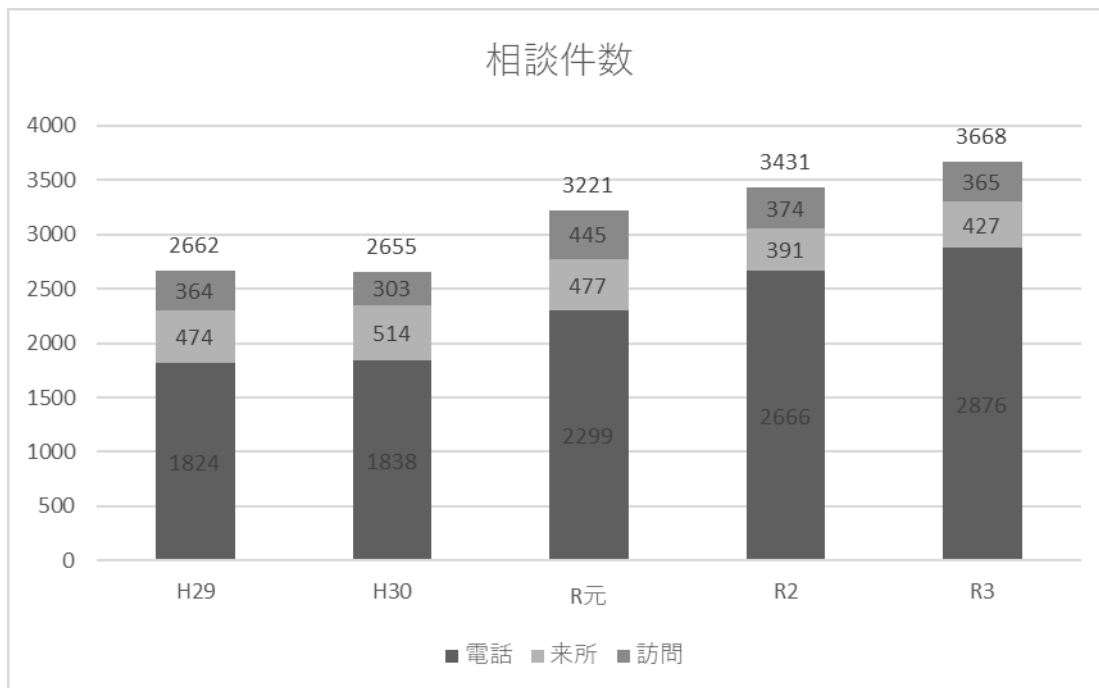
高齢者在宅支援課
 在宅医療・生活支援センター
 障害者施策課
 杉並区成年後見センター
 杉並区社会福祉協議会
 保健センター

区民等からの権利擁護に関する相談に対しては、区や地域包括支援センター（ケア24）、障害者地域相談支援センター（すまいる）^{*38}と、杉並区社会福祉協議会や杉並区成年後見センターが連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業^{*39}のほか、その他の区民サービスへの案内について総合的に対応します。また、区民と接する中で、支援が必要な人の様子に気づいた地域の関係機関（民生委員・児童委員、金融機関、医療機関、商店会・町会等）が相談窓口につながることができるよう、制度の周知を強化します。

コラム 杉並区成年後見センター

平成18（2006）年4月に「杉並区」と「杉並区社会福祉協議会」が出資し、有限責任中間法人として設立され、その後、公益活動を一層充実させるため、平成27（2015）年4月1日に公益社団法人に移行しました。

高齢や障害により判断能力が十分でなくなり、財産管理や日常生活を営むことに不安を抱える方が、地域で安心した生活が送れるよう、成年後見制度に関する相談を受け、利用に向けての支援を行います。また、後見人をされている方へのサポートを行っています。



*38 障害者地域相談支援センター（すまいる）：地域での相談の場として、区内3か所（荻窪・高円寺・高井戸）に設置している、社会福祉士などの専門職員が障害者（児）の生活全般の相談に応じる相談支援機関

*39 地域福祉権利擁護事業：判断能力が十分でない高齢者や障害者に、福祉サービスの利用手続きのお手伝いや、日常的な金銭の支払い、通帳の預かりなどを行うサービス

(2) 意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築

杉並区成年後見センター

成年後見制度が、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意向や状況を踏まえた適切な後見人候補者が選任されるよう支援します。

また、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用が可能となるよう、権利擁護の支援チーム等が本人を交えたミーティングや本人の意思決定に沿った支援を展開します。

コラム 意思決定支援とは

加齢や疾病などによる認知機能の低下、障害などにより判断能力が不十分な状況にある方などの中には、日常の支援やサービス利用決定に際して、専門職などによる意思決定支援が必要な場合があります。本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う事が原則であり、合理的ではないと思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重します。本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、本人を知る関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断することが意思決定の原則になります。

この基本原則は、障害福祉サービス、保健・医療サービス、介護サービス、成年後見制度などの権利擁護事業に共通するものであり、それぞれの支援を担当する専門職等は、意思決定支援の趣旨を踏まえ、日々の支援を行います。

また、本人の意思や考えを引き出すことが難しい場合は、関係者から得た情報や本人の生活歴から本人らしさを捉え、本人と後見人を含めた関係者で生活のイメージを共有し、それを支援につなげるのが重要となります。

コラム 身上保護とは

後見人の職務のうち、生活や療養看護等に関する事務のことで、本人宅への定期訪問を行い医療・介護サービスなどの契約や変更、施設への入退所に係る手続き等を行うことです。身上保護を行う場合には、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮していく必要があります。

後見人は、本人が判断能力の低下によりできない行為（契約や金銭の管理等）を補い、単に生活を支援するというのではなく、本人の望む暮らし方、どのように生きたいか、どのような最期を迎えたいかなどの内容を聞き取り、本人の希望に沿った支援を行うことが求められます。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進

杉並区成年後見センター

権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげ、意思決定を尊重した支援を行っていくため、専門職団体や相談機関・福祉関係団体、地域の関係者などが協力・連携する地域連携ネットワークを整えます。

地域連携ネットワークが円滑に機能するために、杉並区成年後見センターが中核機関としてコーディネートや個々のケースの進行管理を行います。また、関係機関・団体、専門職、事業所等が権利擁護支援の課題を協議し連携を強化するため「杉並区成年後見制度利用促進協議会」を設置・開催することで権利擁護を推進する体制を強化します。

コラム 地域連携ネットワークの仕組み

判断能力が十分でなく支援が必要な人が初期の段階で支援に結びつき、本人の意思決定が尊重され、安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で発見・つなぎ・支援・見守りを行うのが地域連携ネットワークの仕組みです。

地域連携ネットワークは以下の3つの機能が有機的に連携することにより、構築されています。

○権利擁護支援チーム

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。

○協議会（杉並区成年後見制度利用促進協議会）

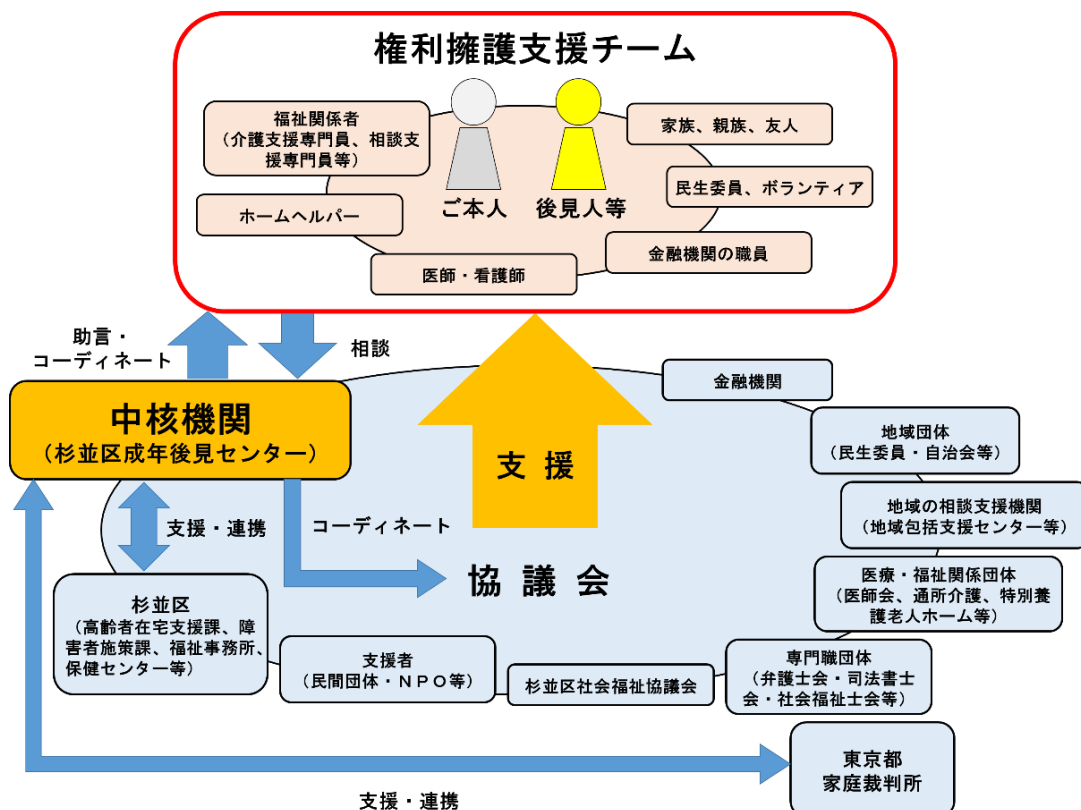
権利擁護支援の地域連携ネットワークが機能するよう、専門職、支援者、地域団体等を含む関係機関が、権利擁護に関する地域課題の解決に向けて検討・協議を行うとともに、連携の強化を図ります。

○中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関であり、以下のような役割を担います。

- ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネーターの役割
- ・専門職団体や関係機関の協力・連携強化を図るために、関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営、事務局機能等）

地域連携ネットワーク イメージ図



(4) 成年後見人等の担い手の確保と育成・支援	杉並区成年後見センター 杉並区社会福祉協議会
<p>認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等が求められているため、地域に身近な支援者である区民後見人を養成し、人材の確保を図ります。また、適切な後見業務ができるよう、杉並区成年後見センターが区民後見人候補者に対し、法人業務の支援員等の研修を含めた事業を行い、区民後見人を育成・支援します。</p>	

コラム 区民後見人とは

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の区民による成年後見人等であり、杉並区成年後見センター等の支援を受けて後見業務を適正に担います。主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用の支援などです。

すぎなみ地域大学では3年ごとに区民後見人基礎講座を開催し、修了後には杉並区成年後見センターの実務研修を受講することにより区民後見人候補者として登録され、杉並区成年後見センターの法人後見支援員等の経験を経て、区民後見人として活動します。

(5) 成年後見制度等の普及啓発の充実	杉並区成年後見センター 杉並区社会福祉協議会
<p>成年後見制度や権利擁護の取組の重要性を区民一人ひとりが理解し、自身や身近な人の判断能力が十分でなくなった時に必要な支援につながるよう、普及啓発活動に取り組みます。制度の利用が必要と思われる人を発見し支援につなげることの大切さや、制度を利用することが本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることについて、区民に向けて様々な媒体を活用し、周知活動を行います。また、地域連携ネットワークの関係機関や区民と身近に接する関係職員等に向けた研修の内容を充実させ、地域の権利擁護の対応力を強化します。</p>	

(6) 円滑な制度利用に向けた支援の充実	杉並区成年後見センター 保健福祉部管理課
<p>成年後見制度の利用ができずに適切な支援を受けられないことがないように、親族がいないなどの理由で申立てが困難な方には区長申立て^{*40}を行うとともに、申立て費用の助成や報酬助成を行うことにより、制度の円滑な利用につながるよう支援します。</p> <p style="text-align: center;"> 《区長申立て件数（親族がいない方等）》 45件 [令和3（2021）年度（現状）] ⇒ 75件 [令和9（2027）年度（最終）] </p>	

*40 区長申立て：成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判の申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに区長（市町村長）が申立てを行う仕組み

【2】 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止

事業の方向性

- 暴力や虐待、権利侵害を早期に発見し、速やかな対応と必要な支援につなげるため、相談機関や虐待通報窓口等の周知を進め、相談支援体制を充実させていきます。
- 暴力対策や虐待防止には、地域の多様な見守り活動を促進し、地域の目を増やすことが重要なことから、関係機関と密に連携し、早期発見・早期対応につなげる体制づくりを進めます。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	配偶者・パートナーからの暴力対策の推進	杉並福祉事務所 区民生活部管理課	地域福祉
(2)	障害者の虐待防止の推進	障害者施策課	障害者
(3)	共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進 【再掲 P98】	障害者施策課	
(4)	認知症サポーター等による認知症の理解促進 【再掲 P93】	高齢者在宅支援課	高齢者
(5)	高齢者虐待防止と権利擁護の充実	在宅医療・生活支援センター 高齢者在宅支援課	
(6)	児童虐待対策等に関する普及啓発	子ども家庭部管理課	子ども家庭
(7)	子どもの権利擁護の推進	子ども家庭部管理課	

(1) 配偶者・パートナーからの暴力対策の推進	杉並福祉事務所 区民生活部管理課
<p>配偶者・パートナー間の暴力を未然に防止するほか、被害者を早期に発見し迅速な対応につなげるため、相談窓口や関係機関との連携を強化します。</p>	
(2) 障害者の虐待防止の推進	障害者施策課
<p>区民やサービス提供事業者に対して、パンフレットの配布や研修の機会などを通じて障害者虐待の未然防止を図るとともに、虐待の通報や相談に対しては、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応するなど、障害者の虐待防止を推進します。</p>	
(5) 高齢者虐待防止と権利擁護の充実	在宅医療・生活支援センター 高齢者在宅支援課
<p>虐待の未然防止や早期対応を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、専門支援員による助言や支援者に対する研修等により、高齢者の虐待防止及び権利擁護を担当する職員等の対応能力の向上を図ります。</p>	
(6) 児童虐待対策等に関する普及啓発	子ども家庭部管理課
<p>児童虐待防止講演会の開催や区広報・区ホームページ等を通して、児童虐待の防止に社会全体で取り組むための普及啓発を進めます。</p>	
(7) 子どもの権利擁護の推進	子ども家庭部管理課
<p>子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。</p>	

【3】身近な相談体制の充実

事業の方向性

- 窓口等へ相談に行くことができない人や地域の課題等を相談したい区民の話を受け止めることができるよう、身近な地域で相談できる機会や場を増やしていきます。
- 相談内容を丁寧に聴き取り、相談者との関係を築きながら、伴走型支援^{*41}による課題解決に取り組みます。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	民生委員・児童委員活動の充実	保健福祉部管理課	地域福祉
(2)	生活困窮者に対する伴走型支援の実施 (くらしのサポートステーション) 【再掲 P68】	杉並福祉事務所	
(3)	福祉なんでも相談の拡充	杉並区社会福祉協議会	
(4)	地域支え合いの仕組みづくり事業の推進 【再掲 P39】	在宅医療・生活支援センター	
(5)	ゆうライン相談の実施	子ども家庭部管理課	子ども家庭

*41 伴走型支援：本人・世帯の暮らしの全体を捉え、伴走し寄り添いながら、継続的に関わること。本人・世帯に支援を届け、つながりや信頼関係を築いていく

(1) 民生委員・児童委員活動の充実	保健福祉部管理課
<p>民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、行政や関係機関と区民との間に立ち、支援をつなぐ橋渡し役を担っています。委員はそれぞれ担当地域を持って活動していますが、自主的な活動だけでなく、安心おたっしや訪問や地域のたすけあいネットワークなど、区の事業と連携することで地域のつながりをつくっています。</p> <p>民生委員・児童委員を対象に行う研修について、社会の変化や地域の福祉課題に即したものとなるよう留意するとともに、委員の希望が反映されるように民生委員・児童委員協議会の意見を聞きながら進めていきます。</p> <p>また、それぞれの委員が活動しやすい環境づくりを進めるために、行政や関係機関との連携だけでなく、地区協議会間や委員同士の交流や連携が深まり、情報共有が図られるように支援します。</p>	

(3) 福祉なんでも相談の拡充	杉並区社会福祉協議会
<p>生活上の福祉課題を抱える区民の課題解決や困りごとの軽減に向けて、適切な窓口に分けるための総合相談窓口として「福祉なんでも相談」を実施していきます。杉並区社会福祉協議会内の様々な事業を通じ、全職員が地域に出向く機会を捉えて、相談を受けつけ、課題の解決に結びつけていきます。また、相談当事者の状況を見定め、伴走型支援を継続していきます。</p>	

(5) ゆうライン相談の実施	子ども家庭部管理課
<p>大人だけではなく、子ども自身からも相談を受ける身近な相談窓口として、電話や面接等により、子育て相談・児童虐待等の相談にきめ細かく対応するとともに、状況に応じて関係機関との連携による効果的な支援を行います。</p>	

【4】 包括的相談支援体制の構築

事業の方向性

- 各分野の相談支援機関が持つ制度やサービスを互いに理解した上で、多機関が協働し、世帯や個人が抱える複合的な支援に取り組む相談支援体制を整備します。
- 各相談支援機関に相談があった際は、まずは受け止め、適切な機関等へつなぎ、支援を届けられるよう、相談支援機関を支える仕組みづくりを検討します。
- 複合化した課題を整理した上で分析し、その結果を相談支援機関が共有できるように、研修等を通じて相談支援を担う人材の育成に活用します。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	包括的相談支援の推進	在宅医療・生活支援センター	地域福祉
(2)	生活困窮者に対する伴走型支援の実施 (くらしのサポートステーション) 【再掲 P68】	杉並福祉事務所	
(3)	障害者の相談支援の充実	障害者施策課	障害者
(4)	地域ケア会議の実施	高齢者在宅支援課	高齢者
(5)	地域包括支援センター（ケア24）の機能強化	高齢者在宅支援課	
(6)	子ども家庭支援センターの整備・機能強化	子ども家庭部管理課	子ども家庭

(1) 包括的相談支援の推進	在宅医療・生活支援センター
<p>高齢、障害、子ども、生活困窮等における、各分野の相談支援体制だけでは対応が困難な課題を抱えた個人や世帯に対して、相談を受け止め、支援につないでいくために、各分野の相談支援機関が連携して対応していきます。他分野の相談を受けた場合でも、機関同士で相談をつなぎ、支援を行います。</p> <p>また、地域の相談支援機関では対応が難しいケースについては、在宅医療・生活支援センターの調整のもと、支援会議^{*42}を開催し、支援の役割分担や専門支援員（精神科医や弁護士等）による助言を受けることで相談支援機関の後方支援を行い、区民の課題解決を図ります。</p> <p>在宅医療・生活支援センターは、相談支援機関の後方支援を行う中で把握した複合的な課題の整理や支援方針を相談支援機関に共有を図り、専門職への研修等を通して相談支援を担う人材の育成を行い、区民の生活を支える相談支援体制の更なる強化を進めていきます。</p>	

○主な取組の(2)～(6)については、分野の相談支援の機能強化等について示し、分野が複合的、複雑化した際には(1)の包括的相談支援につながっていくものです。また、(1)に記載のとおり、分野を越えた支援を行うために、他分野を理解した上で、連携する相談支援を進め、区民の生活を支えていきます。

(3) 障害者の相談支援の充実	障害者施策課
<p>障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、基幹相談支援センター^{*43}が地域の相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所のバックアップを行うとともに、相談支援のネットワークの構築を進めます。また、区内3か所に設置する障害者地域相談支援センター（すまいる）は、広く生活全般に関する様々な相談を受けとめ、特定相談支援事業所^{*44}は、障害福祉サービスを利用している方が、地域で生活していくために必要なサービス等をコーディネートするなど、地域における相談支援の充実を図ります。</p>	

(4) 地域ケア会議 ^{*45} の実施	高齢者在宅支援課
<p>高齢者が地域で安心して住み続けられるよう、地域包括支援センター（ケア24）または区が主催し、行政職員及び地域の関係者で構成する会議において、地域生活課題を把握・共有し、様々な分野が連携して役割分担をしながら、解決に向けた取組を進めていきます。</p>	

*42 支援会議：高齢者や障害者、子ども分野などの各相談機関や精神科医・弁護士などの専門家により構成される、複合的な生活課題を抱えた世帯への支援内容を調整・検討するための会議

*43 基幹相談支援センター：障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように相談支援のネットワークの構築をすすめ、相談支援体制の強化に取り組むとともに、地域の相談支援の拠点として相談機関等のバックアップを行う部署

*44 特定相談支援事業所：障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成や基本相談を行う事業所

*45 地域ケア会議：高齢者の支援の充実や社会基盤の整備を図るために、地域包括支援センター（ケア24）又は区が主催する行政職員及び地域の関係者から構成される会議体

(5) 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化	高齢者在宅支援課
<p>地域包括ケアシステム^{*46}の中心的役割を果たす地域包括支援センター（ケア24）の事業評価を実施し、総合相談や認知症支援、生活支援体制整備等、様々な業務の改善を図ることで機能を強化します。</p>	

(6) 子ども家庭支援センターの整備・機能強化	子ども家庭部管理課
<p>身近な地域における、より機動的できめ細やかな相談・支援体制の構築に向け、平成31（2019）年4月に高円寺地域、令和4（2022）年4月に荻窪地域に子ども家庭支援センター^{*47}を開設しました。今後、令和5（2023）年4月に高井戸地域に開設するとともに、現在の杉並子ども家庭支援センターは、各地域型センターを統括マネジメントする基幹型センターとして位置付け、機能強化を図っていきます。</p>	

*46 **地域包括ケアシステム**：高齢者等が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制

*47 **子ども家庭支援センター**：子どもと家族の困りごとに対する総合的相談窓口として、各種子育て支援サービスの提供・調整を行う。また、保健センターや児童相談所等と連携しながら、要保護児童のいる家庭に対して児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応による重篤化予防を図る

【5】生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実

事業の方向性

- 「くらしのサポートステーション」では、丁寧な相談活動をベースに就労支援センターとも連携を深め、支援プランの策定や就労支援の取組を推進していきます。これまで支援につながっていない人に対しても、アウトリーチによる支援を行います。
- ひきこもりの方の高齢化に応じて、世代を問わずに相談を受け止める場として「くらしのサポートステーション」の認知度を高めていきます。また、ひきこもりの方やその家族に対して、就労自立のみにとらわれず本人の考えを尊重するとともに、家族会とも連携し、家族が安心できる居場所を確保していきます。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	生活困窮者に対する伴走型支援の実施 (くらしのサポートステーション)	杉並福祉事務所	地域福祉
(2)	子どもの学習等支援事業の実施	杉並福祉事務所	
(3)	自立支援センターによる路上生活者等への支援	杉並福祉事務所	
(4)	多様な相談者に寄り添った就労支援の展開	産業振興センター	
(5)	精神保健に関する相談の充実	保健予防課 保健サービス課	健康医療

(1) 生活困窮者に対する伴走型支援の実施
(くらしのサポートステーション)

杉並福祉事務所

生活に困窮している方について、「くらしのサポートステーション」で専門の支援員が相談を受け、相談者に寄り添った伴走型支援を行うため、支援プランの作成に取り組みます。

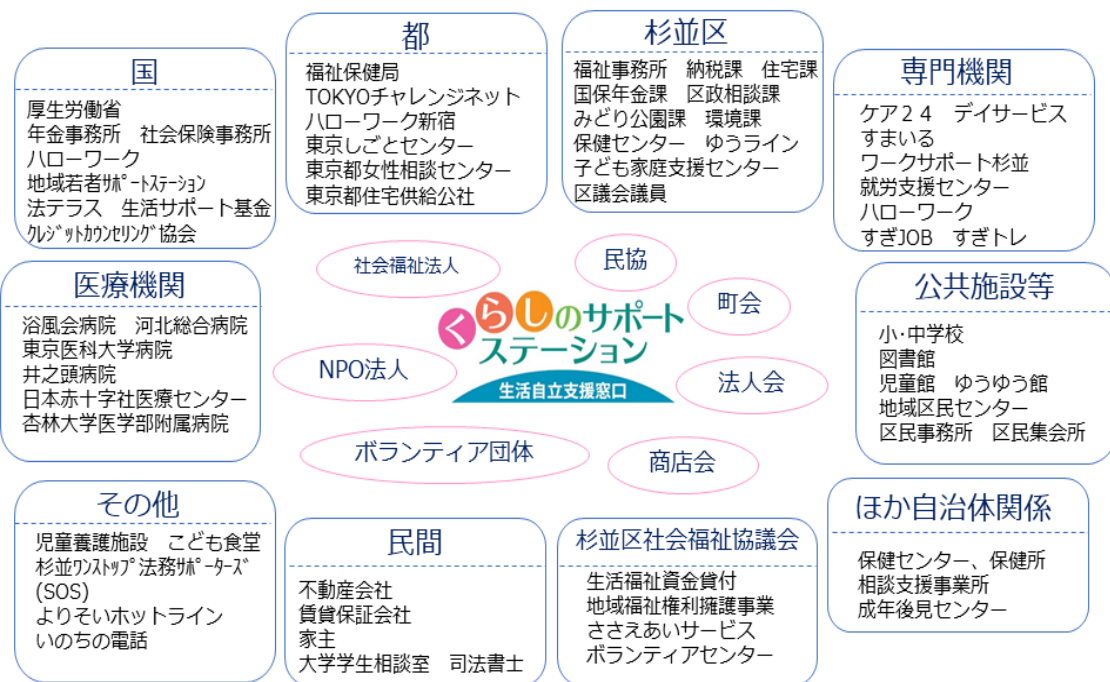
また、支援が必要であるにも関わらず、相談機関につながりにくい人たちの支援が適切に行えるよう、地域のNPOや民生委員・児童委員との連携を図り、訪問や同行支援などアウトリーチの充実を図ります。

また、ひきこもりの状態にある人には、就労による自立だけではない社会参加を促し、孤立しがちな家族の方へのアプローチとして家族会の開催を支援していきます。

コラム くらしのサポートステーション

現に生活に困窮している方や、ひきこもりなど、そのおそれのある方の相談支援窓口です。専門の支援員が相談を受け、伴走型支援を行います。「失業した」「再就職がうまくいかない」「住むところを失くしそう」など様々なケースについて、関係部署と連携して対応します。状況にあったプランを作成し、相談者に寄り添いながら、生活の立て直しを図っていきます。

関係機関との連携 ネットワークで早期発見、包括的な支援を



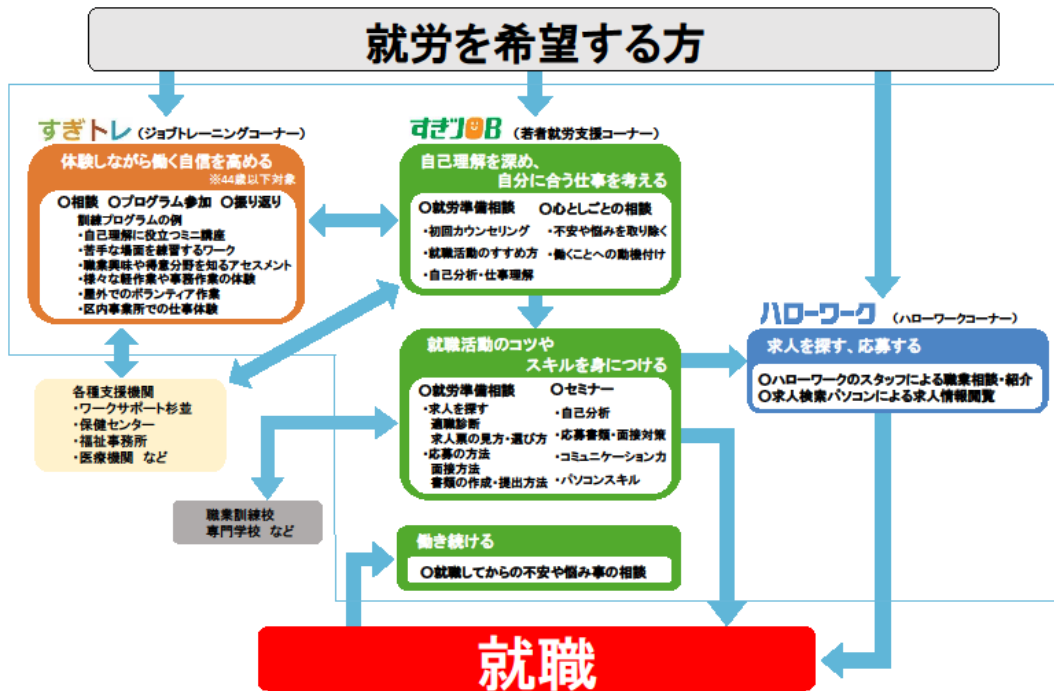
(2) 子どもの学習等支援事業の実施	杉並福祉事務所
<p>生活困窮世帯で、学習環境や他者との関係性構築に課題がある子どもたちを対象に、学習習慣の定着支援と社会性の獲得に向けた支援を行います。</p> <p>今後も、学習環境の定着と社会性獲得の支援を行うことで、世帯が生活困窮にあっても、子どもたちの生きる力を育み、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう支援していきます。</p>	

(3) 自立支援センターによる路上生活者等への支援	杉並福祉事務所
<p>自立支援センターは、路上生活を余儀なくされている方及びそのおそれのある方等を一時的に保護し、宿泊援護をすることで心身の回復を図り、その後の就労や自立、円滑な地域生活への移行を支援する施設です。施設の相談員が地域を巡回し、支援事業のあっせんや健康相談も実施しており、今後も、安定的な雇用先の確保や生活上の諸問題の解決に向けた取組を継続することで、路上生活等からの早期社会復帰を支援していきます。</p> <p>センターの設置運営は、都区共同の事業であり、施設の設置後5年を経た後に次の区へ移転する輪番制となっていることから、令和8（2026）年に現在の板橋区から杉並区に移転する予定となっています。このため、区は、センターの設置に向けた用地調整や施設の設備、設置後の運営などについて、都及び特別区人事厚生事務組合と連携し、地域への十分な情報提供と理解促進に向けた取り組みを進めていきます。</p>	

(4) 多様な相談者に寄り添った就労支援の展開	産業振興センター
<p>就労支援センターの若者就労支援コーナーでは、就労について様々な不安や問題を抱えている方に対して、年齢や性別にかかわらず、相談者の状況に応じた支援プログラムを作成し、就労準備相談、職業紹介から就職後の定着支援まで、相談者に寄り添った専門相談員による伴走型の支援を行います。また、特に女性や高齢者に関しては、家庭や健康状態など一人ひとりの状況に応じて、その能力を十分に発揮できるよう、関係団体等と連携したセミナーの開催や、提供する求人情報の充実を図るなどの就労支援に取り組みます。</p> <p>就労支援センターのジョブトレーニングコーナーでは、身体的・精神的な要因などにより就労に困難を抱え、直ちに一般就労に結び付かない人に対して、若者就労支援コーナーや生活自立支援窓口（くらしのサポートステーション）、福祉部門等と連携して利用者情報を共有しつつ、就労準備訓練・社会適応力訓練を実施します。</p> <p style="text-align: center;">《就労支援センターの利用により就職が決定した人数》</p> <p style="text-align: center;">530人 [令和3（2021）年度(現状)] ⇒ 850人以上 [令和9（2027）年度（最終）]</p>	

コラム 関係各所が連携した就労支援の取り組み

杉並区就労支援センター 支援の流れ



(5) 精神保健に関する相談の充実

保健予防課

保健サービス課

心の健康について区民が気軽に、かつ早期に相談ができるよう保健センター、医療機関及び関係機関等の相談窓口の周知に努めます。保健センターで実施する「心の健康相談」では、うつ、幻聴幻覚、もの忘れ、依存症、思春期問題、ひきこもり、PTSD^{*48}及び発達障害^{*49}など多様化する問題に対応します。

また、家族の心の健康に関し、同じような悩みを抱える方に向けた講演会の開催や交流の場を作ります。

さらに、心の健康相談等を行う区職員及び関係機関職員の対応力の向上や関係機関との連携強化を図ります。

*48 PTSD: Post Traumatic Stress Disorder の略。災害などの命の危険にさらされるような事件や衝撃・喪失体験のあと、その場を再体験する感覚や不眠、過度の緊張状態、感情マヒなどの症状が出ること

*49 発達障害: 脳の機能障害であり、物事の見方、感じ方、理解の仕方、人との関わり方や行動の仕方に偏りがある障害

コラム 「困りごとフローチャート」を活用した相談支援の周知

ウェルファーム杉並^{*50}の1階フロアにあるくらしのサポートステーション（くらサポ）や、就労支援センターの若者就労支援コーナー（すぎJOB）、ジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）、ハローワークコーナーは生活自立支援、就労支援の相談機関です。

- ・仕事がなかなか見つからない。
- ・生活に困っている。
- ・(いずれは) 就労を考えなくては…でも何をすればいいの？

こんな不安や悩みを抱えている方やご家族への支援を行っています。

4つの相談機関はそれぞれの窓口や支援メニューで連携をしながら、就労や社会とのつながりへの第一歩をお手伝いしています。

区の生活自立支援、就労支援を一人でも多くの方に利用してもらえるよう、「困りごとフローチャート」を作成しました。本人や家族が相談につながりやすくなるよう、困りごとと相談機関をフローチャートに示し、記載しています。「困りごとフローチャート」は区の施設などどなたでも手に取りやすい場所に順次置いていきます。また、地域の相談役である民生委員・児童委員等をとおし、地域でお困りの方への案内をしています。

困りごととは

ウェルファーム杉並1階

なんですか？

あなたや、あなたの周りの方が抱えている困りごとをウェルファーム杉並1階の4つの窓口が解決します！



*50 ウェルファーム杉並：「誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点」をコンセプトに、生活相談、就労支援、自立支援、子育て支援、権利擁護等の機能を集約し、区民の生活を幅広く支える複合施設

【6】生活保護受給者等の支援

事業の方向性

- 生活保護制度は「困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」制度であるため、生活保護制度を周知し、丁寧な生活相談により保護の適用が必要な方へは保護の申請を勧め、一人ひとりの実態に合わせた、よりきめ細やかな生活上の支援を行っていきます。また「自立を助長する」ため、自立支援プログラムを有効に活用し、就労による生活の自立や健康の維持・増進など、更なる次世代の育成を支援していきます。一方で、生活保護の適正な支給と不正支給の防止を図っていきます。
- 生活保護受給者の就労について、ハローワーク新宿と連携を図るとともに、専門支援員による本人の特性に合わせた相談支援によって、将来的な見通しを立て、自信をもって就労できるよう支援を行っていきます。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	生活保護受給者への自立支援プログラムによる支援	杉並福祉事務所	地域福祉
(2)	福祉事務所における生活相談と適正な保護の実施	杉並福祉事務所	
(3)	「ステップアップしごとコーナー」における就労相談	杉並福祉事務所	

(1) 生活保護受給者への自立支援プログラムによる支援	杉並福祉事務所
<p>稼働年齢層や母子世帯に対し、専門支援員等による就労支援や子育て支援などの各プログラムを組み合わせることで、就労・生活の自立に向けた支援を行っていきます。</p> <p>また、高齢者や傷病・障害者等の要援護世帯や精神障害者、アルコール依存症等の自立が難しい世帯に対しては、健康面や精神面での日常生活上の基本的な支援を実施します。</p> <p style="text-align: center;">《自立支援プログラム作成件数》</p> <p style="text-align: center;">983 件 [令和 3 (2021) 年度(現状)] ⇒ 1,100 件 [令和 9 (2027) 年度 (最終)]</p>	

(2) 福祉事務所における生活相談と適正な保護の実施	杉並福祉事務所
<p>病気や高齢、働き手の死亡、失業等で生活や医療費に困っている方の相談を受け、生活保護制度を丁寧に説明し、保護の適用が必要な方に対して、漏れのない保護申請を進めていきます。</p> <p>また、生活保護の適正な実施に向け、医療扶助の適正化、資産等の活用のための預貯金等や収入状況の調査の実施、過大に支給された保護費の弁償金等の徴収強化など、適正支給と不正受給防止を図ります。</p>	

(3) 「ステップアップしごとコーナー」における就労相談	杉並福祉事務所
<p>ウェルファーム杉並内に就労支援窓口「ステップアップしごとコーナー」を設置し、ハローワーク新宿から就労相談専門員の派遣を受け、生活保護受給者や生活困窮者等を対象として、職業検索や就労までの支援を行い、就労自立を進めていきます。</p> <p style="text-align: center;">《就労支援者数※》</p> <p style="text-align: center;">138 件 [令和 3 (2021) 年度(現状)] ⇒ 150 件 [令和 9 (2027) 年度 (最終)]</p>	

※ (ステップアップしごとコーナーにて就労した者の数)

【7】住宅確保要配慮者等の居住支援

事業の方向性

- 住宅確保要配慮者^{*51}に対する民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図るために設置した杉並区居住支援協議会^{*52}において、高齢者等アパートあっせん事業や見守りサービスなど、住宅確保要配慮者への居住支援を行います。
- 障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、グループホーム^{*53}の整備を推進するとともに、多様な住まいの確保に向けた支援等を検討します。さらに、地域のネットワークを強化し、地域で住み続けるための支援を行います。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立して生活するため、安心して住み続けられる住まいの確保を図るなど、居住継続のために各種支援を行います。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	障害者グループホームの整備と居住継続支援	障害者生活支援課 障害者施策課 住宅課	障害者
(2)	高齢者向け住宅確保及び居住継続支援	住宅課 高齢者在宅支援課	高齢者
(3)	子育て世帯向け住宅確保及び居住継続支援	住宅課	子ども家庭

*51 住宅確保要配慮者：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定義されている、低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他の住宅の確保に特に配慮を要する者

*52 杉並区居住支援協議会：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき設置され、杉並区、不動産関連団体、社会福祉協議会等で構成された団体

*53 グループホーム：障害者が食事、排泄、入浴等の援助を受けながら、共同生活を営む住まい

<p>(1) 障害者グループホームの整備と居住継続支援</p>	<p>障害者生活支援課 障害者施策課 住宅課</p>
<p>障害者の住まいの確保のため、施設開設の相談から運営開始までを一貫して支援するマッチング・コーディネート事業を行い、障害者グループホームの開設を促進します。また、障害者への支援について事業者間で意見交換などを行うグループホーム地域ネットワーク事業を通して、施設開設後の事業所のサービスの質の向上を図り、障害者の安心した暮らしを支援します。</p> <p>また、障害者が地域で継続して生活を送るため、引き続き区営住宅の一部を障害者用として活用します。</p>	
<p>(2) 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援</p>	<p>住宅課 高齢者在宅支援課</p>
<p>高齢者住宅「みどりの里」の運営のほか、杉並区居住支援協議会が行う高齢者等アパートあっせん事業や家賃等債務保証等により高齢者の居住支援を実施します。</p>	
<p>(3) 子育て世帯向け住宅確保及び居住継続支援</p>	<p>住宅課</p>
<p>区営住宅では、ひとり親世帯、多子世帯等が入居しやすくなるよう、使用期間を定めた優遇抽選を実施します。</p> <p>また、民間賃貸住宅については、ひとり親家庭を含む子育て世帯やDV^{*54}被害者に対して、杉並区居住支援協議会で行っている高齢者等アパートあっせん事業により、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供、仲介手数料や家賃債務保証料の助成も行います。</p>	

*54 DV : Domestic Violence の略。配偶者や事実婚のパートナーまたは恋人などからの暴力

【8】再犯防止等の推進

事業の方向性

- 犯罪をした人等が、地域で社会を構成する一員となり、再び犯罪に手を染めることのないよう、関係機関が連携し、各種サービスにつなげるなど、その立ち直りを支援します。
- 犯罪をした人等が地域で孤立することなく、社会復帰に向けて支え・支えられる地域を目指して、更生保護^{*55}活動の中心となる保護司会との連携を強化します。また、再犯防止の取組の大切さについて、広く区民の理解を得られるよう、わかりやすく効果的に広報するなど、普及・啓発活動に取り組みます。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	就労・住居確保の支援	杉並福祉事務所 産業振興センター	地域福祉
(2)	更生保護団体の活動の促進等	保健福祉部管理課	
(3)	更生保護サポートセンターの移転・運営支援	保健福祉部管理課	
(4)	再犯防止に関する普及・啓発活動の推進	保健福祉部管理課	
(5)	包括的相談支援の推進【再掲 P65】	在宅医療・生活支援センター	
(6)	生活困窮者に対する伴奏型支援の実施 (くらしのサポートステーション)【再掲 P68】	杉並福祉事務所	
(7)	福祉サービスの利用支援	高齢者在宅支援課 障害者施策課	高齢者 障害者
(8)	精神保健に関する相談の充実 【再掲 P70】	保健予防課 保健サービス課	健康医療

*55 更生保護：犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること

(1) 就労・住居確保の支援	杉並福祉事務所 産業振興センター
<p>収入や住居が安定しないことが原因で、生活のために再び犯罪に手を染めてしまうことのないよう福祉事務所において、生活保護の受給や更生保護施設への入所など、社会生活への復帰に向けた支援を行います。また、産業振興センターでは、本人の収入基盤の安定に向けて、協力雇用主^{*56}の確保に向けた広報活動を実施するとともに、東京しごとセンター^{*57}及び都立職業能力開発センター^{*58}と連携して、就職に向けた相談・支援等を行います。</p>	

(2) 更生保護団体の活動の促進等	保健福祉部管理課
<p>現在、再犯防止の活動の中心を担う保護司は、高齢化が進んでいることや、成り手不足等の課題あります。今後の活動につなげるためには、若い世代に更生保護活動の理解を深めることが重要です。青少年の非行防止や様々な事情を抱える青少年の身近な存在として、健全な成長を支援する活動を行う青少年ボランティア団体であるBBS^{*59}会の区内での発足を目指している保護司会の取組を支援します。また、更生保護活動にかかわる組織・団体が再犯防止活動についての共通した認識と理解を図り、地域の中で再犯防止の取組を推進するための場の設置に向けて、保護司会等の更生保護団体との協議・検討を進めます。</p>	

-
- *56 **協力雇用主**：犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主
- *57 **東京しごとセンター**：東京都が都民の方の雇用や就業を支援するために設置した、しごとに関するワンストップサービスセンター
- *58 **都立職業能力開発センター**：新たに職業に就く人、求職中の人、転職を希望している人を対象に、就職を目指し、職業に必要な知識・技能を習得するための施設
- *59 **BBS**：Big Brothers and Sisters Movement の略。青少年たちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動

コラム 保護司とは

犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるボランティアで非常勤の国家公務員です。

<保護司の仕事>

① 保護観察

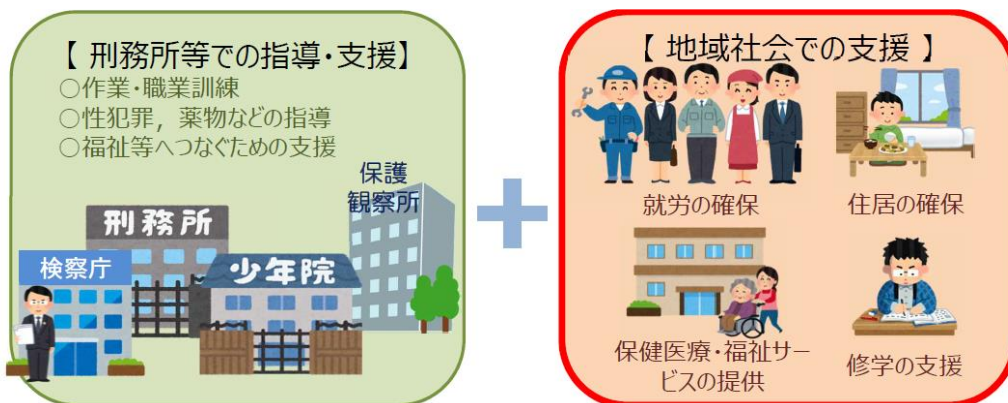
犯罪をした人等に対して、更生を図るための約束ごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行いその立ち直りを助けるものです。

② 生活環境調整

少年院や刑務所に収容されている人が、仮釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、帰り先の調査、引受人との話し合い、就労の確保などを行って受け入れ態勢を整えるものです。

③ 犯罪予防活動

犯罪をした人等の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐ活動です。毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間などの機会を通じて「講演会」「区民集会」「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。



(3) 更生保護サポートセンターの移転・運営支援

保健福祉部管理課

現在、区の職員会館内で運営している更生保護サポートセンター^{*60}について、施設の老朽化等により職員会館を廃止することに伴い、同センターを令和5（2023）年度末にウェルファーム杉並内に移転します。

移転後においても、保護司会等が主催・実施する研修や、保護司や保護観察官^{*61}が保護観察対象者との面接を行う際の会議室や相談場所を提供するなど、その活動を支援します。

*60 更生保護サポートセンター：保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点

*61 保護観察官：犯罪をした人や非行のある少年に対して、通常の社会生活を送らせながら、その円滑な社会復帰のために指導・監督を行う社会内処遇の専門家

(4) 再犯防止に関する普及・啓発活動の推進	保健福祉部管理課
<p>更生保護活動についての地域の理解を深めるため、保護司会等の更生保護団体、地域で活動する方や区内小中学校と連携して啓発活動を実施するなど、社会を明るくする運動を推進します。また、区ホームページをはじめ、あらゆる機会・媒体を通じて再犯防止に関する普及・啓発活動を行い、犯罪をした人等の立ち直りについて、区民に広く周知します。</p>	

(7) 福祉サービスの利用支援	高齢者在宅支援課 障害者施策課
<p>犯罪をした高齢者や障害のある方等のうち、保健医療・福祉の支援が必要であるにもかかわらず、十分な支援が行き届かないために再犯に至るケースがあることから、保護司等の支援者と地域包括支援センター（ケア24）や障害者地域相談支援センター（すまいる）などとの連携強化を図り、適切な支援につなげます。</p>	

コラム

社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。（法務省主唱）

区では、7月の強調月間に、更生保護活動への理解をより深めるため、区と保護司会が中心となって、啓発イベント「ひまわりフェスタ」等を開催しています。



令和4(2022)年度 区役所ロビーにおける啓発事業「ひまわりフェスタ」の様子

【9】 移動のための支援の充実

事業の方向性

- 高齢や障害により移動が困難な人（移動困難者）が外出しやすい環境を整え、日常生活や社会参加を支えるために、外出に関する相談・支援の充実や、移動サービスを担うNPO等と連携を図っていきます。
- 外出したいにも関わらず移動に困っている人の移動の選択肢を広げるため、グリーンスローモビリティ^{*62}などの新たな公共交通サービスについて検討します。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	外出支援相談センターの運営	保健福祉部管理課	地域福祉
(2)	福祉有償運送団体の支援	保健福祉部管理課	
(3)	新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充	都市整備部管理課	
(4)	障害者の移動支援事業等の推進	障害者施策課	障害者

*62 グリーンスローモビリティ：時速 20km 未満で公道を走ることができる、電動車を活用した移動サービスで、その車両も含めた総称

(1) 外出支援相談センターの運営	保健福祉部管理課
<p>外出支援相談センター^{*63}は、移動困難者が「出かけたいときに出かけられるまち」の実現を目指して設置した相談支援機関です。移動サービスに関する情報を把握・収集・提供して移動困難者の利便性向上を図るとともに、関係者間の協力体制を構築するための拠点として、各種講座や連絡会を実施していきます。</p> <p> 《外出支援相談センター相談受付数》 1,085件 [令和3(2021)年度(現状)] ⇒ 1,175件 [令和9(2027)年度(最終)]</p>	

(2) 福祉有償運送団体の支援	保健福祉部管理課
<p>移動困難者の活動の場を広げ、自由な社会参加を促進するため、福祉有償運送団体に対して安全運行や利便性向上を図るために必要な経費の補助を行います。</p> <p>また、福祉有償運送^{*64}に必要な運転手資格が取得できる「福祉車両運転協力員講座」をすぎなみ地域大学で実施し、運転協力員を育成していきます。</p> <p> 《福祉有償運送団体輸送回数》 26,113回 [令和3(2021)年度(現状)] ⇒ 29,200回 [令和9(2027)年度(最終)]</p> <p> 《福祉車両運転協力員講座修了者》 11人 [令和3(2021)年度(現状)] ⇒ 18人 [令和9(2027)年度(最終)]</p>	

(3) 新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充	都市整備部管理課
<p>誰もが気軽に快適に移動できる地域社会の実現に向け、区民一人ひとりの移動の選択肢を拡充することが求められています。公共交通を利用して外出したいにも関わらず移動に困っている区民への対応として、グリーンスローモビリティなどの新たな公共交通サービスの活用を検討・実施していきます。</p> <p>また、公共交通での移動が困難な方には、福祉交通をスムーズに案内して利用できるよう、区交通部門と福祉部門が連携した取組を検討していきます。</p>	

(4) 障害者の移動支援事業等の推進	障害者施策課
<p>外出時にガイドヘルパーを派遣する移動支援事業^{*65}や福祉タクシー券の交付などにより、個々の障害や能力に応じた適切な外出支援を行い、障害者の社会参加を促進します。</p>	

*63 外出支援相談センター：高齢や障害などにより、ひとりで外出することが困難な方の日常生活や社会参加を支えるために、外出に関する相談や情報提供、必要な支援サービスへの案内などを行う施設

*64 福祉有償運送：障害者や要介護者等を対象に、NPO等の非営利法人が会員に対し自家用等により非営利対価で行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービス

*65 移動支援事業：屋外での移動に困難がある障害者（児）に対し、外出時に付き添いのガイドヘルパーを派遣することで、障害者の余暇・社会活動への参加を支援する事業

施策3 地域福祉の基盤整備

- 地域福祉を推進するための環境を整えるため、誰もが気軽に集える場の整備をはじめ、地域福祉における担い手の育成や福祉サービスの質の向上を図るなどの取組を推進します。
- 国籍や性別、年齢の違いや障害の有無などに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現するため、人と人との相互理解と支え合いによる、ユニバーサルデザイン^{*66}のまちづくりを推進します。

現状と課題

- 地域におけるつながりが希薄になる中、世代や分野を問わず地域住民同士が気軽に立ち寄り、交流を図ることができる拠点や居場所を整備する必要があります。
- 福祉や介護サービスの利用が増加する中、質の高いサービスの提供が求められています。福祉サービスの内容や評価についての情報公開などを進め、事業運営の透明性を確保するとともに、保健福祉に携わる人材の確保と専門研修などを通して、サービスの質の向上を図る必要があります。
- 誰もがより安全に外出や移動ができるよう、道路・公園・建築物などの施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に基づく各施設の整備や移動手段の確保等がより一層求められています。また、ハード面だけでなく、ソフト面のバリアフリー化も併せて推進し、地域に暮らすすべての人が互いに認め合いながら共生できる環境の整備が必要です。

目指す姿

- 乳幼児から高齢者まで、多様な世代が地域で気軽に集える場が整備されるとともに、住民同士が交流できる環境が整っています。
- 地域活動の担い手となる人材が育ち、地域福祉活動への参加が促進されています。
- 保健福祉にかかる専門職の人材が確保・育成され、サービスの質の確保及び向上につながっています。
- 国籍や性別、年齢の違いや障害の有無に関わらず、誰もが安心して生活ができるよう、地域における様々な障壁（バリア）が解消され、安心して暮らせる環境が整っています。

*66 ユニバーサルデザイン：年齢・性別・能力・国籍等の違いにかかわらず、すべての人が使いやすいように建築物、製品、環境及び制度やサービスなどをあらかじめデザインすること

施策指標

	指標名	指標の説明	令和3年度 (2021) (現状)	令和9年度 (2027) (最終)
指標①	第三者評価受審件数	区立施設の受審件数 民間施設の受審件数の合計	99件	128件
指標②	地域の集いの場等の実施 団体数	地域の集いの場情報検索シ ステム掲載団体数等	310 団体	400 団体

施策を構成する事業

- 【1】 気軽に集い交流できる場の充実
- 【2】 情報発信の強化及び情報格差の解消
- 【3】 地域福祉の担い手の育成・支援
- 【4】 保健福祉サービスの質の向上
- 【5】 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（福祉への理解促進と差別解消）

【1】気軽に集い交流できる場の充実

事業の方向性

○地域住民の交流拠点として、国籍・性別・年齢の違いや障害の有無などの属性を問わず、誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所や区民が主体的に活動・交流ができる場の充実を図ります。

○また、多様な交流をきっかけにして、地域福祉活動の活性化につなげる取組を進めます。

※以下の取組のうち、杉並区区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プラン（令和4(2022)年度一部修正）で計画化された内容の一部については、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定するとしていることから、本計画においても歩調を合わせ取り組んでいきます。

- ・コミュニティふらっとの運営
- ・ゆうゆう館の運営
- ・子ども・子育てプラザの整備・運営
- ・児童館の運営
- ・小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施
- ・中・高校生の新たな居場所の実施

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	コミュニティふらっとの運営	地域課	地域福祉
(2)	きずなサロンの支援事業の推進	杉並区社会福祉協議会	
(3)	障害者の集える場の充実	障害者施策課	障害者
(4)	ゆうゆう館の運営	高齢者施策課	高齢者
(5)	子ども・子育てプラザの整備・運営	児童青少年課	子ども家庭
(6)	乳幼児親子の居場所の実施	子ども家庭部管理課 児童青少年課	
(7)	児童館の運営	児童青少年課	
(8)	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施	児童青少年課	
(9)	児童青少年センター（ゆう杉並）の充実	児童青少年課	
(10)	中・高校生の新たな居場所の実施	児童青少年課	

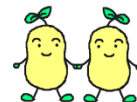
(1) コミュニティふらっとの運営	地域課
乳幼児親子を含む子どもから高齢者までの誰もが身近な地域で気軽に利用できる「コミュニティふらっと」の運営を通して、区民・団体の様々な活動や世代を超えた交流・つながりを支援していきます。	

(2) きずなサロンの支援事業の推進	杉並区社会福祉協議会
地域住民が身近なところで気軽に立ち寄れる交流の場として、サロン活動の立ち上げや運営の支援を行います。また、サロン活動を通して、地域住民が主体となり身近な課題を拾い上げ、地域の特性にあった活動を行い、共助の礎となるような住民相互の地域活動による顔の見える関係づくりを強化していきます。	

コラム

あなたのまちの「きずなサロン」

「きずなサロン」とは…



誰もが気軽に立ち寄れる集いの場です。

お茶を飲みながらおしゃべりをするサロン、子育て中のママ達を応援するサロン、手芸や折り紙を楽しむサロンなど、様々な内容で活動しています。

サロンを通じて交流し、仲間づくり、生きがいつくりの活動に参加することができます。

(3) 障害者の集える場の充実	障害者施策課
障害者の社会参加を促進するため、身近な地域で様々な人と集える講座・イベントや、バリアフリーの設備が整備されている店舗・施設などの周知啓発を図るとともに、障害に理解のある従業員やサポーターがいる店や場を増やす取組など、障害者の集える場を充実します。	

(4) ゆうゆう館の運営	高齢者施策課
高齢者の社会参加や交流、いきがい活動の拠点として、高齢者の自主グループ活動を活性化するとともに、地域で高齢者を支え合うコミュニティづくりにつながる、地域に密着した多世代交流拠点となるよう運営を行います。	

(5) 子ども・子育てプラザの整備・運営	児童青少年課
<p>子ども・子育てプラザは、乳幼児親子やこれから子育てを始める方（妊娠中の方とそのパートナー）を対象とした地域の子育て支援拠点です。親子でゆっくり過ごせる居場所であるとともに、子育てサービスの利用相談や情報提供（利用者支援事業）、一時預かり事業^{*67}（一部の子ども・子育てプラザを除く）を行います。</p>	

(6) 乳幼児親子の居場所の実施	子ども家庭部管理課 児童青少年課
<p>妊婦や乳幼児親子が気軽に立ち寄り安心して過ごせる交流の場とその関係団体を支援し、居場所の充実を図ります。</p> <p>①つどいの広場の運営支援 子育て経験豊かなスタッフや子ども同士・親同士との交流により、子育て中の気付きや楽しさを実感できる場である「つどいの広場」を運営する地域のNPO団体や事業者の運営費用を助成します。</p> <p>②ゆうキッズ事業の実施 すべての児童館において、乳幼児親子が気軽に集い、交流ができる場の提供や、乳幼児親子向けプログラム等を実施します。</p> <p>③子育て応援券事業の実施 妊婦や就学前の子どもがいる家庭に、親子で楽しむ交流事業などの子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を交付します。</p> <p>④子どもプレーパーク事業の実施 区内の公園において、子どもたちがたき火・泥遊び・ロープワーク等を通じて、自らのアイデアや想像力を生かし、自由に遊びを創り出すことができる「プレーパーク事業」を実施します。</p>	

(7) 児童館の運営	児童青少年課
<p>児童館は、0歳から18歳未満の子どもが気軽に利用できる身近な居場所です。運動、工作、読書、音楽等の自由遊びの支援や、料理、野外活動、異世代交流等の体験を広げるプログラム、地域の伝統行事への参加や、自主的な活動等を通して、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう支援します。</p>	

(8) 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施	児童青少年課
<p>放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供する放課後等居場所事業^{*68}を実施し、子どもの健全育成支援の充実を図ります。実施にあたっては、既存の放課後子ども教室や学校・地域関係者、子育て支援団体との連携・協働による事業運営を進めます。</p>	

*67 一時預かり事業：保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業

*68 放課後等居場所事業：放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供し、保護者や地域住民の参画を得て、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動などの取組を通して、児童の自主性や社会性、創造性を育むとともに、児童が地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進する事業

(9) 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実	児童青少年課
<p>児童青少年センター（ゆう杉並）は、中・高校生を主な利用者として、多様なニーズに応えるとともに、自主的な活動への支援を行うことを目的として、平成9（1997）年に設置したものです。今後も、中・高校生世代がより利用しやすく、魅力ある居場所となるよう、中・高校生運営委員会をはじめとする利用者等の意見を聴きながら、運営の充実を図ります。</p>	
(10) 中・高校生の新たな居場所の実施	児童青少年課
<p>永福図書館とコミュニティふらっと永福との複合施設において、ラウンジ内に中・高校生優先利用スペースを設けるなど、地域の中での中・高校生の居場所の一つとなるよう取り組みます。</p>	

【2】 情報発信の強化及び情報格差の解消

事業の方向性

- 障害者や高齢者、子育て中の世帯など、各世代のニーズや個々の状況に合わせたSNS^{*69}を活用することで、必要な情報を迅速かつ容易に取得できるよう、効果的な情報発信に努めます。
- 音声コードの導入やウェブアクセシビリティ^{*70}にも配慮し、誰でもアクセスしやすい情報の提供を目指します。
- 誰もが必要な情報やサービスを受けることができるよう、ICTの利活用を促進するとともに、広報紙やチラシを活用するなど、デジタル化の恩恵を受けられない人にも配慮した情報発信を行います。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	バリアフリーマップの機能充実	保健福祉部管理課 都市整備部管理課	地域福祉
(2)	在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場情報検索システムによる情報提供の充実	在宅医療・生活支援センター 介護保険課 高齢者在宅支援課	地域福祉 高齢者
(3)	障害者への情報発信の充実	障害者施策課	障害者
(4)	高齢者を対象としたパソコン講座等の開催支援	高齢者施策課	高齢者
(5)	すぎなみ子育てサイトの運営	子ども家庭部管理課	子ども家庭

*69 SNS : Social Networking Service の略。人と人の社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス

*70 ウェブアクセシビリティ : 高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること

(1) バリアフリーマップの機能充実	保健福祉部管理課 都市整備部管理課
<p>公開型GIS「すぎナビ」^{*71}のバリアフリーマップで提供している心のバリアフリー協力店^{*72}の位置やバリアフリー設備、道路における視覚障害者誘導用ブロック等の情報提供について、利用者がより使いやすい情報発信に努めるとともに、今後、区立施設や鉄道駅などを含めた総合的なバリアフリー情報の提供を目指します。</p> <p>また、東京都が運営する「とうきょうユニバーサルデザインナビ^{*73}」など、バリアフリー情報を掲載したマップやホームページ等と連携し、区立施設のバリアフリー設備の整備や変更があった場合には、速やかに情報修正を行うなど、よりわかりやすい情報提供に努めるとともに、区内のバリアフリー対応状況の周知を図っていきます。</p>	
(2) 在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場 情報検索システムによる情報提供の充実	在宅医療・生活支援センター 介護保険課 高齢者在宅支援課
<p>在宅療養者やその家族が必要とする在宅医療・介護保険サービスの情報や、高齢者が様々な活動を通してつながり、支え合いながら一緒に楽しめる地域交流の場（地域の集いの場）の情報を提供している情報検索システムについて、今後も提供する情報の充実を図ります。</p> <p>また、在宅医療・介護保険サービスの情報については、関連冊子でもわかりやすく掲載するなど、情報提供の充実を図っていきます。</p>	
(3) 障害者への情報発信の充実	障害者施策課
<p>障害者の日常生活を支援するため、障害福祉に関するサービス等の情報をまとめた「障害福祉のしおり」（冊子形式及びデジタルブック版）の発行や、障害者の生活支援サイト「の一まらいふ杉並」の運用により、生活に必要な情報を発信します。また、日ごろ情報を得にくい障害者の情報収集を支援するため、障害特性に応じたデジタルデバイド対策を推進します。</p>	
(4) 高齢者を対象としたパソコン講座等の開催支援	高齢者施策課
<p>ゆうゆう館協働事業のNPO法人や杉並区シルバー人材センター^{*74}等による高齢者を対象とした初心者向けのパソコンやスマートフォン講座の開催を支援します。また、高齢者自身がデジタル機器などを活用してコミュニケーションを広げたり社会参加を進めることができるよう、杉の樹大学^{*75}でデジタルデバイド解消のためのICT関連講座を実施します。</p>	

*71 公開型GIS「すぎナビ」：地図や画像を利用して区の行政情報等を、インターネットを通じて分かりやすく公開・提供する区の公式電子地図サービス

*72 心のバリアフリー協力店：高齢者や障害者、子ども連れの方などに配慮した対応を行う店舗に対して認定している事業。協力店の増加を促進し、誰もが安心して買い物や外出ができる環境の整備に努める

*73 とうきょうユニバーサルデザインナビ：高齢者や障害者を含めたすべての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイト

*74 杉並区シルバー人材センター：区内に居住するおおむね60歳以上の方で、定年などで勤めをやめた方、高齢のため一般雇用を希望しない方、経験や能力を生かし何か仕事をしたい、何らかの収入を得たいという方が、臨時的・短期的な仕事を通じて社会参加をしていくための団体

*75 杉の樹大学：60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通したいきがい発見、地域参加等を支援する事業

(5) すぎなみ子育てサイトの運営

子ども家庭部管理課

区ホームページ内の「すぎなみ子育てサイト」において、子育てに役立つ様々な情報を掲載し、子育て家庭を支援します。

【3】 地域福祉の担い手の育成・支援

事業の方向性

- 各種ボランティア養成講座の実施を通して、様々な分野で活動できる人材を育成していきます。
- ボランティア養成講座受講者で、現在、地域で活動している方に向けては、複雑化するニーズに対応できるよう、研修等の充実を図ります。
- ボランティアや地域活動に興味がある人たちに活動の場を提供するとともに、活動している団体とのマッチングや横のつながりが生み出せるような機会の提供を進めていきます。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	民生委員・児童委員の人材確保	保健福祉部管理課	地域福祉
(2)	地域福祉活動を担う人材の育成・支援	地域課 関係所管課	
(3)	ボランティア人材の育成及び研修事業の推進	杉並区社会福祉協議会	
(4)	ボランティアコーディネート事業の推進	杉並区社会福祉協議会	
(5)	災害ボランティアの養成	杉並区社会福祉協議会	
(6)	福祉教育の推進【再掲 P98】	杉並区社会福祉協議会	
(7)	認知症サポーター等による認知症の理解促進	高齢者在宅支援課	高齢者

(1) 民生委員・児童委員の人材確保	保健福祉部管理課
<p>地域における身近な相談役を担っている民生委員・児童委員の存在やその活動のPRに取り組みます。また、人材の確保に向けて、他の自治体の取組を調査し、民生委員児童委員協議会の意見を聞きながら、新たな担い手確保の取組の検討を進めます。</p>	
(2) 地域福祉活動を担う人材の育成・支援	地域課 関係所管課
<p>すぎなみ地域大学では、区民を対象に、地域活動やボランティア活動に必要な知識・技術を学ぶとともに仲間を助け、区民自らが地域社会に貢献する人材となるよう、その育成・支援を図ります。</p> <p>保健福祉分野でも、関係する所管課と連携し、各種ボランティア養成の講座を行い、地域の中で活躍する人材を育成し、それぞれの活動の場を提供していきます。</p> <p>《保健福祉分野の人材育成講座》</p> <p>ゲートキーパー、救急協力員、介護予防サポーター、知的障害者ガイドヘルパー、福祉車両運転協力員、認知症高齢者家族安らぎ支援員、区民後見人、健康づくりリーダー、食育推進ボランティア、杉並どうぶつ相談員 など</p>	
(3) ボランティア人材の育成及び研修事業の推進	杉並区社会福祉協議会
<p>杉並区社会福祉協議会が運営している杉並ボランティアセンターでは、各種講座の実施、ボランティアに関する相談や区民ボランティア活動の促進を行うなど、自ら積極的に地域活動を担う人材の育成・支援を進めていきます。ボランティア人材の育成講座では、すべての世代を対象に、「障害」「災害」等をテーマにした研修を企画し、地域共生社会について考えるきっかけをつくることで助け合いの心の醸成を図っています。</p> <p>また、次世代を担う若年層の社会参加の促進を図るために、中学生から青年層を対象とした「夏のボランティア体験学習」を通じ、多様な存在、生き方があることへの気づきや、それを受け入れる意識の醸成を目指していきます。</p>	
(4) ボランティアコーディネーター事業の推進	杉並区社会福祉協議会
<p>区と杉並区社会福祉協議会との連携協力のもと、ボランティア、地域活動に興味関心がある方を対象に、「チャレンジボランティア」として年4回の講座を実施することに併せて、ボランティアや地域活動に興味がある人達とボランティア活動団体とのマッチングや横のつながりを生み出すための交流会を実施していきます。</p>	
(5) 災害ボランティアの養成	杉並区社会福祉協議会
<p>首都直下地震の発生が懸念される中、災害時の備えとして災害ボランティアセンターのスムーズな立ち上げと運営ができるよう、災害ボランティアの養成を進めていきます。</p> <p>また、養成講座の修了生を対象にスキルアップを図るための講座も実施し、災害ボランティアの育成に取り組みます。</p>	

(7) 認知症サポーター等による認知症の理解促進

高齢者在宅支援課

認知症サポーター^{*76}の養成については、引き続き講座を開催し認知症の理解を地域全体に広げるとともに、サポート事業所^{*77}の増加にも取り組みます。さらに、認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催し、認知症の方やその家族のニーズに合わせた支援ができるよう「チームオレンジ^{*78}」の育成に取り組みます。

*76 **認知症サポーター**：認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」を受講した人

*77 **サポート事業所**：認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の方が安心して暮らすことができるやさしいまちづくりに協力している店舗や事業所

*78 **チームオレンジ**：認知症サポーターの中で、さらにステップアップのための講座を受講した人たちが中心となって、認知症本人やその家族の支援ニーズに沿って支援するチーム

【4】 保健福祉サービスの質の向上

事業の方向性

- 保健福祉サービスの質の確保及び向上に向け、福祉の専門職である福祉人材を確保・育成するとともに、サービス事業者の東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進し、事業者が自ら福祉サービスの質の向上を図ることにより、利用者本位の適切なサービスの提供につながるよう支援します。
- 公益性の高い社会福祉法人の指導・監査を適切に実施し、事業所の経営やサービスの適正化を図ります。また、保健福祉サービスを提供する事業所とサービスに不満がある利用者間の問題について、公正・中立な立場で解決を図る苦情調整委員制度の運用を通じて、区民の権利と利益の保護及び福祉サービスの質の向上を図ります。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	福祉サービス第三者評価の推進	保健福祉部管理課 介護保険課 障害者施策課 障害者生活支援課 保育課	地域福祉 障害者 高齢者
(2)	社会福祉法人の指導・監査	保健福祉部管理課	子ども家庭
(3)	苦情調整委員制度の運営	保健福祉部管理課	
(4)	障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進	障害者施策課	障害者
(5)	地域包括支援センター（ケア24）の機能強化 【再掲 P66】	高齢者在宅支援課	高齢者
(6)	介護人材の確保・定着	高齢者施策課 介護保険課	
(7)	保育士等の処遇改善・人材確保支援	保育課	子ども家庭
(8)	在宅医療に関わる人材の育成	在宅医療・生活支援センター	健康医療

<p>(1) 福祉サービス第三者評価の推進</p>	<p>保健福祉部管理課 介護保険課 障害者施策課 障害者生活支援課 保育課</p>
<p>福祉サービス利用者等のサービス選択のための情報提供を行うとともに、福祉サービスの透明性と質の向上に向けた事業者の取組を促進するため、都の福祉サービス第三者評価の受審を推進します。民間サービス事業者については、第三者評価の受審費補助を行い受審の促進を図ります。区立施設については、第三者評価受審を定期的に行うことで、利用者本位の福祉の実現に向けた取組を進めていきます。</p>	
<p>(2) 社会福祉法人の指導・監査</p>	<p>保健福祉部管理課</p>
<p>福祉サービスの利用形態が「行政による措置」から「事業者と利用者との契約」へと移行が進んだことに伴い、社会福祉法人には事業の創意工夫と自主的に経営基盤の強化を図ることが求められています。社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、引き続き、適切な指導・監査を実施していきます。</p>	
<p>(3) 苦情調整委員制度の運営</p>	<p>保健福祉部管理課</p>
<p>苦情調整委員制度は、保健福祉サービスに不満を感じた利用者等からの相談に苦情調整委員が苦情の申立てを含め応じ、問題の解決に向けて対応しています。</p> <p>苦情調整委員の調整の結果、保健福祉サービス提供者と利用者等の互いの状況が理解でき、関係改善につながっていることから、今後も公正・中立な立場から問題解決を図り、利用者の権利利益の保護と福祉サービスの質の向上を支援していきます。</p>	
<p>(4) 障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進</p>	<p>障害者施策課</p>
<p>障害者の地域生活を支える福祉人材の確保に当たり、地域の障害福祉サービス事業者等が連携して大学生の実習の受け入れや、仕事の魅力発信などの取組を行うとともに、ハローワークと連携した就職相談・面接会を開催するなど、人材確保に向けた取組を推進します。</p> <p>また、事業者間の垣根を越えての研修、多職種の職員がキャリア別に共に学ぶ交流研修など、地域全体で人材育成に取り組んでいきます。</p> <p>さらに、支援者の専門性を高めるため、スーパーバイザーを招いた「行動障害」「高齢障害」などの困難ケースの支援を考えるテーマ別研修を実施します。</p>	

(6) 介護人材の確保・定着	高齢者施策課 介護保険課
<p>介護保険サービスを安定的に提供するため、ハローワーク等との協力により、就職相談会等を開催し、区内事業者の介護従事者確保に努めます。</p> <p>また、介護職員初任者研修等の受講料助成を更に充実するとともに、区内事業者に勤務する非常勤職員の健康診断費用の一部助成を引き続き行い、介護従事者の処遇改善を図り、定着を支援します。</p> <p>さらに、介護現場における従事者の負担軽減と作業効率の向上を図るため、特別養護老人ホーム^{*79}等への介護ロボット^{*80}の導入を支援します。</p>	

(7) 保育士等の処遇改善・人材確保支援	保育課
<p>安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続して実施します。</p> <p>①保育士等の処遇改善 国の処遇改善等加算金や都のキャリアアップ補助金を活用した、保育士等の給与アップを図ります。</p> <p>②宿舍の借り上げ補助 保育士等の人材確保のために宿舍の借り上げを行っている事業者に対して補助を行います。</p> <p>③ハローワークと連携した就職相談・面接会の実施等 保育士を目指している新卒者や有資格者を対象に、就職相談・面接会を年2回実施します。また、保育士募集や保育の仕事の魅力を伝えるポスター・リーフレットを作成し、養成学校等における周知を行います。</p>	

(8) 在宅医療に関わる人材の育成	在宅医療・生活支援センター
<p>医療や介護に関わる多様な職種に対し、事例検討やグループワーク等を交えた研修を行うことにより、相談対応力の向上、医療・介護関係者間の相互理解や連携の強化を図ります。</p>	

*79 特別養護老人ホーム：常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者に対して、生活全般の介護を提供する施設

*80 介護ロボット：日常生活支援における、①移乗支援、②排泄支援、③見守り、④入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるロボット

【5】ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

(福祉への理解促進と差別解消)

事業の方向性

- 誰もが安心して暮らせるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを実現するため、施設や建物等のハードの整備と心のバリアフリー^{*81}などのソフト面の取組の両面から区内のバリアフリー化に取り組んでいきます。
- 高齢者や障害者などが抱える生活の困難さや不自由さを区民一人ひとりが理解し、お互いが尊重し合い支え合う「心」をはぐくむため、バリアフリー等に関連する情報提供や広報啓発活動など、心のバリアフリーを推進していきます。
- 誰もが分け隔てられることなく、地域の一員として力を発揮できる共生社会の実現に向けて、障害や個性の違いを理由とした不当な差別や虐待を解消し、合理的配慮^{*82}の提供等に必要な取組を進めることで、誰にでもやさしいまちづくりを進めます。

主な取組

	取組項目	所管課	該当分野
(1)	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	都市整備部管理課	地域福祉
(2)	心のバリアフリーの理解・促進	保健福祉部管理課 障害者施策課	
(3)	福祉教育の推進	杉並区社会福祉協議会	
(4)	共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進	障害者施策課	障害者
(5)	認知症サポーター等による認知症の理解促進 【再掲 P93】	高齢者在宅支援課	高齢者

*81 心のバリアフリー：障害者や高齢者等が自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性について理解を深め、誰もが自然に支え合えること

*82 合理的配慮：障害者が日常生活や社会生活を送る上での不便さや困難さや困難を改善するために、周囲ができる範囲（過重な負担にならない）で行う目的に沿った心配り

(1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	都市整備部管理課
<p>高齢者や障害者等をはじめ、誰もが安全に利用できる施設とするため、区立施設等のユニバーサルデザインによる整備やバリアフリー化を推進します。また、誰もが安全に安心して区内の駅を利用することができるよう、京王井の頭線久我山駅とJR中央線各駅における鉄道事業者によるホームドアの設置を支援します。</p> <p>杉並区バリアフリー基本構想に基づき、4つの重点整備地区（荻窪駅周辺地区、阿佐ヶ谷駅周辺地区、富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区、方南町駅周辺地区）を中心に区内全域のバリアフリー化を推進します。</p> <p style="text-align: center;">《区内鉄道駅のホームドア設置助成》</p> <p style="text-align: center;">0 駅 [令和3 (2021) 年度(現状)] ⇒ 3 駅 [令和9 (2027) 年度 (最終)]</p>	

(2) 心のバリアフリーの理解・促進	保健福祉部管理課 障害者施策課
<p>高齢者や障害者などが抱える日常生活における困難さや不自由さを誰もが理解し、駅や施設など様々な場所で支え合えるよう、ポスター等による啓発やヘルプマーク^{*83}の配布など、「心のバリアフリー」の啓発を行います。</p> <p>また、高齢者や障害者、子ども連れの方などへの配慮した店舗を「心のバリアフリー協力店」として認定し、ステッカーを掲示するなど、広く区民に周知します。また、協力店の増加を促進し、誰もが安心して買い物や外出ができる環境の整備を進めます。</p>	

(3) 福祉教育の推進	杉並区社会福祉協議会
<p>福祉教育は「子どもたちの福祉の学びを支援する取組」と「住民主体の『地域福祉』を進める取組」の2つの視点で進めていく必要があります。子どもたちに福祉教育の目的を理解してもらうために、学校（教職員、学校支援本部等）との連携を図っていきます。また、この取組を通じて、多くの区民の自発的な地域活動やボランティア活動への参加につなげていきます。</p>	

(4) 共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進	障害者施策課
<p>共生社会の実現に向け、障害当事者、支援者、民間事業者等からなる「共生社会しかけ隊」を結成し、障害者が地域で生活する上で関わる様々な場所に出向き、障害者と出向いた場所の職員それぞれが感じている困りごとを共に解決する取組を推進します。また、対話型の意見交換の中で出された障害者の不便さを無理なく解決する合理的配慮の取組は、アイデア集としてまとめて広く周知し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。</p>	

*83 ヘルプマーク：外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲に知らせるためのマーク

第4章

計画の推進に当たって

計画の推進に当たって

- 本計画の進行管理に当たっては、社会福祉法107条第3項の規定に基づき、毎年、事業等の進捗状況の把握と効果検証を行い、PDCAサイクル^{*84}による計画の推進を図っていきます。
- 計画の進捗状況等の検証・評価は、学識経験者や区内福祉関係者、区民等で構成する「(仮称) 杉並区地域福祉施策推進連絡会」を設置し実施していきます。また、専門家や地域住民との対話を通じて意見を集約し、今後の計画の見直し等に反映していきます。
- 複雑化・多様化が想定される福祉ニーズに対して迅速かつ的確に対応し、着実に実施できるよう、執行体制を不断に見直します。

<社会福祉法における計画の進行管理・評価(抜粋)>

社会福祉法 第107条第3項(市町村地域福祉計画)

市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

*84 PDCAサイクル：PDCAはPlan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の略。生産・品質などの管理を円滑に進めるため、企業活動において業務を継続的に改善していく手法の一つ

資料編

保健福祉施策において分野横断的に実施する事業

推進する事業	事業実現のための主な取組	
地域における支え合い・助け合いの推進	地域支え合いの仕組みづくり事業の推進	地域福祉
	住民参加の助け合い活動の推進（ささえあいサービス）	
	地域支援ネットワークの推進	
	生活支援体制整備事業の推進	高齢者
	子育てを支え合う仕組みづくりの推進	子ども家庭
地域の見守り体制の充実	民生委員・児童委員活動の充実	地域福祉
	たすけあいネットワーク（地域の手）の実施	高齢者
	高齢者安心コールの実施	
	安心おたっしや訪問の実施	
	ICTを活用した高齢者在格サービスの実施	
災害時における地域の支え合いの推進	地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実	地域福祉
	震災救援所の要配慮者への対応強化	
	災害ボランティアセンターの機能強化	
	福祉救援所の充実	
	民間事業者との連携強化	
	震災救援所の運営に関するデジタル化	
	災害時要配慮者の避難場所の確保	
	医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実	健康医療
成年後見制度等の利用促進	制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上	地域福祉 障害者 高齢者 健康医療
	意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築	
	権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進	
	成年後見人等の担い手の確保と育成・支援	
	成年後見制度等の普及啓発の充実	
	円滑な制度利用に向けた支援の充実	
権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	配偶者・パートナーからの暴力対策の推進	地域福祉
	障害者の虐待防止の推進	障害者
	共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進	高齢者
	認知症サポーター等による認知症の理解促進	
	高齢者虐待防止と権利擁護の充実	
	児童虐待対策等に関する普及啓発	子ども家庭
	子どもの権利擁護の推進	

推進する事業	事業実現のための主な取組	
身近な相談体制の充実	民生委員・児童委員活動の充実	地域福祉
	生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）	
	福祉なんでも相談の推進	
	地域支え合いの仕組みづくり事業の推進	
	ゆうライン相談の実施	子ども家庭
包括的相談支援体制の構築	包括相談支援の推進	地域福祉
	生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）	
	障害者の相談支援の充実	障害者
	地域ケア会議の実施	高齢者
	地域包括支援センター（ケア24）の機能強化	子ども家庭
	子ども家庭支援センターの整備・機能強化	
生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実	生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）	地域福祉
	子どもの学習等支援事業の実施	
	自立支援センターによる路上生活者等への支援	
	多様な相談者に寄り添った就労支援の展開	
	精神保健に関する相談の充実	健康医療
住宅確保要配慮者等への居住支援	障害者グループホームの整備と居住継続支援	障害者
	高齢者向け住宅確保及び居住継続支援	高齢者
	子育て世帯向け住宅確保及び居住継続支援	子ども家庭
再犯防止等の推進	就労・住宅確保の支援	地域福祉
	更生保護団体の活動の促進等	
	更生保護サポートセンターの移転・運営支援	
	再犯防止に関する普及・啓発活動の推進	
	包括的相談支援の推進	障害者 高齢者
	福祉サービスの利用支援	
	精神保健に関する相談の充実	健康医療
移動のための支援の充実	外出支援相談センターの運営	地域福祉
	福祉有償運送団体の支援	
	新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充	
	障害者の移動支援事業の充実	障害者

推進する事業	事業実現のための主な取組	
気軽に集い交流できる場の充実	コミュニティふらっとの運営	地域福祉
	きずなサロンの支援事業の推進	
	障害者の集える場の充実	障害者
	ゆうゆう館の運営	高齢者
	子ども・子育てプラザの整備・運営	子ども家庭
	乳幼児親子の居場所の実施	
	児童館の運営	
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施	
	児童青少年センター（ゆう杉並）の充実	
	中・高校生の新たな居場所の実施	
情報発信の強化及び情報格差の解消	バリアフリーマップの機能充実	地域福祉
	在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場情報検索システムによる情報提供の充実	地域福祉 高齢者
	障害者への情報発信の充実	障害者
	高齢者を対象としたパソコン講座等の開催支援	高齢者
	すぎなみ子育てサイトの運営	子ども家庭
地域福祉の担い手の育成・支援	民生委員・児童委員の人材確保	地域福祉
	地域福祉活動を担う人材の育成・支援	
	ボランティア人材の育成及び研修事業の推進	
	ボランティアコーディネート事業の推進	
	災害ボランティアの養成	
	福祉教育の推進	
保健福祉サービスの質の向上	福祉サービス第三者評価の推進	地域福祉
	社会福祉法人の指導・監査	
	苦情調整委員制度の運営	
	障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進	障害者
	地域包括支援センター（ケア24）の機能強化	高齢者
	介護人材の確保・定着	子ども家庭
	保育士等の処遇改善・人材確保支援	
	在宅医療に関わる人材の育成	健康医療

推進する事業	事業実現のための主な取組	
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (福祉への理解促進と差別解消)	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	地域福祉
	心のバリアフリーの理解・促進	
	福祉教育の推進	
	共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進	障害者
	認知症サポーター等による認知症の理解促進	高齢者
未就学児の療育体制の充実	障害児の発達相談	障害者 子ども家庭
	療育支援の充実	
	地域支援の充実	
	障害児保育の充実	
学齢期の障害児支援の充実	学齢期の児童の発達相談	障害者 子ども家庭 健康医療
	学齢期の児童への発達支援の充実	
	放課後等デイサービス事業所 ^{*85} への開設促進と運営支援	
	こども発達支援センターの療育支援の実施	
地域における医療的ケア児 ^{*86} の支援体制の整備	医療的ケア児の受入れ体制の充実	障害者 子ども家庭 健康医療
	関係機関との連携強化による相談支援の充実	
	重症心身障害児の短期入所先の確保	
食育活動の推進	食育の普及啓発	高齢者 子ども家庭 健康医療
	ライフステージに応じた食育の推進	
	健康的な食生活への環境整備	
	食育推進ネットワークの強化	
高齢期における健康づくり	介護予防・フレイル予防 ^{*87} ・認知症予防の推進	高齢者 健康医療
	地域介護予防活動の支援	
	地域介護予防活動支援者の育成・支援	
障害者の地域医療体制の整備	移行期医療支援の促進	障害者 健康医療
	移行期医療に対する保護者等への普及啓発	
	重症心身障害児の短期入所先の確保	

*85 放課後等デイサービス事業所：学校教育法に定める学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業所

*86 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他医療行為）受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）

*87 フレイル予防：フレイルとは、加齢等により心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態のこと。健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥る。兆候を早期に発見し、適切に対処することで、進行を抑制したり、健康な状態に戻すことができる

計画の概要【第1章2・3】

- 位置付け：基本構想が示す将来像の一つである「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、杉並区保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画として策定し、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示す。
- 包含計画：「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援市町村行動計画」「母子保健計画」「母子家庭及び寡婦の生活と安定と向上のための措置に関する計画」
包含計画のうち、これまで独立した個別計画として策定していた「子ども・子育て支援事業計画」は、国の基本指針が示す必須記載事項及び各事業の「量の見込み」と「確保策」の目標値等を、独立した章として記載
- 計画期間：包含する「子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り、本来5年間であるが、現行の第2期計画の計画期間に引き続く令和5・6年度（2年間）のみとする。

計画の目標

○全体目標【第3章1】：すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち＜基本構想：子ども分野の将来像＞

- 取組の方向性【第1章1(3)】
 - ▶子どもの権利を大切にし、子どもが主人公となるような取組を進める
 - ▶子どもの個性に応じた育ちを社会全体で支援する
 - ▶安心して子どもを産み、育てられる環境をつくる

3つの方向性から5つの施策を構成

施策別の計画内容【第3章3】

＜施策1＞子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

- ▶区立児童相談所の設置準備
- ▶子ども家庭支援センターの整備・機能強化
- ▶ひとり親家庭支援の充実
- ▶子どもの貧困対策の推進
- ▶ヤングケアラー支援の推進
- ▶子どもの権利擁護の推進

【主な取組指標】

○児童虐待に関する相談・通告対応率	
令和3(2021)年度	100%
→令和6(2024)年度	100%

＜施策2＞子どもの居場所づくりと育成支援の充実

- ▶放課後等居場所事業の実施・充実
- ▶中・高校生の新たな居場所づくりの推進
- ▶次世代育成基金の活用推進
- ▶その他の子ども・青少年の健全育成支援の取組

【主な取組指標】

○放課後等居場所事業利用者の満足度	
令和3(2021)年度	—
→令和6(2024)年度	85.0%以上

＜施策3＞安心して子どもを産み育てられる環境の充実

- ▶妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- ▶地域における子育て支援体制の充実
- ▶子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進
- ▶子育てにやさしいまちづくりの推進

【主な取組指標】

○今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	
令和3(2021)年度	96.6%
→令和6(2024)年度	98.0%

＜施策4＞働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

- ▶保育施設等の整備・充実
- ▶保育の質の向上
- ▶多様なニーズに対応した保育サービスの推進
- ▶学童クラブの整備・充実
- ▶就学前教育の充実

【主な取組指標】

○保育所利用者の満足度	
令和3(2021)年度	90.0%
→令和6(2024)年度	95.0%以上
○学童クラブ利用者の満足度	
令和3(2021)年度	—
→令和6(2024)年度	95.0%以上

＜施策5＞障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

- ▶未就学児の療育体制の充実
- ▶学齢期の障害児支援の充実
- ▶地域における医療的ケア児の支援体制の整備

【主な取組指標】

○療育が必要な未就学児の区内事業所通所率	
令和3(2021)年度	91.6%
→令和6(2024)年度	100%

子ども・子育て支援事業計画（第2期）中間見直し【第4章】

- 国の基本指針を踏まえ、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」について、令和4年度を始期に策定された総合計画・実行計画と整合を図ることを目的に、中間年の見直しを行う。
- 本章においては、国の基本指針で示された「区市町村子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項（右記のとおり）を、上位計画と整合を図りつつ計画化
- 同基本指針で任意記載事項とされている事業等を含む、子ども・子育て施策全般は、第1章から第3章までに記載

就学前の教育・保育	(1) 教育施設 ・私立幼稚園 ・区立子供園（短時間保育）
	(2) 保育施設 ・認可保育所 ・地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育） ・認可外保育施設等（認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、定期利用、区立子供園（長時間保育）、私立幼稚園長時間預かり保育）

地域子ども・子育て支援事業	(1) 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業） (2) すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） (3) 利用者支援（利用者支援事業） (4) 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業） (5) 乳幼児の一時預かり事業（一時預かり事業） (6) 延長保育（延長保育事業） (7) 病児保育（病児保育事業） (8) 小学生対象のファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業） (9) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業） (10) 子どもショートステイ（子育て短期支援事業） (11) 要保護児童等の支援のための事業（養育支援訪問事業） (12) 保護者の実費徴収に係る補助（実費徴収に係る補給給付事業） (13) 新規参入施設への巡回支援等（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）
---------------	---

計画の推進に当たって【第5章】

- 関係機関等との連携
 - (1) 杉並区子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく区長の附属機関）への意見聴取及び計画化した各取組の進捗状況等の報告
 - (2) 庁内連携による分野横断的な課題への対応と施策の推進
 - (3) 就学前の教育・保育及び地域子育て支援事業者、関係機関、地域住民・団体等との連携による施策の推進
- 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検・評価
毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況の点検・評価を行い、結果を「杉並区子ども・子育て会議」に報告するとともに、区ホームページで公表

その他

- 令和5年4月の「こども家庭庁」創設後、これまで別々に作られてきた「少子化対策大綱」「子供若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」(*)に一元化される。
※こども大綱：こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの
- 区市町村は、国の大綱及び都道府県こども計画を勧告し、「区市町村こども計画」の策定に努めることとされており、令和7年度を始期とする次期計画については、「こども計画」となる可能性がある。今後も国の動向を注視しながら、令和5年末頃発出予定の「こども大綱」を踏まえ、計画に盛り込むべき事項や内容等の検討を行う。

杉並区保健福祉計画（子ども家庭分野）

杉並区子ども家庭計画（案）

=== 令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度） ===

■ 新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって	1
1 基本構想等の策定	3
2 保健福祉分野の計画の統合・再編	4
3 保健福祉分野全体を貫く基本理念	7
4 計画推進の方向性	8
5 分野横断的に共通した取組等について	8
■ 第1章 総論	9
1 杉並区子ども家庭計画策定の趣旨等	10
(1) 「子ども家庭計画」策定の経緯	
(2) 「子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて	
(3) 杉並区基本構想に示す将来像と取組の方向性	
2 計画の位置付け	12
3 計画期間	12
■ 第2章 区を取り巻く状況	13
1 区のこれまでの取組	14
(1) 地域における子育て支援の推進	
(2) 妊娠・出産期の支援の充実	
(3) 子育てセーフティネットの充実	
(4) 就学前における教育・保育の充実	
(5) 子ども・青少年の育成支援の充実	
(6) 障害児支援の充実	
2 コロナ禍において顕在化した新たな課題への対応	16
3 SDGs への取組について	16
4 国のこども政策の動向	17
(1) 「こども基本法」の制定と「こども家庭庁」の創設	
(2) 「こども基本法」施行後の計画策定の方向性	
(3) 児童福祉法の改正	
5 子どもと家庭に関するデータ	19

■第3章 計画内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

1	計画の目標	23
	(1) 全体目標	
	(2) 計画の体系	
2	子ども家庭計画の施策・事業の体系	24
3	施策別の計画内容	28
	1 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実	
	2 子どもの居場所づくりと育成支援の充実	
	3 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	
	4 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実	
	5 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備	

施策

■第4章 子ども・子育て支援事業計画（第2期） 令和5・6年度（令和4年度見直し）・・・・・・・・・・87

1	区域の設定	
2	就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保策	
	1 就学前の教育・保育	91
	(1) 教育施設（私立幼稚園、区立子供園（短時間保育））	
	(2) 保育施設（認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等）	
	2 地域子ども・子育て支援事業	94
	(1) 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）	
	(2) すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	
	(3) 利用者支援（利用者支援事業）	
	(4) 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業）	
	(5) 乳幼児の一時預かり（一時預かり事業）	
	(6) 延長保育（延長保育事業）	
	(7) 病児保育（病児保育事業）	
	(8) 小学生対象のファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
	(9) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	
	(10) 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）	
	(11) 要保護児童等の支援のための事業（養育支援訪問事業等）	
	(12) 保護者の実費徴収に係る補助（実費徴収に係る補足給付事業）	
	(13) 新規参入施設への巡回支援等（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）	

■第5章 計画の推進に当たって・・・・・・・・・・109

■資料編

「健やか親子21(第2次)」に関する基礎データ	111
-------------------------	-----

**新たな保健福祉分野の
計画の策定に当たって**

区ではこの間、保健福祉分野の課題を解決するため、保健・福祉・医療の各施策における取組の基本的な方向性や、事業の体系等を明らかにした「杉並区保健福祉計画」を策定し、これに基づき、区の保健福祉施策を総合的に推進してきました。

このたび、区の新たな基本構想が策定されたことや、これまでの保健福祉計画における課題を踏まえ、保健福祉分野全体の計画体系を再編した、新たな計画として策定します。

1 基本構想等の策定

(1) 杉並区基本構想の策定

○区では、今後の社会経済環境の変化を見据え、実効性や実現可能性を確保することを念頭に置き、概ね10年程度の杉並区の将来を展望する羅針盤として、「杉並区基本構想」を令和3年(2021年)10月に策定しました。

区が目指すまちの姿

みどり豊かな 住まいのみやこ

○基本構想では、8つの分野ごとの将来像を掲げ、「健康・医療分野」「福祉・地域共生分野」「子ども分野」における将来像を以下のとおり描いています。

健康・医療分野における将来像

■ 「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

福祉・地域共生分野における将来像

■ すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

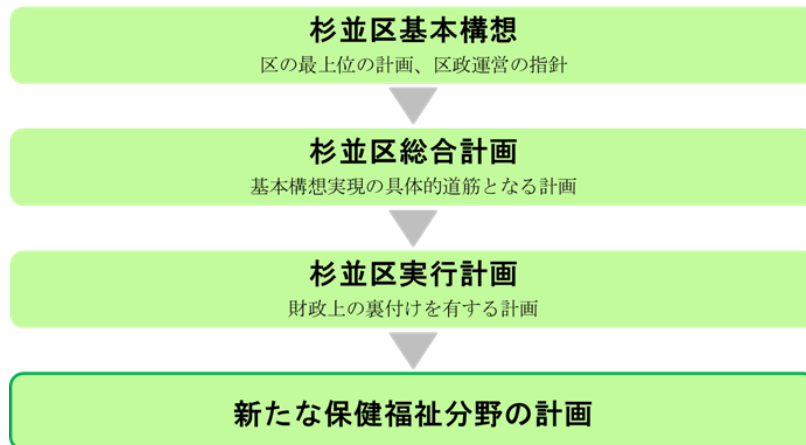
子ども分野における将来像

■ すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

(2) 杉並区総合計画・実行計画の策定

○区は、基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として、令和4年度(2022年度)を始期とする新たな杉並区総合計画・杉並区実行計画を策定し、分野ごとの施策を定めるとともに、各施策に掲げる目標を達成するための取組・事業を計画化しました。

計画の位置づけ



2 保健福祉分野の計画の統合・再編

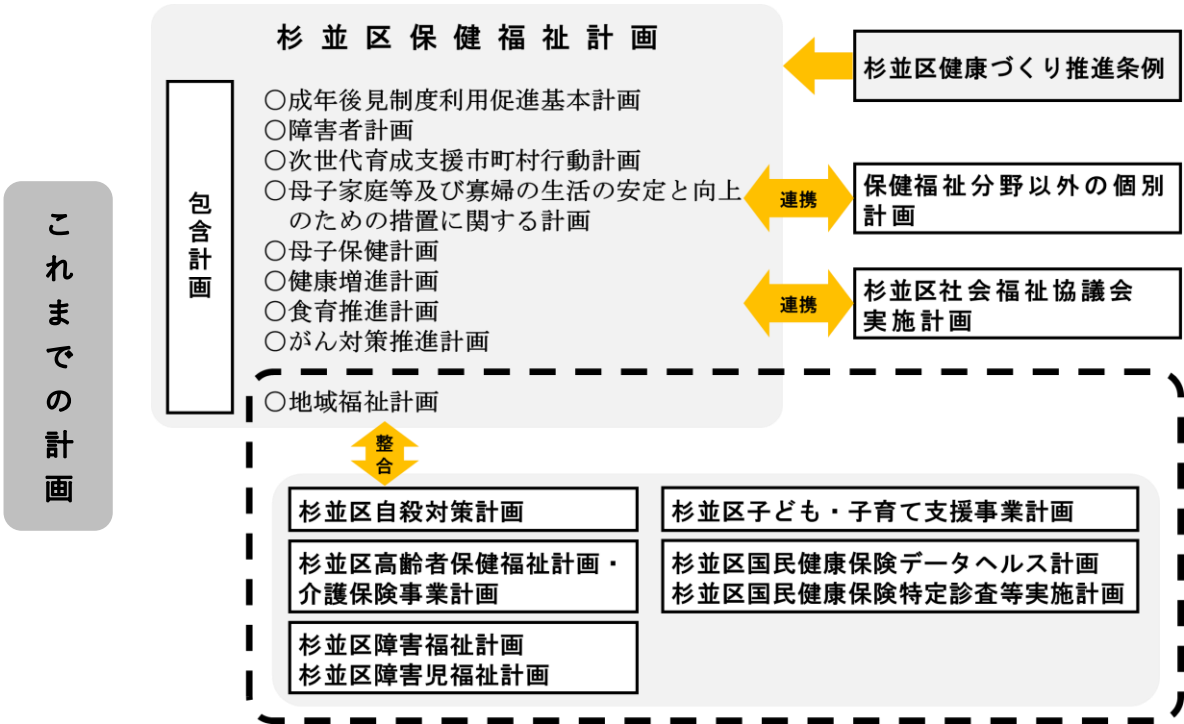
(1) これまでの保健福祉計画における課題

- 急速に進む少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）において取り組む領域が拡大していることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが難しくなっています。
- また、保健福祉の各分野に関連する法令等に基づき、保健福祉計画とは別に策定している個別の計画があることに加え、それらの計画期間は根拠となる法令等によって様々であるため、分野ごとの取組内容の全体像がわかりにくいという課題もありました。
- 一方、地域住民の抱える生活課題は、一つの分野だけでは対応しきれない複雑かつ複合的なものとなっており、複数の分野が連携して対応する必要があります。

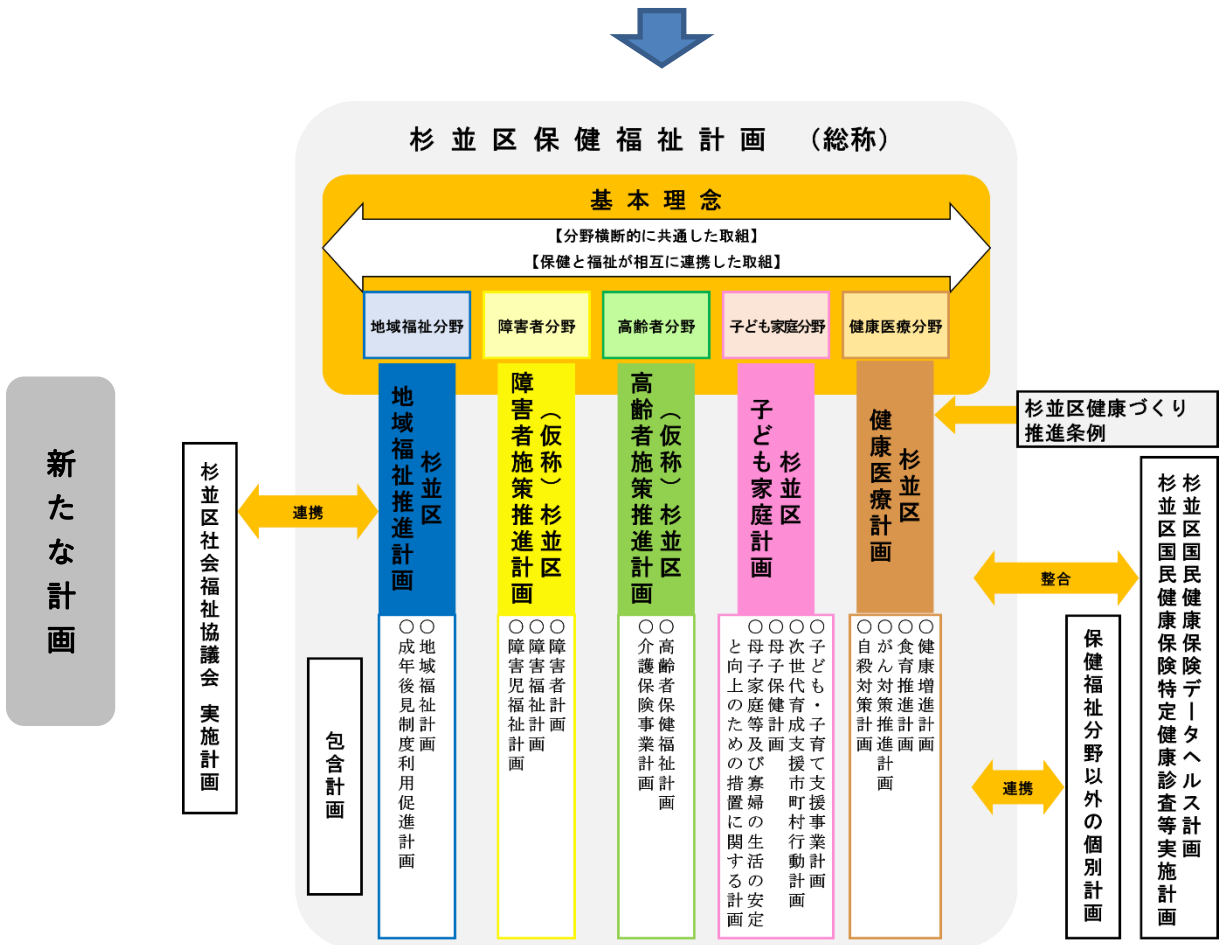
(2) 新たな計画策定の基本的な考え方

- こうした課題を踏まえ、新たに策定する計画は、分野ごとの取組を把握しやすくするため、法令等に基づく計画を中心に、各分野別（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療の5分野）の体系ごとに統合・再編しました。
- また、区の保健福祉施策を一体的に進めていくため、統合・再編した各分野別の計画には、保健福祉分野全体を貫く基本理念や計画推進の方向性などを共通に示すとともに、分野横断的に共通した取組や保健と福祉が連携した取組の一覧を地域福祉推進計画の中に明記し、各取組の概要については、それぞれの分野別計画の中で明らかにしました。
- なお、保健福祉の各分野別計画の計画期間は、法令等で定められた計画における計画期間と整合を図ることとします。
- 再編した分野別の計画をまとめて「杉並区保健福祉計画」と総称します。

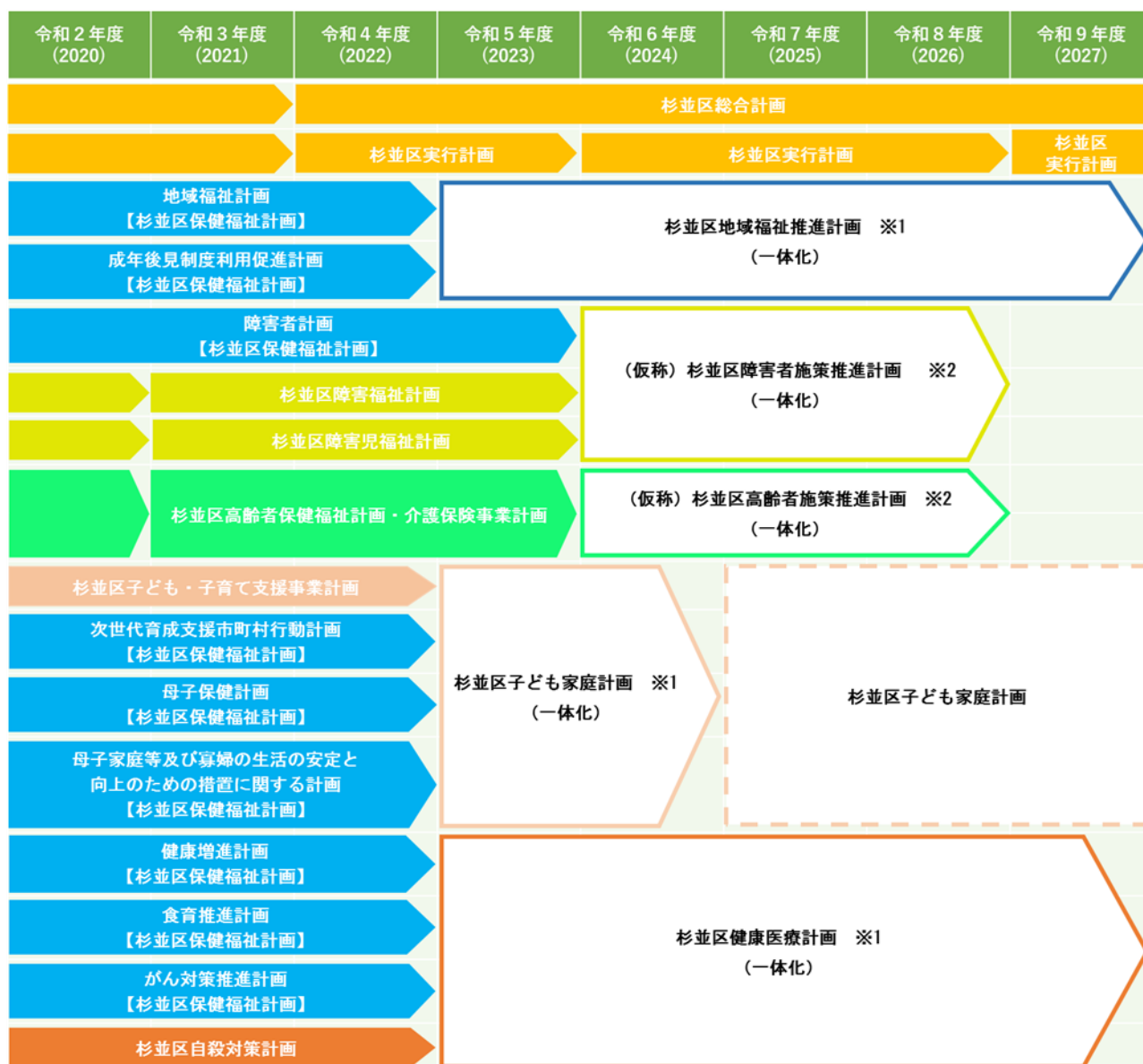
計画体系図の比較



分野ごとの取組を把握しやすくし、関連する計画を包含した計画に統合・再編



保健福祉の各分野別計画の計画期間



※1 令和5年度（2023年度）は、杉並区地域福祉推進計画・杉並区子ども家庭計画・杉並区健康医療計画を策定します。

※2 （仮称）杉並区障害者施策推進計画及び（仮称）杉並区高齢者施策推進計画については、法令等で定める現在の障害福祉計画・障害児福祉計画及び介護保険事業計画の計画終期が令和5年度末（2023年度末）年度であることに加え、国において関連計画等の作成に向けた議論や見直し検討が既に行われていることを踏まえ、令和6年度（2024年度）を始期とする計画を策定します。

3 保健福祉分野全体を貫く基本理念

杉並区基本構想に掲げる区が目指すまちの姿「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けて、保健福祉分野の取組を推進するに当たり、次の基本理念を掲げます。

(1) 人間性の尊重

日常生活のあらゆる場面で、個人の尊厳や権利が冒されることなく、自己の意思に基づく選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。

(2) 自立の促進

すべての区民が、持てる能力を発揮しながら、主体的に社会参加し、自分らしく安心した生活を営むことができるよう、一人ひとりの自立に向けた取組をサポートしていきます。

(3) 予防の重視

誰もが安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、身体機能の低下や生活困難、感染症等の健康危機※などを軽減する予防の取組を重視します。

(4) 支え合いの醸成

様々な価値観を互いに認め合い、支え・支えられることができるよう、世代や属性を超えた多様な交流ができる環境を整え、誰もが暮らしやすい地域社会を築いていきます。

(5) 孤立の防止

必要な人が必要なときに、人・活動・組織とつながることができるよう、多様な主体が参画、連携し、孤立させない仕組みを整えていきます。

※健康危機：食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品その他何らかの原因により、住民の生命と健康の安全が脅かされる事態

4 計画推進の方向性

- 保健福祉施策に関連する組織間の更なる連携強化と計画化した取組の進行管理を行うため、庁内に「保健福祉施策推進連絡会議」を設置し、計画の推進を図っていきます。
- また、分野横断的な課題への対応について、関連する組織間の連絡と調整を綿密に図り、課題解決に向けて取り組んでいきます。

5 分野横断的に共通した取組等について

- 各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の制度やサービス提供だけでは解決が難しい課題、支援対象を世帯と捉えた複合的な課題を解決するために、相談支援機関を中心とした各分野による連携をより一層強化した取組が必要です。
- また、保健と福祉が相互に連携した取組やライフステージに応じた保健福祉のサービス展開などについても、各分野が横断的に連携して対応することが重要です。
- こうした分野横断的に取り組むべき事業等については、地域福祉推進計画の中で「保健福祉施策において分野横断的に実施する事業」（巻末資料）として明らかにするとともに、「3 計画推進の方向性」で示したとおり、組織間の更なる連携強化を図っていきます。
- さらに、各分野別計画において、地域や関係団体と連携して課題解決に取り組み、分野や組織を超えた切れ目のない取組をきめ細かに推進することで、子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らし続けられる杉並区を目指します。

第 1 章

総論

1 杉並区子ども家庭計画策定の趣旨等

(1) 「子ども家庭計画」策定の経緯

これまでの子ども家庭分野の計画については、大きく分けて、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、それ以外の法定計画を包含し、保健福祉施策全体を網羅した分野別計画である「保健福祉計画」を策定していました。

本区の「子ども・子育て支援事業計画」では、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」による必須記載事項を、上位計画である総合計画等との整合を図りつつ計画化し、任意記載事項とされている事業を含む子ども・子育て施策全般は、「保健福祉計画」で明らかにすることとしていました。そのため、子ども家庭分野における施策の目指すべき方向性や取組内容の全容を把握し難くなっていました。

また、保健福祉分野における各計画においても、急速に進む少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより取り組む領域が拡大し、かつ各分野の関連法令等に基づく個別計画の計画期間も異なることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが難しくなっていました。

これらの状況を踏まえ、保健福祉の各分野の法令等に基づく計画を中心に、各分野別の体系ごとに統合・再編を行うこととし、子ども家庭分野の計画については、「子ども家庭計画」(以下「本計画」という。)として策定することとしました。

なお、再編した保健福祉の分野別の計画をまとめて「杉並区保健福祉計画」と総称します。

(2) 「子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて

「基本指針」においては、計画で定めた量の見込みと実績が大きく乖離している場合は、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされています。

本区の第2期子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て会議の意見聴取を行いながら毎年度実施している「子ども・子育て支援事業計画の点検・評価」の結果においても、計画値と実績が大きく乖離している状況にはありませんが、新たに策定した上位計画である総合計画等との整合を図るとともに、子ども・子育て支援法の一部改正(令和4年(2022年)4月1日施行)による子ども・子育て支援事業計画に定める任意記載事項への対応を図る必要等があることから、今回、中間年の見直しを行うこととしたものです。

(3) 杉並区基本構想に示す将来像と取組の方向性

基本構想では、8つの分野ごとに将来像を掲げるとともに、将来像を実現するための「取組の方向性」を示しています。なお、子ども分野における将来像と取組の方向性は、以下のとおりです。

将来像

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

取組の方向性

1 子どもの権利を大切にし、 子どもが主人公となるような取組を進める

- 子どもの権利を尊重し、子どもたちが自由に意見を言うことができる一方で、子どもたちの声を幅広く吸い上げ、耳を傾けることができる地域社会をつくります。また、子どもが地域で安心して生活できるよう、孤立・虐待から守ります。
- すべての子どもがその家庭環境に左右されず、将来の選択ができるようにしていきます。

2 子どもの個性に応じた育ちを社会全体で支援する

- 一人ひとりの子どもの個性に応じた育ちをサポートする地域づくりを進めるとともに、子ども自身の生きる力を育むため、多世代間の交流や様々な遊び・体験の場を地域全体でつくりだします。

3 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくる

- 安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育て期まで一貫して支援する社会づくりに取り組みます。
- 子育て支援活動に主体的に参加する地域住民や子育て支援団体、企業と区が一体となり、子育て中の養育者を支えます。

2 計画の位置付け

本計画は、基本構想が目指す将来像の一つである「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、杉並区保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画として、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示すとともに、「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項）、「次世代育成支援市町村行動計画」（次世代育成支援対策推進法第 8 条）、「母子保健計画」（母子保健計画策定指針）、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条）を包含して策定するものです。

包含する各計画のうち、「子ども・子育て支援事業計画」については、国の指針が示す必須記載事項及び各事業の「量の見込み」と「確保策」の目標値等を第 4 章に独立して記載し、「子ども・子育て支援事業計画」の任意記載事項及びその他の各計画については指針等を踏まえた理念等を、本計画の第 1～3 章で表しています。

子ども家庭計画に包含する計画と根拠法令

計画名	包含する計画	根拠法令
杉並区子ども家庭計画	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項
	次世代育成支援市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条
	母子保健計画	母子保健計画策定指針
	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条

3 計画期間

○本計画の計画期間は、包含する「子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り、本来 5 年間ですが、現行の「子ども・子育て支援事業計画」が第 2 期計画（令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度））の計画期間中であることから、今回策定する計画は、令和 5 年度（2023 年度）・6 年度（2024 年度）の 2 か年のみとします。

○また、令和 5 年（2023 年）4 月の「こども家庭庁」創設後、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることとなります。「こども大綱」は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもので、市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画の策定に努めなければならないことから、令和 7 年度（2025 年度）を始期とする次期計画については、「市町村こども計画」となる可能性があります。このことから、今後も国の動向を注視するとともに、次期計画の策定に当たっては「こども大綱」を踏まえ、盛り込むべき事項や内容等について検討を行います。

第2章

区を取り巻く状況

1 区のこれまでの取組

平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）を計画期間とする改定前の保健福祉計画においては、総合計画に定める施策別に取り組を進めてまいりました。各施策の取組に対する評価は以下のとおりです。

（1）地域における子育て支援の推進

子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、地域における子育て支援を総合的・一体的に行う「子ども・子育てプラザ」を設置し、乳幼児親子等が気軽に集い、子育て相談や情報交換・交流などができる環境を整えました。また、妊娠期から子育て期まで、ニーズに合ったサービスが利用できるよう、子どもセンター及び子ども・子育てプラザで「利用者支援事業」を実施しました。合わせて、子どもセンターは、待機児童緊急対策に基づく保育施設の整備を受け、身近な地域で保育施設の申請受付業務にも対応しました。

また、子育て応援券事業は、「親の子育て力」と「地域の子育て力」を高め、子どもが健やかに育ち、子育てを共に支える地域づくりを目指すことを目的に、適宜事業の見直しを図りながらサービスを提供してきました。

（2）妊娠・出産期の支援の充実

子育てを取り巻く環境が、少子化、核家族化の進行に加えて出産年齢の高齢化やフルタイムで働く母親の増加など大きく変化する中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るため、特定不妊治療費の一部助成及び不妊相談の充実など、安心して妊娠・出産できる環境を整えました。また、妊娠期から保健師等の専門職が関わるゆりかご面接をはじめ、出産育児準備教室の拡充、すこやか赤ちゃん訪問の実施に加えて、産後6か月までの母子に対する新たな産後ケア事業を開始し、産後の母子支援の拡充を図りました。

（3）子育てセーフティネットの充実

少子化、核家族化、地域で孤立した育児など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、ひとり親家庭の就労自立に向けた支援のほか、すべての子育て世帯が安心して子育てができるよう子育て支援策の充実を図りました。

また、子ども家庭支援センターの児童虐待対応件数は10年前に比べて約3.8倍と大幅に増加しており、児童虐待の未然防止・早期発見に向けて、要支援家庭を対象とした子どもショートステイや産後ケア事業などを開始するとともに、より身近な地域で対応を行うため、地域型子ども家庭支援センターの整備等を進めました。

(4) 就学前における教育・保育の充実

保育所入所待機児童の解消を図り、子どもを産み育てながら安心して就労等が可能な環境を整備するため、平成 25 年(2013 年)に「待機児童対策緊急推進プラン」を策定し、認可保育所を中心に認証保育所、区保育室の整備を進めました。さらに平成 28 年(2016 年)に「すぎなみ保育緊急事態宣言」を宣言し、認可保育所を核とした整備を進め、地域別の保育需要に対応してきた結果、平成 30 年(2018 年)4 月に待機児童ゼロを実現しました。その後も保育需要に対応した施設整備を進め、令和 4 年(2022 年)4 月で待機児童 5 年連続ゼロを実現しています。

また、乳幼児の心身の状態や保護者の就労形態に柔軟に対応できる多様な保育サービスを提供していくため、障害児指定園、延長保育、一時預かり事業、病児保育などの拡充を進めてきた結果、「保育園利用者の満足度」は目標とする 90%前後となっています。さらに、保育施設が急増する中であっても、全ての保育施設において質の高い保育を提供するため、心理専門職や区立保育園の園長経験者の訪問等による支援を継続するとともに、令和 2 年度(2020 年度)からは「中核園」による地域連携・情報共有等の促進を図っています。

(5) 子ども・青少年の育成支援の充実

児童館再編による子どもの居場所の拡充や次世代育成基金の創設・運用を重点的な取組として進めてきました。

これらの取組を、地域の実情等に応じながら計画的に進め、小学校を活用した放課後等居場所事業を 40 校中 14 校で実施、学童クラブの受入枠を 2,000 人余拡大するなど、区内約 3 分の 1 の地域で居場所の拡充を図ることができました。しかしながら、学童クラブは小学校毎に対応する必要があるため、取組を行った地域では待機児童はおおむね解消となりましたが、それ以外の地域では、現在も局所的に待機児童が発生しています。

また、次世代育成基金は、賛同する区民等からの寄附は累計 1 億 5 千万円にのぼり、基金活用事業には延べ 4,525 人の参加があり、子どもたちの様々な体験・交流の機会となりました。

(6) 障害児支援の充実

未就学の重症心身障害児等が身近な地域で療育を受けられるよう、平成 27 年度(2015 年度)より重症心身障害児通所施設「わかば」を開設し、発達の遅れや偏り、心身に障害のある子どもの発達を早期から支援する体制を整えました。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児等の放課後等デイサービス事業所の設置を進めました。

こども発達センターでは、発達に遅れや偏りのある子どもへの支援のほか、利用児が通う保育園や幼稚園等へ訪問し、集団場面での課題の解決を図りながら子どもの発達を促す保育所等訪問支援を実施しました。また、区内の民間事業所が質の高い発達支援を行えるよう、支援事例検討会を開催するなど、地域の支援力の向上に努めました。

今後も、障害種別や家庭状況にかかわらず、乳幼児期から学校を卒業するまで(18 歳まで)、医療的ケアや障害のある子どもと家庭を身近な地域で切れ目なく支援する体制づくりに取り組む必要があります。

2 コロナ禍において顕在化した新たな課題への対応

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、会議や面談はICTを活用したオンラインでの実施が急増し、地域では感染防止に努めながら活動するなど、人々の働き方やコミュニケーションの在り方は大きく様変わりしています。

○子ども家庭分野においても、長期化するコロナ禍の中、社会からの孤立や不安感を抱える子育て世帯や、より厳しさを増したひとり親家庭の生活を支援するため、地域における子育て支援や、より安定した就業と収入を確保するための機会拡大に向けた支援等について、新たな日常に対応した取組をより一層推進していく必要があります。

3 SDGs への取組について

○平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、令和12年(2030年)に向けた国際目標である「SDGs」(持続可能な開発のための2030アジェンダ)が採択されました。SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

○このことを踏まえて、本計画においても以下のとおりSDGsの項目と区の取組との対応関係を明示するとともに、今後とも世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方と軸を一にした取組を進めていきます。

〈本計画に関連するSDGsの取組〉



4 国のこども政策の動向

(1) 「こども基本法」の制定と「こども家庭庁」の創設

国は、令和3年(2021年)12月、「こども政策の推進に係る有識者会議」の報告書で示された今後のこども政策の基本理念等を踏まえつつ、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定しました。この方針においては、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとし、そのための新たな司令塔として、令和5年(2023年)4月に、こども家庭庁を創設することとしました。

また、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な社会の実現を目指してこどもの施策を総合的に推進すること」を目的とした「こども基本法」が令和5年(2023年)4月1日に施行されることとなりました。

こども基本法の概要	
<p>目的</p> <p>日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。</p>	
<p>基本理念</p> <p>① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備</p>	
<p>責務等</p> <p>○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力</p>	<p>こども政策推進会議</p> <p>○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置 ① 大綱の案を作成 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進 ③ 関係行政機関相互の調整 等 ○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる</p>
<p>白書・大綱</p> <p>○ 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定 (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)</p>	
<p>基本的施策</p> <p>○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等</p>	<p>附則</p> <p>施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討²</p>

(2) 「こども基本法」施行後の計画策定の方向性

令和5年(2023年)4月に創設される「こども家庭庁」に設置される「こども政策推進会議」において、「こども大綱」の検討・策定が行われます。

この大綱は、これまで個別に策定されていた「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援推進」「子どもの貧困対策」の既存の3法律の白書・大綱と一体的に策定されます。

区市町村は、「こども大綱」を勘案して、こども施策についての計画である「市町村こども計画」を定めるよう努めなければなりません。

したがって、令和7年度(2025年度)を始期とする次期本計画の策定に当たっては、上記を踏まえた検討を行っていきます。

(3) 児童福祉法の改正

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法が改正され、令和6年(2024年)4月1日に施行されます。

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業は次期計画に位置付けるなど、本法改正を踏まえ、区としても必要な対策を講じていきます。

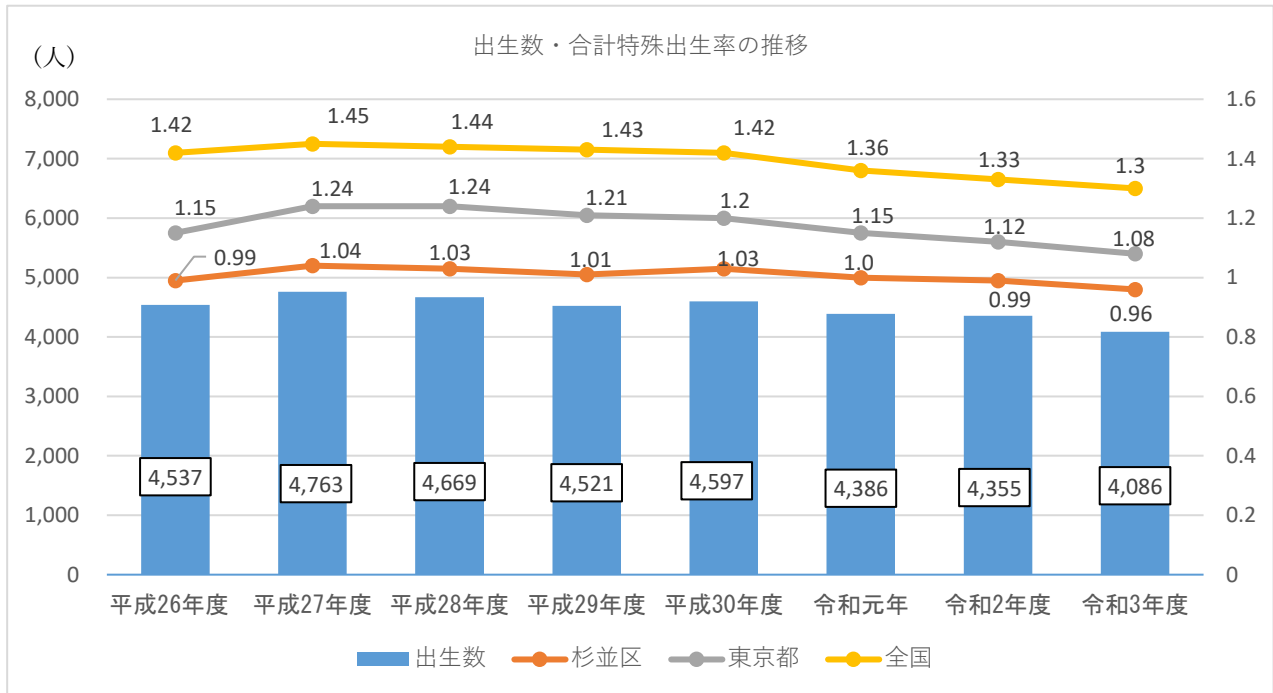
児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要		第11回放課後児童対策に関する専門委員会 令和4年6月30日	参考資料9
改正の趣旨			
児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。			
改正の概要			
<p>1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】</p> <p>①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。 ※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。</p> <p>②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。</p> <p>③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化を行う。</p> <p>2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】</p> <p>①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。</p> <p>②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。</p> <p>3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】</p> <p>①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。</p> <p>②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。</p> <p>4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】</p> <p>児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。</p> <p>5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】</p> <p>児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。</p> <p>6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】</p> <p>児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。 ※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。 ※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる風土及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けれた取組強化)等【児童福祉法】</p> <p>児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。</p>			
施行期日			
令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)			

5 子どもと家庭に関するデータ

(1) 出生数・合計特殊出生率

杉並区の出生数は平成31年(2019年)以降減少傾向にあり、令和3年(2021年)で4,086人となっています。

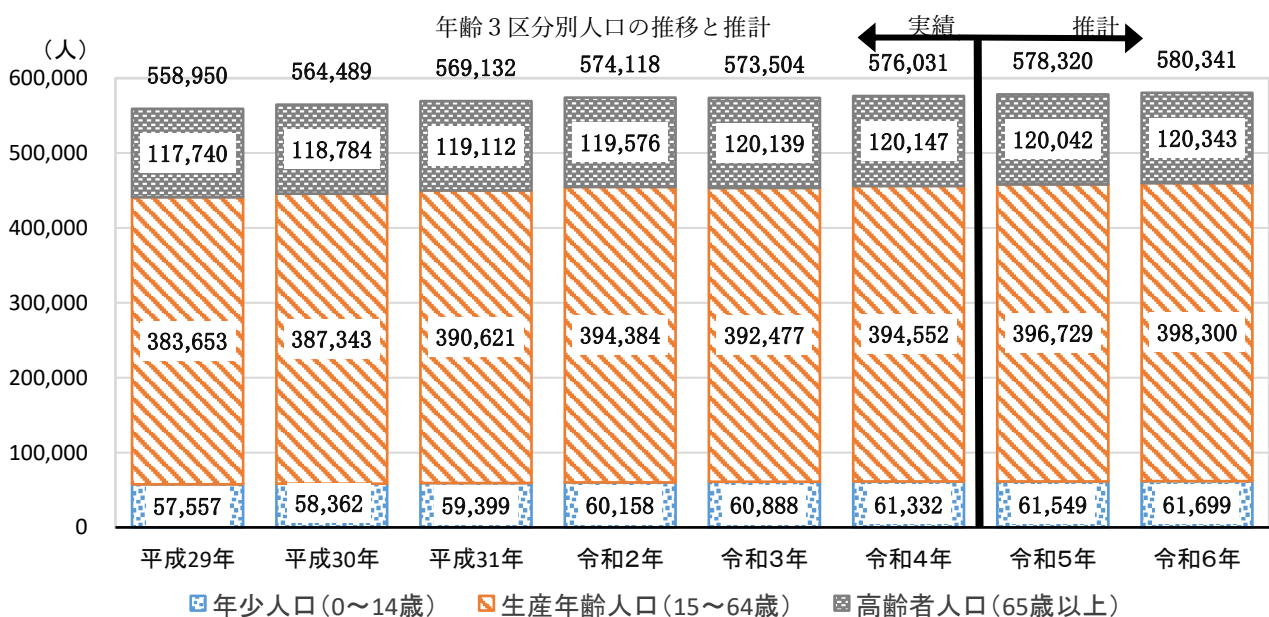
杉並区の「合計特殊出生率」(一人の女性が15～49歳の間に産む子どもの数を示す指標)は、全国・東京都より低い状況にあります。



出典：杉並区保健福祉事業概要

(2) 年齢3区分別人口

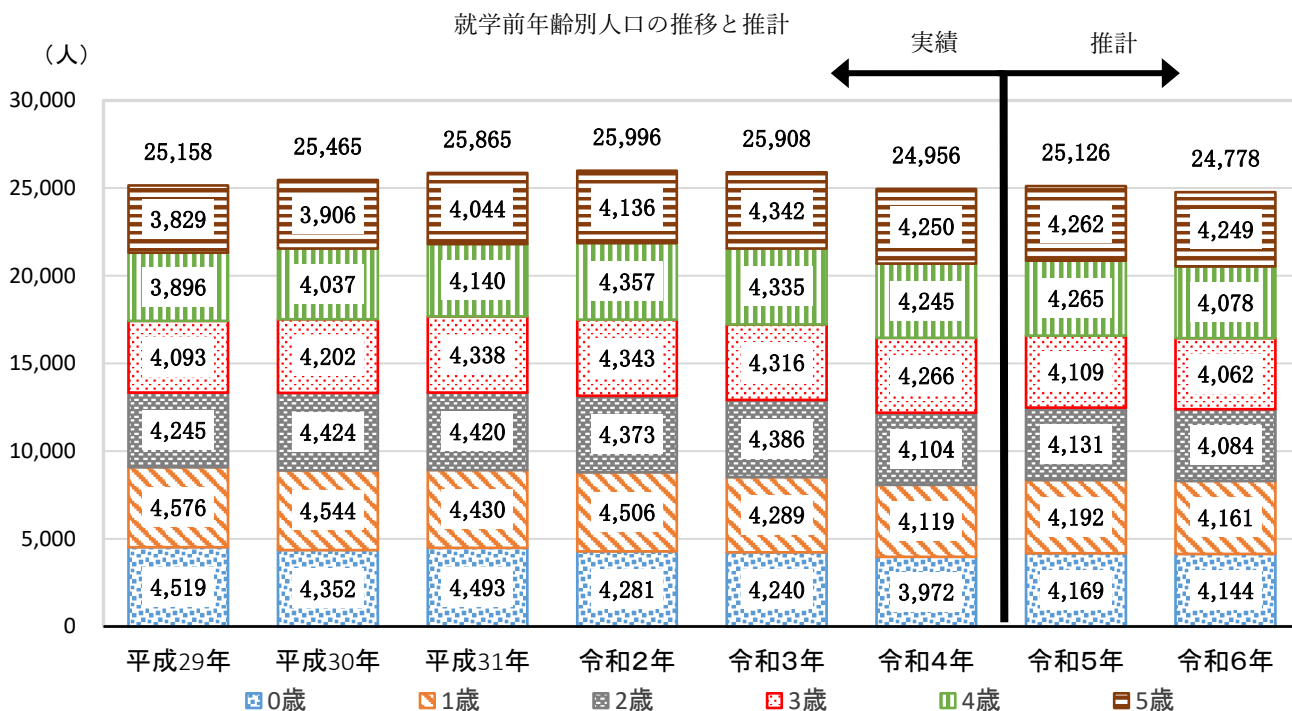
区の総人口は、引き続き増加が見込まれます。



出典：杉並区統計書(各年1月1日現在・外国人登録含む)。区推計資料

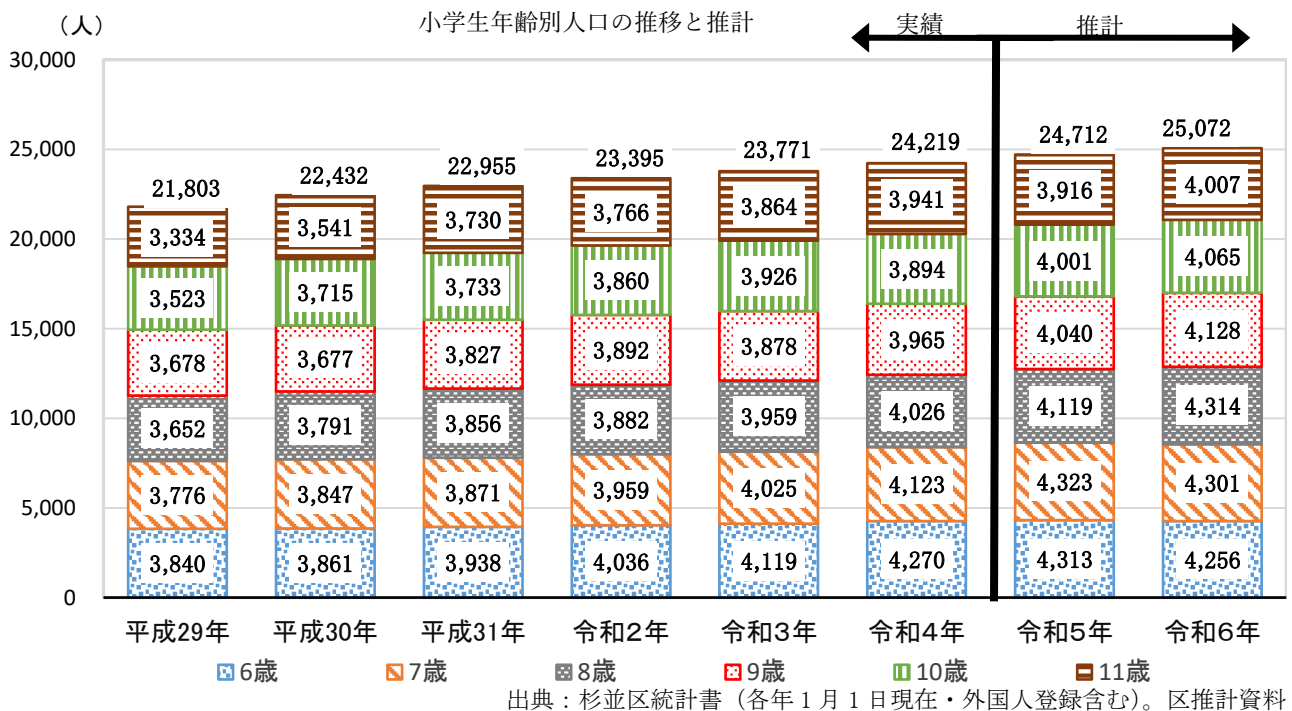
(3) 就学前人口

小学校就学前の子どもは、近年増加傾向にありましたが、令和3年(2021年)以降減少傾向となっています。



(4) 小学生人口

小学生の子どもは、今後も増加すると見込まれます。



第3章

計画内容

1 計画の目標

(1) 全体目標

基本構想 子ども分野の将来像

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

杉並区基本構想では、8つの分野ごとに将来像を掲げており、「子ども」分野では、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」としています。

本計画は、杉並区基本構想に掲げた将来像の実現に向けて、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示す計画として策定する分野別計画であることから、この将来像を子ども家庭計画における全体目標とします。

(2) 計画の体系

全体目標である基本構想に掲げた子ども分野の将来像の実現を目的とした計画であることから、上位計画である総合計画、実行計画の施策・事業の単位を基本として、各施策に定めた目指す姿の実現に向けた具体的な取組を、事業ごとに記載しています。(24～26P の体系図参照)

2 子ども家庭計画の施策・事業の体系

施策	事業	主な取組
<p style="text-align: center;">◆ 施策1</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実</p>	<p>1 区立児童相談所の設置準備 P30</p>	<p>(1) 区立児童相談所の設置 P30</p> <p>(2) 開設に向けた人材の育成と確保 P30</p> <p>(3) 児童相談所システムの導入及び子ども家庭相談システムの再構築 P30</p> <p>(4) 社会的養育の推進 P30</p>
	<p>2 子ども家庭支援センターの整備・機能強化 P31</p>	<p>(1) 「地域型子ども家庭支援センター」の整備 P31</p> <p>(2) 子ども家庭支援センター相談事業の実施 P31</p> <p>(3) 要保護児童及び要支援家庭への支援 P31</p> <p>(4) 子どもショートステイ事業の実施 P32</p> <p>(5) 養育支援訪問事業の実施 P32</p> <p>(6) 子育て世帯訪問支援事業の実施 P32</p> <p>(7) 児童育成支援拠点事業(要支援児童の居場所)の整備・運営 P32</p> <p>(8) 要支援家庭を対象とした親子関係形成支援 P33</p> <p>(9) 見守り強化事業の実施 P33</p> <p>(10) 児童虐待対策におけるA Iの活用 P33</p> <p>(11) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 P33</p> <p>(12) 児童虐待対策等に関する普及啓発 P33</p>
	<p>3 ひとり親家庭支援の充実 P36</p>	<p>(1) ひとり親家庭相談 P36</p> <p>(2) ひとり親家庭生活支援 P36</p> <p>(3) 就労自立に向けた資格取得支援 P37</p> <p>(4) ひとり親家庭実態調査の実施 P37</p>
	<p>4 子どもの貧困対策の推進 P38</p>	<p>(1) 教育の支援 P38</p> <p>(2) 生活の支援 P38</p> <p>(3) 親の就労支援 P39</p> <p>(4) 経済的な支援 P39</p> <p>(5) 支援につなげる基盤の強化 P40</p> <p>(6) 子どもの貧困に関する実態調査の実施 P40</p>
	<p>5 ヤングケアラー支援の推進 P41</p>	<p>(1) ヤングケアラー支援体制の強化 P41</p> <p>(2) ヤングケアラー実態調査の実施 P41</p> <p>(3) ヤングケアラー支援事業の実施 P41</p>
	<p>6 子どもの権利擁護の推進 P42</p>	<p>(1) 子どもの権利に関する条例の制定に向けた検討 P42</p> <p>(2) (仮称)子どもの権利擁護に関する審議会の設置・運営 P42</p>

施策	事業	主な取組
◆施策2 子どもの居場所づくりと育成支援の充実	1 放課後等居場所事業の実施・充実 P46	(1) 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 P46 (2) 小学生の放課後等居場所事業の拡充 P46
	2 中・高校生の新たな居場所づくりの推進 P47	(1) 中・高校生の新たな居場所の実施 P47
	3 次世代育成基金の活用推進 P48	(1) 基金を活用した体験・交流事業の実施 P48 (2) 民間からの基金活用事業の提案公募の実施 P48
	4 その他の子ども・青少年の健全育成支援の取組 P49	(1) 児童館の運営 P49 (2) 子どもプレーパーク事業の実施 P50 (3) 地域子育てネットワーク事業の実施(再掲) P61 (4) 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 P50 (5) 友好都市事業の実施 P50 (6) 地域・団体との連携による青少年健全育成の推進 P50 (7) 青少年問題協議会の運営 P50 (8) 青少年善行表彰の実施 P50 (9) 二十歳のつどいの実施 P50
◆施策3 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 P54	(1) ゆりかご事業(出産・子育て相談支援事業)の実施～産前・産後の支援 P54 (2) 母子保健医療費助成等による支援 P57 (3) 安心して妊娠・出産できる環境づくりに対する支援 P57
	2 地域における子育て支援体制の充実 P60	(1) 子ども・子育てプラザの整備・運営 P60 (2) 乳幼児親子の居場所の実施 P60 (3) 利用者支援事業の実施 P61 (4) 地域子育てネットワーク事業の実施 P61
	3 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 P62	(1) 子育て応援券事業の実施 P62 (2) ファミリー・サポート・センター事業の実施 P62 (3) 産前・産後支援ヘルパー事業の実施 P62 (4) 訪問育児サポーター事業の実施 P62 (5) 一時預かり事業の実施 P63 (6) 多胎児家庭支援事業の実施 P63 (7) 地域における子育てグループの活動支援 P63 (8) 子育てを応援する企業・事業者への支援 P64 (9) 子育てサイトの充実・すぎラボの運営 P64 (10) 子どもの医療費助成 P64 (11) 児童手当の支給 P64
	4 子育てにやさしいまちづくりの推進 P65	(1) 授乳・おむつ替えのできる施設の整備と周知 P65 (2) 駅周辺の整備 P65 (3) 街路灯等の整備 P65 (4) 小学校周辺のパトロールや子ども見守り情報のメール配信の実施 P65 (5) 災害時子ども安全連絡網の運用 P65 (6) 区営住宅入居の優遇と民間賃貸住宅入居支援事業の実施 P65

施策	事業	主な取組
◆施策4 働きのながら安心して子育てできる環境の整備・充実	1 保育施設等の整備・充実 P68	(1) 保育定員数の確保 P68 (2) 私立幼稚園との連携による保育環境の充実 P68 (3) 区立保育園・子供園の改築・改修 P68
	2 保育の質の向上 P71	(1) 保育施設の巡回指導・訪問等 P71 (2) 中核園による保育の質の維持・向上の取組 P71 (3) 保育士等の処遇改善・人材確保支援 P71 (4) 保育に関する利用相談・情報提供の充実 P72
	3 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 P73	(1) デジタル技術を活用した保育サービスの提供 P73 (2) 障害児保育の充実 P73 (3) 医療的ケア児の受入れ体制の充実(再掲) P83 (4) 延長保育の実施 P73 (5) 病児保育室の運営・拡充 P73 (6) 区立保育園における緊急一時保育の実施 P73
	4 学童クラブの整備・充実 P74	(1) 小学校内等への学童クラブの整備 P74 (2) デジタル技術を活用した学童クラブ運営 P74 (3) 特別支援児の受け入れ P74 (4) 医療的ケア児の受入れ体制の充実(再掲) P83 (5) 学童クラブの質の確保のための取組 P75 (6) 放課後等児童支援員等の処遇改善 P75
	5 就学前教育の充実 P76	(1) 就学前教育の調査・研究及び 幼保小連携の充実に向けた研究の実施 P76 (2) 就学前教育を支える保育者の育成 P76 (3) 就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施 P76
◆施策5 障害児支援の充実と 医療的ケア児の支援体制の整備	1 未就学児の療育体制の充実 P80	(1) 障害児の発達相談 P80 (2) 療育支援の充実 P80 (3) 地域支援の充実 P81
	2 学齢期の障害児支援の充実 P82	(1) 学齢期の児童の発達相談 P82 (2) 学齢期の児童への発達支援の充実 P82 (3) 放課後等デイサービス事業所の 開設促進と運営支援 P82 (4) 地域支援の充実(再掲) P81
	3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備 P83	(1) 医療的ケア児の受入れ体制の充実 P83 (2) 関係機関との連携強化による相談支援の充実 P83

3 施策別の計画内容

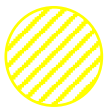
施策1 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

基本方針

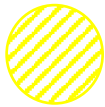
子どもの命と権利を守るため、子どもの意見が尊重される環境の整備や児童虐待対応などを通じて、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

また、すべての子どもの育ちを支えるため、子どもの貧困対策を進めるとともに、支援が必要なひとり親家庭が、様々なサービスを活用し、安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

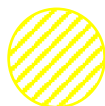
現状と課題



すべての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言える、意見を聴ける、意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。



家庭の形の多様化など社会状況の変化により、子どもや家庭の抱える問題は複雑化しており、今後も当面の間、児童虐待対応件数の増加が見込まれます。より迅速かつ的確に対応するため、児童虐待の未然防止に向けた取組はもちろんのこと、重篤化を防ぐ取組や、高度な専門性を備えた人材の育成・確保などの体制強化が求められています。



ひとり親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っているため、負担が大きく、住居、収入、子どもの養育等、様々な生活の場面で困難に直面することがあります。家庭環境に左右されることなく、子どもも親も安心して生活できるよう、各家庭の状況に合った支援を行っていく必要があります。

目指す姿

- 支援を必要とする子どもや家庭への取組が充実・強化され、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 法的介入など専門性の高い機能を持つ区立児童相談所^{※1}が設置され、これまで以上に迅速かつ的確な児童虐待対応が実施されています。
- 子育てや就労などのきめ細かな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることにより、子どもの健全な育成が図られています。

施策を構成する事業

事業 1
区立児童相談所の設置準備

事業 2
子ども家庭支援センターの整備・機能強化

事業 3
ひとり親家庭支援の充実

事業 4
子どもの貧困対策の推進

事業 5
ヤングケアラー支援の推進

事業 6
子どもの権利擁護の推進

総合計画に定めた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		6 (2024) 年度	9 (2027) 年度	12 (2030) 年度
A 児童虐待に関する相談・通告対応率	100% (3年度)	100%	100%	100%
B 子育て寄り添い訪問事業（ハロー！なみすけ訪問）により安全確認及び支援につなげた子どもの割合	100% (3年度)	100%	100%	100%

○指標説明 A ソーシャルワーク ※2 実施件数÷要保護児童等新規受理件数

B 安全確認及び支援につなげた子ども÷乳幼児健康診査未受診・保健福祉サービス等を利用していない子ども

※1 児童相談所：児童福祉法に基づいて設置され、児童に関する様々な相談に応じ、必要な調査・診断をもとにした援助方針の下、児童・保護者・関係者に対し、指導、措置等の援助を行う施設。平成28年（2016年）6月の児童福祉法改正により、特別区においても設置が可能になった。

※2 ソーシャルワーク：支援が必要な子ども、家庭に対し、他の行政サービスや地域資源を活用しながら当事者に寄り添い、課題解決へ支援を実施すること。

区立児童相談所の設置準備 実

事業 1

子どもの命を守るための児童虐待対策を、これまで以上に迅速かつ確に実施するため、令和8年度(2026年度)の区立児童相談所の開設に向けて、専門性の高い人材の育成・確保を計画的に行うとともに、施設整備のほか、社会的養育※1の推進など、設置に向けた準備を着実に進めていきます。

主な取組と内容

(1) 区立児童相談所の設置

児童虐待の通告・相談件数が増加する中、子育て支援から要保護児童支援まで一貫した児童福祉施策を実現することが、児童虐待防止対策の一層の強化につながるとの認識のもと、令和8年度(2026年度)の区立児童相談所開設を目指し、施設整備を進めます。

(2) 開設に向けた人材の育成と確保

区立児童相談所の開設に向けて、東京都立や先行設置区等の児童相談所への派遣研修など、専門性の高い人材の育成・確保を計画的に行います。

また、子どもの権利を尊重する地域社会を実現するためには、区民・関係団体・区職員が子どもアドボカシー※2について理解を深める必要があるため、児童相談所に配置予定の職員及び区立児童相談所と連携する区内児童養護施設等職員に対して、子どもアドボカシーに関する研修を行い、現場での実践に備えて知識を習得できる機会を設けます。

(3) 児童相談所システムの導入及び子ども家庭相談システムの再構築

区立児童相談所の開設に向け、区が新たに実施する子どもの一時保護や里親委託、施設入所に伴う負担金の管理などの事務について、効率的な事務処理と適切な個人情報管理を行うため、新たに児童相談所システムを導入します。

また、子ども家庭支援センターと区立児童相談所との情報連携、援助要請、協力依頼等の連絡・調整事務を効率的に行うため、子ども家庭支援センター及び保健センターで利用している子ども家庭相談システムの再構築を行い、迅速な児童虐待対応の実現につなげます。

(4) 社会的養育の推進

東京都と連携して養育(里親)家庭体験発表会を開催するなど養育家庭制度の普及に努めるとともに、区内の児童養護施設や養育家庭との懇談会を実施し、社会的養護に関する関係機関等との連携を進めます。

※1 社会的養育：虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること。

※2 子どもアドボカシー：子どもの意見を聴きながら、子どもが自らの考えを整理することへの支援や、意見を表明することへの支援を行うこと。

子ども家庭支援センターの整備・機能強化 実

事業 2

区内3地域（高円寺、荻窪、高井戸）に子ども家庭支援センターを整備し、身近な地域におけるきめ細かな相談・支援体制の充実を図ります。さらに、子どもと家庭に関する相談窓口「ゆうライン」の受付時間を拡充するほか、要支援家庭への支援策を拡充し、児童相談体制の強化を図ります。

主な取組と内容

(1) 「地域型子ども家庭支援センター」の整備

身近な地域における、より機動的できめ細やかな相談・支援体制の構築に向け、平成31年(2019年)4月に高円寺地域、令和4年(2022年)4月に荻窪地域に子ども家庭支援センターを開設しました。今後、令和5年(2023年)4月に高井戸地域に開設するとともに、現在の杉並子ども家庭支援センターは、各地域型センターを統括マネジメントする基幹型センターとして位置付け、機能強化を図っていきます。

(2) 子ども家庭支援センター相談事業の実施

子どもと家庭の総合相談窓口「ゆうライン」※1での相談支援や、専門相談を実施し、育児の不安・悩み等の解消・軽減を図ります。

①ゆうラインの充実

大人だけではなく、子ども自身からも相談を受ける身近な相談窓口として、電話や面接等により、子育て相談・児童虐待等の相談にきめ細かく対応するとともに、状況に応じて関係機関との連携による効果的な支援を行います。

②専門相談の実施

精神科医、臨床心理士による専門相談を実施し、相談者のニーズに応え、適切な支援を行います。

※1 ゆうライン：杉並子ども家庭支援センターに設置した、電話又は来所による子どもと家庭に関する相談窓口

(3) 要保護児童及び要支援家庭児童への支援

妊娠・出産期からの児童虐待の未然防止、早期対応、高リスク事案への対応を進めます。

①特定妊婦への支援

妊娠届出時の面接や、すこやか赤ちゃん訪問事業、産後ケア事業、医療機関との連携等を通して、特定妊婦等への妊娠・出産期からの継続的な支援を行います。

②要保護児童、要支援児童への支援

児童や保護者、区民、関係機関からの養育に関する相談・通告を受け、要保護児童対策地域協議会における児童相談所、民生委員・児童委員、警察署等関係機関との役割分担の下、保護者や児童の相談対応、支援サービスの提供、個別事例支援会議の実施等による各機関の対応の調整など、当該児童及び家庭への適切な支援を実施します。

③要支援家庭産後ケア事業の実施

心身の不調や育児不安などから継続的な支援が必要な産後の母子等に対し、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の取得等を図るため、医療機関等におけるショートステイ・デイケア及び訪問による産後ケア事業を実施します。

(3) 要保護児童及び要支援家庭への支援

④グループカウンセリング、保護者のこころの相談の実施

育児に自信が持てない、実際に虐待をして悩んでいる母親たちが集い、専門家の助言を受けながら自らのことを語る「グループカウンセリング」や、子育てに伴う悩みや産後のうつ状態等、保護者の精神的な問題について精神科医師による「保護者のこころの相談」を実施し、親子関係の改善や虐待予防を図ります。

⑤児童の家庭復帰への支援

一時保護や施設等から児童が復帰した家庭に対し、保育所や学校、児童相談所等関係機関と連携を図りながら、訪問や各種支援事業の活用により、必要な支援を行います。

⑥子育て寄り添い訪問（通称：ハロー！なみすけ訪問）の実施

保健・福祉サービス等を受けていない未就園児等のいる家庭を子ども家庭支援センター等の職員が訪問し、個々の状況に対応した子育て支援サービスの情報提供と相談・支援を丁寧に行う「子育て寄り添い訪問事業」を実施します。

(4) 子どもショートステイ事業の実施

→105P 子ども・子育て支援事業計画（子育て短期支援事業）

保護者が育児疲れや疾病等で一時的に家庭での養育が困難となった子どもを、区内の児童養護施設等で預かり、養育を行います。

①子どもショートステイ事業

保護者が病気、出産などで一時的に児童（0歳から12歳）を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院において、宿泊により預かります。

②要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業

保護者の育児困難や虐待リスクが高い等の場合に、区内の児童養護施設・乳児院において児童（0歳から18歳未満）を預かり、当該児童への生活指導や発達・行動の観察とともに、その保護者に対する養育支援を行い、虐待の未然防止と親子の生活の安定を図ります。

また、より家庭的な環境において子どもの預かりを行なうため、区内の養育（里親）家庭における預かり事業を令和5年度（2023年度）から新たに実施します。

(5) 養育支援訪問事業の実施

→106P 子ども・子育て支援事業計画（養育支援訪問事業等）

養育支援が特に必要な家庭に専門相談員（助産師、保健師、保育士、心理士、精神保健福祉士等）が訪問し、養育に関する相談対応を行います。

(6) 子育て世帯訪問支援事業の実施

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問し、家事・育児等の支援や保育園等の送迎支援等を実施することにより、家庭や養育環境を整えるための支援を行います。

(7) 児童育成支援拠点事業（要支援児童の居場所）の整備・運営

家庭における養育環境の課題やいじめ、不登校等により、家庭や学校に居場所がないと感じている要保護・要支援家庭の学齢期以降の子どもを対象にした居場所を整備し、子どもが安心して過ごすことのできる環境の提供に向けて検討を進めます。

(8) 要支援家庭を対象とした親子関係形成支援

子どもとの関わり方について悩みや不安を抱えた保護者に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶための講義やグループワーク等を内容とした、ペアレント・プログラムを実施します。併せて、支援者を育成するための講習等も実施するなど、親子関係の形成に向けた支援を行います。

(9) 見守り強化事業の実施

要保護児童、要支援児童のいる家庭に訪問し、食材の提供を通じて子どもの状況を把握することで、支援が必要な子どもの見守りを強化します。

(10) 児童虐待対策におけるA Iの活用

児童虐待対応件数の増加とともにケースの困難性が増している中、児童虐待の早期発見・未然防止の取組を推進していくためには、これまで以上に迅速かつ的確に対応することが重要であるため、相談・通告事案に対する緊急性の判断や、要保護・要支援児童に対する支援方針の策定をサポートするA I（人工知能）の活用について検討を進めます。

(11) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の各種会議や研修等を実施するとともに、児童虐待に関する通告・相談から連携した支援及び未然防止の取組を示した児童虐待対応マニュアルを作成し、広く区内の関係機関に配布・共有化することで、構成員の対応力の向上や関係機関相互の連携を深め子どもを虐待から守る地域ネットワーク機能を強化します。

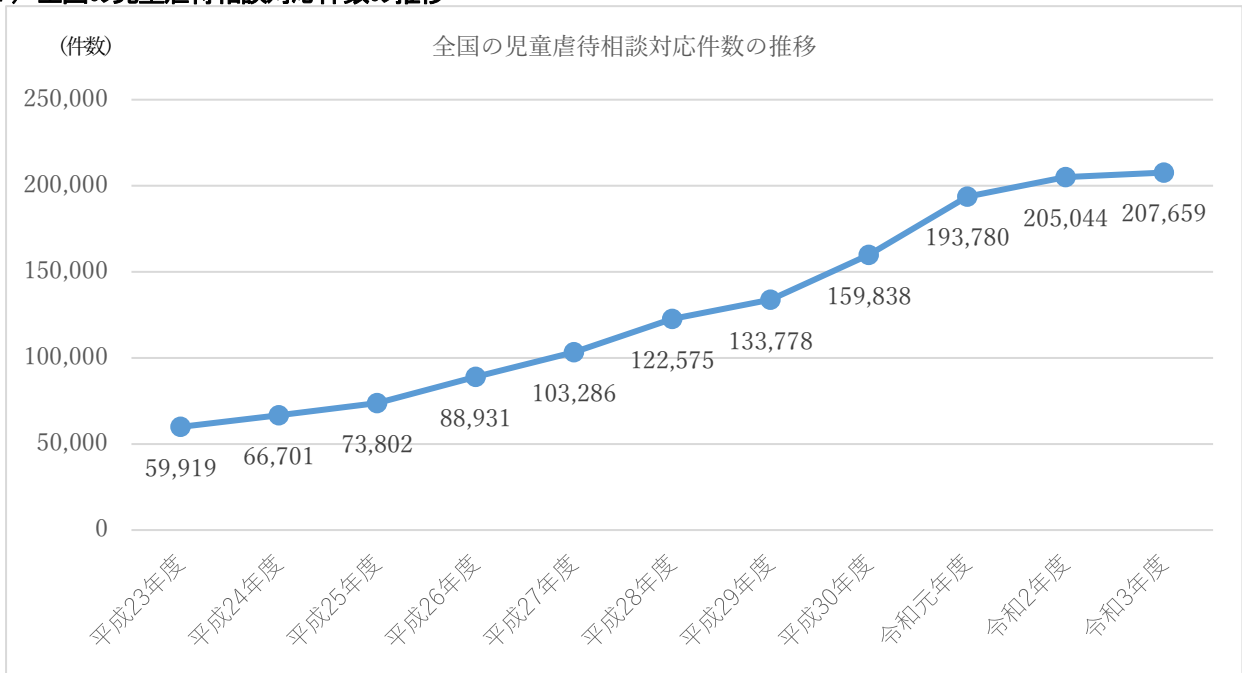
(12) 児童虐待対策等に関する普及啓発

児童虐待防止講演会の開催や区広報・区ホームページ等を通して、児童虐待の防止に社会全体で取り組むための普及啓発を進めます。

○児童虐待件数の推移

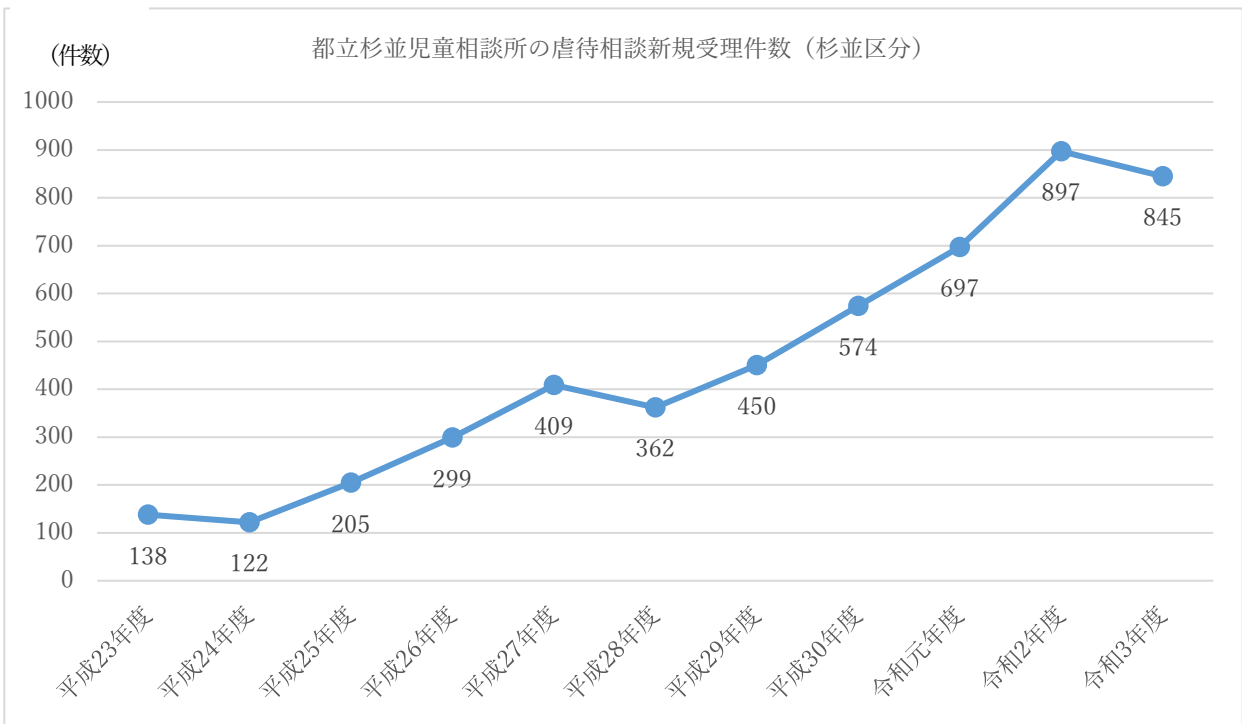
国の虐待相談対応件数は増加しており、この10年間で約3.5倍の件数になっています。

(1) 全国の児童虐待相談対応件数の推移



出典：杉並区データ

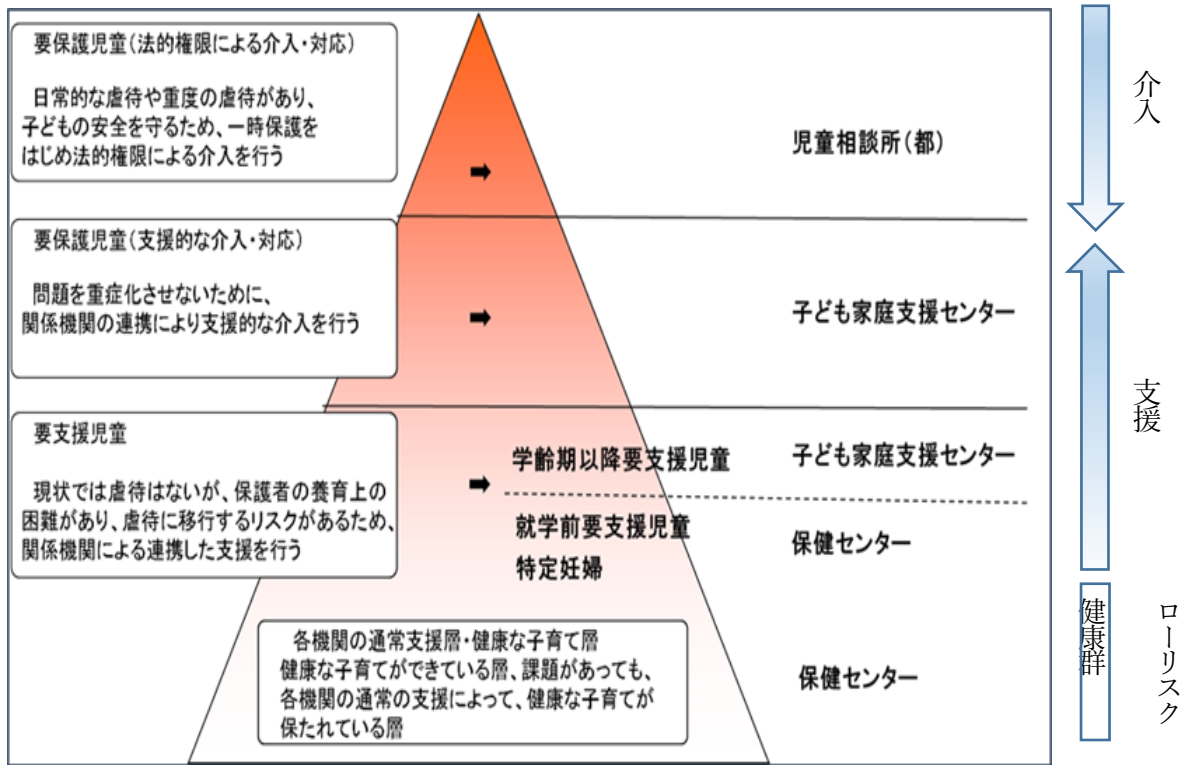
(2) 都立杉並児童相談所の虐待相談新規受理件数（杉並区分）の推移



出典：東京都杉並児童相談所作成・「2022年（令和4年度）版 事業概要」より。
 ＊令和2年度（2020年度）数値から、特別区児童相談所分を含む。

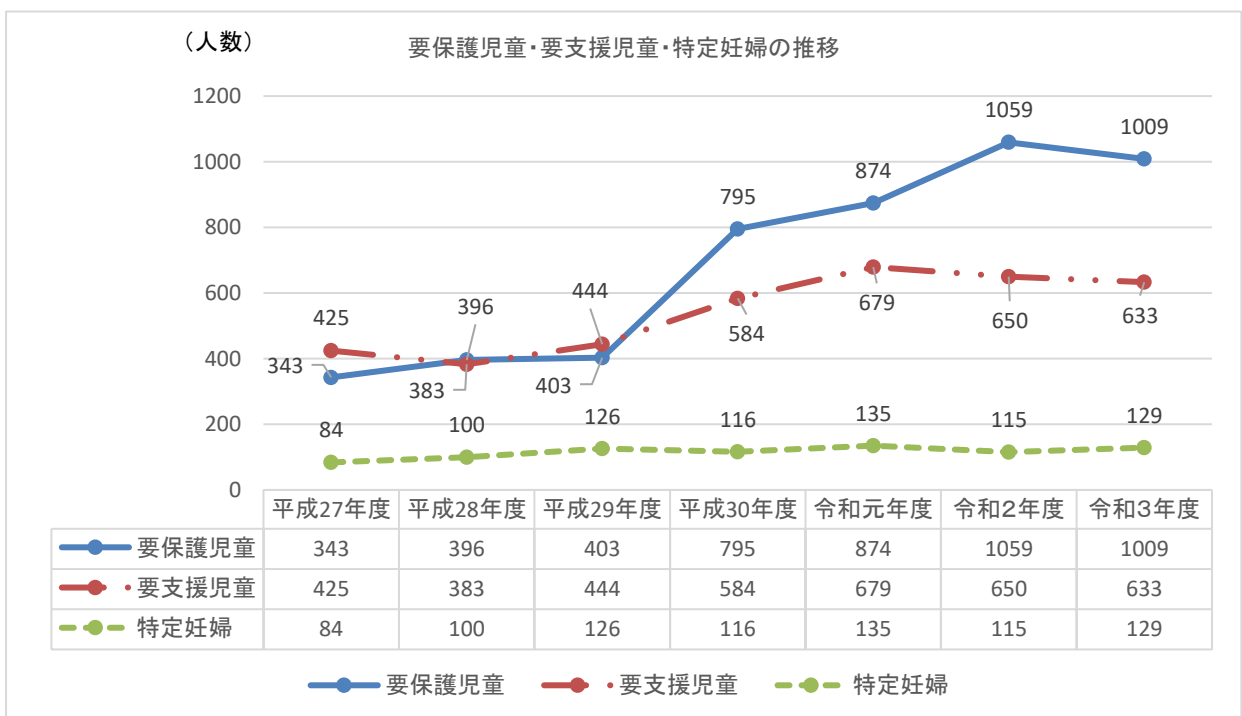
○杉並区要保護児童・要支援児童・特定妊婦の支援

区では、特定妊婦・就学前の要支援児童を保健センターが支援し、就学後の要支援児童・要保護児童は子ども家庭支援センターが支援をします。なお、法的権限による介入が必要な児童の対応は児童相談所が行います。



○杉並区要保護児童・要支援児童・特定妊婦の推移

令和3年度(2021年度)の要保護児童・要支援児童・特定妊婦の新規受理件数は、平成27年度(2015年度)に比べて約2倍の数になっています。区においても特定妊婦・要支援児童・要保護児童の件数が増加しています。



出典：杉並区データ

ひとり親家庭支援の充実 実

事業 3

支援が必要なひとり親家庭が、様々なサービスを活用し、安心して自立した生活を送ることができるように、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うことにより、環境に左右されない子どもの育ちを支えています。

主な取組と内容

(1) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭のそれぞれの状況を踏まえた上で、生活全般を視野に入れた支援を実施するため、関係機関と連携した相談支援を行うとともに、支援制度を周知します。

①相談支援の実施

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け、関係機関と連携し、適切な支援を実施します。

②情報提供の充実

ひとり親家庭支援制度をまとめたしおりを作成し、区施設等で配布するほか、区ホームページを通じた情報提供を行い、支援を必要としているひとり親家庭への制度の周知を図ります。

(2) ひとり親家庭生活支援

ひとり親家庭が、地域で安定した生活が送れるよう、子育てや生活に対する支援を行います。

①ホームヘルプサービス事業の実施

中学生以下の児童がいるひとり親家庭で、親が就労、就職活動または修学などで日常生活に支障をきたしている場合に、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供します。

②休養ホーム事業の実施

ひとり親家庭に休養の機会と場を提供するため、区が契約している宿泊施設及び日帰り施設を利用する場合に、利用料の一部を助成します。

③児童扶養手当・児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等の生活安定と自立促進等を図るため、児童扶養手当・児童育成手当を支給するほか、医療費の助成を行います。

④養育費確保支援事業の実施

養育費の継続した履行確保を図るため、民間保証会社と養育費保証契約を締結したひとり親に、保証契約締結費用及び公正証書作成等費用を助成します。

⑤東京都母子及び父子福祉資金貸付

ひとり親家庭の親に対する経済的自立の助成と、児童の福祉を推進するため、修学資金など必要な資金の貸付を行います。

(2) ひとり親家庭生活支援

⑥母子生活支援施設への入所等支援

DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、母子生活支援施設への入所を支援し、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行います。また、DV被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護の対応をします。

⑦区営住宅入居の優遇と民間賃貸住宅入居支援事業の実施

区営住宅では、ひとり親世帯、多子世帯等が入居しやすくなるよう、使用期間を定めた優遇抽選を実施します。

また、民間賃貸住宅については、ひとり親家庭を含む子育て世帯やDV被害者に対して、居住支援協議会で行っている「高齢者等アパートあっせん事業」により、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や住宅に関する情報提供、仲介手数料や家賃債務保証料の助成も行います。

(3) 就労自立に向けた資格取得支援

ひとり親家庭のより安定した就業と収入を確保するため、それぞれの状況に合わせた就業支援を充実するとともに、就労機会の拡大に向け、資格取得等への支援を行います。

①自立支援プログラムの策定

児童扶養手当の受給者で、自立・就業に意欲のある方に対して、自立支援プログラム策定員が、個々の家庭状況に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労支援を行います。

②高等職業訓練促進給付金等の支給

ひとり親家庭の親が、看護師・保育士等の就業に結びつきやすい資格を取得するために修業する場合、生活費の負担軽減のための給付金を支給します。また、入学金の負担軽減のため、修了後に給付金を支給します。

③自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、就労に役立てるため、区が指定した教育訓練講座を受講した場合、講座修了後に受講費用の一部を支給します。

④高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

ひとり親家庭の親又は20歳未満の子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給します。

⑤就業支援専門員による相談

就業支援専門員が、ひとり親家庭の個々の状況に応じて就職・能力開発に関する相談を実施し、母子・父子自立支援員と連携して、生活の充実と向上を図ります。

(4) ひとり親家庭実態調査の実施

ひとり親家庭の意識や生活実態を5年に1回、定期的に調査把握し、実態を踏まえた支援策の充実等について検討します。(前回は令和2年度(2020年度)に実施)

子どもの貧困対策の推進 実

事業4

子どもの貧困は、様々な社会的要因を背景に多様化しており、地域や社会全体の問題と捉えて対策を講じる必要があります。子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、子どもの最善の利益が優先考慮されるよう、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等、各分野における子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進していきます。

主な取組と内容

(1) 教育の支援

学校教育においては、就学前教育から義務教育に至るまで、全ての子どもが家庭等の環境に関わらず、等しく教育を受け、生涯にわたり学習する基礎を培うことができるよう取り組みます。加えて、次のとおり、多角的な教育の支援を実施します。

①学力向上の支援

子どもたち一人ひとりの学習状況に応じて、各学校と教育委員会の連携により実施する小・中学生パワーアップ教室のほか、学校毎に学校支援本部等による補習活動を行い、つまづきや学び残しの解消を支援します。また、生活困窮者世帯等に対する子どもの学習支援・居場所事業や塾代助成を実施します。

②教育相談等

子どもの情緒や発達上の悩み、不登校などの教育相談をきめ細やかに行い、全小中学校に配置したスクールカウンセラーと連携しながら、学校生活や教育環境等の改善・充実を支援します。これらの支援に当たっては、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関等と連携した支援を行います。

③教育費の負担軽減

家庭の所得水準にかかわらず、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、教育にかかる教材や移動教室に要する経費の一部を公費で負担します。また、私立の幼稚園・認証保育所等に通園する児童の保護者に対し、所得に応じて保育料等を補助するほか、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等、学校で必要な費用の一部を支給します。

(2) 生活の支援

困難を抱えている子ども・若者、家庭を、母子保健や居場所事業など様々な場面で把握し、適切な支援や見守りにつなげるため、妊娠期から成人期までの切れ目ない支援を行います。

①子ども・保護者の健康づくり

ゆりかご面接・すこやか赤ちゃん訪問、妊産婦・乳幼児の健康診査、成人健康診査等全ての乳幼児、保護者を対象とした事業を通じて、親子の心身の状態や養育環境の把握に努め、産後ケアや養育支援訪問事業、保護者のこころの相談等、親子の心身の健康づくりに取り組みます。

(2) 生活の支援

②子ども・保護者の居場所づくり・交流機会の提供

乳幼児親子の社会的孤立を防ぐため、つどいの広場事業や児童館におけるゆうキッズ事業、子ども・子育てプラザの運営等により、地域とつながる機会を創出します。また、子どもたちが、地域の大人などによる見守りの中、放課後等に安心して過ごせるよう、遊び・学習等を行う放課後子ども教室、放課後等居場所事業等により、多様な居場所づくりに取り組みます。さらに次世代育成基金を活用し、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、自然・文化・芸術・スポーツなど、国内外の様々な体験・交流事業へ参加できる機会を提供します。

③若者の就労支援

就労支援を希望するおおむね 15 歳以上の若者等に対して、就労準備相談などの事業により就労を支援します。

④生活困窮世帯等への生活支援

生活に困窮する保護者等に対して、自立に向けた相談や家計改善の相談を、ひとり親に対して、家事援助ヘルパーの派遣等を行うなど、家庭への適切な支援を行います。

(3) 親の就労支援

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所・学童クラブの整備等に取り組んでいます。また、生活に困窮する世帯の保護者に対して、自立支援のための計画の策定やハローワークと連携した就労相談を行うほか、経済的・社会的に不安定な状況に置かれることの多いひとり親家庭に対しては、自立支援給付金事業等により、安定した就業につながる資格取得の支援など、就労機会の拡大に努めています。

(4) 経済的な支援

生活に困窮する世帯を経済的に下支えするため、各種手当等の支給や生活資金の貸付け等を行い、子どもの健全な養育環境の確保につながる取組を進めています。

①手当等の支給

児童手当や児童扶養手当などの給付、医療費の助成、保育料等に対する補助等により、子育てに係る経済的な負担を軽減します。

②東京都母子及び父子福祉資金の貸付

一時的に生活資金が困窮したひとり親世帯でも安定した生活が保てるよう、都の母子及び父子福祉資金の貸付け等を行います。

③生活保護受給者への支援

生活が困窮する方に、その困窮の程度に応じて必要な保障を行い、相談しながら、自立を助長していきます。

④住宅確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労の自立を図ります。

(5) 支援につなげる基盤の強化

必要な支援につなげるため、社会福祉協議会が支援する杉並子ども食堂ネットワーク等を活用して、子ども食堂等、子どもの貧困対策に資する取組を行う団体の相互連携を支援します。併せて、区内の各地域を所管する「地域型子ども家庭支援センター」を段階的に整備し、身近な地域において、より機動的できめ細やかな相談・支援体制を構築し、早期の支援につなげています。

①早期の支援に向けた相談機能の連携の強化

住民税・国民健康保険料等の納付や子育ての相談時における聞き取り内容などから、必要に応じて「くらしのサポートステーション」など、生活に関する困りごとの相談機関等を案内するなど、早い段階で支援につながるよう取組を強化します。

②子ども食堂等を支援する体制の構築

民間で取り組む子ども食堂等の団体間の連携を推進します。また、杉並区社会福祉協議会と協力し、子ども食堂の活動に賛同する区民・事業所による活動支援を後押しする仕組みづくりに取り組みます。

③「地域型子ども家庭支援センター」の整備

身近な地域で、支援が必要な家庭に対する相談等支援の充実を図るため、地域に子ども家庭支援センターを整備し、関係機関との連携のもと、機動的できめ細かく対応できる体制を整えます。

(6) 子どもの貧困に関する実態調査の実施

これまでの子どもの貧困に関する取組の成果や、現在の貧困状況を客観的に把握し、都や他の自治体と比較分析を行うことを目的に、実態調査を実施します。

ヤングケアラー支援の推進 実

事業5

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子ども、教育、高齢障害等の様々な分野が連携するとともに、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めていくことが重要です。ヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施し、必要な支援を行っていくほか、ケアマネジャーやヘルパー事業所など様々な関係機関等への研修を通して、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気付き、負担の軽減につなげることができるよう取り組んでいきます。

主な取組と内容

(1) ヤングケアラー支援体制の強化

ヤングケアラーの支援強化に向けて、子ども、障害、高齢、教育の各分野で構成するプロジェクトチームにおいて組織横断的な検討を進めるとともに、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めます。

(2) ヤングケアラー実態調査の実施

潜在的なヤングケアラーを把握するため、子ども、教育、高齢、障害等の様々な分野の関係機関に研修を実施するとともに、区の実態把握に向けた調査を実施します。
なお、調査に当たってはヤングケアラー当事者の目線からの提案・知識を取り入れ、効果的な支援につなげます。

(3) ヤングケアラー支援事業の実施

実態調査の結果等に基づき、ヤングケアラー当事者が組織する民間事業者等との連携を図りながら、効果的な支援策を構築します。

? ヤングケアラーって？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



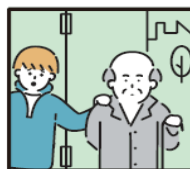
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：厚生労働省ホームページ

子どもの権利擁護の推進 実

事業 6

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるようにしていきます。

主な取組と内容

(1) 子どもの権利に関する条例の制定に向けた検討

子どもの権利擁護を推進するため、権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなどについて、区民や有識者、子どもたちからの意見聴取を行いながら検討を進めます。併せて、「子どもの権利」に関する理解を促進するため、効果的な普及啓発についても検討を行います。

(2) (仮称) 子どもの権利擁護に関する審議会の設置・運営

条例の検討に当たっては、区民、有識者等により構成される審議会を新たに設置し、杉並区における子どもの生活実態や専門的な見地からの提言を受けながら進めます。

子どもの権利条約とは（*日本ユニセフホームページから抜粋）

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

「子どもの権利条約」4つの原則

・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などが保障されます。

・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

・差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

施策2 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

基本方針

子どもたちが安心して自由に過ごすことができるよう、放課後の小学校などを活用した居場所を確保していきます。

また、子ども・青少年が自主性・社会性などを身に付け、夢に向かって健やかに成長できるよう、体験活動や多世代交流ができる機会を設けていきます。

現状と課題



子どもたちが、身近な地域の中で気兼ねなく過ごし、仲間づくりを進めることができるような居場所の充実が求められています。



子どもたちが、未来へ自信をもつてのびのびと育っていくことができるような体験の場や、多世代交流の機会が求められています。

目指す姿

- 子どもたちが安全・安心に過ごせる場所が整備されています。
- 子どもたちが成長段階に応じた豊かな遊びや多種多様な経験、人とのかわりを積み重ねることを通じて、自主性や社会性を育むことができています。

施策を構成する事業

事業 1
放課後等居場所事業の
実施・充実

事業 2
中・高校生の
新たな居場所づくりの推進

事業 3
次世代育成基金の活用推進

事業 4
その他の子ども・青少年の
健全育成支援の取組

(再掲事業) **事業 5**
学童クラブの整備・充実
➔ 施策 4 事業 4 (74P)

総合計画に定めた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		6 (2024)年度	9 (2027)年度	12 (2030)年度
A 放課後等居場所事業※1 利用者の満足度	— (3年度)	85.0%以上	85.0%以上	85.0%以上

○指標説明 A 放課後等居場所事業の利用者アンケート結果

※1 放課後等居場所事業：放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供し、保護者や地域住民の参画を得て、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動などの取組を通して、児童の自主性や社会性、創造性を育むとともに、児童が地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進する事業

放課後等居場所事業の実施・充実 実

事業 1

小学生の居場所として学校施設を活用した放課後等居場所事業について、子どもたちが生きる力と豊かな心を育みながら地域の中で健やかに育つことができるよう、学校や学校関係者等の地域住民と連携し、放課後等居場所事業における体験活動や多世代間交流のプログラムを充実していきます。

また、一部の実施校において、学校休業日（土曜日を除く）の実施時間の拡充を試行的に実施するなど放課後等居場所事業の充実に向けた取組を進めます。

なお、今後の放課後等居場所事業については、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、方針を決定していきます。

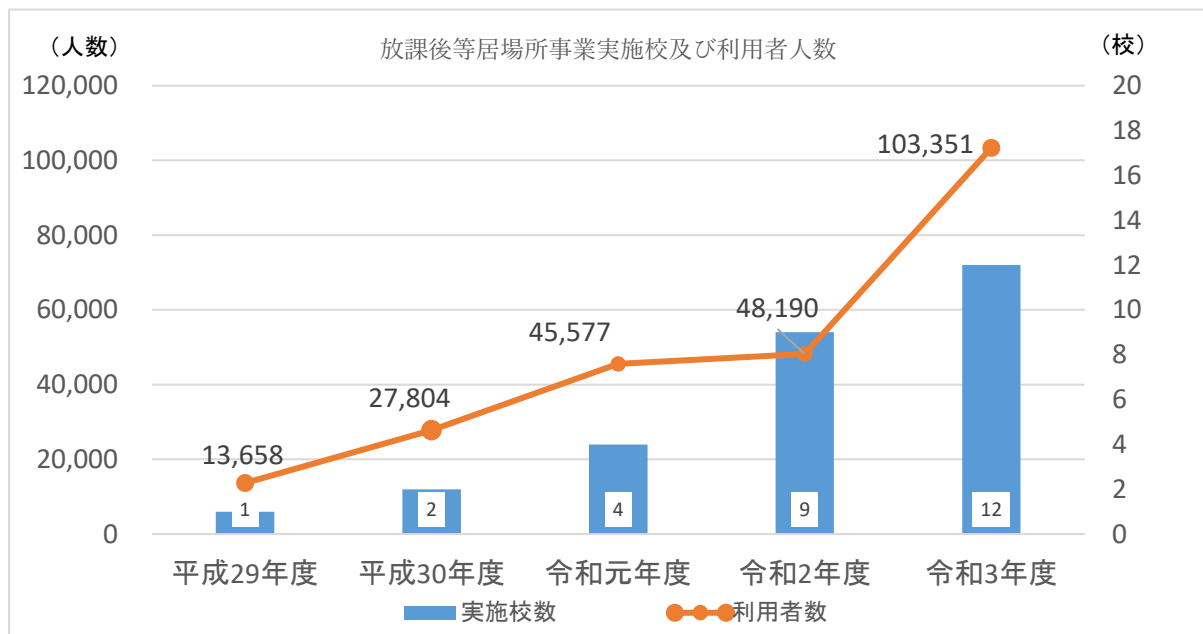
主な取組と内容

(1) 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施

放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供する放課後等居場所事業を実施し、子どもの健全育成支援の充実を図ります。実施にあたっては、既存の放課後子ども教室や学校・地域関係者、子育て支援団体との連携・協働による事業運営を進めます。

(2) 小学生の放課後等居場所事業の拡充

一部の実施校において、学校休業日（土曜日を除く）の実施時間の拡充を試行的に実施するなど、放課後等居場所事業の充実に向けた取組を進めます。



出典：杉並区データ

中・高校生の新たな居場所づくりの推進 実

事業 2

永福図書館とコミュニティふらっと永福との複合施設での利用状況等を踏まえ、令和6年度(2024年度)中に開設予定の高円寺図書館と(仮称)コミュニティふらっと高円寺南との複合施設における準備を進め、中・高校生が日常的に集い、交流することができる新たな居場所づくりを推進します。

なお、今後の中・高校生の新たな居場所づくりについては、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、方針を決定していきます。

主な取組と内容

(1) 中・高校生の新たな居場所の実施

永福図書館とコミュニティふらっと永福との複合施設において、ラウンジ内に中・高校生優先利用スペースを設けるなど、地域の中での中・高校生の居場所の一つとなるよう取り組んでいます。



コミュニティふらっと永福 (ラウンジ) / ヤングアダルト書棚

次世代育成基金^{※1}の活用推進 実

事業 3

子どもが将来の夢に向かって健やかに成長できるよう、基金を活用して様々な体験・交流事業への参加機会を提供します。また、基金の趣旨の一層の周知と、寄附募集の取組を推進します。

主な取組と内容

(1) 基金を活用した体験・交流事業の実施

次代を担う子どもたちが、広く社会に関心を持ち、将来の夢を抱いて夢に向かって健やかに成長することができるよう、異なる国や地域の自然・文化・芸術に触れる機会や、スポーツ交流などの様々な体験事業への参加を、次世代育成基金を活用して支援します。

(2) 民間からの基金活用事業の提案公募の実施

民間事業者から広く基金活用事業を募り、多種多様でかつ多くの子どもが参加できる機会を創出していきます。



子どもたちに思いを託し、基金を支える

寄附者

個人・企業、区内・区外を問わず、
多くの方々に基金の活用をご期待いただき、
ご支援いただいております。

次世代育成基金は
子どもたちを支える大きな力です。

子どもたちを支え、次代に繋ぐ

大人

希望に満ちた地域や社会を創るために
自らが経験してきた体験や想いを財産として
次代を担う子どもたちに引き継いでいきます。

その手段の1つが次世代育成基金です。

杉並区次世代育成基金

次代を担う子どもたちが将来の夢に向かって健やかに成長できるように支援するための区独自の仕組みです。

[寄附総額] 8,976件 1億5,223万8,016円(令和3年度末)

子どもたちに様々な体験の機会を提供する

基金活用事業

日常の学校生活では得られないような体験・交流の機会となる様々な事業を、
区とNPO団体等の民間団体がそれぞれ主催し、毎年実施しています。

次世代育成基金を活用することで、
参加者の経済的負担を
最小限に留めることができます。

次代をつくる未来を生きる

子ども

基金活用事業に参加することで、様々な体験をし、
世代を超えた多くの人々と交流しながら、
自分の可能性を上げ、夢や目標を掲げていきます。

次世代育成基金は
自分の力で未来を切り拓ける
子どもを育みます。

※1 次世代育成基金：次代を担う子ども・青少年の国内外の交流やスポーツ、文化、芸術などの事業への参加を支援するための基金

その他の子ども・青少年の健全育成支援の取組

事業4

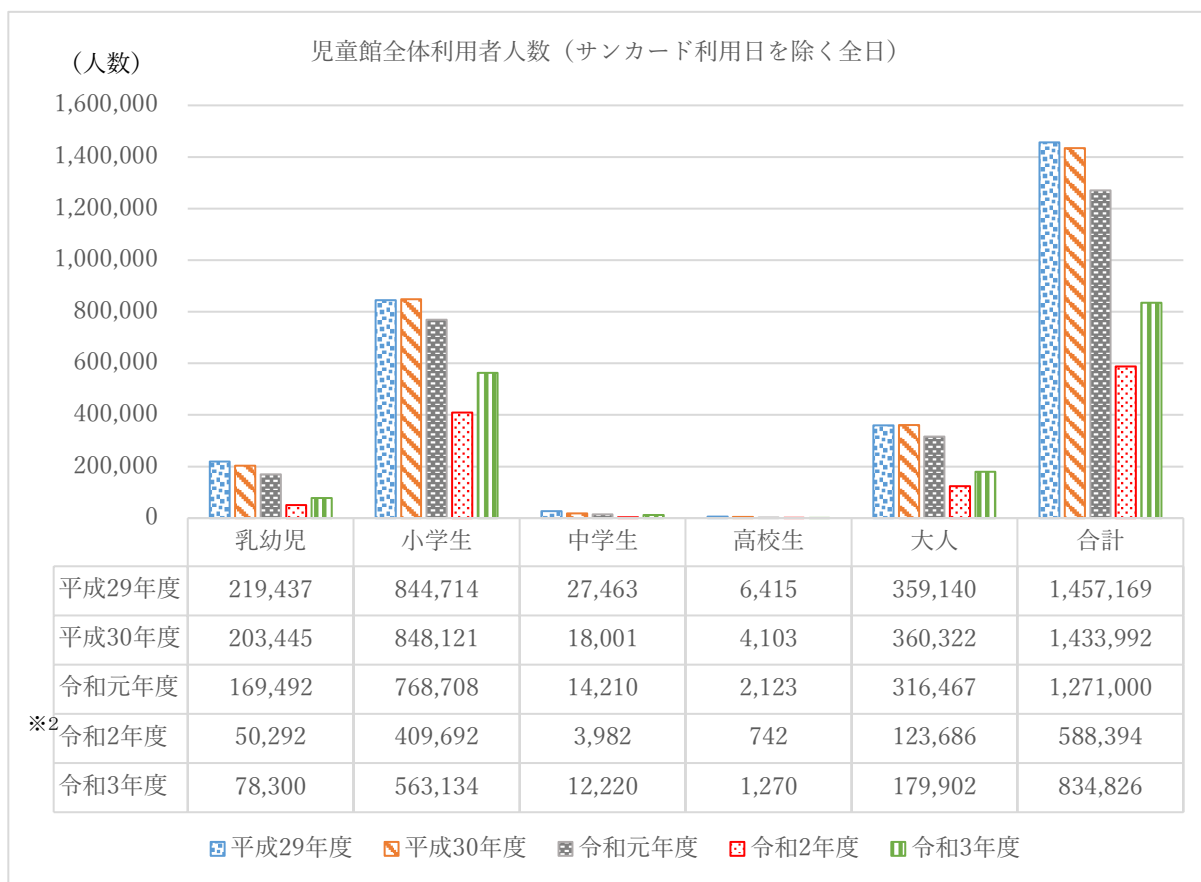
子どもたちが自主性・社会性・創造性等を高めながら健やかに成長できるよう、児童館の運営やプレーパーク事業の実施等を通じて、子ども・青少年の健全育成支援に取り組みます。

主な取組と内容

(1) 児童館の運営

児童館は、0歳から18歳未満の子どもが気軽に利用できる身近な居場所です。運動、工作、読書、音楽等の自由遊びの支援や、料理、野外活動、異世代交流等の体験を広げるプログラム、地域の伝統行事への参加や、自主的な活動等を通して、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう支援します。また、全ての児童館で、あらかじめ登録した小学生が、放課後に帰宅することなく学校から児童館に直接来館できる制度を実施します。

○児童館利用者数（サンカード利用日※1を除く全日）



※1 サンカード利用日は、親子・グループ・団体による自主利用の日で、子どもだけの利用はできません。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月以降、新しい運営様式に基づき運営を実施しています。

出典: 杉並区データ

(2) 子どもプレーパーク事業の実施

区内の公園において、子どもたちがたき火・泥遊び・ロープワーク等を通じて、自らのアイデアや想像力を活かし、自由に遊びを創り出すことができる「プレーパーク事業」を実施します。

(3) 地域子育てネットワーク事業の実施（再掲→61P）

(4) 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実

児童青少年センター（ゆう杉並）は、中・高校生を主な利用者として、多様なニーズに応えるとともに、自主的な活動への支援を行うことを目的として、平成9年(1997年)に設置したものです。今後も、中・高校生世代がより利用しやすく、魅力ある居場所となるよう、中・高校生運営委員会をはじめとする利用者等の意見を聴きながら、運営の充実を図ります。

(5) 友好都市事業の実施

次世代育成基金活用事業として、杉並区の交流自治体である群馬県東吾妻町、北海道名寄市と、小学4～6年生を対象とした子ども交流会を実施します。

(6) 地域・団体との連携による青少年健全育成の推進

青少年の健全育成に取り組む地域団体等の活動を支援するとともに、それらの団体等との協働により、各種事業を実施することを通して、地域全体で青少年の健全育成を支える取組を推進します。

(7) 青少年問題協議会の運営

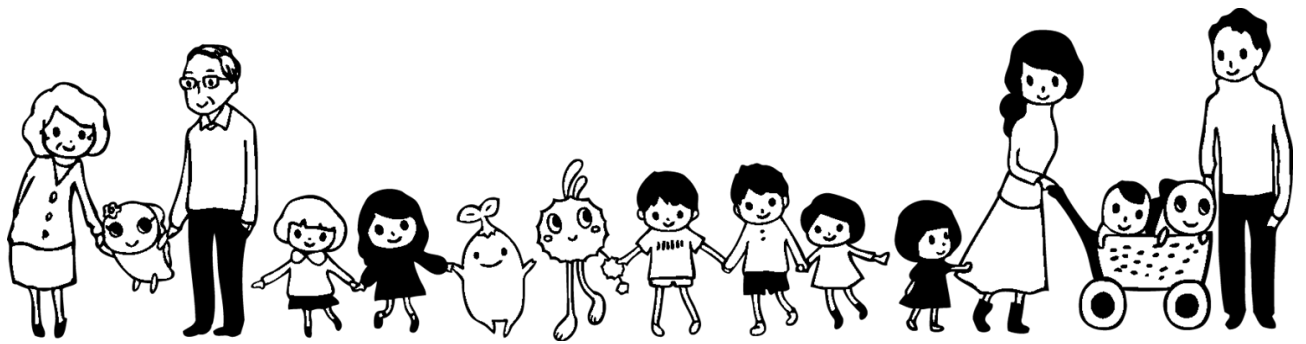
青少年問題に関する区の施策に対して必要な事項を調査・審議するとともに、区内関係機関・団体との連絡調整を図るために設置した区長の附属機関である青少年問題協議会を運営します。

(8) 青少年善行表彰の実施

模範となる善い行いをした青少年を表彰し、日常的に善行に努める気運を高め、青少年の健全育成を図ります。

(9) 二十歳のつどいの実施

二十歳という人生の節目の年に改めて成人であることの自覚と自立を促し、次代を担う青年への期待と励ましを伝えるため、「二十歳のつどい」を実施します。



施策3 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

基本方針

子育て家庭の生活環境の変化に伴い多様化するニーズに対応するため、妊娠から子育て期までの支援を充実させ、きめ細かなサービスを行っていきます。

また、子育てに対する不安感や負担感を軽減することができるよう、身近な地域における子育て支援拠点を中心とした体制の強化を図ります。

現状と課題



不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援の充実が求められています。



子育て家庭が気軽に相談でき、安心して自由に過ごせる場や、人と人をつなぎ、支え合える地域の子育て力を高めていくことが必要です。また、子育て家庭の多様なニーズに合わせた、きめ細かな取組が求められています。

目指す姿

- 出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会が実現されています。
- 地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれています。

施策を構成する事業

事業 1

妊娠から子育て期の
切れ目のない支援の充実

事業 3

子育てを地域で支え合う
仕組みづくりの推進

事業 2

地域における
子育て支援体制の充実

事業 4

子育てにやさしい
まちづくりの推進

総合計画に定めた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		6 (2024) 年度	9 (2027) 年度	12 (2030) 年度
A 子育てが地域に支えられていると感じる割合	74.4% (3年度)	79.0%	82.0%	85.0%
B 今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.6% (3年度)	98.0%	98.0%	98.0%
C パパママ学級 [※] 受講率	49.8% [※] (3年度)	57.0%	59.0%	60.0%

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています（参考：平成30年度（2018年度）実績52.3%）

- 指標説明
- A 区民意向調査
 - B 乳幼児健康診査時アンケート
 - C 第一子の出生数に対する受講者数の割合（対象は初産婦）

※1 パパママ学級：初産の夫婦等を対象に、赤ちゃんのいる生活をイメージし、産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくりを目的とする講座

妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 実

事業 1

出産・子育て相談支援事業（ゆりかご事業）を通して、妊娠期から保健師等の専門職がかかわり、一緒に育児プランを作成するゆりかご面接や、産後の身体的回復と心理的な安定を促進する産後ケア事業、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するすこやか赤ちゃん訪問などを行い、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、産前・産後の支援を充実し、妊娠から子育て期の切れ目のない支援を実施します。

また、経済的負担の大きい特定不妊治療費（男性不妊治療費を含む）の一部を助成するとともに、ICTを活用した不妊相談事業を開始し、相談機会の利便性の向上を図っていきます。さらに、減少する産科医・助産師への支援を行い、区内で安心して出産できる環境を整えます。

主な取組と内容

(1) ゆりかご事業（出産・子育て相談支援事業）の実施～産前・産後の支援

妊娠・出産後の健康な生活に向けた正しい知識の普及や、保健師等の専門職による相談・支援等を行い、安心して妊娠・出産できる環境整備を推進します。また、出産後は保護者が健康で安心して子育てができ、乳幼児が健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目のない母子保健サービスと子育て支援サービスを総合的に推進します。

① ゆりかご面接の実施

妊娠の届出のあった全妊婦に保健師・助産師等の専門職が面接を行い、母子保健や子育て支援サービスの情報提供を行うとともに、体調や相談の内容に応じて、その後の育児までを見通した支援プランを作成する「ゆりかご面接」を実施します。面接後には、妊娠期から利用できる「子育て応援券（ゆりかご券）」を交付します。（子育て応援券→62P）

さらに、面接後も管轄の保健センターの保健師が妊婦一人ひとりの実情を把握して相談等に応じるなど、不安の多い妊娠初期から切れ目のない支援を行います。

② 出産育児準備教室の実施

妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う平日・休日母親学級に加え、保護者で協力して育児をする動機づけを図る平日・休日パパママ学級を開催し、地域で安心して出産・育児ができるよう取り組みます。

→94P 子ども・子育て支援事業計画（妊婦健康診査事業）

③ 妊産婦健康診査等の実施

妊婦健康診査のほか、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査を実施し、安全・安心に妊娠から出産後まで過ごせるよう支援の充実を図ります。

④ 産前・産後支援ヘルパー事業の実施（再掲→62P）

⑤ 多胎児家庭支援事業の実施（再掲→63P）

⑥ 産後ケア事業の実施

心身の不調や育児不安がある生後6か月未満の子と母を対象に、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、医療機関等への委託により、宿泊や日帰り（個別・少人数）で行う産後ケアを実施します。

(1) ゆりかご事業（出産・子育て相談支援事業）の実施～産前・産後の支援

→95P 子ども・子育て支援事業計画（乳児家庭全戸訪問事業）

⑦すこやか赤ちゃん訪問の実施

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師等の専門職が訪問し、育児に関する様々な不安や悩みの相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行い、産後うつや早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、各保健センターの保健師が家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を関係機関と連携しながら行います。

⑧訪問育児サポーター事業の実施（再掲→62P）

⑨あそびのグループ事業の実施

1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児とその保護者に対し、親子参加型のグループ活動（あそびのグループ）を実施します。その後も必要な場合には、あそびのグループプラスとしてグループ活動を継続し、これらの活動を通して保護者の子どもへのかかわり等について助言を行うとともに、幼稚園や療育機関等への円滑な通所に向けた支援を図ります。

⑩新生児聴覚検査

新生児聴覚検査の費用の一部助成を実施します。聴覚の異常を早期に発見し、言葉の発達などへの影響を最小限に抑えられるよう、適切な治療や支援につなげます。

⑪乳幼児健康診査等の実施

乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等を早期発見・早期対応し、健全な発育・発達を確認するため乳幼児健康診査（4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）を実施するとともに、保護者の育児不安を軽減できるよう適切な保健指導や必要な育児支援を行います。また、歯と口腔の健康づくりを進めるため、乳幼児歯科相談及び1歳6か月児・3歳児における歯科健康診査を実施します。

さらに、3歳児健康診査の視覚検査を充実するなど、健康診査の精度向上を図ります。

⑫育児相談・離乳食講習会等の実施

乳幼児を持つ保護者に対する育児相談を実施するとともに、離乳食の進め方について実践的な講習会を実施し、生涯にわたる健康な身体づくりの基礎としての食の大切さや、健康的な食事の選び方等の支援を行い、食育を推進します。また、日常的にも電話・面談等による相談を行います。

○妊娠届出週数とゆりかご面接の割合

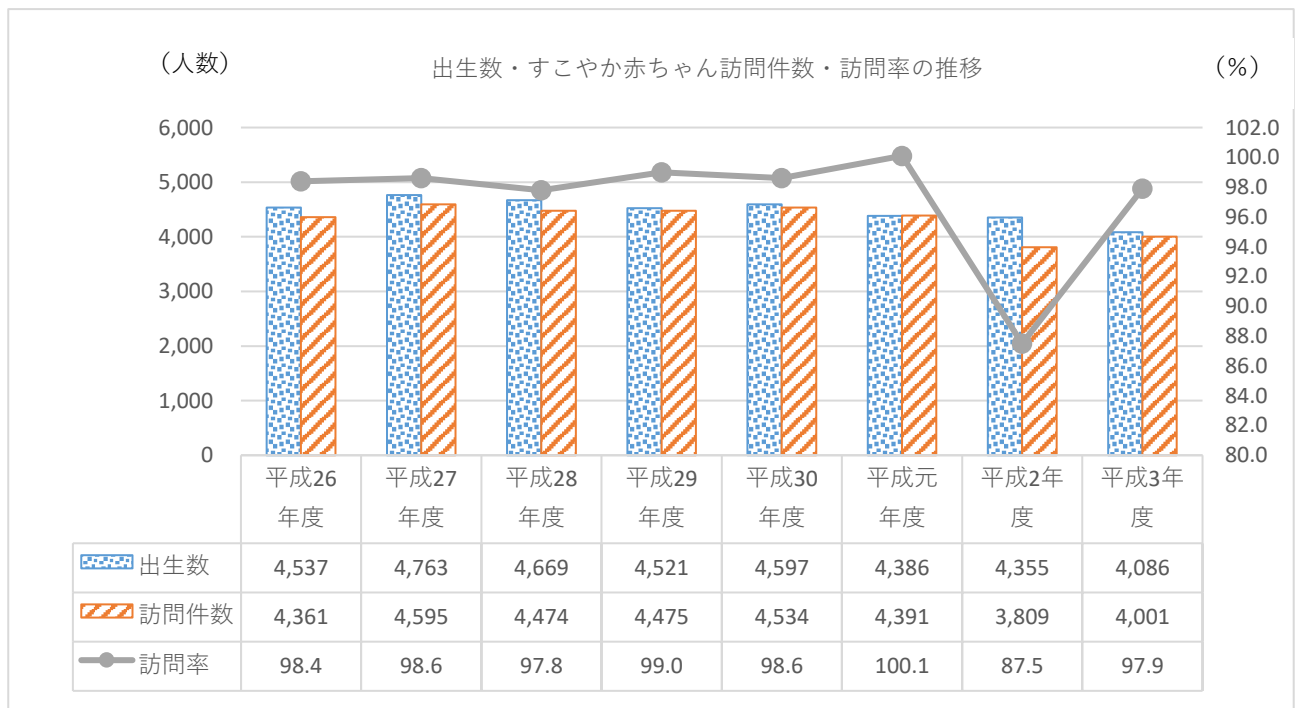
妊娠満11週（3か月）以内に95%以上の妊婦が妊娠の届出をしています。ゆりかご面接は98%以上の面接率となっており、妊娠の届出時からの早期支援を実施しています。

年度	満11週以内の届出の割合	面接率	備考
平成27年度	93.6%	55.7%	平成27年(2027年)12月 全妊婦対象のゆりかご面接開始
平成28年度	93.6%	93.2%	水曜日夜間と土曜日の相談窓口、アウトリーチ開始
平成29年度	94.1%	98.2%	妊娠届出時のゆりかご面接(ゆりかご券交付)開始(サービスのワンストップ化)
平成30年度	94.0%	98.2%	
令和元年度	95.5%	98.4%	
令和2年度	95.7%	98.5%	令和3年(2021年)2月 オンライン面接開始
令和3年度	95.9%	98.9%	

出典：杉並区保健福祉事業概要

○出生数及びすこやか赤ちゃん訪問件数・訪問率の推移

すこやか赤ちゃん訪問率は、高い割合で推移しています。



- ・訪問件数には転入者や杉並区に里帰り中の者を含むため、出生数を超える場合があります。
- ・令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大のため訪問率が低下していますが、保健師等の電話などによる状況確認を行い全家庭の状況を把握しています。

出典：杉並区保健福祉事業概要

(2) 母子保健医療費助成等による支援

妊娠高血圧症候群・養育医療・自立支援医療（育成医療）・小児慢性特定疾病・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付・療育給付の対象者に対して、医療費等の助成を行い、適切な医療が確実に受けられるようにするとともに、必要に応じて相談や保健指導を行います。

(3) 安心して妊娠・出産できる環境づくりに対する支援

妊娠を望む夫婦が望む時期に安心して妊娠・出産ができるように、相談体制及び医療機関の支援に取り組みます。

①特定不妊治療費（先進医療）の助成

高額な治療費のかかる特定不妊治療（先進医療）について、医療保険が適用されない治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

②不妊相談等の実施

妊娠を望む夫婦や不妊に悩む夫婦が気軽に利用できる講座・専門相談等を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。

③分娩手当支給事業の実施

地域の産科医の減少に歯止めをかけ、身近で安心して子どもを出産できる環境を整えるため、医療機関等が産科医・助産師に支給する分娩手当の一部を助成します。

④分娩施設整備助成事業の実施

区民が安心して身近な医療機関で出産できる環境を整えるため、医療機関に対して出産用のベッドを増やす際等に施設整備費の一部を助成します。

参考資料

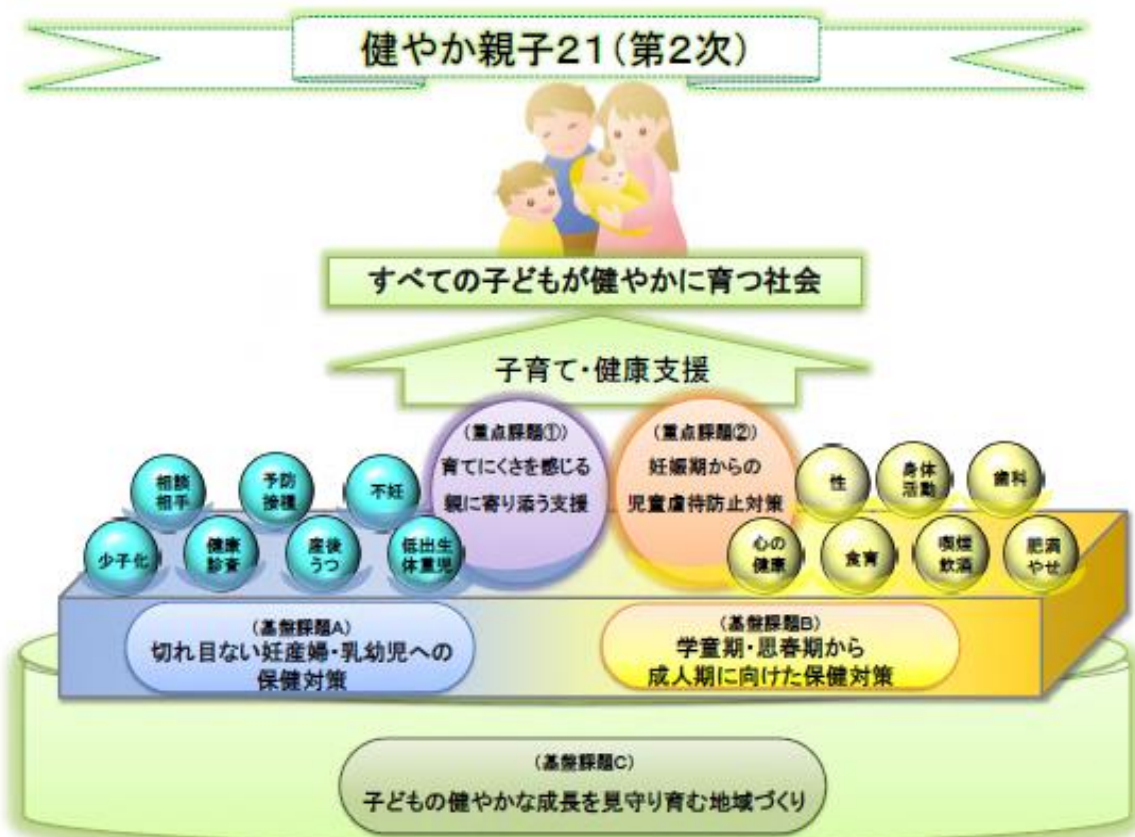
本計画に包含される「母子保健計画」は「すこやか親子21」（第2次）※の課題・指標を基本としています。

また、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「成育基本法」という。）」に基づく、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）」により、成育過程にある子どもとその保護者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するように示されています。今後、第2次成育医療等基本方針の提示（令和5年度(2023年度)当初予定）に基づき、横断的・総合的な取組を進めていく必要があります。（すこやか親子21の課題や指標については本文中及び資料編に掲載をしています。）

※健やか親子21（第2次）とは

「健やか親子21」は、平成13年(2001)年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を、みんなで推進する国民運動計画です。母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子ども達を健やかに育てるための基盤です。平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)は、すこやか親子21（第2次）期間となります。

安心して子どもを産み、健やかに育てることの基礎となる少子化対策としての意義に加え、少子化社会において、国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るための国民の健康づくり運動（健康日本21）の一翼を担うものです。



成育基本法の概要

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）
 ※ 平成30（2018）年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

- 基本理念
 - ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
 - ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
 - ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
 - ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備
- 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- 関係者相互の連携及び協力
- 法制上の措置等
- 施策の実施の状況の公表（毎年1回）
- 成育医療等基本方針の策定と評価
 - ※閣議決定により策定し、公表する。
 - ※少なくとも6年ごとに見直す
- 基本的施策
 - ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
 - ・成育過程にある者等に対する保健
 - ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
 - ・記録の収集等に関する体制の整備等
 - 例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
 - ・調査研究
- 成育医療等協議会の設置
 - ※厚生労働省に設置
 - ※委員は厚生労働大臣が任命
 - ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。
- 都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

施行日

公布から一年以内の政令で定める日（令和元年12月1日）

成育医療等基本方針の概要

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に的確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

（1）成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

- ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保等
- ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実等
- ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進等

（2）成育過程にある者等に対する保健

- ①総論 ▶妊娠前から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進等
- ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進等
- ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備等
- ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進等
- ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築等
- ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進等

（3）教育及び普及啓発

- ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進等
- ②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進等

（4）記録の収集等に関する体制等

- ①予防接種、乳がん検診、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR
- ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR等

（5）調査研究 ▶成育医療等の状況や情報の把握状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的対応の可及的検討等

- （6）災害時等における支援体制の整備 ▶災害等における授乳の支援や母乳ミルク等母子に必要な物資の備蓄及び配布の推進等
- （7）成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- ▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施等

成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進

地域における子育て支援体制の充実 実

事業 2

乳幼児親子の居場所として、子育て支援に係るサービス・事業を総合的・一体的に行う「子ども・子育てプラザ」を令和5年度(2023年度)までに7地域に1か所ずつ整備するとともに、今後の整備方針について、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、決定していきます。また、コミュニティふらっと等の活用や子育て支援団体等との連携により、乳幼児親子が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごせる居場所の充実に努めます。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、身近な場所での相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」を実施するとともに、子育てにかかわる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう支援していきます。

主な取組と内容

(1) 子ども・子育てプラザの整備・運営

→96P 子ども・子育て支援事業計画 (利用者支援事業)

→97P 子ども・子育て支援事業計画 (地域子育て支援拠点事業)

子ども・子育てプラザは、乳幼児親子やこれから子育てを始める方(妊娠中の方とそのパートナー)を対象とした地域の子育て支援拠点です。親子でゆっくり過ごせる居場所であるとともに、子育てサービスの利用相談や情報提供(利用者支援事業)や一時預かり事業(一部の子ども・子育てプラザを除く)を行います。

(2) 乳幼児親子の居場所の実施

妊婦や乳幼児親子が気軽に立ち寄り安心して過ごせる交流の場とその関係団体を支援し、居場所の充実に努めます。

① つどいの広場の運営支援

→97P 子ども・子育て支援事業計画 (地域子育て支援拠点事業)

つどいの広場は、先輩お父さんお母さんや、子育て経験豊かなスタッフとの交流により、保護者が子育て中の気付きや子育ての楽しさを実感できる場です。この「つどいの広場」を運営する地域のNPO法人や民間事業者の運営費用を助成します。

② ゆうキッズ事業等の実施

→97P 子ども・子育て支援事業計画 (地域子育て支援拠点事業)

子育てに対する保護者の不安感や負担感の軽減を図るとともに、子育て力の向上を支援するため、すべての児童館において、乳幼児親子が気軽に集い、交流ができる場の提供や乳幼児親子向けプログラム等を実施します。

③ 子育て応援券事業の実施(再掲→62P)

④ 子どもプレーパーク事業の実施(再掲→50P)

(3) 利用者支援事業の実施

→96P 子ども・子育て支援事業計画（利用者支援事業）

妊婦・子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、区民に身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

①子どもセンターにおける実施

区内5か所に設置した子どもセンターにおいて、母子保健事業との連携を図りながら保育の利用手続きを含む子育て支援サービスの利用相談・情報提供等を行います。

②子ども・子育てプラザにおける実施（子ども・子育てプラザの整備・運営） （再掲→60P）

③保健センターにおける実施

区内5か所の保健センターにおいて、妊娠期からの切れ目のない相談・助言を行うとともに、相談内容に応じた医療機関及び子育て支援サービス等の情報提供や関係機関との連携を図ります。

(4) 地域子育てネットワーク事業の実施

地域で子育て家庭を見守り、支援するネットワークづくりを推進するため、各小学校区域で、地域や学校関係者、子育て支援団体等で構成する連絡会議を定期的で開催します。

また、子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう、児童館等を事務局に地域の伝統行事等を共催等で実施し、世代を超えた人々の交流を促進します。

子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 実

事業 3

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業のほか、一時預かり事業や子育て応援券事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。また、多胎児家庭支援事業により、多胎児を養育する家庭の身体的・精神的負担を軽減し、必要な支援につなげることで、安心して地域で子育てできる環境を整えます。

主な取組と内容

(1) 子育て応援券事業の実施

妊婦や就学前の子どもがいる家庭に、子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を交付し、産後ケアサービス、一時保育、子育て講座、親子で楽しむ交流事業などを活用する中で、子育て家庭が地域の様々な人と関わり、支えあい、安心して出産、子育てができるよう支援します。

加えて事業のデジタル化を推進し、子育て応援券の購入から必要なサービスの検索や利用をスマートフォン等で可能とするなど、利用者の利便性の向上を図ります。また、デジタル化による事務処理の効率化により、サービス事業者への応援券の換金業務等を迅速化し、より多くの事業者が事業へ参入しやすい環境を整えていきます。



(2) ファミリー・サポート・センター事業の実施

→100P 子ども・子育て支援事業計画 (地域における一時預かり)
→103P 子ども・子育て支援事業計画 (子育て援助活動支援事業)

短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人（利用会員）と、援助ができる人（協力会員）との相互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センター事業を実施します。

(3) 産前・産後支援ヘルパー事業の実施

産前産後の家事や育児の支援が必要な家庭をヘルパーが訪問することにより、家事援助や育児の負担軽減を図り、安心して子育てができるよう支援します。

(4) 訪問育児サポーター事業の実施

0歳児の子どもの子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり、区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行います。

(5) 一時預かり事業の実施

→100P 子ども・子育て支援事業構（地域における一時預かり）

子育て中の保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消などのため、一時的に保育を必要とする就学前の乳幼児を対象に、区立施設や区立保育園及び私立保育園、NPO法人等が運営する民間施設等において一時預かり事業を実施します。

①ひととき保育

区の空き施設や民間施設等の身近な施設を活用して「ひととき保育」を運営しているNPO法人等に対する支援を行います。

②区立保育園・私立保育園の一時保育

区立保育園に設置している子育てサポートセンター及び一部の私立保育園で実施します。

③子ども・子育てプラザの一時預かり

子ども・子育てプラザの整備に合わせ、地域のニーズに応じて一時預かり事業を実施します。

(6) 多胎児家庭支援事業の実施

多胎妊婦と多胎児家庭の子育てを応援するため、多胎児（双子・三つ子など）の妊婦や子育てする方の心身の不調や、育児不安等を軽減し、安心して子育てができるよう様々なサービスを提供します。また、交流会等を通して情報交換や仲間づくりのお手伝いをします。

①さくらんぼ面接・タクシー利用券の交付

妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援として、各保健センターの保健師による「さくらんぼ面接」を実施します。面接終了後に、区が実施する母子保健事業、予防接種及び「多胎児のつどい」を利用する際に使用できるタクシー利用券を交付します。

②多胎ピアサポート事業の実施

多胎育児についての不安を軽減し、産前産後の孤立防止を図るとともに必要な支援につなげるため、多胎育児経験者との交流・情報交換と、保健師・助産師等の専門職による相談を妊娠期から受けることができる「多胎児のつどい」を各保健センターで行います。

また、自身の多胎育児経験に基づき、保護者への支援や情報提供ができる地域人材を養成する「ピアサポーター養成講座」や、地域における多胎育児への理解を深めるため、多胎育児の大変さや支援の必要性等について講演会を実施します。

③多胎児家庭家事・育児ヘルパー事業の実施

3歳未満の多胎児を養育する家庭を区が委託した事業者のヘルパーが訪問し、家事・育児を支援します。

(7) 地域における子育てグループの活動支援

子育て中の保護者が主体となっている子育てグループに対し、児童館や子ども・子育てプラザにおいてグループづくりや活動場所の提供を行うほか、自主グループ同士の交流を促進するなど、地域の中で子育てグループが継続的・安定的に活動できるよう支援します。

(8) 子育てを応援する企業・事業者への支援

区内の企業及び事業者の子育て支援への取組を促進するため、子育て支援に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者を表彰するとともに、より多くの企業・事業者に子育て支援の取組が拡がり充実するよう、育児・介護休業法で定める基準を上回る制度や、先進的な取組事例を冊子や区ホームページで紹介します。

(9) 子育てサイトの充実・すぎラボの運営

区ホームページ内の「すぎなみ子育てサイト」において、子育てに役立つ様々な情報を掲載し、子育て家庭を支援します。また、サイト内の区民との協働コンテンツである「すぎラボ」（「すぎなみ子育てラボラトリー」の略）では、子育て中の保護者の視点からの情報を発信していきます。

(10) 子どもの医療費助成

高等学校修了前（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを養育する保護者に対し、保険診療にかかる医療費の自己負担額（入院時の食事療養に係る標準負担額を除く）を助成します。

(11) 児童手当の支給

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育している方に児童手当を支給します。

事業4

子育てにやさしいまちづくりの推進

子育てしやすい生活環境を整備するなど、子育てにやさしいまちづくりを他部署と連携して推進します。

主な取組と内容

(1) 授乳・おむつ替えのできる施設の整備と周知

保育施設・児童館・図書館・地域区民センター等の施設において、授乳やおむつ替え、休憩ができる施設を整備し、区の電子地図サービス「すぎナビ」や「子育て応援とうきょう会議」のホームページ「とうきょう子育てスイッチ」のコンテンツ「赤ちゃん・ふらっと」で周知していきます。

赤ちゃん・ふらっと適合証



(2) 駅周辺の整備

妊娠している方やベビーカーを使用している家族などをはじめ、誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりを目指し、区内全域でバリアフリー化を推進します。また、優先的にバリアフリー化を推進していく必要性が高い駅周辺地区においては、重点的にバリアフリー化を推進します。

(3) 街路灯等の整備

区道街路灯の維持・管理及び私道の街路灯等への助成等を通して、交通安全・防犯対策を推進します。

(4) 小学校周辺のパトロールや子ども見守り情報のメール配信の実施

各小学校及びその周辺の防犯パトロールの実施や、小学校通学路等への防犯カメラの設置により犯罪を防止するほか、子どもの見守りのためのパトロールを実施している団体の活動に対する支援を行います。また、防災・防犯情報メール配信サービスにおいて子ども見守り情報や犯罪発生情報を配信します。

(5) 災害時子ども安全連絡網の運用

災害発生時に、災害時子ども安全連絡網を運用し、保育園・幼稚園・子供園・学童クラブと保護者との迅速・的確な情報提供及び情報共有を図ります。

(6) 区営住宅入居の優遇と民間賃貸住宅入居支援事業の実施

区営住宅では、ひとり親世帯、多子世帯等が入居しやすくなるよう、使用期間を定めた優遇抽選を実施しています。

また、民間賃貸住宅については、ひとり親家庭を含む子育て世帯やDV被害者に対して、居住支援協議会が行っている「高齢者等アパートあっせん事業」により、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供、仲介手数料や家賃債務保証料の助成も行います。

施策4 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

基本方針

依然として増加傾向にある保育需要及び学童需要に応えるため、引き続き保育施設や学童クラブの整備に取り組むとともに、保護者の多様なニーズに的確に対応することで、働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実を図ります。

また、保育施設や学童クラブにおいて、質の確保を図るため、必要な支援を行います。

現状と課題



引き続き希望するすべての子どもが認可保育所※1等に入所できるよう、保育施設の整備に取り組むとともに、年々増加している学童クラブの需要に的確に対応する必要があります。



I C Tの導入や障害児保育の充実など、時代の変化を捉えたサービスを提供していく必要があります。



保育施設等に対し継続した支援を実施するとともに、保育の質を向上するための取組を充実していく必要があります。また、委託学童クラブを含む区立学童クラブ全体の運営の質を向上するための方策が求められています。

※1 認可保育所：児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育所

目指す姿

- 保育施設や学童クラブの整備が進み、働きながら安心して子育てできる環境が整っています。
- 保育施設や学童クラブにおいて、子ども一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高いサービスが提供されています。

施策を構成する事業

事業 1
保育施設等の
整備・充実

事業 2
保育の質の向上

事業 3
多様なニーズに対応した
保育サービスの推進

事業 4
学童クラブの整備・充実

事業 5
就学前教育の充実

(再掲事業) **事業 6**
放課後等居場所事業の実施・充実
→ 施策 2 事業 1 (46P)

総合計画に定めた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		6 (2024) 年度	9 (2027) 年度	12 (2030) 年度
A 保育所等入所待機児童数	0 人 (4年4月)	0 人	0 人	0 人
B 認可保育所等入所決定率	96.6% (4年4月)	98.0%	100%	100%
C 保育所利用者の満足度	90.0% (3年度)	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上
D 学童クラブ待機児童数	242 人 (4年4月)	100 人	50 人	0 人
E 学童クラブ利用者の満足度	—	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上

○指標説明

- A —
 B 認可保育所等入所決定者÷認可保育所等入所申込者（申込取下、内定後辞退及び希望する認可保育所等に入所できない際に、育児休業を取得（延長）する場合に該当する者は、申込者から除く。）
 C 福祉サービス第三者評価
 D —
 E 福祉サービス第三者評価

保育施設等の整備・充実 実

事業 1

引き続き、希望するすべての子どもが認可保育所等に入所できる環境を整備します。認可保育所の整備に当たっては、待機児童ゼロの継続を前提に、保育需要の増加が鈍化しつつある状況を踏まえ、歳児別・地域別に保育需要を精査のうえ、必要となる定員数の確保に取り組みます。また、老朽化した区立保育園等の改築・改修を計画的に進めます。さらに、私立幼稚園と連携・協力し、保育環境の充実について検討していきます。

→91～93P 子ども・子育て支援事業計画（教育施設・保育施設）

主な取組と内容

(1) 保育定員数の確保

必要となる保育定員数について、歳児別・地域別に保育需要の精査を例月で行い、定員数の調整などによる受け入れのほか、需要の大幅な増加が見込まれる場合には施設整備を実施し、確保します。

(2) 私立幼稚園との連携による保育環境の充実

就学前の教育・保育が充実するよう、私立保育園と連携・協力し検討します。

(3) 区立保育園・子供園※1の改築・改修

杉並区区立施設再編整備計画に基づき、老朽化している区立保育園及び子供園の改築を効率的に進めます。改築にあたっては、各施設の役割を踏まえ、可能な限り地域バランスや障害児の受け入れ拡充等にも配慮した施設の整備に取り組みます。

※1 区立子供園：保護者の就労形態にかかわらず、幼児を受け入れ、教育及び保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設

杉並区における保育施設の種類

(令和4年(2022年)10月現在)

施設区分／概要		クラス		
保育施設	認可施設 ※1	認可保育所 ・国の設置運営基準を満たした児童福祉施設（区立、公設民営、私立）	0歳～5歳	
		地域型保育事業所 (区の設置運営基準)	小規模保育事業所 ・認可保育所に比べ小規模な環境（定員6～19人）で保育を行う施設	0歳～2歳
			事業所内保育事業所（地域枠） ・区内の事業所が自社の従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設け保育を行う施設	
			家庭的保育事業所 ・家庭的な雰囲気のもとで、保育を実施する施設（定員5名まで）	
	居宅訪問型保育事業 ・児童の自宅において1対1で保育を行う事業			
	認可以外の施設 ※2	杉並区保育室 ・待機児童対策の一環として整備した区独自の施設（直営、委託）	0歳～施設による	
		家庭福祉員 家庭福祉員グループ ・自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で、一定の資格を有し、区長の認定を受けた保育経験者が保育を行う。	0歳～2歳	
		グループ保育室 ・杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営	0歳～2歳	
		認証保育所 ・東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設	産休明けから小学校就学前まで	
		その他認可外保育施設（ベビーホテル） ・民間事業者や個人が設置運営する保育施設で、東京都に届出している施設	0歳～施設による	
その他認可外保育施設（企業主導型） ・企業が従業員のために設置するもので、他の企業との共同利用や地域に住む方の利用枠も設定できる。		0歳～施設による		
教育施設	施設 幼保一体化	区立子供園 ・教育、保育を一体的に行う、区独自の幼保一体化施設 ・短時間保育と長時間保育の幼児と一緒に活動する施設	3歳～5歳	
	私立幼稚園 ・幼児の「学びの場」を提供する学校教育法に基づいた学校	3歳～5歳 (一部満3歳から)		

※1 認可施設

認可施設は、子ども・子育て支援法に基づいて、保護者の就労又は疾病等の事由により、ご家庭で必要な保育を受けることが困難な児童を保育する児童福祉施設です。

※2 認可以外の施設

認可以外の施設は、待機児童対策の一環として区が整備している施設や民間施設等があります。

□幼児教育・保育無償化

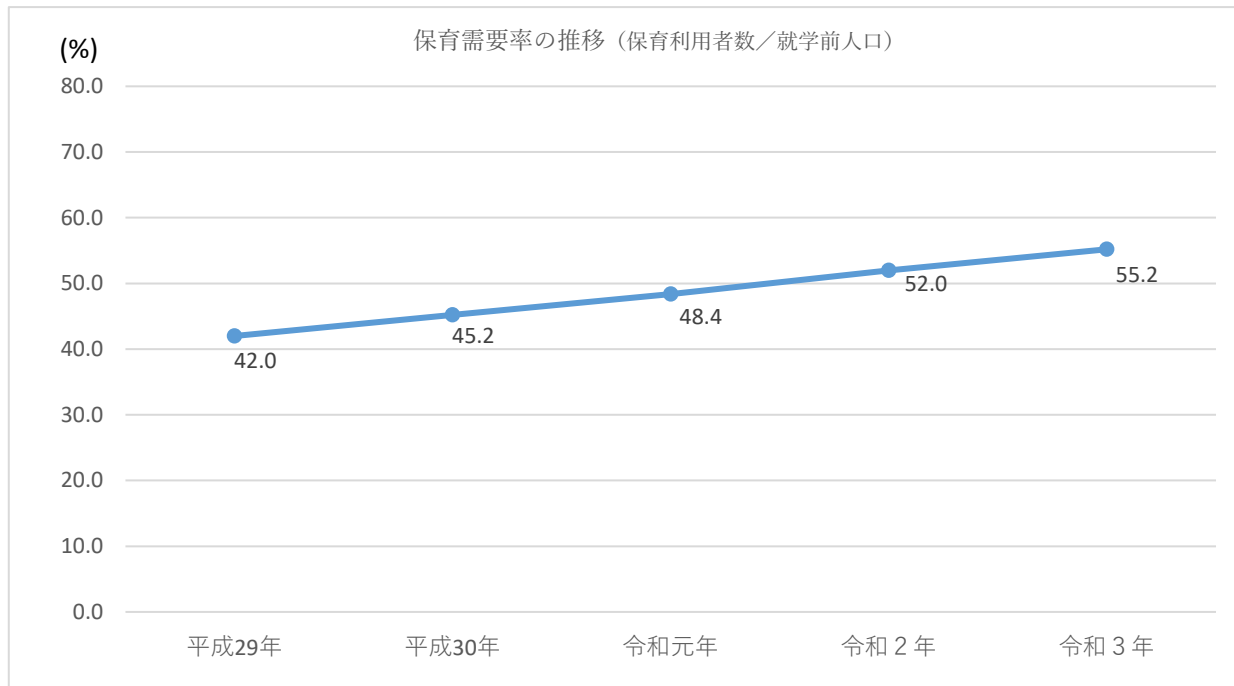
令和元年(2019年)10月から、3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児を対象に保育料の無償化が開始となりました。

幼児教育・保育無償化は、幼児期の教育・保育が重要であること及び少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、全国一斉に実施されました。無償化分に係る費用については、全額公費（国・都・区）で負担しています。

○保育需要率の推移

区における保育需要率は増加していましたが、鈍化しつつあります。

各年4月1日現在

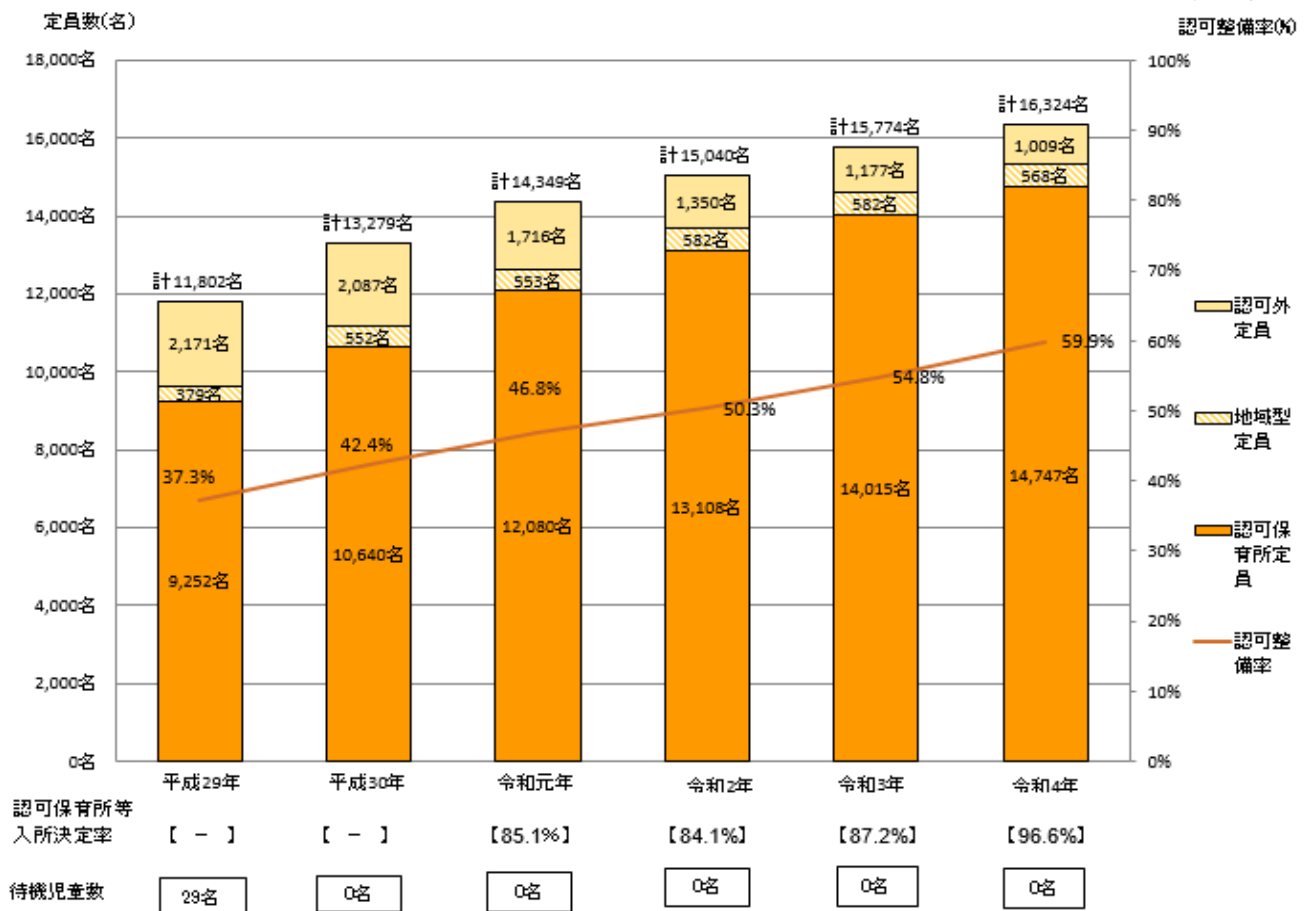


出典：杉並区データ

○保育施設整備と待機児童数の推移

保育施設の整備に伴い、平成30年度（2018年度）から待機児童は0となっています。

各年4月現在



※認可外定員に、69Pの「その他認可外保育施設(ベビーホテル、企業主導型)」は含まれていません。

出典：杉並区データ

保育の質の向上 実

事業 2

すべての保育施設において質の高い保育を提供するため、中核園による地域連携・情報共有等の取組を発展させるとともに、心理専門職や区立保育園の園長経験者の訪問等による支援を継続していきます。また、子ども一人ひとりの個性や発達段階を適切に捉えた保育を提供するため、保育士等の専門性の向上に取り組みます。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続します。

主な取組と内容

(1) 保育施設の巡回指導・訪問等

→108P 子ども・子育て支援事業計画 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)

心理専門職や区立保育園の園長経験者が各保育施設を訪問し、保育士のスキルアップや保育内容、保育環境の向上に向けた助言や相談を行います。

(2) 中核園による保育の質の維持・向上の取組

保育の質の維持・向上を目的として、区立保育園の一部を「中核園」として位置づけ、地域懇談会の開催をはじめ、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた取組を行います。

令和2年(2020年)4月に7園を「中核園」に指定して取組を開始しました。取組成果の検証を踏まえ、令和5年(2023年)4月に3園を追加で指定し、10園体制とします。

中核園の取組を実施するに当たっては、中核園を補佐する区立保育園が、企画・運営に参画するとともに、職員交流や研修等における職員の応援、園庭開放などの協力を行い、より充実した取組につなげていきます。

(3) 保育士等の処遇改善・人材確保支援

安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続して実施します。

①保育士等の処遇改善

国の処遇改善等加算金や都のキャリアアップ補助金を活用して、保育士等の給与アップを図ります。

②宿舍の借り上げ補助

保育士等人材確保のために宿舍の借り上げを行っている事業者に対して補助を行います。

③ハローワークと連携した就職相談・面接会の実施等

保育士を目指している新卒者や有資格者を対象に、就職相談・面接会を年2回実施します。また、保育士募集や保育の仕事の魅力を伝えるポスター・リーフレットを作成し、養成学校等における周知を行います。

(4) 保育に関する利用相談・情報提供の充実

保育課と、区内5か所の子どもセンターに保育に関する利用相談窓口を設置し、保育を希望する保護者の就労状況や保育ニーズをもとに、きめ細やかな保育相談を実施します。

また、「保育施設利用のご案内」を毎年更新の上、配布するほか、保育施設選びや入園申込時・入園後の手続きなどでよく利用されるコンテンツを集約した、「杉並区保育所・幼稚園案内アプリ すぎぽよ (保幼)」の配信などにより、情報提供の一層の充実に努めます。



多様なニーズに対応した保育サービスの推進 実

事業 3

区立保育園・子供園等に、スマートフォン等から連絡帳の閲覧・更新や欠席・遅刻の連絡ができるアプリケーションを導入し、在園児保護者の利便性の向上を図ります。また、障害児保育や病児保育の充実を図るなど、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

主な取組と内容

(1) デジタル技術を活用した保育サービスの提供

区立保育園・子供園等に、スマートフォン等から連絡帳の閲覧・更新や、欠席・遅刻の連絡ができるアプリケーションを導入し、在園児保護者の利便性の向上を図ります。加えて、登降園時間の自動記録化による出欠簿の廃止や、各種指導計画・記録、日誌等の作成の効率化により職員負担を軽減し、これまで以上に保育士が子どもとのかかわる時間を確保することで、保育の質の向上につなげます。

(2) 障害児保育の充実

増加している障害児保育の需要に応えるため、私立保育園を含めた全ての保育園において障害児の受入れを行います。あわせて区立保育園においては、障害児指定園※1 15園において特に障害児枠を設けて受け入れを進めます。

※1 障害児指定園：障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

(3) 医療的ケア児※2の受入れ体制の充実（保育園等での受入れ）（再掲→83P）

※2 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他緒医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生を含む）

(4) 延長保育の実施

→101P 子ども・子育て支援事業計画（延長保育事業）

保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、延長保育を行います。

(5) 病児保育室の運営・拡充

→102P 子ども・子育て支援事業計画（病児保育事業）

病気やけがのため、在籍する園での集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かることにより、子どもの看護と保護者の就労の両立支援を行う、病児保育室の運営・拡充を図ります。

(6) 区立保育園における緊急一時保育の実施

保育園等を利用していない保護者の病気や出産などで、一時的に子どもの保育ができなくなった際の緊急一時保育を、区立保育園全園で実施します。

学童クラブの整備・充実 実

事業4

学童クラブは、小学校内に整備していくことを基本としつつ、小学校に近接している区立施設等を有効に活用して、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の確保を図るため、学童クラブ間の連携・情報共有の促進や職員研修の充実に取り組みます。

なお、今後の学童クラブの整備等については、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、方針を決定していきます。

→104P 子ども・子育て支援事業計画
(放課後児童健全育成事業)

主な取組と内容

(1) 小学校内等への学童クラブの整備

学童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生の遊びと生活の場です。年々増加している学童クラブの需要に対応するため、小学校内に整備していくことを基本としつつ、児童館施設の活用や小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備を進め、受入枠の拡大を図ります。

(2) デジタル技術を活用した学童クラブ運営

学童クラブに、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。

(3) 特別支援児の受け入れ

すべての学童クラブにおいて、障害等により特別な支援が必要な児童を受け入れるとともに、専門職による巡回指導等により、個々の特性に応じたきめ細かい育成を行います。また、重度の身体障害と知的障害がある児童については、令和4年(2022年)4月1日現在、区内1所の学童クラブで受け入れています。

そのほか、自力で学童クラブへの通所が困難な障害児とその家族を支援するために、通所支援ボランティアの募集、登録、斡旋を行います。

(4) 医療的ケア児の受入れ体制の充実（学童クラブでの受入れ）（再掲→83P）

(5) 学童クラブの質の確保のための取組

委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の確保を図るため、学童クラブ間の連携・情報共有の促進や職員研修の充実に取り組みます。

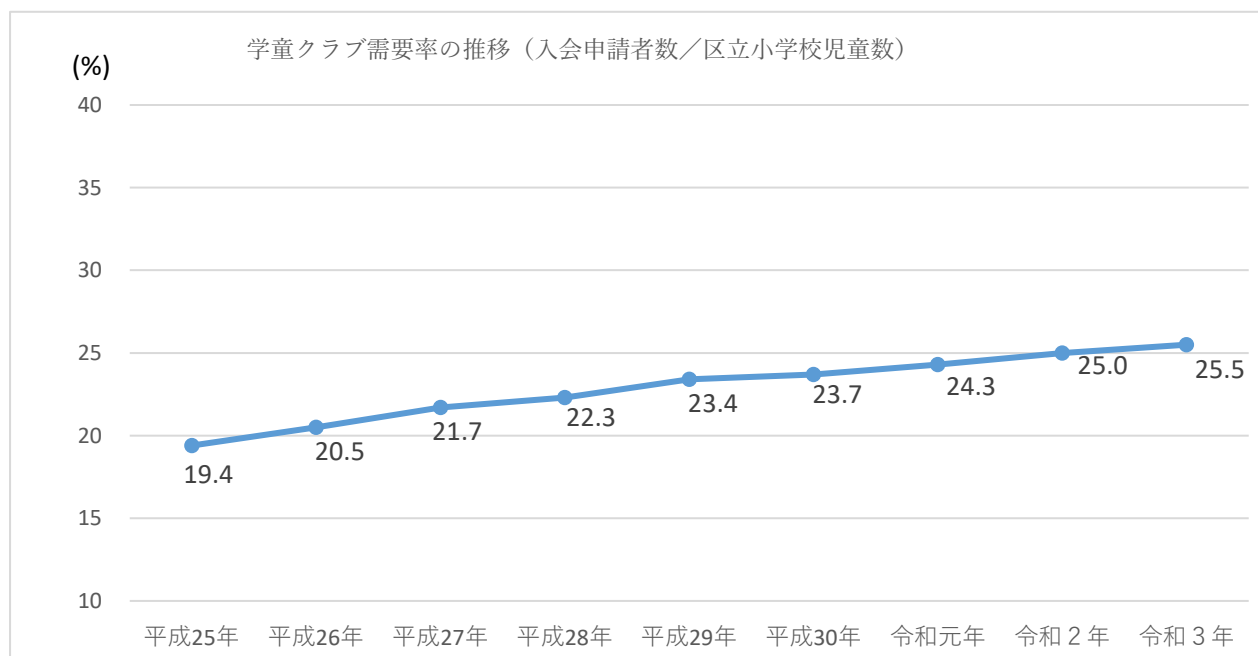
(6) 放課後等児童支援員等の処遇改善

国や都の補助金を活用して、放課後等児童支援員等の処遇改善を行い、学童クラブ運営の充実を図ります。

○学童クラブ需要率の推移

区における学童クラブの需要率は、増加傾向が続いています。

各年4月1日現在



出典：杉並区データ

就学前教育の充実 実

事業5

就学前教育支援センターを拠点として、保育者の資質向上のための研修や様々な教育課題を解決につなげるための幼児教育アドバイザー※1による就学前教育施設への情報提供・相談支援の実施など、区内すべての就学前教育施設の教育的支援を総合的・一体的に行います。

また、地域の就学前教育施設と小学校の連携を深め、幼保小連携担当者※2の資質向上を図ることで、幼児期から児童期への学びを円滑につなげるための取組を進めます。

主な取組と内容

(1) 就学前教育の調査・研究及び幼保小連携の充実に向けた研究の実施

区内すべての就学前教育施設が、より質の高い教育・保育を行うことができるよう、就学前教育支援センターにおいて、併設する成田西子供園と日常の教育・保育の実践を基にした研究や、幼保小が連携し、小学校入学後の接続期の教育をより一層充実させるための研究を、学識経験者及び就学前教育支援センターの専門職を交えて実施し、その調査・研究成果を区内就学前教育施設へ発信します。

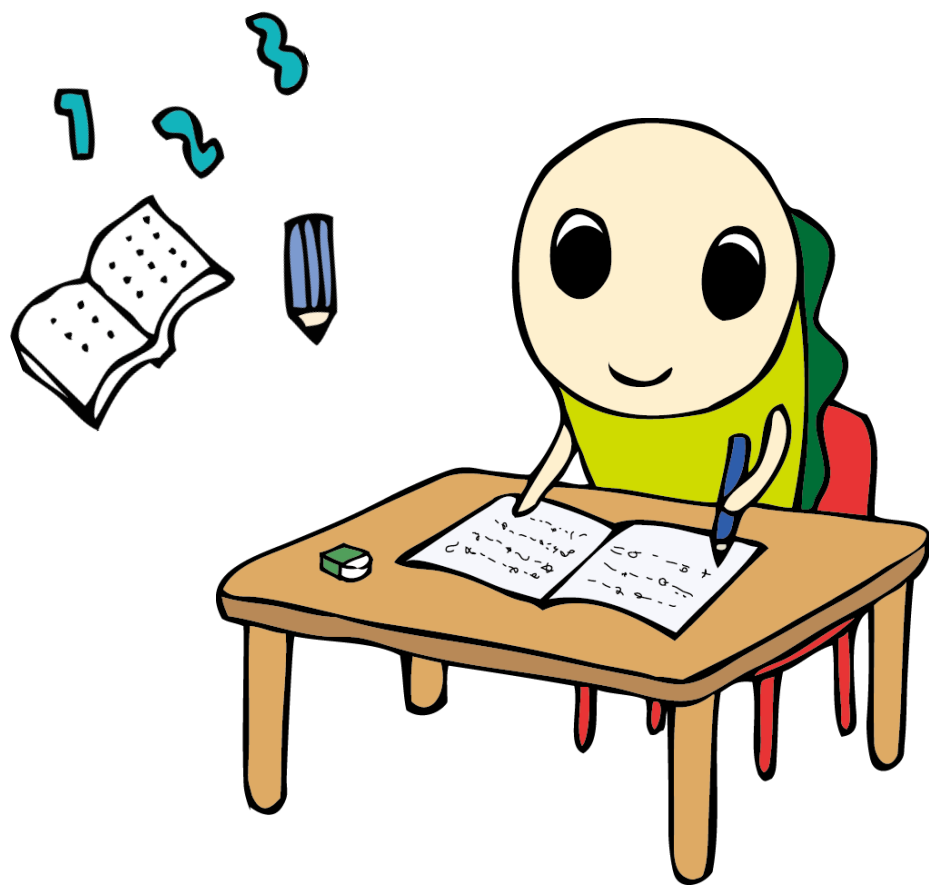
(2) 就学前教育を支える保育者の育成

区内就学前教育施設の保育者を対象とし、子どもたちの主体的な遊びを充実させる環境づくりや援助の仕方を習得するための幼児教育研修、保育者自身の課題に応じた少人数による保育実践研修、幼児期における特別支援教育の基礎を学ぶ特別支援教育研修等を実施します。加えて、幼児教育アドバイザーによる就学前教育施設への情報提供・相談支援の実施など、区内すべての就学前教育施設の教育的支援を総合的・一体的に行います。

(3) 就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施

特別な配慮を必要とする幼児の学びや発達について一層の充実を図るため、就学前教育施設を対象とする教育支援相談を実施します。

- ※1 幼児教育アドバイザー：幼稚園や小学校の管理職経験者等で、区内の就学前教育施設（機関）を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー
- ※2 幼保小連携担当者：就学前教育施設及び小学校において、幼児期の教育と児童期の教育を円滑につなぎ、子どもの発達や学びの連続性の保障を図る幼保小連携の取組を担当する保育者及び教員



施策5 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

基本方針

障害の種別や程度にかかわらず、身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業※1など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療的技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児※2が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

現状と課題



未就学児の児童発達支援について、区内事業所の空き不足により療育機関の利用待機者が見込まれることから、民間事業者と連携を図り、受け入れ体制を確保する必要があります。



学齢期の発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。



医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。



医療的ケア児を支援する関係機関が連携し必要な支援を行うとともに、関係機関及び当事者団体等が医療的ケア児の支援に関する情報を共有し、個々の医療的ケア児の特性に配慮し総合的に対応できる体制が求められています。

※1 放課後等デイサービス事業：学校教育法に定める学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業

※2 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生を含む。）

目指す姿

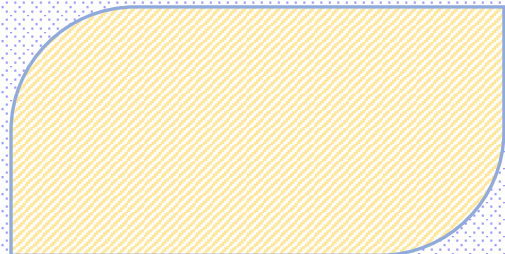
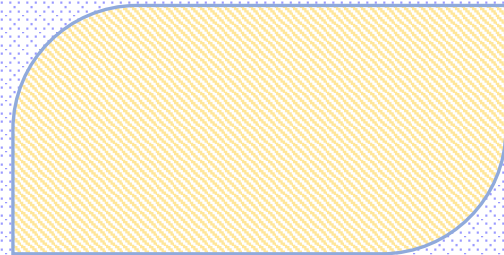
- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業（18歳まで）するまで切れ目のない支援（療育等）を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

施策を構成する事業

事業 1
未就学児の療育体制の充実

事業 2
学齢期の障害児支援の充実

事業 3
地域における医療的ケア児の支援体制の整備



総合計画に定めた施策指標（成果指標）の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		
		6 (2024) 年度	9 (2027) 年度	12 (2030) 年度
A療育が必要な未就学児の区内事業所通所率	91.6% (3年度)	100%	100%	100%
B保育所等への訪問支援※3件数	328件 (3年度)	350件	400件	450件
C重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	24人 (3年度)	55人	70人	85人

- 指標説明
- A 区内事業所通所者数÷通所者数
 - B —
 - C —

※3 保育所等への訪問支援：療育機関の職員が、療育機関を利用している児童が在籍する保育所や幼稚園等の施設を訪問し、対象児童が集団生活に適応できるよう専門的な支援や施設職員へ助言等を実施する事業

未就学児の療育体制の充実 実

事業 1

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が通所施設で必要な療育が受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばで人工呼吸器に対応できる体制を整えます。また、療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所※1に運営助成を行い、区民の療育枠を確保するとともに、療育を受けている児童が通う保育園や幼稚園に専門職が訪問し、所属園と療育支援について共有・連携しながら、児童がより良い集団生活が送れるよう必要な支援を行います。さらに、こども発達センターでは、専門相談や支援講座を開催するなど、地域支援機能の取組により、地域での療育体制の充実を図ります。

主な取組と内容

(1) 障害児の発達相談

発達に遅れや偏りの心配のある児童が、療育機関等の適切な支援先につながるよう発達相談の充実を図ります。

①発達に遅れや偏りの心配のある未就学児の相談支援の実施

発達に遅れや偏りの心配のある未就学児が適切な支援につながるように、子どもの発達状況を把握し、療育先に係る相談等を行います。また、一人ひとりの子どもの心身の状態や家庭環境等を踏まえた「杉並区児童支援利用計画」を作成することで、療育先と子どもの所属集団との連携や保護者支援を実施します。

②医療相談・専門相談支援の充実

専門医や言語・運動・心理面の専門職による相談を受けることで、本人や家族が安心して過ごせるよう支援します。また、こども発達センターで実施している児童精神科及び小児神経科の医療相談の対象に民間児童発達支援事業所を加え、ことばや情緒面、運動機能に課題のある児童の療育について、医学的な指示や助言が受けられるようにします。

③児童発達相談窓口のウェルファーム杉並への移転

未就学児を中心とした発達の専門相談を行う障害者施策課児童発達相談係について、区立児童相談所の整備開始に合わせて、令和6年度(2024年度)からはウェルファーム杉並内に移転し、乳幼児親子がより相談しやすくなるよう環境を整えます。

※1 児童発達支援事業所：発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、発達を促す支援（療育）を行う、都の指定を受けた事業所

(2) 療育支援の充実

障害の種別や程度にかかわらず身近な地域で療育が受けられるよう環境整備を進めます。

①こども発達センターの療育支援の実施

中重度の知的障害児及び肢体不自由児を中心に、障害の状況に応じて早期から適切な療育支援を実施します。

②重症心身障害児通所施設わかばの運営

重症心身障害児通所施設わかばにおいて、未就学の重症心身障害児等へ必要な療育を提供するとともに、人工呼吸器などの医療的ケアを要する児童の受入れを行います。

(2) 療育支援の充実

③保育対応型児童発達支援

医療的ケアが必要な重症心身障害児等の保護者が、就労しながら安心して子育てができる環境を整えるため、保育対応型児童発達支援事業所により保育園での受入れが難しい医療的ケア児の保育を行います。

④療育環境の安定的な確保

療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所に運営助成を行い、区民の療育枠の安定的な確保を図ります。

⑤保育所等訪問支援の実施

療育機関の指導員が、児童が在籍する保育園や幼稚園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援及びその他必要な支援を行います。

(3) 地域支援の充実

こども発達センターは、地域における中核施設として、療育を受けている児童の保護者、療育に係る関係者や支援者に対し、子どもへの適切な関わりや支援力を向上するための取組や、関係機関との連携を強化するための取組を行い、地域の支援力の向上と地域での療育体制の充実を図ります。また、これらの取組により、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

①地域支援講座の実施

関係者や保護者を対象に、障害についての知識と支援技術の向上を図るため、様々なテーマで講座等を企画実施します。また、地域に理解者や支援者を広めるとともに、幼児期、学齢期の関係者とのつながりを深め、地域の支援力を高めるための、研修・講座を行います。

②関係機関・学校とのつながりづくりの推進

民間の児童発達支援事業所が障害児の特性に応じた質の高い支援が行えるよう、「杉並区児童支援利用計画」のモニタリングを活用して連携を図るほか、関係機関の相談に応じ、支援の充実を図ります。

幼児期の支援を学校生活に活かせるように、保護者や関係機関と連携を図るとともに、就学前から就学後に切れ目なく支援が受けられるよう、学校へのつなぎの支援を行います。

学齢期の障害児支援の充実 実

事業 2

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が生活の訓練を受けながら安心して過ごすことのできる放課後等の居場所を確保するため、重症心身障害児放課後等デイサービス事業所の整備を進めます。また、学齢期の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、適切な療育先につなげるなど、低学年期の子どもの発達を幼児期から就学後へ切れ目なく重層的に支援することで、学校や地域生活の充実に取り組みます。

主な取組と内容

(1) 学齢期の児童の発達相談

障害手帳を持たない、学齢期の発達障害の診断を受けた児童・生徒に対し、学齢期発達支援事業、放課後等デイサービスの利用等の相談に応じ、適切な支援につなげていきます。

(2) 学齢期の児童への発達支援の充実

小学校低学年（1～3年）の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、区が委託する学齢期発達支援事業所の適切な支援につなげ、子どもの発達を幼児期から就学後へ切れ目なく支援するとともに、学校と連携して家庭や学校での課題の解決を図り、学校や地域生活の充実に取り組みます。また、発達課題にあった支援が提供できるよう、委託事業所の確保に取り組みます。

(3) 放課後等デイサービス事業所の開設促進と運営支援

区内の放課後等デイサービス事業所が不足していることから、事業所の開設を進めるなど支援の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な重症心身障害児等が生活の訓練を受けながら安心して過ごすことのできる放課後等の居場所を確保するため、重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の運営助成を行います。

(4) 地域支援の充実（再掲→81P）

地域における医療的ケア児の支援体制の整備 実

事業 3

日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、各施設での受入れ体制を充実させるとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、心身の状況やライフステージに応じて切れ目なく支援していきます。また、医療的ケア児及びその家族からの相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に対応するための相談体制を整備していきます。

主な取組と内容

(1) 医療的ケア児の受入れ体制の充実

令和3年(2021年)9月の医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児のライフステージに応じた切れ目ない支援が行われるよう、区内の小児科医等と連携して医療面での安全・安心を確保しながら、通園・通所施設や学校での受入れを促進します。

①保育園等での受入れ

区内保育園では、平成28年度(2016年度)から医療的ケア児の受け入れを開始しています。集団保育の環境下で日常生活が可能な児童については保育園で受け入れるとともに、それが困難な児童については、保育対応型児童発達支援事業や居宅訪問型保育事業等で受入れを行っています。今後、ニーズの増加が予測されることから、引き続き受入れ体制の強化・拡充を図ります。

②学童クラブでの受入れ

令和4年度(2022年度)から学童クラブでの医療的ケア児の受入れを開始しました。引き続き、ニーズに応じた適切な受入れ体制の充実を図ります。

③区立学校での受入れ

令和2年度(2020年度)から済美養護学校で開始した医療的ケアが必要な子どものための看護師の派遣を、他の学校でも実施します。また、対象の児童・生徒が利用する済美養護学校のスクールバスに看護師の添乗を行います。今後も、医療的ケアが必要な児童・生徒の状況に応じた受入れ体制の充実を図ります。

(2) 関係機関との連携強化による相談支援の充実

関係機関及び当事者団体等からなる協議の場を開催し、医療的ケア児及びその家族からの相談に対し、ライフステージに応じて切れ目なく支援できるしくみを整えます。まずは令和5年度(2023年度)から、各保健センターを相談窓口にするとともに、障害者施策課にコーディネート機能を持たせるなど、組織横断的な支援体制の運用を開始します。また、相談支援の充実に向け、支援者向け研修や支援者連絡会等を実施します。

○全国の医療的ケア児（在宅）の推計

過去10年で約2倍となっており、令和元年（2019年）では約2.0万人（推計値）となっています。東京都では約2,000人の医療的ケア児（在宅・推計値）となっており、年々増加しています。



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室社会保障審議会障害者部 第112回(令和3年(2021年)6月21日)資料より

○区の医療的ケア児の人数

令和4年(2022年)5月の調査では75名となっています。75名中、外出できず自宅のみで生活している医療的ケア児は25名（内訳：未就学児（通園・通所なし）17名、就学児（訪問学級利用は8名）となっています。

区の医療的ケア児の年齢層と人数

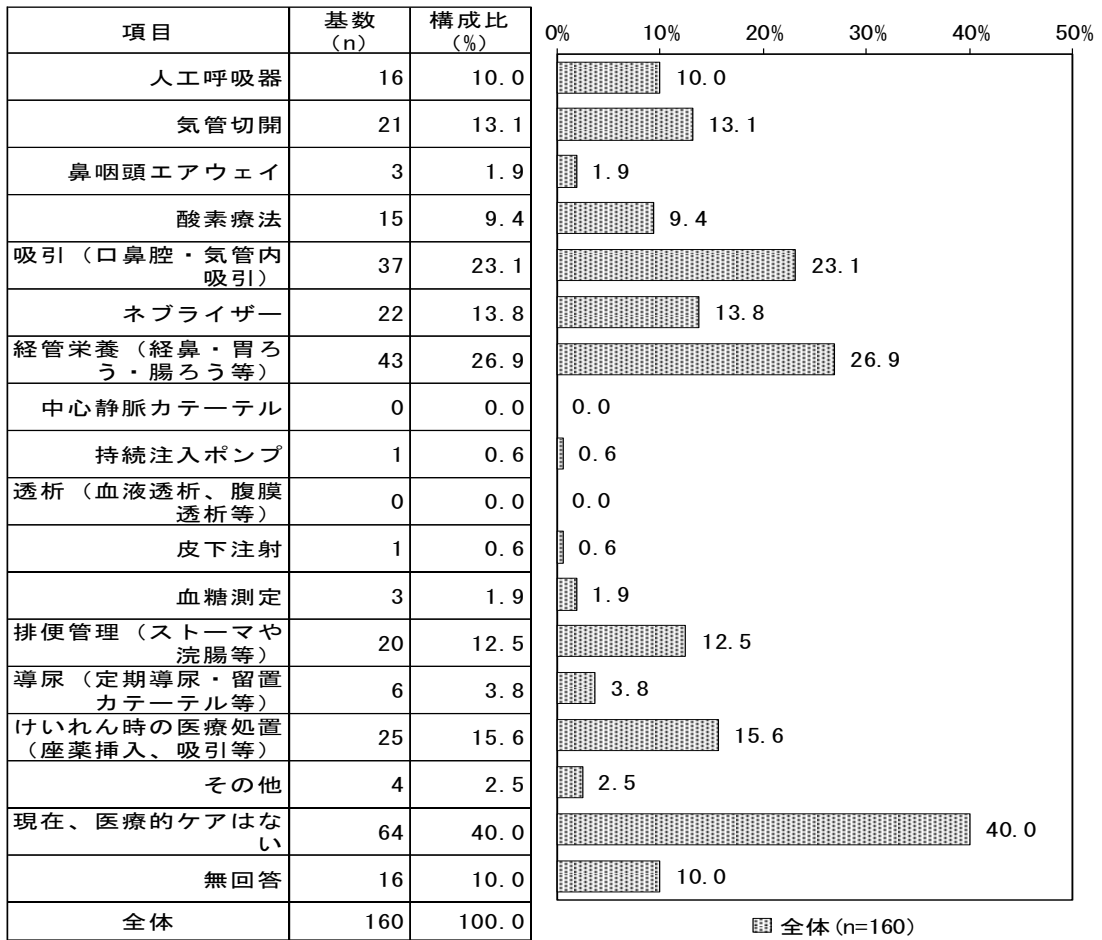
令和4年(2022年)5月現在

年齢層	0歳～6歳	7歳～11歳	12歳～15歳	16歳～18歳	計
人数	39人	19人	12人	5人	75人

出典：杉並区データ

○必要な医療的ケアの内容 [令和4年度(2022年度)調査]

区の「令和4年度(2022年度)杉並区医療的ケア児・者等実態調査」によると、必要な医療的ケアの内容では、「経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう等)」が26.9%、「吸引(口鼻腔・気管内吸引)」が23.1%と2割を超えています。



出典：令和4年度(2022年度)杉並区医療的ケア児・者等実態調査

第4章

子ども・子育て支援事業計画（第2期）
令和5・6年度（令和4年度見直し）

第4章の見方（凡例）

事業名（ ）内は必須記載事項の事業名です。

第2期計画期間（令和2～6年度）内の実績（一部見込み）を記載しています。

第3章の関連する取組と掲載ページを記載しています。

事業の概要を記載しています。

今後の方向性について記載しています。

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業） →52P 第3章_掲載3-1
(1)③妊産婦健康診査等の実施

① 事業の概要

○妊婦の健康を保持し、安全な出産を迎えるために、健康状況の把握、腹囲・体重・血圧測定・尿検査及び保健指導等を行います。

○健康診査(14回)、超音波検査(1回)、子宮頸がん検診(1回)を、東京都内の医療機関に委託して実施し、妊婦が定期的に健康診査を受けられるよう、費用の一部を助成します。また、助産院、都外医療機関で受診した場合でも、産後の申請により、その費用の一部を助成します。

② 第2期計画期間内の取組状況 (単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (妊婦健康診査回数)	46,356	45,933	44,371
参考 (受診者数)	4,452	4,279	4,158
確保量 B (受診票交付枚数)	65,478	62,762	60,634
参考 (妊産婦出生数)	4,677	4,483	4,331
差引(B-A)	19,122	16,829	16,263

③ 量の見込みとそれに対する確保量等 (単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (妊婦健康診査回数)	策定時	47,900	47,611
	見直し	42,863	41,405
参考 (受診者数)	策定時	4,562	4,534
	見直し	4,511	4,357
確保量 B (受診票交付枚数)	策定時	67,228	66,822
	見直し	55,785	53,546
参考 (妊産婦出生数)	策定時	4,802	4,773
	見直し	4,699	4,539
差引(B-A)	策定時	19,328	19,211
	見直し	22,923	22,141

(確保量の推算等に当たっての基本的な考え方)

○引き続き、妊婦健康診査の受診率向上とともに、安全な出産を迎え、出産後においても必要な子育て支援サービスにつなげることができるよう、「ゆりかご直援」時のほか、産科医療機関や保健センターと連携して周知等に取り組み、妊産婦の健康の保持・増進を図っていきます。

90

中間見直しの内容を記載しています。

- 「策定時」は、第2期計画策定時（令和元年当時）の数値を記載しています。
- 「見直し」は、令和4年度を始期とする新たな総合計画等との整合や、直近の区人口推計などの既存データから算出した、見直し後の数値を記載しています。

○子ども・子育て支援法では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしており、区では、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)を踏まえ、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画(第2期)」を令和元年度(2019年度)に策定しました。

○この度、令和4年度(2022年度)を始期とした新たな総合計画・実行計画が策定されたことから、上位計画である同計画と整合を図るため、中間年の見直しを行うこととします。

○なお、本章においては、国の基本指針で示された「区市町村子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項^(*)について、上位計画と整合を図りつつ計画化することとし、同基本指針で任意記載事項とされている事業等を含む、子ども・子育て施策・事業全般は、本計画の第1章から第3章までで明らかにしています。

(*) 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項

1. 就学前の教育・保育	2. 地域子ども・子育て支援事業
(1)教育施設 ・私立幼稚園 ・区立子供園(短時間保育) (2)保育施設 ・認可保育所 ・地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育) ・認可外保育施設等 (認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、定期利用、区立子供園(長時間保育)、私立幼稚園長時間預かり保育)	(1)妊婦健康診査(妊婦健康診査事業) (2)すこやか赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) (3)利用者支援(利用者支援事業) (4)乳幼児親子のつどいの場 (地域子育て支援拠点事業) (5)乳幼児の一時預かり(一時預かり事業) (6)延長保育(延長保育事業) (7)病児保育(病児保育事業) (8)小学生対象のファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業) (9)学童クラブ(放課後児童健全育成事業) (10)子どもショートステイ(子育て短期支援事業) (11)要保護児童等の支援のための事業 (養育支援訪問事業等) (12)保護者の実費徴収に係る補助 (実費徴収に係る補足給付事業) (13)新規参入施設への巡回支援等 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)

1 区域の設定

○本計画による、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するための区域^(*)は、各施設・事業の実情等を踏まえ、引き続き、「区全域を1つの区域」として設定します。

(*) 区域の設定について

・「区市町村子ども・子育て支援事業計画」における区域の設定は、国の基本指針において、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域とすることを基本に区市町村の実情に即して設定し、その区域単位で施設・事業の整備・拡充等を図ることとしています。

2 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保策

〈量の見込みの算出方法〉

・就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、計画期間における就学前の人口等の推計値（20Pに記載）のほか、第2期計画策定時に実施した「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」の結果や、この間の実績等を踏まえて、各年度の見込み量を算出しています。

1 就学前の教育・保育

→68P 第3章 施策4-1
保育施設等の整備・充実

(1) 教育施設（私立幼稚園、区立子供園（短時間保育））

① 事業の概要

○私立幼稚園及び区立子供園（短時間保育）において、教育施設の利用を希望する3～5歳の子どもに対する教育・保育を提供します。

② 第2期計画期間内の取組状況

（各年5月1日現在 単位：人）

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
量の見込み A (利用者数)	5,147	4,690	4,077
確保量 B (定員合計数)	7,022	7,082	7,022
差引(B-A)	1,875	2,392	2,945

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

（各年5月1日現在 単位：人）

			算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)			策定時	5,137	5,104
			見直し	<u>3,984</u>	<u>3,898</u>
確保量 (定員合計数)			合計 B	7,031	7,031
			見直し	<u>6,976</u>	<u>6,976</u>
内訳	私立幼稚園	策定時	6,725	6,725	
		見直し	<u>6,670</u>	<u>6,670</u>	
	区立子供園 (短時間保育)	策定時	306	306	
		見直し	<u>306</u>	<u>306</u>	
差引(B-A)			策定時	1,894	1,927
			見直し	<u>2,992</u>	<u>3,078</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

- 区立子供園は、令和5年度(2023年度)から、高円寺北子供園における3歳児保育の開始に伴い、定員が9名増となる予定であり、計画期間内の各年度とも、私立幼稚園の定員と合わせた確保量は、量の見込みを上回ることとなります。
- 私立幼稚園については、過去5年間で3園が廃園になっていることから、今後とも、各園の意向や状況に応じた相談・支援等に努めていきます。
- また、私立幼稚園に対しては引き続き、運営費等の一部補助のほか、杉並区立就学前教育支援センター（令和元年(2019年)9月開設）と連携を図りながら、研修等を通じて、保育者の資質向上のための支援に取り組んでいきます。

(2) 保育施設（認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等）

① 事業の概要

○保育を必要とする0～2歳及び3～5歳の子どもに対し、認可保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設等において、教育・保育を提供します。

② 第2期計画期間内の取組状況

(各年4月1日現在 単位:人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
量の見込み (利用者数)	0～2歳(A)	6,520	6,588	6,533
	3～5歳(B)	7,016	7,540	7,484
	合計(C)	13,536	14,128	14,017
確保量 (定員数)	0～2歳(D)	7,000	7,166	7,129
	3～5歳(E)	8,064	8,584	9,248
	合計(F)	15,064	15,750	16,377
差引	0～2歳(D-A)	480	578	596
	3～5歳(E-B)	1,048	1,044	1,764
	合計(F-C)	1,528	1,622	2,360

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

ア. 0～2歳

(各年4月1日現在 単位:人)

			算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
量の見込み (利用者数)	合計 A		策定時	7,238	7,390	
			見直し	<u>6,472</u>	<u>6,533</u>	
	内訳	0歳	策定時	1,384	1,443	
			見直し	<u>1,090</u>	<u>1,083</u>	
		1・2歳	策定時	5,854	5,947	
			見直し	<u>5,382</u>	<u>5,450</u>	
確保量 (定員数)	合計 B		策定時	7,452	7,610	
			見直し	<u>7,044</u>	<u>6,896</u>	
	内訳	認可保育所	策定時	6,705	6,911	
			見直し	<u>6,253</u>	<u>6,222</u>	
		地域型保育事業	策定時	624	624	
			見直し	<u>568</u>	<u>568</u>	
		認可外保育施設等	策定時	123	75	
			見直し	<u>223</u>	<u>106</u>	
	差引(B-A)			策定時	214	220
				見直し	<u>575</u>	<u>367</u>

イ. 3～5歳

(各年4月1日現在 単位:人)

		算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
量の見込み (利用者数)	合計 A	策定時	7,198	7,349	
		見直し	<u>8,050</u>	<u>8,440</u>	
確保量 (定員数)	合計 B	策定時	8,814	9,007	
		見直し	<u>9,370</u>	<u>9,375</u>	
	内訳	認可保育所	策定時	8,238	8,449
			見直し	<u>8,677</u>	<u>8,682</u>
	認可外保育施設等	策定時	36	18	
		見直し	<u>75</u>	<u>75</u>	
	区立子供園 (長時間保育)等	策定時	540	540	
		見直し	<u>618</u>	<u>618</u>	
差引(B-A)		策定時	1,616	1,658	
		見直し	<u>1,322</u>	<u>937</u>	

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○杉並区総合計画・実行計画(令和4年度(2022年度)～令和6年度(2024年度))^(※)に基づき必要な保育定員数について、歳児別・地域別に保育需要の精査を例月で行い、定員数の調整などによる受け入れのほか、需要の大幅な増加が見込まれる場合には施設整備を実施し、確保します。

※令和4年度(2022年度)までの認可保育所の確保量(定員数)は、量の見込み(利用者数)を踏まえて、杉並区実行計画上の数値と異なります。

○私立認可保育所等に対しては、引き続き、運営費等の一部補助や保育士等の処遇改善・人材確保支援に取り組むほか、次のとおり保育の質を確保する取組を進めていきます。

【保育の質の確保に向けた主な取組】

- ・各保育施設に対する巡回訪問・指導(区立保育園園長経験者による巡回訪問、医師・心理専門職による巡回指導)
- ・区立保育園における中核園(令和2年(2020年)4月に7地域で1園ずつ7園を指定。令和5年(2023年)4月に10園に指定拡大)による地域の保育施設間の連携・情報共有等
- ・区立私立保育共同研修、杉並区立就学前教育支援センターとの連携による支援等

2 地域子ども・子育て支援事業

→54P 第3章_施策 3-1
(1)③妊産婦健康診査等の実施

(1) 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）

① 事業の概要

- 妊婦の健康を保持し、安全な出産を迎えるために、健康状況の把握、腹囲・体重・血圧測定・尿検査及び保健指導等を行います。
- 健康診査(14回)、超音波検査(1回)、子宮頸がん検診(1回)を、東京都内の医療機関に委託して実施し、妊婦が定期的に健康診査を受けられるよう、費用の一部を助成します。また、助産院、都外医療機関で受診した場合でも、産後の申請により、その費用の一部を助成します。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (妊婦健診受診回数)	46,356	45,933	44,371
参考 (受診者数)	4,452	4,279	4,158
確保量 B (受診票交付枚数)	65,478	62,762	60,634
参考 (妊娠届出者数)	4,677	4,483	4,331
差引(B-A)	19,122	16,829	16,263

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (妊婦健診受診回数)	策定時	47,900	47,611
	見直し	<u>42,863</u>	<u>41,405</u>
参考 (受診者数)	策定時	4,562	4,534
	見直し	<u>4,511</u>	<u>4,357</u>
確保量 B (受診票交付枚数)	策定時	67,228	66,822
	見直し	<u>65,786</u>	<u>63,546</u>
参考 (妊娠届出者数)	策定時	4,802	4,773
	見直し	<u>4,699</u>	<u>4,539</u>
差引(B-A)	策定時	19,328	19,211
	見直し	<u>22,923</u>	<u>22,141</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

- 引き続き、妊婦健康診査の受診率向上とともに、安全な出産を迎え、出産後においても必要な子育て支援サービスにつなげることができるよう、「ゆりかご面接」時のほか、産科医療機関や保健センターと連携して周知等に取り組み、妊産婦の健康の保持・増進を図っていきます。

(2) すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

① 事業の概要

○産後うつ・早期発見・対応や育児不安を軽減するため、生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師や助産師等の専門職が訪問し、育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに子育てに関する情報提供等を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (訪問者数)	3,809	4,001	4,187
確保量 B (出生数)	4,355	4,086	4,187
差引(B-A)	546	85	0

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (訪問者数)	策定時	4,414	4,388
	見直し	<u>4,212</u>	<u>4,217</u>
確保量 B (出生数)	策定時	4,414	4,388
	見直し	<u>4,212</u>	<u>4,217</u>
差引(B-A)	策定時	0	0
	見直し	0	0

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○今後とも、保健センターの保健師等による「すこやか赤ちゃん訪問」を実施するとともに、訪問で面会できなかった方には、地域の主任児童委員や医療機関等の協力を得ながら状況把握を行い、産後うつ・早期発見・対応や育児不安の解消・軽減を図っていきます。

(3) 利用者支援（利用者支援事業）

① 事業の概要

○子ども及びその保護者等、または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施します。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:所)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
量の見込み (実施施設数)	合計 A	10	10	10	
	内訳	子どもセンター	5	5	5
		子ども・子育てプラザ	5	5	5
確保量 (実施施設数)	合計 B	10	10	<u>11</u>	
	内訳	子どもセンター	5	5	5
		子ども・子育てプラザ	5	5	<u>6</u>
差引(B-A)		0	0	<u>1</u>	

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:所)

		算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
量の見込み (実施施設数)	合計 A	策定時	10	10	
		見直し	<u>12</u>	<u>12</u>	
	内訳	子どもセンター	策定時	5	5
			見直し	5	5
		子ども・子育てプラザ	策定時	5	5
			見直し	<u>7</u>	<u>7</u>
確保量 (実施施設数)	合計 B	策定時	10	10	
		見直し	<u>12</u>	<u>12</u>	
	内訳	子どもセンター	策定時	5	5
			見直し	5	5
		子ども・子育てプラザ	策定時	5	5
			見直し	<u>7</u>	<u>7</u>
差引(B-A)		策定時	0	0	
		見直し	0	0	

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○利用者支援の実施施設は、令和4年度(2022年度)に西荻地域に1所(子ども・子育てプラザ善福寺)整備し、令和5年度(2023年度)に高井戸地域に1所((仮称)子ども・子育てプラザ下高井戸)整備します。

○また、5所の子どもセンターでは、施設での対応に加え、今後とも、地域の区立施設等での出張相談支援を充実し、利用者支援を行っていきます。

(4) 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業）

① 事業の概要

○つどいの広場、ゆうキッズ事業及び子ども・子育てプラザにおいて、乳幼児親子が身近な地域で、気軽に集い、交流したり育児相談等をしたりできる場を提供します。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	200,338	302,993	315,723
確保量 B (受入可能者数)	582,696	561,494	576,410
差引(B-A)	382,358	258,501	260,687

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	514,509	511,142
	見直し	<u>509,413</u>	<u>504,064</u>
確保量 B (受入可能者数)	策定時	560,905	560,905
	見直し	<u>591,412</u>	<u>577,773</u>
差引(B-A)	策定時	46,396	49,763
	見直し	<u>81,999</u>	<u>73,709</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○「つどいの広場」は、令和元年度(2019年度)末で1所閉鎖になりました。令和3年度(2021年度)は、建物工事のため1所が休止しましたが、令和4年度(2022年度)は3所で実施しています。

○「子ども・子育てプラザ」は、令和4(2022年度)年9月に新たに西荻地域に1所(子ども・子育てプラザ善福寺)を開設し、6所となりました。また、令和5年度(2023年度)には、高井戸地域に1所((仮称)子ども・子育てプラザ下高井戸)を開設する予定です。

○「ゆうキッズ事業」は、全児童館で各種の乳幼児親子プログラムを実施します。

○今後とも本事業を通して、乳幼児とその保護者の交流機会を提供するとともに、保護者の子育てに対する不安や孤立感の軽減等に寄与していきます。

(5) 乳幼児の一時預かり（一時預かり事業）

(5)-1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

① 事業の概要

○私立幼稚園において、保護者のリフレッシュ等のため、在園児を対象に、不定期の一時預かりを行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	132,261	102,926	97,120
確保量 B (利用可能者数)	132,261	102,926	98,644
差引(B-A)	0	0	1,524

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	169,406	170,787
	見直し	<u>94,904</u>	<u>92,856</u>
確保量 B (利用可能者数)	策定時	186,909	186,909
	見直し	<u>96,619</u>	<u>94,737</u>
差引(B-A)	策定時	17,503	16,122
	見直し	<u>1,715</u>	<u>1,881</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○今後とも、本事業に対する一定のニーズが見込まれることから、国や東京都の補助制度を活用しつつ、各私立幼稚園での事業実施を支援していきます。

(5)-2 幼稚園における在園児を対象とした定期預かり

① 事業の概要

○私立幼稚園において、保育ニーズに資するため、在園児を対象に、定期の長時間預かり(18時30分まで)を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	51,342	54,978	57,056
確保量 B (利用可能者数)	70,204	77,350	87,840
差引(B-A)	18,862	22,372	30,784

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	50,931	51,950
	見直し	<u>57,056</u>	<u>57,056</u>
確保量 B (利用可能者数)	策定時	72,480	72,480
	見直し	<u>87,840</u>	<u>87,840</u>
差引(B-A)	策定時	21,549	20,530
	見直し	<u>30,784</u>	<u>30,784</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○今後とも、本事業に対する一定のニーズが見込まれることから、国や東京都の補助制度を活用しつつ、各私立幼稚園での事業実施を支援していきます。

(5)-3 地域における一時預かり

① 事業の概要

○保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消等のため、就学前の乳幼児を対象に、短時間の一時預かりを行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	25,323	28,791	27,650
確保量 B (利用可能者数)	59,739	59,731	58,453
差引(B-A)	34,416	30,940	30,803

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	57,883	57,526
	見直し	<u>56,552</u>	<u>55,733</u>
確保量 B (利用可能者数)	策定時	61,750	61,750
	見直し	<u>59,735</u>	<u>59,735</u>
差引(B-A)	策定時	3,867	4,223
	見直し	<u>3,183</u>	<u>4,002</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

- 「ひととき保育」は、令和3年度(2021年度)に3所閉鎖し、令和4年度(2022年度)より5所となりました。そのほか、令和4年度(2022年度)現在、区立保育園の子育てサポートセンター2所、私立保育園9園が一時預かり事業を実施しています。
- 加えて、令和2年度(2020年度)に「子ども・子育てプラザ高円寺」内で、令和4年(2022年)9月に「子ども・子育てプラザ善福寺」内での一時預かり事業を新たに実施しました。
- ファミリー・サポート・センターは、施設における一時預かり事業だけでは対応できない保護者のニーズに応じて、子どもの預かり等のサービスを実施しています。

(6) 延長保育（延長保育事業）

① 事業の概要

○区立・私立の保育施設において、保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に対応するため、在園児を対象に、通常の利用時間の前後に延長保育を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
量の見込み A (利用者数)	856	513	479
確保量 B (定員数)	3,715	4,013	3,897
差引(B-A)	2,859	3,500	3,418

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	1,195	1,229
	見直し	<u>1,161</u>	<u>1,161</u>
確保量 B (定員数)	策定時	3,497	3,594
	見直し	<u>3,395</u>	<u>3,395</u>
差引(B-A)	策定時	2,302	2,365
	見直し	<u>2,234</u>	<u>2,234</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○今後とも、保護者の就労状況に応じた本事業のニーズに対応するため、引き続き事業を実施していきます。

(7) 病児保育（病児保育事業）

① 事業の概要

○保育施設等に通い、病気や怪我により集団保育が困難で、かつ保護者が家庭で看護できない児童を対象に、病院等に併設した専用スペースで一時的に預かり、保育・看護を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	1,172	2,904	3,391
確保量 B (定員数)	5,340	6,810	6,810
差引(B-A)	4,168	3,906	3,419

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	3,422	3,512
	見直し	3,422	3,512
確保量 B (定員数)	策定時	6,810	6,810
	見直し	6,810	6,810
差引(B-A)	策定時	3,388	3,298
	見直し	3,388	3,298

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○病児保育室については、令和2年(2020年)3月と令和3年(2021年)7月に1所ずつ開設し4所体制となりましたが、既存の病児保育室との地域バランスを考慮して、さらなる増設に取り組んでまいります。

(8) 小学生対象のファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

① 事業の概要

○杉並区社会福祉協議会に委託して、子育て中の保護者を対象に、放課後や通院等の際の小学生の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動を実施します。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	166	191	200
確保量 B (定員数)	1,025	665	700
差引(B-A)	859	474	500

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	1,000	1,000
	見直し	<u>200</u>	<u>200</u>
確保量 B (定員数)	策定時	1,380	1,380
	見直し	<u>700</u>	<u>700</u>
差引(B-A)	策定時	380	380
	見直し	<u>500</u>	<u>500</u>

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○協力会員の確保に向け、令和元年度(2019年度)からの取組状況(隣接区市在住まで地域要件を拡大)等を踏まえ、引き続き、必要な見直し、改善に努めながら利用会員のニーズへの対応を図っていきます。

(9) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

① 事業の概要

○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学中の児童に対し、放課後や長期休業中における適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

② 第2期計画期間内の取組状況

(各年4月1日現在 単位:人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
量の見込み(利用者数) A		4,941	5,058	5,611	
確保量 (利用可能者数)	合計 B	5,406	5,632	6,130	
	内訳	区立学童クラブ	5,316	5,557	5,975
		民間学童クラブ	90	75	155
差引(B-A)		465	574	519	

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(各年4月1日現在 単位:人)

		算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
量の見込み(利用者数) A		策定時	5,520	5,584	
		見直し	<u>6,013</u>	<u>6,102</u>	
確保量 (実施施設数)	合計 B	策定時	6,150	6,150	
		見直し	<u>6,286</u>	<u>6,417</u>	
	内訳	区立学童クラブ	策定時	6,065	6,065
			見直し	<u>6,131</u>	<u>6,262</u>
	民間学童クラブ	策定時	85	85	
		見直し	<u>155</u>	<u>155</u>	
差引(B-A)		策定時	630	566	
		見直し	<u>273</u>	<u>315</u>	

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○計画期間内における各年度の量の見込みは、今後とも増加傾向が続くものと見込まれます。このため、杉並区区立施設再編整備計画に基づき、学童クラブの小学校内での実施や小学校に近接している区立施設等を活用した学童クラブの整備等を進めます。

○加えて、他の待機児童が発生した学童クラブについて、各クラブの実情に応じた受入れ拡大策を検討・具体化し、待機児童の解消を図っていきます。

(10) 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）

① 事業の概要

○子どもショートステイは、区内の児童養護施設等において、保護者の育児疲れや病気等により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童(0歳～12歳)を宿泊により預かります。

○また、要支援家庭を対象とした子どもショートステイは、区内の児童養護施設等において、保護者の強い育児困難、不適切な養育状態にあるなど、継続的に支援が必要な場合に児童(18歳未満)を宿泊等により預かり、当該児童の発達状況や行動観察を行うとともに保護者に対する支援を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度 (見込)	
量の見込み(利用者数) A		786	725	920	
確保量 (定員数)	合計 B	3,210	3,144	3,928	
	内訳	子どもショートステイ	2,920	2,920	2,920
		要支援家庭を対象とした 子どもショートステイ	290	224	1,008
差引(B-A)		2,424	2,419	3,008	

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

		算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
量の見込み(利用者数) A		策定時	920	920	
		見直し	920	920	
確保量 (定員数)	合計 B	策定時	3,060	3,060	
		見直し	<u>3,958</u>	<u>3,958</u>	
	内訳	子どもショートステイ	策定時	2,920	2,920
			見直し	<u>2,950</u>	<u>2,950</u>
		要支援家庭を対象とした 子どもショートステイ	策定時	140	140
			見直し	<u>1,008</u>	<u>1,008</u>
差引(B-A)		策定時	2,140	2,140	
		見直し	<u>3,038</u>	<u>3,038</u>	

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○子どもショートステイ事業は、保護者の育児負担の軽減や養育状況の改善など、虐待予防の観点からも重要です。

○しかしながら、施設への宿泊を躊躇う利用者も少なくないことから、通所型の委託施設を拡大することや、養育家庭でのショートステイの実施に向けた検討を進め、支援を必要とする家庭が、必要な時に確実に利用できるよう、事業の充実を図っていきます。

(11) 要保護児童等の支援のための事業（養育支援訪問事業等）

① 事業の概要

- 子ども家庭支援センターや保健センターの職員等が、養育支援が特に必要な家庭の適切な養育の実施を確保するため、当該家庭を訪問し、養育に関する相談・助言等を行います。
- 区では、子ども家庭支援センター等の職員がこれらの家庭を訪問することに加えて、必要に応じて家事援助や専門相談を行う要支援家庭育児支援ヘルパー事業による訪問支援を行っています。

② 第2期計画期間内の取組状況

(単位:人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度(見込)
量の見込み A (利用者数)	15,400	13,607	15,038
確保量 B (利用可能者数)	15,545	13,607	15,038
差引(B-A)	145	0	0

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人)

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み A (利用者数)	策定時	12,000	12,500
	見直し	12,000	12,500
確保量 B (利用可能者数)	策定時	12,000	12,500
	見直し	12,000	12,500
差引(B-A)	策定時	0	0
	見直し	0	0

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

- 児童虐待対応件数の増加とともに、複雑で対応が困難なケースが増加していることから、多様な支援内容が求められています。
- 保育園等の送迎支援の必要性が増加していることや、より専門的な相談内容に的確に対応していくため、ヘルパー利用時間の柔軟化や専門相談員の資格の充実を図るなど、適切な養育への支援を推進します。

(12) 保護者の実費徴収に係る補助（実費徴収に係る補足給付事業）

① 事業の概要

○私立幼稚園（新制度未移行園）及び区立子供園が、利用する児童の保護者から実費徴収することができることとなっている食材料費（副食費）について、低所得世帯等を対象に費用の一部を助成します。

② 第2期計画期間内の取組状況

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
量の見込み (請求者数)	実施	実施	実施
確保量 (助成者数)			

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み (請求者数)	策定時	実施	実施
	見直し	実施	実施
確保量 (助成者数)	策定時	実施	実施
	見直し	実施	実施

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○子ども・子育て支援法改正による幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年(2019年)10月から、私立幼稚園（新制度未移行園）及び区立子供園を利用する低所得世帯または第三子以降の児童のいる世帯に対する食材料費（副食費）が、新たに本事業の対象となりました。

○これを踏まえ、区においても、私立幼稚園（新制度未移行園）及び子供園を利用する低所得世帯等の児童に対する食材料費（副食費）を助成していきます。

(13) 新規参入施設への巡回支援等（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）

① 事業の概要

○新たに子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける保育施設への巡回訪問等による支援を行います。

② 第2期計画期間内の取組状況

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
量の見込み (巡回施設数)	実施	実施	実施
確保量 (巡回施設数)			

③ 量の見込みとそれに対する確保量等

	算出時期	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み (巡回施設数)	策定時	実施	実施
	見直し	実施	実施
確保量 (巡回施設数)	策定時	実施	実施
	見直し	実施	実施

〈確保策の推進等に当たっての基本的な考え方〉

○今後とも、新規保育施設を含む各保育施設等に対し、杉並区立就学前教育支援センターとの連携を図りつつ、定期及び随時の巡回訪問・指導を実施し、教育・保育の質の確保を図っていきます。

第5章 計画の推進に当たって

○本計画は、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項に基づく区長の附属機関として設置した「杉並区子ども・子育て会議」（下記参照）の意見を聴取して策定しました。

○このため、同会議において計画化した各取組の進捗状況等を適宜報告するとともに、毎年度、子ども・子育て支援事業計画で定めた各事業の点検・評価を行い、必要な措置を講じることとします。

○また、就学前の教育・保育及び地域子育て支援事業の担い手である事業者、関係機関や地域住民・団体等との密接な連携を確保するとともに、大きく変化する国や都の子ども政策動向等も注視しつつ、本計画に基づく施策・事業の着実な実施を図っていきます。

「杉並区子ども・子育て会議」について

- 就学前の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が、平成 27 年度から始まりました。
区では、子ども・子育て支援法に基づく審議会として「杉並区子ども・子育て会議」を平成 25 年 10 月に設置しました。

会議の構成

- 公募による委員（区内在住で小学生以下のお子さんをお持ちの保護者の方）のほか、学識経験者、子育て支援施設等の事業者、子育て支援団体の関係者など、20 名以内で構成します。委員の任期は 2 年で、3 期まで継続が可能です。

会議の役割

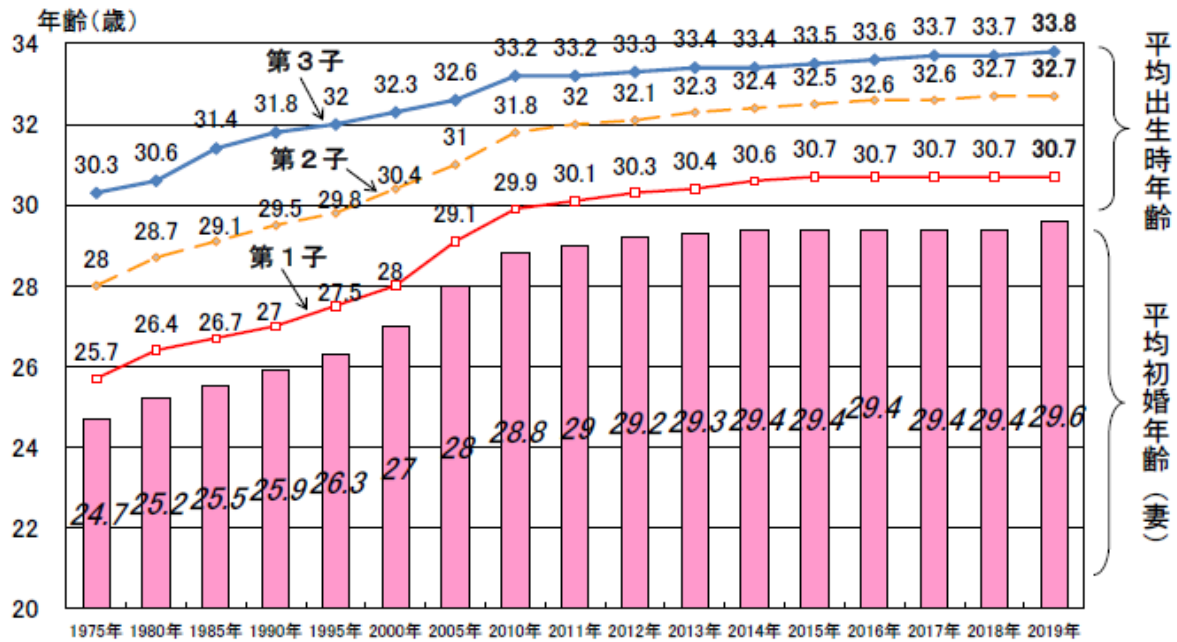
- 主に以下の内容について、委員からご意見をいただきます。
 1. 子ども・子育て支援事業計画の策定や見直しについて
 2. 区内の保育園・幼稚園などの利用定員について
 3. その他、子ども・子育て支援施策全般の推進状況について

資料編

「健やか親子 21(第2次)」に関する基礎データ

1 国 平均初婚年齢・平均出産時年齢の推移

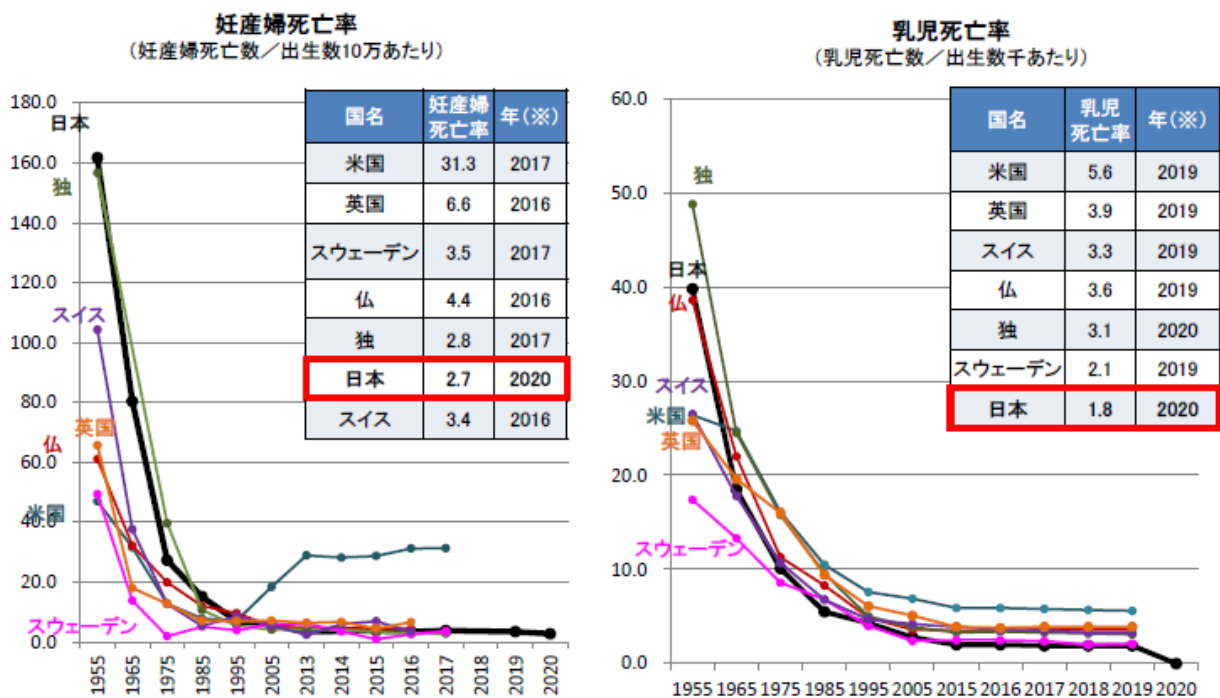
晩婚化に伴い子どもを産む母の年齢は上昇傾向にあります。



資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

2 国 妊産婦死亡率・乳児死亡率の推移国

日本の妊産婦死亡・乳児死亡率は、戦後急速に改善し、世界有数の低率国となっています。

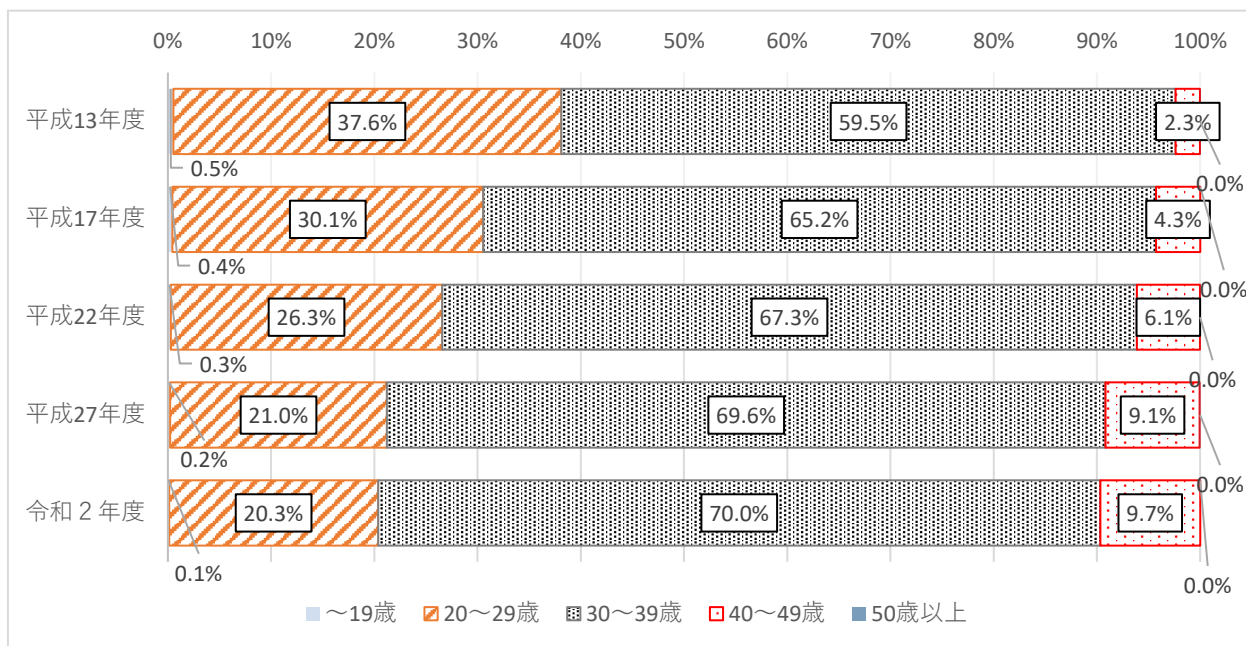


(※1)妊産婦死亡率 = 1年間の妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡数 ÷ 1年間の出生数 × 100,000
 (※2)乳児死亡率 = 1年間の生後1歳未満の死亡数 ÷ 1年間の出生数 × 1,000

出典:厚生労働省子ども家庭局資料

3 区 出産時の母の年齢

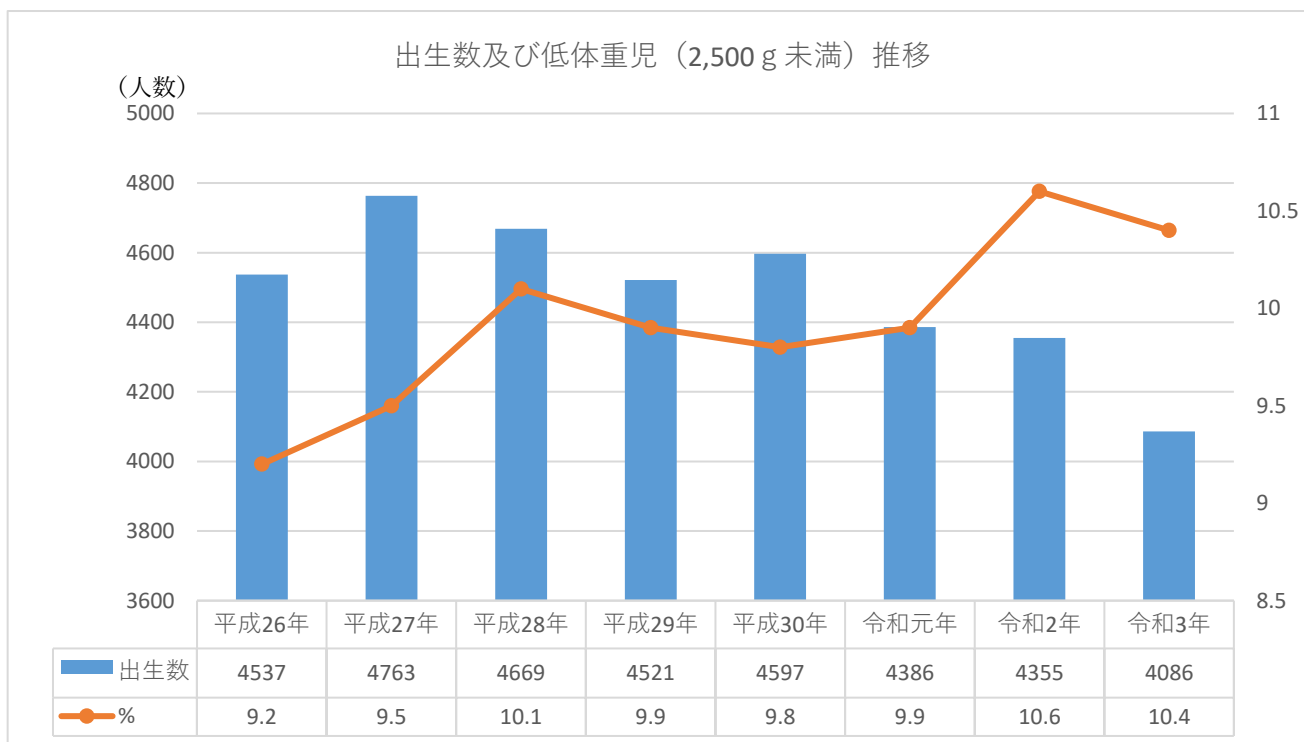
出産時の母の年齢は30～39歳の割合が増えています。



出典：杉並区保健福祉事業概要

4 区 出生数と低出生体重児※1の推移

国の全出生数中の低出生体重児数の割合は約10人に1人で、区もほぼ同割合となっています。近年は、医療技術の進展により超低出生体重児の出生割合が伸びる傾向にあります。



※1 低出生体重児：生まれた時の体重が2,500g未満の新生児の総称。1,500g未満の場合は極低出生体重児、1,000g未満の場合は超低出生体重児という。

出典：杉並区保健福祉事業概要

5 区 乳児死亡率

国・東京都と同じく低い水準で推移しています。(出生千対)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
国	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7
都	2.0	1.9	1.7	2.0	1.6	1.7	1.4	1.4	1.7
区	2.0	2.2	2.9	1.3	1.5	1.3	1.8	0.9	2.0

出典：東京都人口動態年報・杉並区保健福祉事業概要

6 周産期死亡率（周産期医療管理レベルを表す指標）

国・東京都と同じく低い水準で推移しています。(周産期死亡千対)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
国	3.7	3.7	3.7	3.6	3.5	3.3	3.4	3.2	3.4
都	3.6	3.5	3.2	3.6	3.4	2.9	3.0	3.0	2.9
区	3.8	3.1	4.0	5.1	5.3	4.8	2.5	2.5	3.4

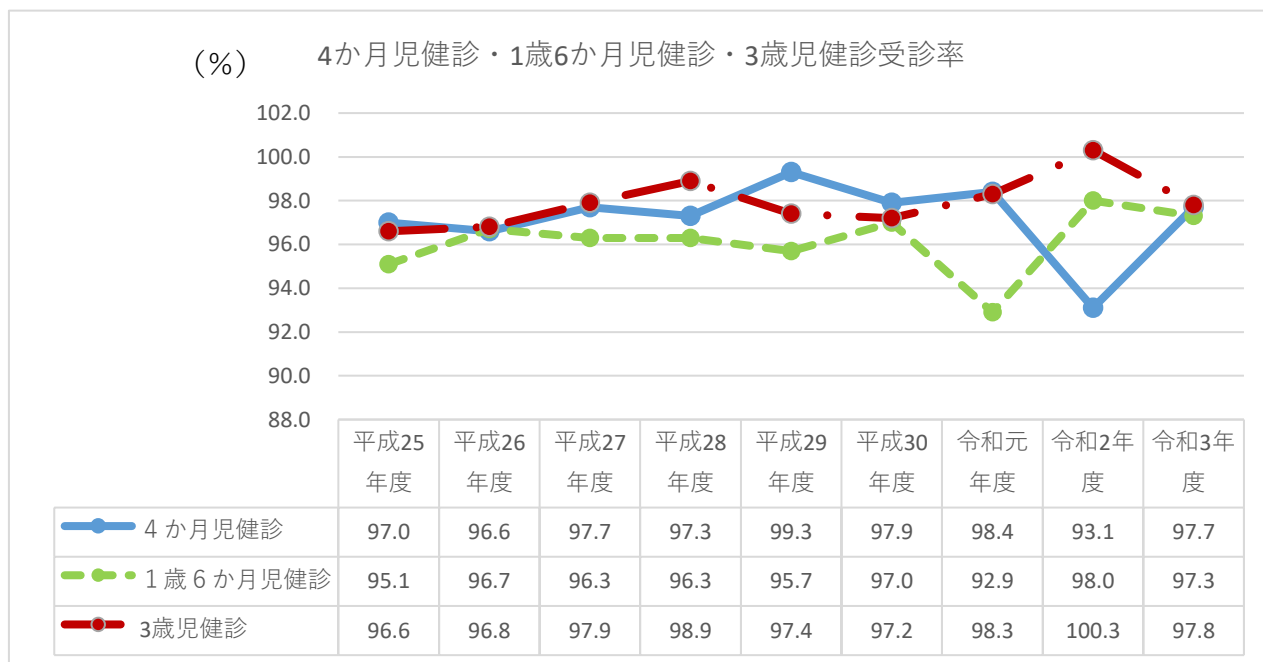
*周産期死亡とは・・・妊娠 22 週以降の死産数と生後 7 日間までの乳児死亡数のこと。

出典：東京都人口動態年報・杉並区保健福祉事業概要

7 「出生数・合計特殊出生率」は 19P に掲載

8 乳幼児健康診査受診率

乳幼児健診（4 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診）受診率は高い水準で推移しています。また、健診未受診者については保健師等による電話や訪問などで、子どもの健康状態や家庭の状況を確認しています。

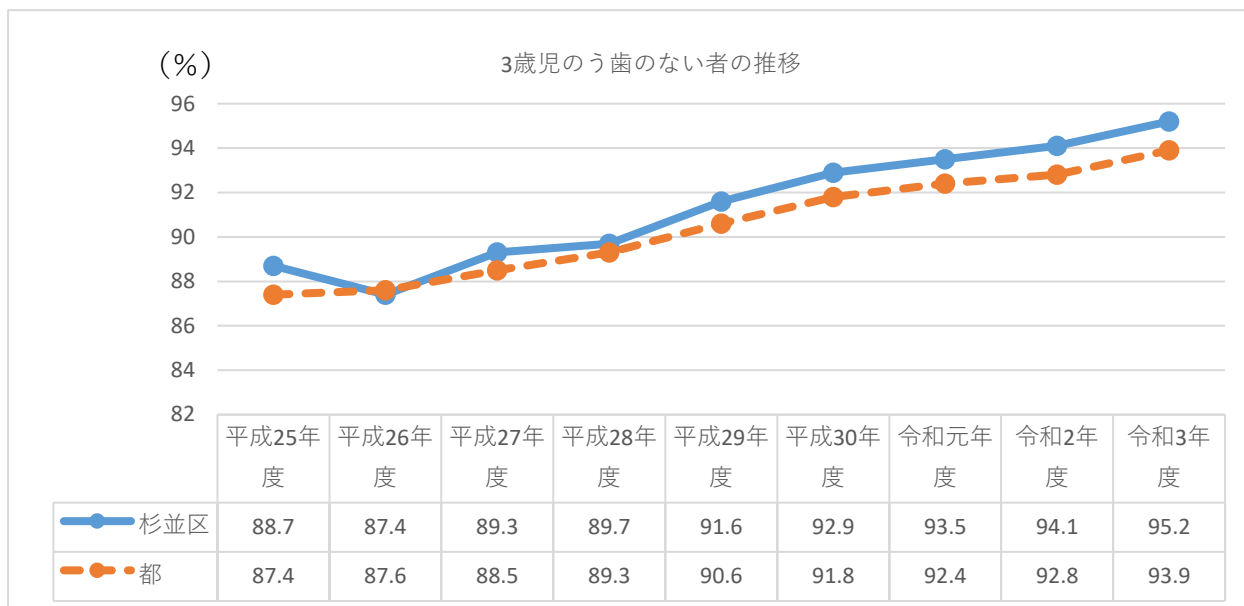


・1 歳 6 か月児健康診査は、「医療機関受診」「保健センター受診」の双方を受診しますが、本グラフでは「保健センター受診者の割合」を表記しています。

出典：杉並区保健福祉事業概要

9 3歳児歯科健康診査う歯有病率の推移

3歳児でう蝕（むし歯）のない者の割合は増加傾向にあります



出典：杉並区資料

10 区 年代別死因

平成29年(2017年)から令和3年(2021年)における区の年代別死因では、10歳代の死因は自殺が1位となっています。

年代別死因（平成29年(2017年)～令和3年(2021年)の5年間）

順位	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
1	自殺	自殺	自殺	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
2	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	自殺	心疾患	心疾患
3	不慮の事故	不慮の事故	心疾患	心疾患	自殺	脳血管疾患
4	—	心疾患	不慮の事故	脳血管疾患	脳血管疾患	肝疾患
5	—	腎疾患	脳血管疾患	肝疾患	肝疾患	自殺

出典：人口動態統計（厚生労働省）

計画の概要【第1章】

- 位置付け：基本構想の健康・医療分野における将来像「『人生100年時代』を自分らしく健やかに生きることができるまち」の実現に向けて、総合計画・実行計画等との整合を図った上で、保健福祉計画を構成する健康医療分野の計画として策定。区の健康医療施策を総合的かつ計画的に展開していくための基本的な方向性と取組を示す
- 包含計画：「健康増進計画」「食育推進計画」「がん対策推進計画」「自殺対策計画」
包含計画のうち、自殺対策計画はこれまで独立した個別計画としており、計画の継続性及び分野横断的な取組の必要性の観点から、独立した章として定める
- 計画期間：令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とするが、上位計画の改定や国・東京都における関連した諸計画の改定の動向など社会情勢の変化に合わせ、必要な見直しを行う

施策別の計画内容【第3章】

- 取組の方向性：▶主体的に健康づくりに取り組み、自分らしくいきいきと住み続けるまちをつくる
▶住み慣れた地域で一人ひとりに合った医療が提供されるまちをつくる
▶非常時にも迅速に対応できる地域医療体制をつくる

3つの方向性を踏まえた
4つの施策を構成

<施策1> いきいきと住み続けることができる健康づくり

- ▶区民と進める健康づくりの推進
- ▶食育活動の推進
- ▶高齢期における健康づくり
- ▶生活習慣病予防対策の推進
- ▶「心の健康づくり」の推進
- ▶難病・アレルギー対策の推進
- ▶健康づくりを支援する環境の整備

【成果指標】

- 65歳健康寿命
令和3(2021)年度
男性：83.8歳
女性：86.9歳
- 令和9(2027)年度
男性：84.2歳
女性：87.8歳

<施策2> がん対策の推進

- ▶がんの一次予防の推進
- ▶がん検診の推進
- ▶がん患者と家族への支援の充実

【成果指標】

- がんの75歳未満年齢調整死亡率
令和3(2021)年度
男性：73.3人
女性：58.7人
- 令和9(2027)年度
男性：70.9人
女性：51.1人

<施策3> 地域医療体制の充実

- ▶救急医療体制の充実
- ▶災害時医療体制の充実
- ▶在宅医療体制の充実
- ▶地域医療連携の推進とかかりつけ医等の定着
- ▶感染症対策の推進
- ▶障害者の地域医療体制の整備

【成果指標】

- 救急医療体制に安心感を持つ区民の割合
令和3(2021)年度
69.6%
- 令和9(2027)年度
78.0%

<施策4> 健康危機管理の推進と安全な衛生環境の確保

- ▶健康危機管理体制の強化
- ▶食の安全対策の推進
- ▶環境衛生の確保
- ▶医薬品等の安全確保
- ▶試験検査による安全確保
- ▶動物と共生できる地域社会づくり

【成果指標】

- 食中毒発生件数
令和3(2021)年度
3件
- 令和9(2027)年度
減少

自殺対策計画(第2次)【第4章】

- 目的：「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す

<基本施策1> 自殺対策に関する普及啓発の推進

- ▶自殺対策・心の健康に関する知識の啓発

<基本施策2> 相談・支援体制の強化

- ▶ゲートキーパー養成の推進
- ▶相談・支援要員の育成
- ▶相談支援体制の強化に向けた関係機関との連携

<基本施策3> 「生きることの阻害要因」を減らし、 「生きることの促進要因」を増やす取組の推進

- ▶孤立の予防に向けた取組の推進
- ▶心の健康づくりに関する取組の推進
- ▶悩みに関する相談・支援の充実
- ▶自殺未遂者への支援強化

計画の推進に当たって【第5章】

- 健康づくり推進条例の規定に基づく目標及び指標の達成状況について、杉並区健康づくり推進協議会の意見を聴き、適切な時期に評価を実施
- 自殺対策計画(第2次)の着実な推進を図るため、杉並区自殺対策推進本部において進捗状況の確認や取組の調整を行う。また、区内関係機関との連携・協力による取組の推進

杉並区保健福祉計画（健康医療分野）

杉並区健康医療計画(案)

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

目次

新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって	1P
1 基本構想等の策定	1P
2 保健福祉分野の計画の統合・再編	2P
3 保健福祉分野全体を貫く基本理念	5P
4 計画推進の方向性	6P
5 分野横断的に共通した取組等について	6P

第1章 総論 7P

1 杉並区健康医療計画策定の趣旨	8P
2 計画の位置付け等	10P
3 計画期間	10P

第2章 区を取り巻く状況 11P

1 区のこれまでの取組	12P
2 新型コロナウイルス感染症の区内発生状況及び保健所等の取組	15P
3 国及び東京都の健康医療政策の動向	17P
4 社会情勢の変化	19P
5 SDGsへの取組	19P
6 区の健康医療に関するデータ	20P

第3章 計画内容 25P

1 施策を構成する事業の体系	26P
2 施策別の計画内容	30P
施策1 いきいきと住み続けることができる健康づくり	30P
施策2 がん対策の推進	44P
施策3 地域医療体制の充実	51P
施策4 健康危機管理の推進と安全な衛生環境の確保	66P

第4章 杉並区自殺対策計画(第2次) 79P

1 区の自殺対策等について	80P
2 自殺対策の基本施策	87P
3 基本施策ごとの取組内容	89P

第5章 計画の推進に当たって 101P

資料編 103P

1 杉並区健康づくり推進条例の規定に基づく目標及び指標	104P
2 杉並区自殺対策計画(第2次)に関する基礎データ	114P

新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって

区ではこの間、保健福祉分野の課題を解決するため、保健・福祉・医療の各施策における取組の基本的な方向性や、事業の体系等を明らかにした杉並区保健福祉計画を策定し、これに基づき、区の保健福祉施策を総合的に推進してきました。

このたび、区の新たな基本構想が策定されたことや、これまでの保健福祉計画における課題を踏まえ、保健福祉分野全体の計画体系を再編した、新たな計画として策定します。

1 基本構想等の策定

(1)杉並区基本構想の策定

○区では、今後の社会経済環境の変化を見据え、実効性や実現可能性を確保することを念頭に置き、概ね10年程度の杉並区の将来を展望する羅針盤として、杉並区基本構想を令和3（2021）年10月に策定しました。

区が目指すまちの姿

みどり豊かな 住まいのみやこ

○基本構想では、8つの分野ごとの将来像を掲げ、「健康・医療分野」「福祉・地域共生分野」「子ども分野」における将来像を以下のとおり描いています。

健康・医療分野における将来像

■ 「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

福祉・地域共生分野における将来像

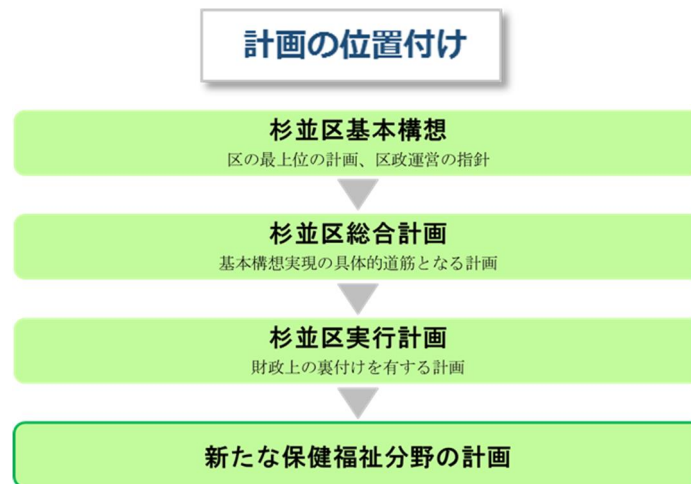
■ すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

子ども分野における将来像

■ すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

(2)杉並区総合計画・実行計画の策定

○区は、基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として、令和4（2022）年度を始期とする新たな杉並区総合計画・杉並区実行計画を策定し、分野ごとの施策を定めるとともに、各施策に掲げる目標を達成するための取組・事業を計画化しました。



2 保健福祉分野の計画の統合・再編

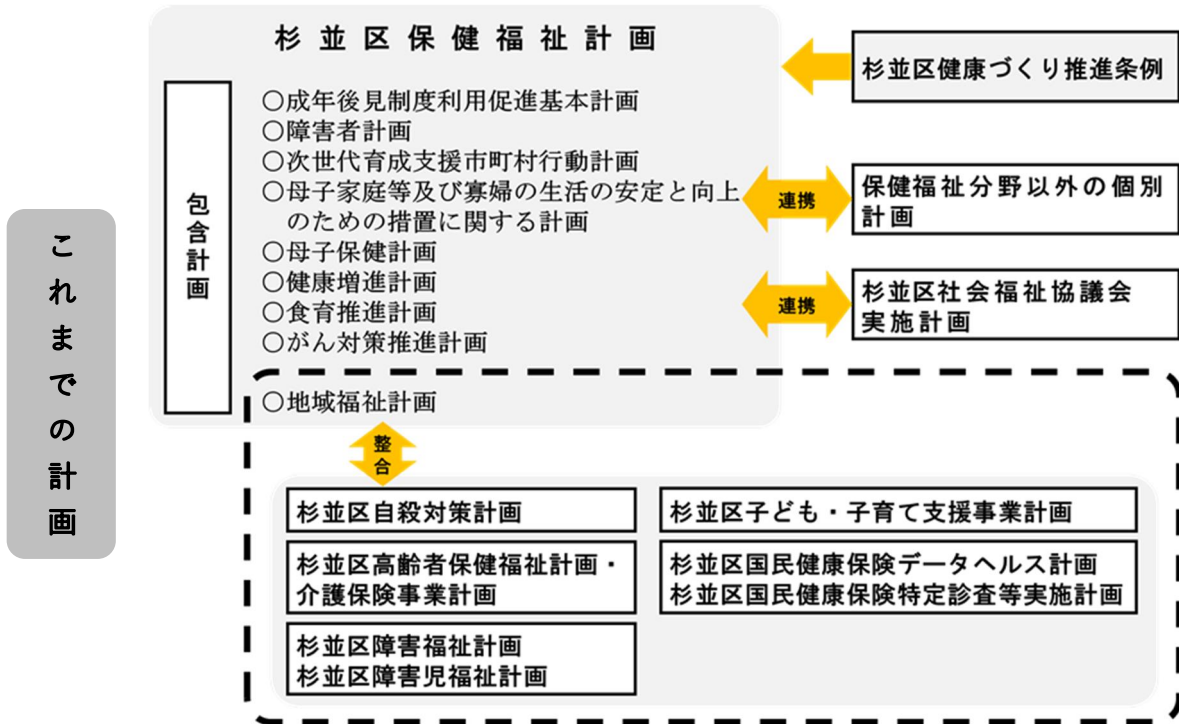
(1) これまでの保健福祉計画における課題

- 急速に進む少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）において取り組む領域が拡大していることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが難しくなっています。
- また、保健福祉の各分野に関連する法令等に基づき、保健福祉計画とは別に策定している個別の計画があることに加え、それらの計画期間は根拠となる法令等によって様々であるため、分野ごとの取組内容の全体像がわかりにくいという課題もありました。
- 一方、地域住民の抱える生活課題は、一つの分野だけでは対応しきれない複雑かつ複合的なものとなっており、複数の分野が連携して対応する必要があります。

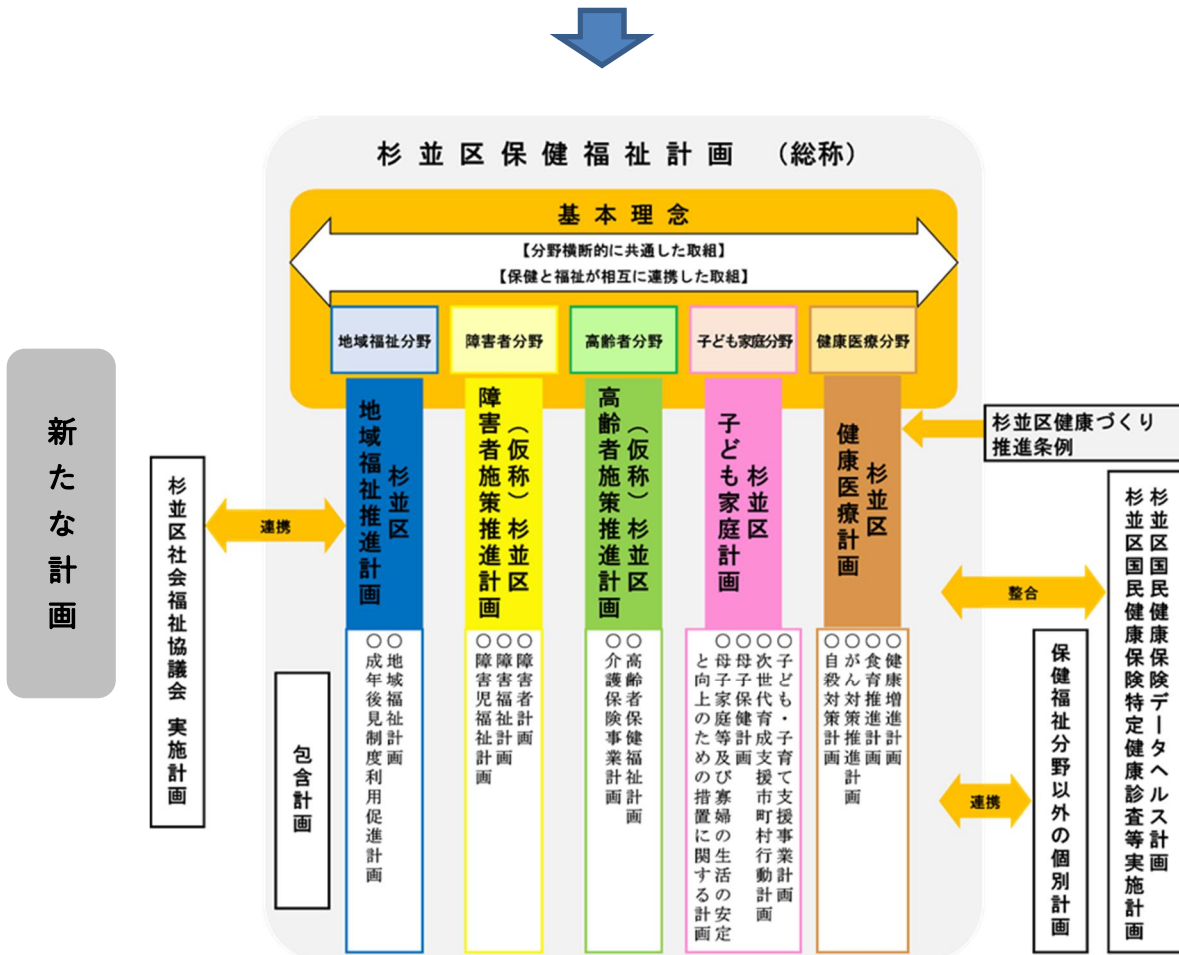
(2) 新たな計画策定の基本的な考え方

- こうした課題を踏まえ、新たに策定する計画は、分野ごとの取組を把握しやすくするため、法令等に基づく計画を中心に、各分野別（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療の5分野）の体系ごとに統合・再編しました。
- また、区の保健福祉施策を一体的に進めていくため、統合・再編した各分野別の計画には、保健福祉分野全体を貫く基本理念や計画推進の方向性などを共通に示すとともに、分野横断的に共通した取組や保健と福祉が連携した取組の一覧を杉並区地域福祉推進計画の中に明記し、各取組の概要については、それぞれの分野別計画の中で明らかにしました。
- なお、保健福祉の各分野別計画の計画期間は、法令等で定められた計画における計画期間と整合を図ることとします。
- 再編した分野別の計画をまとめて「杉並区保健福祉計画」と総称します。

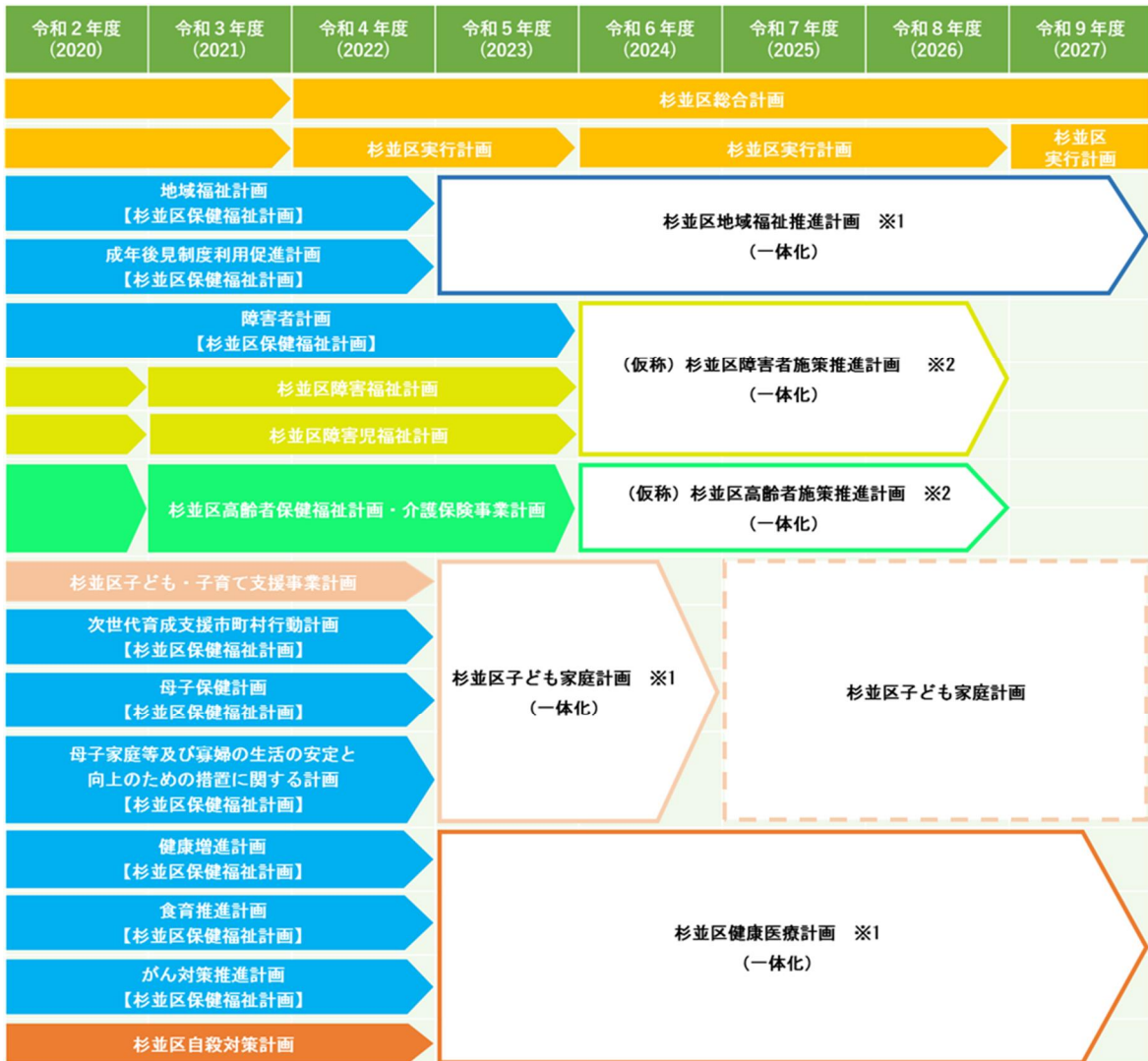
計画体系図の比較



分野ごとの取組を把握しやすくし、関連する計画を包含した計画に統合・再編



保健福祉の各分野別計画の計画期間



※1 令和5(2023)年度は、杉並区地域福祉推進計画、杉並区子ども家庭計画、杉並区健康医療計画を策定します。

※2 (仮称) 杉並区障害者施策推進計画及び(仮称) 杉並区高齢者施策推進計画については、法令等で定める現在の障害福祉計画・障害児福祉計画及び介護保険事業計画の計画終期が令和5(2023)年度末であることに加え、国において関連計画等の作成に向けた議論や見直し検討が既に行われていることを踏まえ、令和6(2024)年度を始期とする計画を策定します。

3 保健福祉分野全体を貫く基本理念

杉並区基本構想に掲げる区が目指すまちの姿「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けて、保健福祉分野の取組を推進するに当たり、次の基本理念を掲げます。

① 人間性の尊重

日常生活のあらゆる場面で、個人の尊厳や権利が冒されることなく、自己の意思に基づく選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。

② 自立の促進

すべての区民が、持てる能力を発揮しながら、主体的に社会参加し、自分らしく安心した生活を営むことができるよう、一人ひとりの自立に向けた取組をサポートしていきます。

③ 予防の重視

誰もが安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、身体機能の低下や生活困難、感染症等の健康危機^{※1}などを軽減する予防の取組を重視します。

④ 支え合いの醸成

様々な価値観を互いに認め合い、支え・支えられることができるよう、世代や属性を超えた多様な交流ができる環境を整え、誰もが暮らしやすい地域社会を築いていきます。

⑤ 孤立の防止

必要な人が必要なときに、人・活動・組織とつながることができるよう、多様な主体が参画、連携し、孤立させない仕組みを整えていきます。


※1 健康危機：食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品その他何らかの原因により、住民の生命と健康の安全が脅かされる事態

4 計画推進の方向性

- 保健福祉施策に関連する組織間の更なる連携強化と計画化した取組の進行管理を行うため、庁内に「保健福祉施策推進連絡会議」を設置し、計画の推進を図っていきます。
- また、分野横断的な課題への対応について、関連する組織間の連絡と調整を綿密に図り、課題解決に向けて取り組んでいきます。

5 分野横断的に共通した取組等について

- 各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の制度やサービス提供だけでは解決が難しい課題、支援対象を世帯と捉えた複合的な課題を解決するために、相談支援機関を中心とした各分野による連携をより一層強化した取組が必要です。
- また、保健と福祉が相互に連携した取組やライフステージに応じた保健福祉のサービス展開などについても、各分野が横断的に連携して対応することが重要です。
- こうした分野横断的に取り組むべき事業等については、杉並区地域福祉推進計画の中で「保健福祉施策において分野横断的に実施する事業」（巻末資料）として明らかにするとともに、「4 計画推進の方向性」で示したとおり、組織間の更なる連携強化を図っていきます。
- さらに、各分野別計画において、地域や関係団体と連携して課題解決に取り組み、分野や組織を超えた切れ目のない取組をきめ細やかに推進することで、子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らし続けられる杉並区を目指します。



第1章

総論

1 杉並区健康医療計画策定の趣旨

(1) 健康医療計画策定の経緯

近年、超高齢社会を迎えて糖尿病等の生活習慣による有病者が増加しています。また、心の病気の増加に加え、感染症の蔓延などによる生活様式の変化によりストレスを抱える方の増加も予測され、病気になる前段階からの予防的な取組の充実など、社会環境の変化や区民生活・意識の変化等に沿った健康づくりへの取組が求められています。

これまで区は、保健福祉分野の課題を解決するため、杉並区保健福祉計画において、保健・福祉・医療施策における取組の基本的な方向、施策、事業の体系等を定め、着実に取り組んできました。

これまでの杉並区保健福祉計画では、保健福祉施策全体を網羅した区の分野別計画として策定していましたが、前述「新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって」で示したとおり、保健福祉の各分野（「地域福祉」、「障害者」、「高齢者」、「子ども家庭」、「健康医療」）が取り組む領域が拡大し、かつ計画期間も異なることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが難しくなっていました。

こうした区民や区を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、法令等に基づく計画を中心に、保健福祉の各分野別の体系ごとに統合・再編を行い、これらの計画をまとめて杉並区保健福祉計画と総称し、健康医療分野の計画については杉並区健康医療計画（以下「本計画」という。）として新たに策定することとしました。

(2) 杉並区基本構想で示す将来像と取組の方向性

区では、今後の社会経済環境の変化を見据え、実効性や実現可能性を確保することを念頭に置き、令和4（2022）年度から概ね10年程度の杉並区の将来を展望する羅針盤として、新たな杉並区基本構想を令和3（2021）年10月に策定しました。

杉並区基本構想では、「防災・防犯」や「福祉・地域共生」など八つの分野ごとの将来像を描き、その実現に取り組むこととされ、「健康・医療分野」については、以下の将来像を掲げ、その実現のため、三つの「取組の方向性」を定めました。

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

健康・医療分野における取組の方向性

1 主体的に健康づくりに取り組み、自分らしくいきいきと住み続けるまちをつくる

- 「人生100年時代」の健康長寿社会に向け、子どもや若者を含め、世代を超えて、生涯を通じた健康づくりを進めます。また、社会的孤立の防止や生きがい確保の観点から、誰もが社会参加と活躍ができる機会や場を増やします。
- 区民が主体的に健康づくりに取り組む機運を高めるとともに、健康づくりに向けた様々な活動を支援します。

2 住み慣れた地域で一人ひとりに合った医療が提供されるまちをつくる

- ICTの活用などにより、区民一人ひとりがそれぞれの状況に合った医療・介護の情報やサービスを受けられるような仕組みづくりを進めます。
- 小児医療や障害者医療、終末期までを見通した高齢者の在宅医療体制を強化します。

3 非常時にも迅速に対応できる地域医療体制をつくる

- 災害時における緊急的な医療体制の構築を進めるとともに、感染症などのリスクにも対応できるよう、十分な医療体制や関係機関との連携・協力体制を整えて、非常時にも必要な医療が安心して受けられる環境づくりを進めます。

さらに、杉並区基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として、令和4（2022）年度を始期とする新たな杉並区総合計画と杉並区実行計画等を策定し、分野ごとに施策を定めるとともに各施策に掲げる目標を達成するための取組・事業が計画化されました。

2 計画の位置付け等

本計画は、杉並区基本構想の健康・医療分野における将来像「『人生 100 年時代』を自分らしく健やかに生きることができるまち」の実現に向けて、杉並区総合計画・杉並区実行計画等との整合を図った上で、杉並区保健福祉計画を構成する健康医療分野の計画として策定しました。区の健康医療施策を総合的かつ計画的に展開していくための基本的な方向性と取組を示すとともに、健康増進計画、食育推進計画、がん対策推進計画、自殺対策計画を包含しています。なお、個々の計画の主な取組については、健康増進計画及び食育推進計画は、施策 1 の「いきいきと住み続けることができる健康づくり」の中に、がん対策推進計画は、施策 2 の「がん対策の推進」の中に掲げています。

包含する計画のうち、自殺対策計画については、区はこれまで、自殺対策基本法第 13 条に基づく市町村自殺対策計画として杉並区自殺対策計画を策定し、総合的に自殺対策を推進してきました。誰もが自殺に追い込まれることなく安心して生きていくためには、精神保健的な視点だけでなく、社会的な視点を加えて包括的な支援を行うことが必要であり、保健、医療、福祉、教育、労働等の様々な分野が、自殺対策に関する認識を共有するとともに、分野の枠を超えて密接に連携し、取組を広げていくことが不可欠です。このため、計画の継続性及び分野横断的な取組の必要性の観点から、本計画において、独立した章として定めることとし、これまでの区の自殺対策における成果と課題を検証しつつ、社会情勢の変化や自殺総合対策大綱^{※1}における重点施策等も考慮しながら、個々のニーズに合わせた対策を、より一層推進していくために計画の改定を行いました。

さらに、杉並区健康づくり推進条例^{※2}の規定に基づき設定及び公表することとしている「達成すべき目標及び指標」を参考資料として、併せて掲載しています。

なお、本計画には、現在の杉並区総合計画・杉並区実行計画等では実施規模等が確定していないものも含まれていますが、今後、これらの計画改定時や予算の中で位置付けて、保健福祉分野の中で実施すべき事業の方向性や優先的に推進する事業を提示するものです。

※1 自殺総合対策大綱：自殺対策基本法に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として定めたもの

※2 杉並区健康づくり推進条例：健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び杉並区健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間とします。

なお、上位計画である杉並区総合計画・杉並区実行計画等の改定や国・東京都における関連した諸計画の改定の動向など社会情勢の変化に合わせ、必要な見直しを行います。



第2章

区を取り巻く状況

1 区のこれまでの取組

平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度を計画期間とする改定前の杉並区保健福祉計画においては、杉並区総合計画に定める施策別に取り組を進めました。

健康医療分野に係る施策の主な取組は、以下のとおりです。

施策1 いきいきと暮らせる健康づくり

(1) 健康づくりの推進

生涯にわたって健康な生活を送り健康寿命の延伸を図るため、若い世代からの体力保持と向上、歯と口腔の健康の維持、働く世代の各種健診の実施や生活習慣の改善、高齢者の介護予防など切れ目のない健康づくりに取り組みました。

受動喫煙防止対策等の推進においては、令和 2 (2020) 年 4 月の改正健康増進法の全面施行に伴い、主に飲食店等の事業者に対して、受動喫煙による健康への影響や具体的な規制内容について、リーフレットの配布や区ホームページを通じて普及啓発を行うとともに、説明会を実施しました。

心の健康づくりの推進においては、依存症や発達障害等に関する講演会を開催し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、専門医や保健師による心の健康相談を行い、多様化する区民の心の問題に対応できる相談体制を整備しました。

また、自殺対策の推進においては、令和元 (2019) 年 5 月に策定した「杉並区自殺対策計画」に基づき、自殺予防に関する知識の普及啓発や自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができるゲートキーパーを養成するなど相談支援体制の充実を図りました。

難病患者の療養と社会生活を支援するため、東京都の難病医療費助成などの制度周知を行うとともに、杉並区医師会が実施する在宅難病患者訪問診療事業に協力して、保健師による生活や医療に関する訪問相談などを行いました。また、アレルギー疾患については、重症化や症状を軽減するための正しい知識の啓発に努めるとともに、4 か月児健康診査や 1 歳 6 か月児健康診査の機会を利用して、専門医によるアレルギー相談を実施しました。

がん対策の推進においては、区民を対象とした講演会の開催とともに、ポスターやチラシを作成して区内医療機関等と連携した配布に加えて、周知用の動画を新たに作成するなどにより、がんの一次予防^{※1}として、がん予防のための正しい知識の普及啓発や禁煙・節酒の勧奨など、区民が健康的な生活を実践するための取組を進めました。

また、がん検診においては、国の指針を踏まえた科学的根拠に基づく対策型検診（区市町村が実施すべきがん検診）を実施するとともに、「杉並区肺がん検診外部検証等委員会」の答申や、「杉並区がん検診精度管理審議会」及び「杉並区胃内視鏡検査による

※1 一次予防：生活習慣の改善など原因の排除やリスクの低減を図ること

胃がん検診精度管理審議会」の審議を通じて示された意見を踏まえ、精度管理^{※1}の向上を図りました。

がん患者と家族への支援としては、緩和ケア^{※2}の普及啓発や、がん患者や家族からの相談を担う職員を対象としたスキルアップを図る研修などを行いました。

令和3（2021）年度の成果指標の達成状況は、区民の65歳健康寿命^{※3}が目標値である男性84歳、女性87歳に対し、男性83.8歳、女性86.9歳であり、目標にはわずかに届かないものの、ほぼ達成に近い結果になりました。また、がんの75歳未満年齢調整死亡率^{※4}など他の成果指標もおおむね改善傾向にあります。

- ※1 **精度管理**：がん死亡率の減少を目指すため、受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し適切に対応することで、がん検診の精度を高めること
- ※2 **緩和ケア**：医療用麻薬などを使用した疼痛緩和やカウンセリングによる不安の軽減など、病気や治療に伴う様々な苦痛をやわらげ、患者や家族のQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）を高めるためのケア
- ※3 **65歳健康寿命**：65歳の人が必要介護認定（要介護2以上）を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの（東京保健所長会方式による算出方法）
- ※4 **75歳未満年齢調整死亡率**：人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口（昭和60（1985）年モデル人口）で補正して算出（人口10万対）

(2) 健康危機管理の推進

保健所は健康危機管理の拠点として、関係機関と連携し、生活に身近な食品・医薬品や感染症などにより生命や健康の安全が脅かされる事態から、区民の健康で衛生的な生活を守るための取組を進めました。

区民の食の安全・安心を確保するため、食品等事業者に対する監視指導を行うとともに、区民・食品等事業者・行政の三者によるリスクコミュニケーション^{※1}の推進に取り組みました。また、食中毒の発生時には、迅速かつ適切に調査を実施し、健康被害の拡大防止と再発防止を図りました。

多くの人々が利用する理・美容所や公衆浴場などの環境衛生関係営業施設や薬局等に対しても監視指導を行いました。住宅宿泊事業（民泊）については、平成30（2018）年6月に施行された住宅宿泊事業法に基づき、事業を実施する区域及び期間を定めるとともに、事業者向けガイドラインを策定し適正な事業運営の確保に努めました。さらに、食品・飲料水・感染症予防等に関して科学的根拠に基づく指導・助言等を行うための試験検査を実施しました。

令和元（2019）年末に発生した新型コロナウイルス感染症対策として、区独自にPCR検査・判定を実施し、地域における流行を早期に探知するとともに、高齢者施設等に対する積極的疫学調査や、区民一人ひとりの自主的な感染予防行動の周知徹底を図るため、区広報や区ホームページを活用して、感染症に関する予防知識の普及啓発を行うなど、区民の生命と健康を守る取組の推進を図りました。

- ※1 **リスクコミュニケーション**：社会を取り巻く危険性を適切に管理するために、消費者、食品等事業者、行政、専門家などが、情報や意見を交換し、互いに意思疎通を図ること

(3) 動物と共生できる地域社会づくり

人と動物が共生できる地域社会の実現を目指し、動物の適正飼養ルールの普及啓発や狂犬病予防注射の接種率の向上、飼い主のいない猫対策などに取り組みました。

令和4（2022）年6月からは動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正され、販売される犬、猫にマイクロチップの装着が義務付けられることになり、区はその普及啓発に努めました。

施策2 地域医療体制の充実

(1) 緊急時の医療体制充実

区民が医療や日頃の健康管理等を継続的に相談できる「かかりつけ医^{※1}・かかりつけ歯科医^{※2}・かかりつけ薬剤師^{※3}」について、健康づくり等の各種イベントや健康診査等の機会を通じて周知を図るとともに、切れ目のない安心かつ適切な医療を提供するため、かかりつけ医が患者の病状にあわせて専門医療機関を紹介する病診連携についても進めてきました。

救急医療体制については、医療機関案内サービスや小児急病診療を中心とした医療・歯科の急病診療体制を維持するとともに、AED（自動体外式除細動器）の普及や救命救急講習の実施により地域における初期救急対応力の向上を図りました。

災害時医療体制については、緊急医療救護所^{※4}の維持管理や災害時拠点病院等との医療救護訓練の実施により災害時医療体制の充実を図りました。

- ※1 **かかりつけ医**：医療や介護等なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる存在であり、地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師
- ※2 **かかりつけ歯科医**：生涯を通じた歯と口腔の健康管理や、在宅療養者に対する訪問治療を行う等、切れ目なく歯科保健医療サービスを提供する機能を有する歯科医師
- ※3 **かかりつけ薬剤師**：重複投与や残薬の確認等、薬を一元的・継続的に把握することで適切な服薬状態を維持する手助けを行い、開局時間外でも調剤や電話相談を実施でき、医療機関と連携している薬剤師
- ※4 **緊急医療救護所**：大規模な災害が発生し多数の負傷者が想定される場合に、超急性期（発災後72時間まで）において、都の指定する、災害時に主に重症者の治療・収容を行う災害拠点病院及び主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う災害拠点連携病院等の敷地内に設置する救護所で、主に傷病者のトリアージ（傷の程度を判定し、治療や搬送の優先順位を決めること）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う施設

(2) 在宅医療体制の充実

在宅療養者等が安心して在宅で医療・介護を受けられるよう、平成30（2018）年度に杉並区在宅医療・生活支援センターを開設しました。また、杉並区医師会が導入した「多職種連携ICTシステム」に対して助成するとともに、同システムの利用を促進するための関係者への周知を行うなど、杉並区医師会等関係団体をはじめとした医療・介護に

携わる関係機関との連携を強化し、区内の在宅医療体制の更なる充実を図りました。

(3) 感染症対策の推進

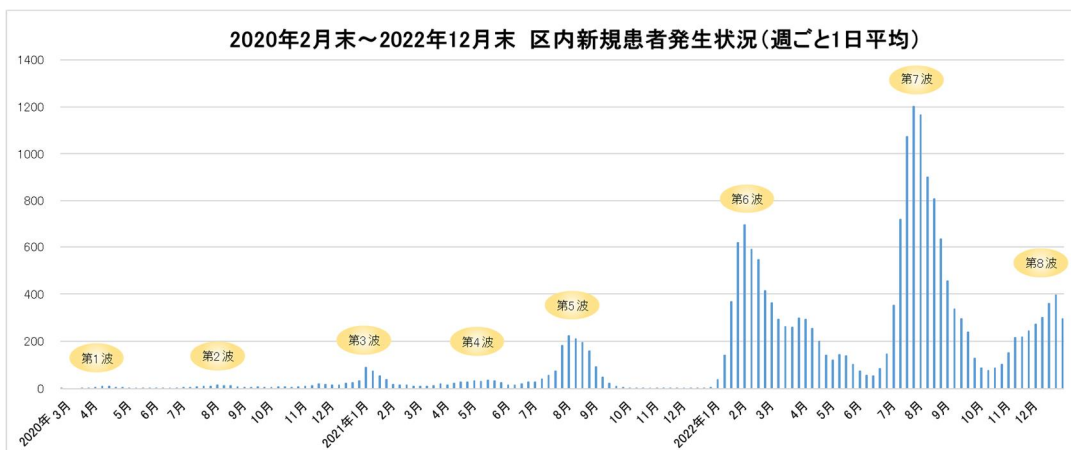
感染症とその予防に関する知識の普及啓発のほか、感染症発生時において迅速かつ適切な対応が取れるよう、医療機関等との連絡会の開催、訓練の実施など連携の強化、備蓄品の確保等を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症発生時においては、関係機関と連携し、患者対策、ワクチン接種などの取組を適切かつ迅速に行いました。

☆新型コロナウイルス感染症に対する取組は、「2 新型コロナウイルス感染症の区内発生状況及び保健所等の取組」に掲載

2 新型コロナウイルス感染症の区内発生状況及び保健所等の取組

令和元（2019）年末に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告された新型コロナウイルス感染症は、わずか数か月の間に世界的な流行となりました。日本では、令和2（2020）年1月中旬に最初の感染者が確認され、区では、令和2（2020）年2月16日に初の感染者が報告されました。以降、流行を繰り返し、令和4（2022）年12月末現在、区内の累計感染者数は13万人を超え、255人の死亡者が報告されています。区は、杉並区医師会や基幹病院を始めとする区内医療機関の連携協力のもと、感染状況に即したまん延防止策や相談・医療・検査体制及び保健所体制を整備するとともに、ワクチンの住民接種等の対策に精力的かつ果敢に取り組みました。

(1) 新型コロナウイルスの区内発生状況(令和4(2022)年12月末現在)



(2) 保健所のこれまでの主な取組

① まん延防止（患者等への対応）

新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、令和2（2020）年2月1日に指定感染症（令和3（2021）年2月13日からは「新型インフルエンザ等感染症」）に位置付けられたことにより、積極的疫学調査、患者及び濃厚接触者への健康観察の実施及び就業制限、入院勧告などの必要な措置を行ったほか、入院患者に対する医療費と患者移送費を公費負担しました。また、発熱等の症状がある方などに対し、各医療機関に設置された発熱外来・検査スポット等での検査予約の調整を行いました。

② 相談体制・連携体制

区民からの相談等に対応するため、杉並区受診・相談センター^{※1}を設置・運営しました。また、区民が安心して適切な医療を受けることができるよう、感染発生当初から杉並区医師会や関係医療機関等と連携した円滑な医療体制を確保するための連絡・調整の場として、新型コロナウイルス感染症対策連絡会^{※2}を開催するとともに、令和3（2021）年8月からは杉並区医師会と訪問看護ステーション事業運営者などの在宅医療関係者からなる杉並区新型コロナウイルス自宅療養者支援検討会を開催しました。さらに、区内病院と協定を結び、コロナ病床確保のための転院支援事業を実施するとともに、コロナ患者の受け入れや従事者の感染に伴い休診を余儀なくされた医療機関に対して経営支援を行いました。

※1 センター…令和2（2020）年2月から10月までの名称は杉並区帰国者・接触者相談センター

※2 連絡会…令和2（2020）年3月に新型コロナウイルス感染症連絡会として設置し、令和2（2020）年4月から令和3（2021）年11月まで杉並区新型コロナウイルス感染症対策関係医療機関等連絡会、令和3（2021）年12月から新型コロナウイルス感染症対策連絡会に改編

③ 医療・検査体制

新型コロナウイルス感染症の発生当初、区内における外来及び入院の診療体制を早期に整備し、安定的な運用を図るために区内の基幹病院に対して補助金の支給を行いました。また、検査体制の整備・拡充を図るため、医療機関における発熱外来及びPCR検査に要する経費の一部を助成しました。さらに、PCR検査バスを導入し、杉並区休日等夜間急病診療所における発熱患者に対する診療や、区内各所での無症状者に対するPCRモニタリング調査などに活用しました。このほか、区管理施設などを提供し、東京都PCR等検査無料化事業に連携協力するとともに、区民に対し抗原定性検査キットを無償配布（東京都配布対象者を除く。）しました。

④ 保健所体制

医療機関に早急につなげる必要のある患者等への迅速かつ適切な対応を図るため、区直営の検査施設における検査実施体制を整備し、生活衛生課分室（旧杉並区衛生試

験所)において、令和2(2020)年7月から区職員によるPCR検査判定を開始しました。また、変異株の発生動向を把握するため、令和3(2021)年3月から陽性検体について変異株スクリーニング検査を開始しました。変異株スクリーニング検査は流行の変化に順次対応し、実施しました。

また、保健所の人員体制の強化のため、区職員や派遣職員(看護師等)の増配置や業務委託を行うとともに、感染拡大期にはBCP^{※1}を発動して全庁的な応援体制を組織しました。

さらに、流行時に増加する自宅療養者の支援として、区独自に自宅療養者支援ステーションを立ち上げ、必要な方に健康観察やパルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)など療養物品の配送を行いました。

※1 BCP:業務継続計画

⑤ ワクチン接種体制

予防接種法に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種は令和3(2021)年2月17日から臨時の予防接種として実施することとされました。初回接種(1・2回目)やオミクロン株対応型ワクチンを含む追加接種(3・4・5回目)をかかりつけ医等の区内医療機関や地域集団接種会場において、希望する区民が速やかに接種できるように体制の確保に取り組みました。

☆新型コロナウイルス感染症に対する区の実施と改定前の保健福祉計画との関連について

新型コロナウイルス感染症は、改定前の杉並区保健福祉計画の策定時点(平成30(2018)年)においては、発生・確認されていなかったため、事業「感染症対策の推進」の取組内容をベースとして、前述した様々な対策に取り組んできました。

新たに策定した本計画においても、新型コロナウイルス感染症に対する取組については、先行き不透明であることからあえて独立したものとはせず、既存の感染症及び新興・再興感染症^{※1}の発生に備えた取組内容に含め、「施策3 地域医療体制の充実」の「事業5 感染症対策の推進」に盛り込んだ形で計画化しました。

※1 再興感染症:かつて存在した感染症で、公衆衛生学上ほとんど問題にならないようになっていたが、近年再び増加してきたもの、あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症

3 国及び東京都の健康医療政策の動向

(1) 国の健康日本21(第二次)

平成24(2012)年度に策定された健康日本21(第二次)は、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、国民の健康の増進に関する基本的な方向として次の5点を挙げています。

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

国は、この健康日本 21（第二次）の計画期間を令和 5（2023）年まで 1 年間延長し、令和 6（2024）年度を始期とする次期プランについて、令和 5（2023）年春頃を目途に公表予定としています。

(2) 国のがん対策

国は、平成 19（2007）年 4 月にがん対策基本法を施行するとともに、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同年 6 月にがん対策推進基本計画を策定しました。

また、令和 4（2022）年 6 月に取りまとめた第 3 期がん対策推進基本計画の中間評価報告書の内容を踏まえ、令和 5（2023）年度から令和 10（2028）年度までの 6 年を実行期間の目安とする第 4 期がん対策推進基本計画について、令和 5（2023）年 3 月の閣議決定を目指しています。

(3) 東京都の健康推進プラン 21（第 2 次）

東京都においては、都道府県健康増進計画として、平成 24（2012）年度に東京都健康推進プラン 21（第 2 次）が策定されました。どこに住んでいても生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会を目指し、総合目標として、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を掲げ、これらを達成するために、生活習慣病の発症予防や生活習慣の改善の取組を強化しています。

国が健康日本 21（第二次）の計画期間を 1 年間延長したことに伴い、東京都健康推進プラン 21（第 2 次）の計画期間を令和 5（2023）年度まで 1 年間延長し、今後は、国の次期プランの公表に伴い、令和 6（2024）年度を始期とする次期プランの策定を予定しています。

(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正されたことに伴い、感染症に関する予防計画について、都道府県に加え、令和 6（2024）年度から保健所設置市区でも一部事項について策定することが義務付けられました。感染症発生・まん延時は、地域の実情に応じて区においても主体的・機動的に感染症対策に取り組む必要があるため、感染症に関する予防計画の策定に向けて関係部署と取り組んでいきます。

4 社会情勢の変化

健康寿命の伸長に伴い、「人生100年時代」に本格的に突入する中で、誰もがより長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はますます高まっています。また、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、身体活動・社会活動は大幅に抑制され、区民の生活様式は大きく変容しました。このことに伴い、コロナ禍において顕在化した運動不足など身体活動の変化やフレイル^{*1}の悪化とともに、ストレスが増加するなど健康面への影響等における新たな課題に対応する必要があります。

区は、杉並区基本構想において、『人生100年時代』を自分らしく健やかに生きることができるまち」を健康・医療分野の将来像として示しました。「人生100年時代」を見据え、区民一人ひとりの主体的な取組や、個々の状況に合わせた医療情報の提供等に基づき、効果的な健康づくりを展開する必要があります。

住み慣れた地域で、誰もが自分らしく、いきいきと安心して健康に暮らし続けるため、今後も起こり得る新興・再興感染症の発生や流行に適切に対処するとともに、ポストコロナを見据えた新たな時代において、予防・健康づくりの取組の充実が求められています。

※1 **フレイル**：加齢により心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態。健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥る。兆候を早期に発見し、適切に対処することで、進行を抑制したり、健康な状態に戻したりすることができる

5 SDGsへの取組

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、令和12（2030）年に向けた国際目標である「SDGs」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が採択されました。SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17の目標と169のターゲットを掲げています。

このことを踏まえて、本計画においても以下のSDGsの目標と区取組との対応関係を明示するとともに、今後とも世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方や軌を一にした取組を進めていきます。

● 健康医療分野に関連する3つの目標 ●

3 すべての人に
健康と福祉を



6 安全な水とトイレ
を世界中に



17 パートナースhipで
目標を達成しよう



6 区健康医療に関するデータ

(1) 人口推移統計

全国的に人口減少が続く中、東京都では増加を続け、杉並区においては、令和 2 (2020) 年まで増加傾向となっています。

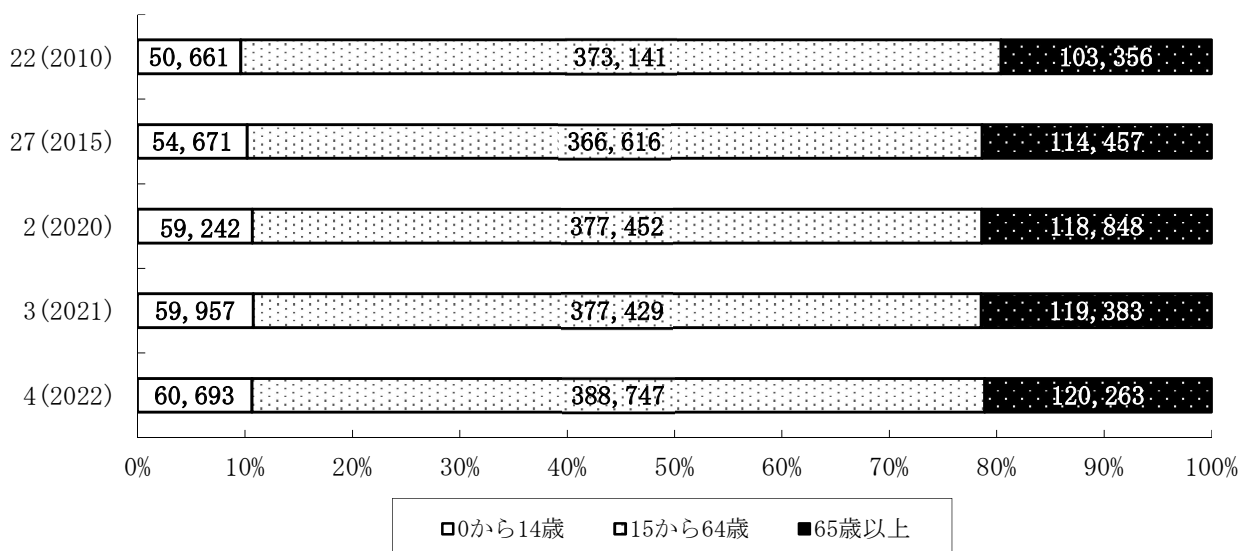
各年 10 月 1 日 (国勢調査及び推計人口)

年次	全国	東京都	杉並区	荻窪 保健センター	高井戸 保健センター	高円寺 保健センター	上井草 保健センター	和泉 保健センター
27(2015)	127,094,745	13,515,271	540,221	153,515	142,184	128,096	61,558	54,868
28(2016)	126,933,000	13,624,000	544,239	154,710	143,143	128,994	61,648	55,744
29(2017)	126,706,000	13,724,000	548,163	156,576	144,322	129,352	61,815	56,098
30(2018)	126,443,000	13,822,000	551,207	157,802	144,991	129,841	61,835	56,738
元(2019)	126,167,000	13,921,000	555,500	159,364	146,344	130,120	62,069	57,603
2(2020)	125,708,382	13,971,109	558,104	159,858	147,955	130,106	62,383	57,802
3(2021)	125,502,000	14,010,000	555,706	159,478	148,010	128,978	62,308	56,932

(注) 令和 2 (2020) 年と平成 27 (2015) 年は国勢調査実施年。全国及び東京都人口は総人口。杉並区及び各保健センター人口は日本人人口

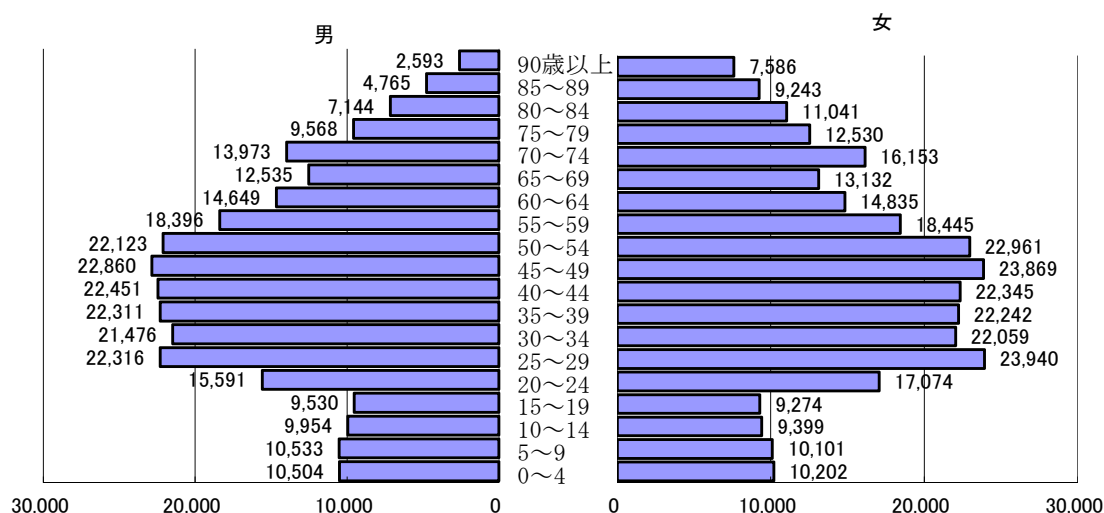
(2) 人口構成の変化 (各年 1 月 1 日住民基本台帳・日本人)

若年層は、減少傾向、高齢者は、増加傾向となっています。現役世代は、横ばい傾向から令和 4 (2022) 年は増加しました。



(3) 性・年齢階級別人口構成図（令和4（2022）年1月1日住民基本台帳・日本人）

19歳未満の人口数と59歳以下の人口数では、各年齢階級で比較すると、おおよそ2倍の差となっています。60歳以上の男女比較では、年齢層が上がるほど、女性が多くなっています。



(4) 主要死因順位の変遷

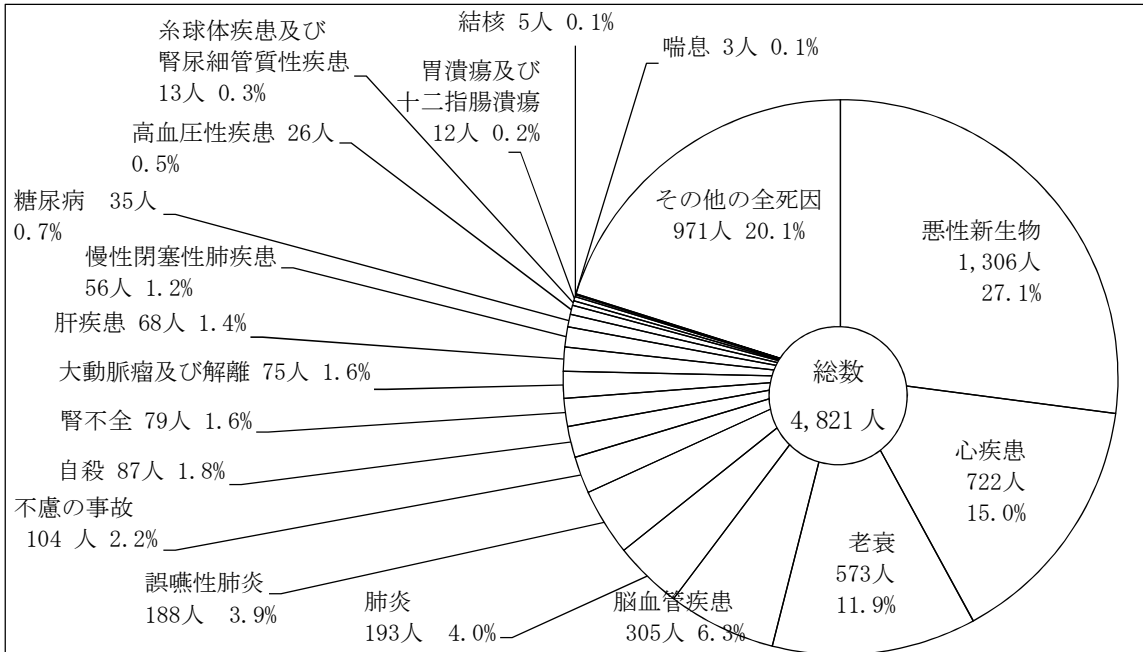
過去10年間の主要死因は、1位の悪性新生物（がん）と2位の心疾患の順位に変わりありません。

年次	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
24(2012)	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	自殺	不慮の事故	大動脈瘤及び解離	肝疾患	腎不全
25(2013)	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	自殺	大動脈瘤及び解離	腎不全	肝疾患
26(2014)	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	自殺	大動脈瘤及び解離	肝疾患	腎不全
27(2015)	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	自殺	腎不全	大動脈瘤及び解離	肝疾患
28(2016)	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	不慮の事故	自殺	大動脈瘤及び解離	腎不全	肝疾患
29(2017)	悪性新生物	心疾患	老衰	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故	大動脈瘤及び解離	自殺	肝疾患	腎不全
30(2018)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	誤嚥性肺炎	不慮の事故	自殺	腎不全	大動脈瘤及び解離
元(2019)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	誤嚥性肺炎	腎不全	肝疾患	自殺
2(2020)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	誤嚥性肺炎	大動脈瘤及び解離	自殺	腎不全
3(2021)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	誤嚥性肺炎	不慮の事故	自殺	腎不全	大動脈瘤及び解離

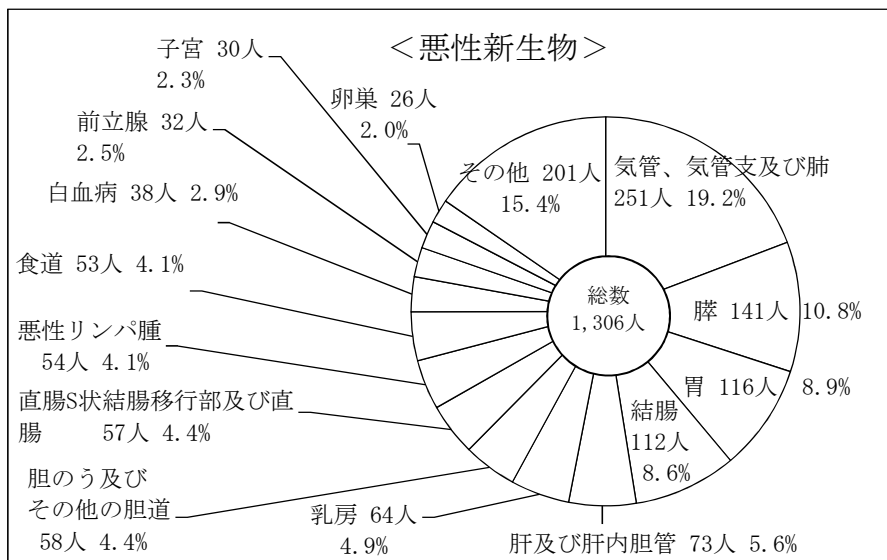
(注) 誤嚥性肺炎は平成30（2018）年分から項目追加

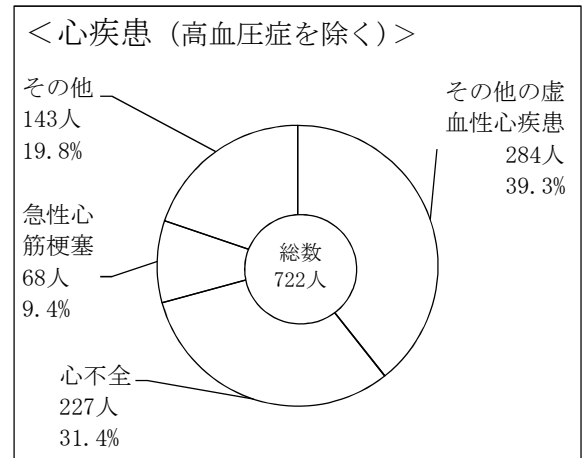
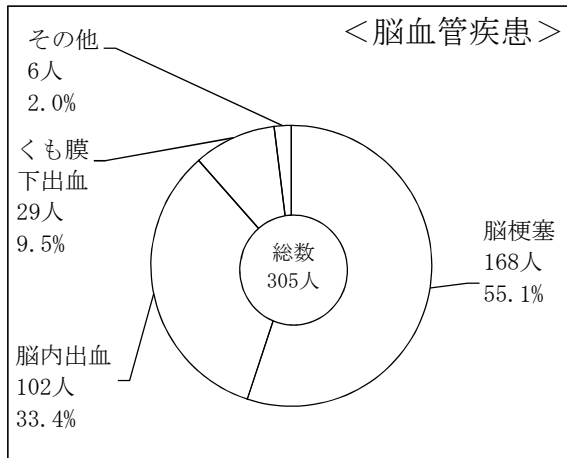
(5) 主要死因割合 (令和3 (2021) 年)

主要死因の約3割近くを悪性新生物(がん)が占めており、肺がん、すい臓がん及び胃がんが上位となっています。



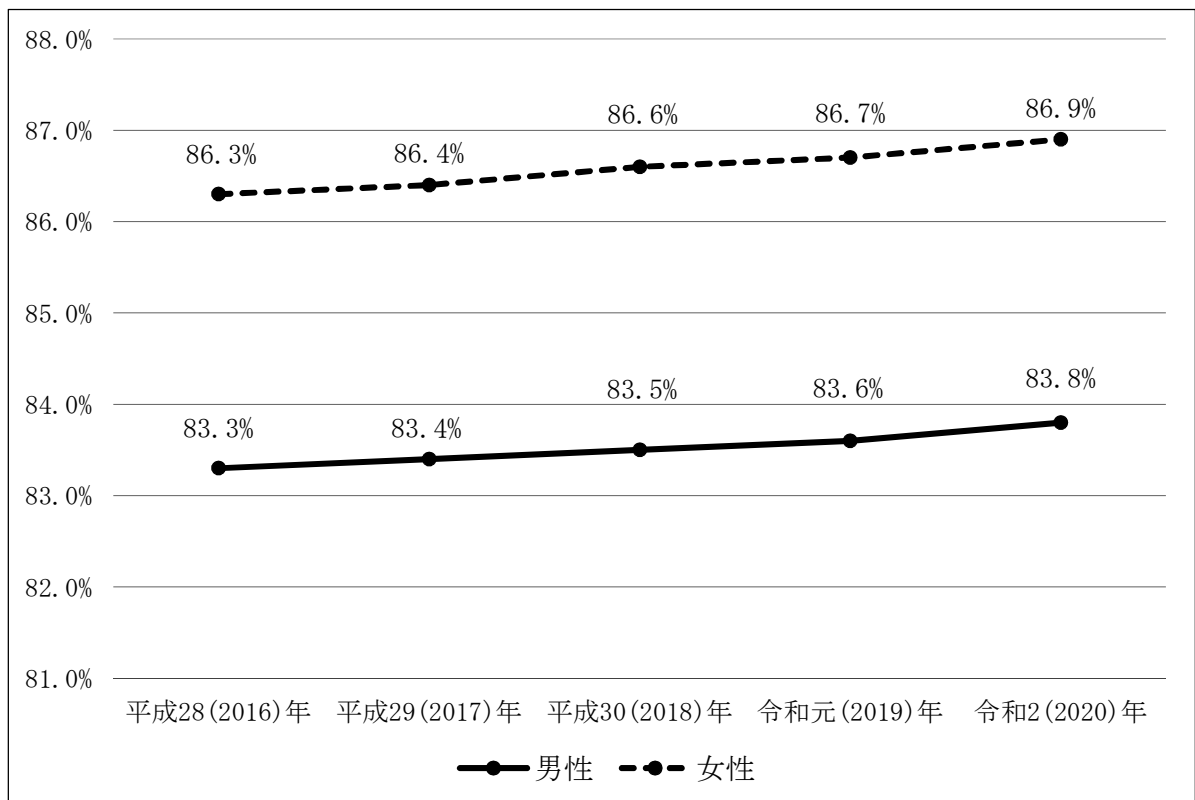
(6) 三大死因 (悪性新生物・脳血管疾患・心疾患) 割合 (令和3 (2021) 年)





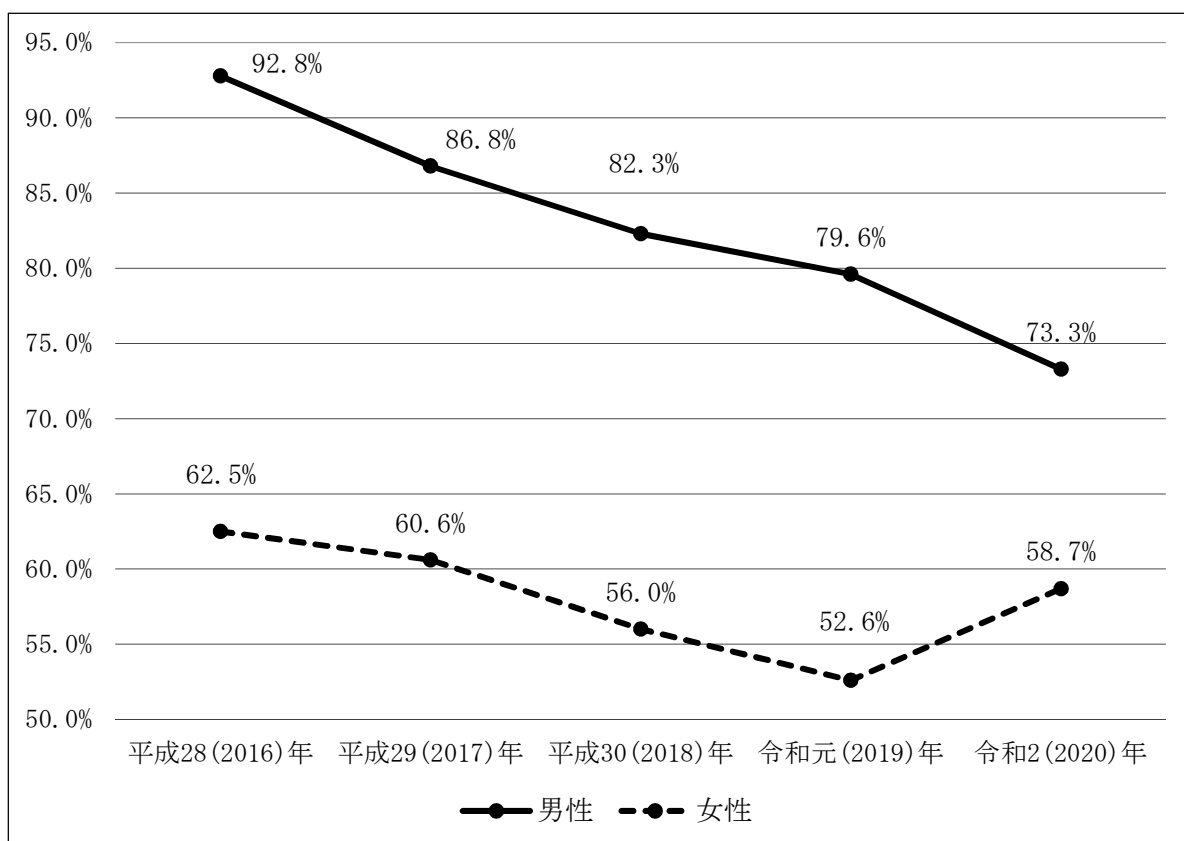
(7) 65歳健康寿命

男女ともに延伸傾向を示しています。



(8) がんの75歳未満年齢調整死亡率

男性は減少傾向、女性も令和元（2019）年まで減少していましたが、令和2（2020）年は増加となりました。





第3章

計画内容

1 施策を構成する事業の体系

実 …実行計画事業及び実行計画関連事業

施策	事業	主な取組
施策 1 い き い き と 住 み 続 け る こ と が で き る 健 康 づ く り	1 区民と進める健康づくりの推進 実 P32	(1) 健康づくりの総合的な推進 P 32 (2) 歯と口腔の健康づくりの推進 P 32 (3) 関係団体及び民間事業者との協働による健康づくり P 33 (4) 受動喫煙防止対策等の推進 P 33 (5) 健康づくりに取り組む団体の育成・支援 P 34
	2 食育活動の推進 実 P35	(1) 食育の普及啓発 P 35 (2) ライフステージに応じた食育の推進 P 35 (3) 健康的な食生活への環境整備 P 36 (4) 食育推進ネットワークの強化 P 36
	3 高齢期における健康づくり 実 P37	(1) 介護予防・フレイル予防・認知症予防の推進 P 37 (2) 地域介護予防活動の支援 P 37 (3) 地域介護予防活動支援者の育成・支援 P 37
	4 生活習慣病予防対策の推進 実 P38	(1) 区民健康診査の実施 P 38 (2) 成人歯科健康診査等の実施 P 39 (3) 生活習慣病予防の普及啓発 P 39 (4) 健診データの活用による糖尿病予防対策の推進 P 39 (5) 民間運動施設との協定による生活習慣病予防の推進 P 39
	5 心の健康づくりの推進 実 P40	(1) 精神保健に関する相談の充実 P 40 (2) 心の健康に関する正しい知識の普及啓発 P 40 (3) 自殺対策の推進〔再掲〕 P 79 (4) うつ病対策の推進 P 41 (5) 精神障害者への療養支援 P 41
	6 難病・アレルギー対策の推進 P42	(1) 難病対策の推進 P 42 (2) アレルギー・ぜん息患者への支援 P 42
	7 健康づくりを支援する環境の整備 P43	(1) 健康づくり情報へのアクセスと普及啓発 P 43 (2) 身体活動向上への機会の充実 P 43

施策	事業	主な取組								
施策2 がん対策の推進	1 がんの一次予防の推進 実 P46	<table border="1"> <tr><td>(1) たばこ対策の強化</td><td>P 46</td></tr> <tr><td>(2) がんの原因となるウイルス等への感染対策の推進</td><td>P 46</td></tr> <tr><td>(3) がんを予防する生活習慣の普及啓発</td><td>P 47</td></tr> <tr><td>(4) がんに関する教育の充実</td><td>P 47</td></tr> </table>	(1) たばこ対策の強化	P 46	(2) がんの原因となるウイルス等への感染対策の推進	P 46	(3) がんを予防する生活習慣の普及啓発	P 47	(4) がんに関する教育の充実	P 47
	(1) たばこ対策の強化	P 46								
	(2) がんの原因となるウイルス等への感染対策の推進	P 46								
(3) がんを予防する生活習慣の普及啓発	P 47									
(4) がんに関する教育の充実	P 47									
2 がん検診の推進 実 P48	<table border="1"> <tr><td>(1) 科学的根拠に基づくがん検診の実施</td><td>P 48</td></tr> <tr><td>(2) がん検診受診率の向上</td><td>P 49</td></tr> <tr><td>(3) がん検診の質の向上</td><td>P 49</td></tr> </table>	(1) 科学的根拠に基づくがん検診の実施	P 48	(2) がん検診受診率の向上	P 49	(3) がん検診の質の向上	P 49			
(1) 科学的根拠に基づくがん検診の実施	P 48									
(2) がん検診受診率の向上	P 49									
(3) がん検診の質の向上	P 49									
3 がん患者と家族への支援の充実 P50	<table border="1"> <tr><td>(1) 相談支援体制の充実</td><td>P 50</td></tr> <tr><td>(2) 緩和ケア等の普及啓発の充実</td><td>P 50</td></tr> <tr><td>(3) がん患者へのアピアランスケア支援事業の実施</td><td>P 50</td></tr> </table>	(1) 相談支援体制の充実	P 50	(2) 緩和ケア等の普及啓発の充実	P 50	(3) がん患者へのアピアランスケア支援事業の実施	P 50			
(1) 相談支援体制の充実	P 50									
(2) 緩和ケア等の普及啓発の充実	P 50									
(3) がん患者へのアピアランスケア支援事業の実施	P 50									

施策	事業	主な取組											
施策3 地域医療体制の充実	1 救急医療体制の充実 実 P54	<table border="1"> <tr><td>(1) 急病医療情報センターの運営</td><td>P 54</td></tr> <tr><td>(2) 急病診療体制の確保</td><td>P 54</td></tr> <tr><td>(3) 初期救急対応力の向上</td><td>P 55</td></tr> </table>	(1) 急病医療情報センターの運営	P 54	(2) 急病診療体制の確保	P 54	(3) 初期救急対応力の向上	P 55					
	(1) 急病医療情報センターの運営	P 54											
	(2) 急病診療体制の確保	P 54											
	(3) 初期救急対応力の向上	P 55											
	2 災害時医療体制の充実 実 P56	<table border="1"> <tr><td>(1) 緊急医療救護所備蓄品の整備等</td><td>P 56</td></tr> <tr><td>(2) 災害拠点病院等と連携した医療救護訓練の実施</td><td>P 56</td></tr> <tr><td>(3) 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実</td><td>P 57</td></tr> <tr><td>(4) 急性期以降の医療救護体制の整備</td><td>P 57</td></tr> <tr><td>(5) ICTを活用した新たな災害医療体制の構築</td><td>P 57</td></tr> </table>	(1) 緊急医療救護所備蓄品の整備等	P 56	(2) 災害拠点病院等と連携した医療救護訓練の実施	P 56	(3) 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実	P 57	(4) 急性期以降の医療救護体制の整備	P 57	(5) ICTを活用した新たな災害医療体制の構築	P 57	
	(1) 緊急医療救護所備蓄品の整備等	P 56											
(2) 災害拠点病院等と連携した医療救護訓練の実施	P 56												
(3) 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実	P 57												
(4) 急性期以降の医療救護体制の整備	P 57												
(5) ICTを活用した新たな災害医療体制の構築	P 57												
3 在宅医療体制の充実 実 P58	<table border="1"> <tr><td>(1) 在宅医療・介護連携の推進</td><td>P 58</td></tr> <tr><td>(2) 在宅医療相談調整窓口の充実</td><td>P 58</td></tr> <tr><td>(3) 後方支援病床協力病院との連携強化</td><td>P 59</td></tr> <tr><td>(4) 在宅医療に関わる人材の育成</td><td>P 59</td></tr> <tr><td>(5) 在宅医療地域ケア会議の充実</td><td>P 59</td></tr> <tr><td>(6) ICTを活用した多職種連携ネットワークの運営支援</td><td>P 59</td></tr> </table>	(1) 在宅医療・介護連携の推進	P 58	(2) 在宅医療相談調整窓口の充実	P 58	(3) 後方支援病床協力病院との連携強化	P 59	(4) 在宅医療に関わる人材の育成	P 59	(5) 在宅医療地域ケア会議の充実	P 59	(6) ICTを活用した多職種連携ネットワークの運営支援	P 59
(1) 在宅医療・介護連携の推進	P 58												
(2) 在宅医療相談調整窓口の充実	P 58												
(3) 後方支援病床協力病院との連携強化	P 59												
(4) 在宅医療に関わる人材の育成	P 59												
(5) 在宅医療地域ケア会議の充実	P 59												
(6) ICTを活用した多職種連携ネットワークの運営支援	P 59												
4 地域医療連携の推進と かかりつけ医等の定着 P60	<table border="1"> <tr><td>(1) 地域医療連携の推進</td><td>P 60</td></tr> <tr><td>(2) 医療安全の確保</td><td>P 60</td></tr> <tr><td>(3) 歯科保健医療センターの運営</td><td>P 61</td></tr> <tr><td>(4) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・ かかりつけ薬剤師の普及・定着</td><td>P 61</td></tr> </table>	(1) 地域医療連携の推進	P 60	(2) 医療安全の確保	P 60	(3) 歯科保健医療センターの運営	P 61	(4) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・ かかりつけ薬剤師の普及・定着	P 61				
(1) 地域医療連携の推進	P 60												
(2) 医療安全の確保	P 60												
(3) 歯科保健医療センターの運営	P 61												
(4) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・ かかりつけ薬剤師の普及・定着	P 61												
5 感染症対策の推進 実 P62	<table border="1"> <tr><td>(1) 新型インフルエンザ等感染症対策の推進</td><td>P 62</td></tr> <tr><td>(2) 感染症に関する予防計画の策定に向けた取組</td><td>P 62</td></tr> <tr><td>(3) 感染症対策の強化</td><td>P 63</td></tr> <tr><td>(4) 予防接種事業の推進</td><td>P 63</td></tr> </table>	(1) 新型インフルエンザ等感染症対策の推進	P 62	(2) 感染症に関する予防計画の策定に向けた取組	P 62	(3) 感染症対策の強化	P 63	(4) 予防接種事業の推進	P 63				
(1) 新型インフルエンザ等感染症対策の推進	P 62												
(2) 感染症に関する予防計画の策定に向けた取組	P 62												
(3) 感染症対策の強化	P 63												
(4) 予防接種事業の推進	P 63												
6 障害者の地域医療体制の 整備 実 P64	<table border="1"> <tr><td>(1) 移行期医療支援の促進</td><td>P 64</td></tr> <tr><td>(2) 移行期医療に対する保護者等への普及啓発</td><td>P 64</td></tr> <tr><td>(3) 重症心身障害児の短期入所先の確保</td><td>P 64</td></tr> </table>	(1) 移行期医療支援の促進	P 64	(2) 移行期医療に対する保護者等への普及啓発	P 64	(3) 重症心身障害児の短期入所先の確保	P 64						
(1) 移行期医療支援の促進	P 64												
(2) 移行期医療に対する保護者等への普及啓発	P 64												
(3) 重症心身障害児の短期入所先の確保	P 64												

施策 4 健康危機管理の推進と安全な衛生環境の確保

1	健康危機管理体制の強化 実	P68	➔	(1)	健康危機発生時における関係機関との連携協力体制の確保	P 68
				(2)	健康危機に対する初期行動体制の強化	P 68
				(3)	職員の健康危機管理対応力の向上	P 68
				(4)	新型インフルエンザ等感染症対策の推進〔再掲〕	P 62
				(5)	感染症に関する予防計画の策定に向けた取組〔再掲〕	P 62
				(6)	感染症対策の強化〔再掲〕	P 63
				(7)	予防接種事業の推進〔再掲〕	P 63
2	食の安全対策の推進	P70	➔	(1)	食中毒対策の推進	P 70
				(2)	食品等事業者の自主的衛生管理の推進	P 71
				(3)	食品添加物の適正使用及び食品の適正表示の確保	P 71
				(4)	リスクコミュニケーションの推進	P 71
3	環境衛生の確保	P72	➔	(1)	環境衛生関係営業施設の衛生確保と住宅宿泊事業（民泊）の適正運営の確保	P 72
				(2)	安全で良質な飲料水の確保	P 72
				(3)	快適な住まいづくりの支援	P 73
4	医薬品等の安全確保	P74	➔	(1)	医薬品、医療機器等の安全確保	P 74
				(2)	毒物劇物の危害防止	P 74
				(3)	有害物質を含有する家庭用品の安全確保	P 74
5	試験検査による安全確保	P75	➔	(1)	感染症関連検査の実施	P 75
				(2)	衛生微生物検査の実施	P 75
				(3)	放射能測定の実施	P 76
				(4)	検査情報収集・精度管理の充実	P 76
6	動物と共生できる地域社会づくり 実	P77	➔	(1)	動物の適正飼養ルールの普及啓発	P 77
				(2)	飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施	P 77
				(3)	ドッグランの運営	P 78
				(4)	狂犬病予防の推進	P 78
				(5)	災害時におけるペットの救護対策の充実	P 78

2 施策別の計画内容

施 策 1

いきいきと住み続けることができる健康づくり

- 「人生100年時代」を迎え、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、杉並区健康づくり推進条例に基づき、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくとともに、健康づくりに向けた様々な取組を支援していきます。
- 杉並区自殺対策計画（第2次）に基づき、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりを推進していきます。
- コロナ禍の様々な自粛に伴う社会情勢の変化により発生した運動機会の減少や心の不調などの健康課題を捉え、これからのポストコロナに向けて誰一人取り残されることのない健康づくり環境の改善に取り組みます。

現状と課題

- ICTの普及やコロナ禍などによる社会環境・生活の変化や意識の多様化等に沿った健康づくり施策を実施していく必要があります。
- 糖尿病等の生活習慣による有病者が増加していることを踏まえ、糖尿病等の生活習慣病の発症予防や重症化予防への取組が求められています。
- 世界に類を見ない少子高齢化が進行する中、高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりが求められており、高齢期になっても健全な食生活や健康な心身を維持するため、若い世代からの歯と口腔を含めた健康づくりや介護予防、フレイル予防、認知症予防等を推進する必要があります。
- 近年の心の病気の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化などによる生活様式の変化によりストレスを抱える区民の増加も予測されることから、心の病気になる前段階からの予防的な取組の充実が求められています。

目指す姿

- 区民や事業者などが協働・連携し、ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりに参加できる機会が保障されています。また、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。
- 糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、生活習慣病有病者・予備群が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防・フレイル予防・認知症予防の取組により、高齢になっても自立して生活できています。
- 心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、早期発見、早期対処が行われています。

成果指標の現状と目標値

指標名		単位	現状値	目標値			
				6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
(1)	65歳健康寿命	男	歳	83.8 《2年》	83.9	84.2	84.4
		女	歳	86.9 《2年》	87.3	87.8	88.2

施策を構成する事業

事業	
1	区民と進める健康づくりの推進
2	食育活動の推進
3	高齢期における健康づくり
4	生活習慣病予防対策の推進
5	「心の健康づくり」の推進
6	難病・アレルギー対策の推進
7	健康づくりを支援する環境の整備

【1】区民と進める健康づくりの推進 **実**

事業の方向性

区民一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されていく環境づくりを進めていきます。

また、区民や事業者などとの協働・連携やICTの活用を進め、誰もが健康づくりに参加できる機会を確保していきます。

主な取組

(1) 健康づくりの総合的な推進		健康推進課
概要	<p>「人生100年時代」を迎える中で、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、杉並区健康づくり推進条例に基づき、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくとともに、健康づくりに向けた様々な取組を支援していきます。</p> <p>また、ライフステージに応じた健康課題に効果的に対応するため、杉並区健康づくり推進協議会^{※1}の意見を聞きながら、杉並区健康づくり推進条例の目標の達成状況について評価し、施策の方向性などを確認するとともに、地域社会の多様な社会資源を活用しながら健康づくりを総合的に推進します。</p> <p>(具体的な目標・指標は、資料編を参照)</p>	

※1 杉並区健康づくり推進協議会：健康づくりに関する施策の実施に関して必要な事項の調査審議を行うため、杉並区健康づくり推進条例の規定に基づき学識経験者や医療関係者、公募区民などで構成する区長の附属機関

(2) 歯と口腔の健康づくりの推進		健康推進課
概要	<p>生涯を通じ誰もが歯と口腔の健康の保持・増進ができるよう、地域の関係団体と区民が一体となって、若い世代から切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進に取り組みます。</p> <p>① ライフステージに応じた歯科保健の推進</p> <p>子どもから成人、高齢者までライフステージの特徴に応じた取組の方向性を示し、歯科健康診査などの様々な機会を捉えて普及啓発していくことで、生涯を通じた歯科保健の充実を図ります。</p>	

	<p>② 適切な歯と口腔の健康づくりの支援（重症化予防）</p> <p>成人歯科健康診査等の健診結果から、歯周病のリスクの高い対象者に、成人期における歯周病予防と高齢期における口腔機能の維持・向上（オーラルフレイル予防）に関する適切な情報を提供することで、歯科疾患の重症化予防の啓発を図ります。</p> <p>③ ICTを活用した歯科保健に関する普及啓発</p> <p>歯と口腔の健康に関心が薄い区民も適切な情報が取得できるよう、動画配信やSNSなどのICTを活用し、幅広い年代の区民が気軽にアクセスできる情報発信の充実を図ります。</p>
--	--

(3) 関係団体及び民間事業者との協働による健康づくり		健康推進課
概要	<p>区民一人ひとりが主体的に身体と口腔の健康づくりに取り組めるよう、関係団体及び民間事業者等との協働により、健康づくり応援店^{※1}の拡充及びよい歯健口フェスティバル^{※2}を開催します。さらに、地域の団体及び事業所の様々な取組内容を広く紹介することで、地域全体での健康づくり活動の活性化を図ります。</p>	

※1 健康づくり応援店：健康栄養情報の掲示やヘルシーメニューの提供などを行い、区民の健康づくりを推進する飲食店、惣菜店、コンビニエンスストア等で区が登録した店舗

※2 よい歯健口フェスティバル：健康づくりの基礎となる歯と口の健康を地域で考えるきっかけをつくるために、地域の関係団体と協力して実施する普及啓発イベント

(4) 受動喫煙防止対策等の推進		健康推進課
概要	<p>区民の健康を守るため、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の規定に基づく、受動喫煙防止対策の普及啓発を進めていきます。</p> <p>飲食店等の事業者や区民に対して、区広報や区ホームページを通じて受動喫煙防止の周知・啓発を行うとともに、飲食店等における店内の喫煙状況表示の順守と指導を進め、望まぬ受動喫煙の防止を図っていきます。また、飲食店が適切な対策を取ることができるよう、技術的助言等を行います。</p> <p>喫煙者の禁煙の支援については、関係機関との連携のもと、禁煙外来の普及・啓発など適切な情報提供と啓発を進めていきます。</p> <p>また、20歳未満の喫煙防止対策については、学校教育と連携して喫煙などの状況を把握するとともに、情報共有を図っていきます。</p>	

(5) 健康づくりに取り組む団体の育成・支援		保健サービス課 健康推進課
概要	<p>生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会を実現するため、健康づくりリーダー^{※1}を育成・支援し、健康づくりを推進する区民を増やします。これにより地域に健康づくりを広めて、区民の健康度を向上させます。</p> <p>また、保健センターの健康講座等の参加者から生まれた自主グループや、共通の趣味などでつながる区民グループが地域の健康づくり活動の担い手となるよう、技術や情報の提供などによる支援を行います。</p>	

※1 **健康づくりリーダー**：すぎなみ地域大学の健康づくりリーダー講座を受講し、区へ健康づくりリーダーの登録をした区民。登録メンバーで「杉並健康づくりリーダーの会」を組織し、区の支援を受けながら主体的に健康づくりの企画・運営を行っている

【2】食育活動の推進 **実**

事業の方向性

区民の誰もが、生涯にわたって心身ともに健康で、豊かな人間性を育むために、食育推進ボランティアをはじめ、個人、団体、企業などの多様な主体の参加と連携・協力により食育を総合的かつ計画的に推進します。

主な取組

(1) 食育の普及啓発		健康推進課
概要	<p>区民の健康寿命を延伸するため、健全な食生活、歯や口の健康、食の安全性に関する知識等を講演会や体験型のイベント、動画配信による料理教室、レシピ集の配布等により普及啓発します。</p> <p>また、地産地消を取り入れた食育や、食品ロスの削減など、食の循環や環境に配慮した食の在り方についてもイベント等で普及啓発します。</p>	

(2) ライフステージに応じた食育の推進		健康推進課 保健サービス課 保育課 学務課 高齢者在宅支援課
概要	<p>子どもから成人、高齢者まで生涯を通じた健康づくり及び生活習慣病の予防に向けてライフステージに応じた食育を推進します。</p> <p>① 乳幼児期の食育推進</p> <p>乳幼児期の食育は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たします。</p> <p>このため、保健センターでは、乳幼児健康診査等における栄養相談や講座を通じて、様々な子どもの身体状況や家庭環境に合わせた実践可能な食育による支援を行います。</p> <p>また、保育施設等では、「食を営む力」の育成に向けて、給食を通じた共食の楽しみや、調理の体験等を通じて「食への関心」を高めるとともに、家庭でできる食育の実践方法を紹介するなど、心身の成長と五感豊かに食べることが好きな子どもを育む支援を行います。</p> <p>② 学齢期の食育推進</p>	

	<p>学齢期における食育は学校で策定する「食に関する指導全体計画^{※1}」を基に、学校給食を生きた教材として活用しながら、学校教育全体を通じて組織的・計画的に推進します。こうした取組を通じて、子どもたちが健康的食生活を営むことができる判断力を培い、食を通じて生命、自然を尊重する態度を養うように支援します。</p> <p>③ 成人期の食育推進</p> <p>区民一人ひとりが、野菜や果物の摂取や減塩に配慮するなどのがんや生活習慣病を予防し、健全で充実した食生活を実践できるよう保健センター及び地域の様々な場や機会を通じて食育を推進します。また、地域の健康づくり応援店や青果店等との協働により、バランスのよい食事の普及を行います。</p> <p>④ 高齢期の食育推進</p> <p>高齢者の低栄養は、フレイルを招き、健康寿命延伸の妨げとなることから、しっかり噛んでよく食べる、食を通じたフレイル予防を推進します。また、高齢者が多様な暮らしの中で身体状況の変化に応じた健全な食生活を送ることができるよう、食事の形態や調理法について区民に周知するとともに、医療機関や介護施設等との連携を強化し、食情報の共有化を推進します。</p>
--	---

※1 食に関する指導全体計画：学校における食育を推進するに当たって、子どもが食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において策定する計画をいう

(3) 健康的な食生活への環境整備		健康推進課
概要	<p>区民が安全で健康的な外食や中食^{※1}を選択できるよう、特定給食施設や飲食店等への指導支援を行い、健康的な食環境を整備します。また、無駄の出ない適量摂取に向けて食品表示や健康情報の提供を行う食品販売店等を増やし、健康的な食の選択や食品ロスを減らせるような地域環境を整備します。</p>	

※1 中食（なかしょく）：弁当や惣菜等のテイクアウト、デリバリーを利用する等、家庭外で調理された食品を家庭や職場に持ち帰って食べる食事形態をいう

(4) 食育推進ネットワークの強化		健康推進課
概要	<p>食育推進ボランティア^{※1}を育成するとともに、その活動を支援していきます。</p> <p>また、食育に関する各施策の実効性を高めるため、食育推進ボランティア、区民、地域団体、事業者、企業等の食育に係る様々な関係者と協力して、成長期の中学生を対象とした朝ベジごはんメニューコンテスト^{※2}を実施するなど、多様な連携によりネットワークを拡充し、食育活動を推進します。</p>	

※1 食育推進ボランティア：すぎなみ地域大学の講座を受講して登録するボランティアで、レシピ集等の配布や食育イベントへの参加等の食育活動を行っている

※2 朝ベジごはんメニューコンテスト：中学2年生を対象とし、栄養バランス、野菜量などを審査基準とした朝食メニューコンテスト

【3】 高齢期における健康づくり実

事業の方向性

生涯にわたり健やかにいきいきと暮らすためには、特に高齢期の健康づくりが大切です。元気に自立して日常生活を送れるよう、介護予防・フレイル予防等の取組を進め、健康寿命の延伸を目指します。

主な取組

(1) 介護予防・フレイル予防・認知症予防の推進		保健サービス課 高齢者在宅支援課
概要	介護予防・フレイル予防・認知症予防に役立つ基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット等を作成し配布するとともに講演会を開催します。また、体操やウォーキングや認知機能を強化する講座を実施し、参加した受講者が具体的な手法を身に付けることで自主的な介護予防等の活動につなげていきます。	
(2) 地域介護予防活動の支援		保健サービス課 高齢者在宅支援課
概要	高齢者の社会参加や交流の機会を広げていくため、介護予防の意識を持って活動する自主グループや地域住民が主体となって運営する「わがまち一番体操」「公園から歩く会」などの継続的な集いの場を支援し、今後も、地域で支えあう介護予防活動を推進していきます。	
(3) 地域介護予防活動支援者の育成・支援		保健サービス課 高齢者在宅支援課
概要	地域で介護予防の活動を担う人材を、養成講座を開催して育成していきます。また、地域介護予防活動支援者のレベルアップのため、専門職による相談・支援や定期的な研修等を実施します。	

【4】生活習慣病予防対策の推進 **実**

事業の方向性

健康寿命の延伸を目指して、区民が自らの健康に関心を持ち、生活習慣病予防のために食生活、禁煙、運動、歯・口腔の健康などの生活習慣の改善に取り組めるように事業を充実します。

「人生100年時代」の健康長寿社会に向け、糖尿病・メタボリックシンドローム・COPD^{※1}等の生活習慣病を予防するため、正しい知識の普及啓発を図るとともに、区民健康診査等を実施することにより疾病の早期発見に努めるほか、合併症や重症化の予防対策を進めます。

※1 COPD：慢性気管支炎や肺気腫など慢性的に呼吸がしにくくなる肺の炎症性疾患の総称

主な取組

(1) 区民健康診査の実施		健康推進課 杉並福祉事務所 国保年金課
概要	<p>健康を維持・増進するとともに、生活習慣病予防対策の一環として、糖尿病などの疾患の早期発見のために、以下のとおり区民健康診査を実施します。</p> <p>① 国保特定健康診査^{※1} 40～74歳の国民健康保険加入者を対象とする国保特定健康診査を実施します。</p> <p>② 後期高齢者健康診査 後期高齢者医療制度^{※2}加入者を対象とする後期高齢者健康診査を実施します。</p> <p>③ 成人等健康診査 30～39歳で職場などで健康診査を受ける機会のない人及び40歳以上で医療保険に加入していない人を対象に、成人等健康診査を実施します。また、30歳代の成人等健康診査対象者のうち杉並区国民健康保険加入者に対し受診勧奨を行うとともに、医療保険に加入していない生活保護受給者に対する受診再勧奨を福祉事務所と連携して実施していきます。</p>	

※1 **国保特定健康診査**：40歳～74歳までの杉並区国民健康保険加入者全員を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診項目で実施する健康診査

※2 **後期高齢者医療制度**：75歳以上全員と前期高齢者（65歳～74歳）で障害認定による者を対象とする他の健康保険とは独立した医療保険制度

(2) 成人歯科健康診査等の実施		健康推進課 国保年金課
概要	<p>歯科疾患の発症及び重症化予防とかかりつけ歯科医の定着を促すために、25・30・35・40・45・50・60・70歳の区民を対象に歯科健康診査と歯科保健指導を実施します。</p> <p>また、76歳の区民を対象に後期高齢者歯科健康診査を実施し、生涯にわたる口腔機能の維持・向上を図ります。</p>	

(3) 生活習慣病予防の普及啓発		健康推進課 保健サービス課
概要	<p>生活習慣病予防のために地域の健康課題に則した保健センター等での実践的な講座を実施するとともに、動画配信やSNSなどICTを活用して健康に関心の薄い方や幅広い年代の区民が気軽にアクセスできる情報発信を行います。</p>	

(4) 健診データの活用による糖尿病予防対策の推進		健康推進課
概要	<p>国保特定健康診査のデータから確認された糖尿病予備群等の方に、糖尿病予防教室の案内や糖尿病予防リーフレットを個別に送付し、糖尿病の発症予防や悪化の防止を図ります。</p>	

(5) 民間運動施設との協定による生活習慣病予防の推進		健康推進課
概要	<p>生活習慣病を予防するため、「区民の健康づくりに関する協定」を締結したスポーツクラブ等民間運動施設との協働により、水泳やフィットネスなどのプログラムを区民に提供します。子育て世代の親子から中高年まで、多くの区民が自分のペースで身近な運動施設を利用できる機会を提供します。</p>	

【5】心の健康づくりの推進 **実**

事業の方向性

新型コロナウイルス感染症の流行の長期化などにより、生活様式や社会環境が大きく変化したことでストレスを抱え、心の病気になる人が増加しています。区民がいきいきと安心して生活できるよう、うつ病対策や自殺対策のほか、精神保健に関する相談などの取組を通じて、地域の精神保健福祉活動の充実を図り、心の健康づくりを推進します。

主な取組

(1) 精神保健に関する相談の充実		保健予防課 保健サービス課
概要	<p>心の健康について区民が気軽に、かつ早期に相談ができるよう保健センター、医療機関及び関係機関等の相談窓口の周知に努めます。保健センターで実施する「心の健康相談」では、うつ、幻聴幻覚、もの忘れ、依存症、思春期問題、ひきこもり、PTSD^{*1}及び発達障害など多様化する問題に対応します。</p> <p>また、家族の心の健康に関し、同じような悩みを抱える人に向けた講演会の開催や交流の場を作ります。</p> <p>さらに、心の健康相談等を行う区職員及び関係機関職員の対応力の向上や関係機関との連携強化を図ります。</p>	

※1 PTSD：心的外傷後ストレス障害。災害など命の危険にさらされるような事件や衝撃、喪失体験のあと、その場を再体験する感覚や不眠、過度の緊張状態、感情マヒなどの症状がでること

(2) 心の健康に関する正しい知識の普及啓発		保健予防課 保健サービス課
概要	<p>心の健康を保つために「休養」「睡眠」「ストレスへの対応」が重要であることや精神疾患に対する正しい理解を図るため、講演会や区広報、区ホームページを活用して普及啓発に努めます。</p>	

(3) 自殺対策の推進〔再掲→P79 第4章杉並区自殺対策計画(第2次)〕	保健予防課 保健サービス課 ほか
---------------------------------------	---------------------

(4) うつ病対策の推進	保健予防課 保健サービス課 地域子育て支援担当課
--------------	--------------------------------

概要	<p>うつ病は早期に相談することが効果的であることから、うつ病について区民に正しい情報を提供し、早期発見・早期対応を推進するとともに、本人や家族への支援を行います。</p> <p>① 普及啓発の強化 うつ病の早期発見のポイントやうつ病予防に関する情報について、区広報、区ホームページ、パンフレット等を通じて周知を図るとともに、うつ病に対する正しい知識や対応に関する講演会を開催します。</p> <p>② 出産前後のうつの早期発見・早期対応の推進 ゆりかご面接^{※1}などにより妊娠期からの相談体制を強化するとともに、すこやか赤ちゃん訪問^{※2}の際に母親に産後うつのスクリーニングを実施するほか、必要に応じて専門医等の相談につなぎます。</p> <p>③ 家族への支援の充実 うつ病の方がいる家族を対象に、うつ病の理解と適切な対応についての講演会を実施します。</p>
----	---

※1 ゆりかご面接：妊娠期から保健師等の専門職が関わり、一緒に育児プランを作成する事業

※2 すこやか赤ちゃん訪問：生後4か月までの乳児のいる全家庭に保健師や助産師等の専門職が訪問し、母子の健康状態や生活状況の把握、育児に関する相談、子育てに関する情報提供を行い、産後うつの早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図る事業

(5) 精神障害者への療養支援	保健予防課 保健サービス課
-----------------	------------------

概要	<p>治療が必要にもかかわらず自ら医療にかかれぬ方や複合的な問題を抱えた方を支援します。また、退院後の自立と社会経済活動への参加を促進するための支援計画を策定するなど継続的な支援を行うとともに、社会復帰訓練を実施します。加えて、個別ケースの相談を通じて医療機関や関係機関と連携・協力体制を強化します。</p>
----	--

【6】 難病・アレルギー対策の推進

事業の方向性

在宅難病患者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、療育相談や在宅医療に関する専門相談を実施するとともに、関係機関と連携して療養環境の整備を行い、在宅難病患者とその家族の生活の質の向上を図ります。

また、様々な原因や症状があるアレルギー疾患について、重症化の予防や症状を軽減させるための正しい知識の啓発に努めます。併せて、アレルギーの心配がある子どもとその保護者を対象に専門医によるアレルギー相談を実施します。

主な取組

(1) 難病対策の推進		保健予防課 保健サービス課 在宅医療・生活支援センター
概要	<p>在宅で療養する難病患者の方に各種支援制度の紹介や療養相談を実施します。また、医療、保健及び福祉等の関係機関との連携等により、患者の療養に適した環境づくりを支援します。併せて、支援者の質の向上を目的に、他職種研修を実施し在宅医療に関する相談の充実を図ります。</p>	
(2) アレルギー・ぜん息患者への支援		保健予防課 保健サービス課
概要	<p>気管支ぜん息患者等へ医療費助成を行うほか、アレルギー疾患の重症化予防等に関する知識の啓発や専門医によるアレルギー相談等を実施します。</p> <p>① 大気汚染による健康障害者への医療費助成 認定審査会で認定された気管支ぜん息等の患者に医療券を交付し、治療に要した医療費を助成します。</p> <p>② アレルギー相談の充実 4 か月児健康診査及び1歳6か月児健康診査の際に問診を行い、アレルギーの心配がある子どもとその保護者に対して、専門医によるアレルギー相談を実施します。</p> <p>③ アレルギーに関する情報提供 区広報や区ホームページなどを通じて、アレルギーやぜん息に関する情報提供を行います。</p> <p>④ 快適な住まいづくりの支援〔再掲→P 73〕</p>	

【7】健康づくりを支援する環境の整備

事業の方向性

区民、事業者、関係団体等による主体的な健康づくりを進めるため、科学的根拠に基づく健康づくりに関する情報の発信や、身近な地域で様々な健康づくりの活動が行えるよう、環境整備を進めていきます。

主な取組

(1) 健康づくり情報へのアクセスと普及啓発		健康推進課 保健サービス課
概要	<p>区民、事業者、関係団体が主体的に健康づくりに取り組む際に有用な情報を、収集、整理、分析して、区広報、ポスター、チラシ、区ホームページ（すぎなみ健康サイト）や、SNSなどのICTを活用して発信します。</p> <p>また、保健センターは、地域健康づくりネットワークの情報拠点となり、情報発信の場を作ります。</p>	

(2) 身体活動向上への機会の充実		健康推進課
概要	<p>「人生 100 年時代」の健康長寿社会に向けて、誰もが自分らしく健康に外出し、まちをストレスなく歩き、運動することができるよう、関係機関との連携のもとに、チラシや区ホームページなどによりウォーキングコースの紹介を行い、身近な地域で体を動かすきっかけとなる有用な情報を発信していきます。</p> <p>また、健康づくりにおいては日常生活の中での動機付けが重要であることから、スマートフォンアプリによる歩数や活動量の見える化など、継続して楽しく身体を動かす動機付けの機会の充実を図っていきます。</p>	

施 策 2

が ん 対 策 の 推 進

- 区民が、がんに関する正しい知識を身に付けるとともに、生活習慣の改善を図り、がんになる確率を低くするための適切な行動ができるようにしていきます。また、がんの原因と考えられている肝炎ウイルスやヒトパピローマウイルス（HPV）の感染対策に取り組んでいきます。
- がん検診については、がんの早期発見・早期治療のため、国の指針を踏まえたがん検診の受診率の向上を図るとともに、精度管理の強化により、がん検診の質を向上させ、がん死亡率の減少を目指していきます。
- がん患者と家族への支援のため、相談支援体制、緩和ケア及び在宅療養のための環境づくりを充実していきます。

現 状 と 課 題

- がんは、区民の死亡原因の27.1%（令和3（2021）年）を占めており、第1位となっています。がん対策については、健康増進法の改正による受動喫煙防止の取組や小学校、中学校及び高等学校におけるがん教育の開始のほか、社会保険の適用範囲の拡大による職域健診の受診機会の増加などの環境の変化が起きています。
- 国の研究結果から、生活習慣に気を付けて生活している人はがんになるリスクが低くなることが分かっていることから、がんになることを防ぐ生活習慣の改善や健康教育などの一次予防に取り組むことが大切です。
- がんの75歳未満年齢調整死亡率はおおむね改善傾向ですが、がん検診の受診率は新型コロナウイルスの感染拡大による受診控え等の影響から完全に回復しておらず、受診率向上に向けた取組が必要です。
- 生涯で2人に1人はがんになる時代と言われている中で、早期発見により、がんが治療可能な疾病となってきたことを踏まえ、働きながらがん治療を受けるための両立支援やがん患者とその家族を支援する体制を充実していく必要があります。

目指す姿

- がん対策が効果的に実施され、がんの75歳未満年齢調整死亡率が減少しています。
- がん患者とその家族が安心して治療や療養ができ、がん患者の療養生活の質が向上しています。

成果指標の現状と目標値

指標名		単位	現状値	目標値		
				6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)
(1)	がんの75歳未満年齢調整死亡率	男 人	73.3 《2年》	74.6	70.9	67.9
		女 人	58.7 《2年》	52.6	51.1	49.2

施策を構成する事業

事業	
1	がんの一次予防の推進
2	がん検診の推進
3	がん患者と家族への支援の充実

【1】がんの一次予防の推進 **実**

事業の方向性

がんの正しい知識やがんのリスクを減らす生活習慣の改善（一次予防）について、普及啓発を図ります。

主な取組

(1) たばこ対策の強化		健康推進課
概要	<p>喫煙者の禁煙支援について、禁煙外来の普及啓発など適切な情報提供と啓発を進めていきます。また、肺がん検診受診者のうち問診により喫煙していることが判明した方には、結果説明の際に禁煙支援を実施します。</p> <p>中学生及び高校生に対し、飲酒・喫煙等についての調査を3年に1度行い、調査結果については、杉並区健康づくり推進協議会委員など関係者に情報提供します。</p>	
(2) がんの原因となるウイルス等への感染対策の推進		保健予防課 健康推進課
概要	<p>肝炎ウイルスに感染すると自覚症状がないことが多く、本人が気付かないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ移行してしまふことがあります。区では、感染を早期に発見するため、区民健康診査の際に肝炎ウイルス検査を実施するとともに、15歳以上で職場や他の制度で検査を受ける機会のない区民を対象に、杉並保健所で肝炎ウイルス検査を実施します。いずれも未受診者を対象に無料で実施するほか、陽性者には東京都の医療費助成制度を周知し、感染者の治療を支援します。</p> <p>また、子宮頸がんの原因と考えられているヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の予防として、HPVワクチン接種の勧奨と接種の効果や副反応などの情報提供を適切に行うとともに、過去に法律に基づいた接種の機会を逃した方にキャッチアップ接種を実施します（令和4(2022)年度から3年間）。</p>	

(3) がんを予防する生活習慣の普及啓発		健康推進課
概要	<p>がん予防の科学的根拠に基づく正しい知識として、がん発症の要因や仕組みとともに、がんになるリスクを減らす5つの健康習慣（「禁煙」「適正な飲酒」「バランスの良い食事」「適度な運動」「適正体重の維持」）について、講演会、動画配信、がん征圧月間でのキャンペーンPRの実施に加え、リーフレットの配布や区ホームページ等で普及啓発を図っていきます。</p>	

(4) がんに関する教育の充実		済美教育センター
概要	<p>小・中学校では、学習指導要領に基づき、体育科（保健領域）や保健体育科（保健分野）等において、小学校では、主としてがんに関する教育を通じて健康と命の大切さについて学ぶとともに、中学校では、主としてがんに関する科学的根拠に基づいた正しい知識を理解することをねらいとして、がんの予防等、がんに関する教育を行います。また、医師やがん患者等の外部講師を活用した授業を行うなど、がんに関する教育の充実を図ります。</p>	

【2】がん検診の推進 **実**

事業の方向性

がんの早期発見・早期治療のため、国の指針を踏まえたがん検診の受診率の向上を図るとともに、がん検診の質の向上のために精度管理を強化し、がん死亡率の減少を目指します。

主な取組

(1) 科学的根拠に基づくがん検診の実施		健康推進課
概要	<p>がんによる死亡を減少させるためには、予防効果のあるがん検診を実施する必要があります。国は、死亡率減少効果に関する科学的根拠や、国内外のガイドラインによる推奨度を踏まえた検診方法を、区市町村が実施すべきがん検診（対策型がん検診）として指針（がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針）に示しています。区民のがんによる死亡率の着実な減少を目指し、国の指針を踏まえた対策型がん検診の実施に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">※参考資料【表1】</p>	

【表1】「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(厚生労働省)」で定められたがん検診の内容

検診の種類	効果のある検診方法	対象者	受診間隔
胃がん検診	胃部エックス線検査または胃内視鏡検査	50歳以上	2年に1回(当分の間胃部エックス線検査に関しては年1回の実施も可)
肺がん検診	胸部エックス線検査 (喀痰検査は原則50歳以上で喫煙指数 ^{*1} が600以上の方のみ。過去の喫煙者も含む。)	40歳以上	年1回
大腸がん検診	免疫便潜血検査2日法	40歳以上	年1回
乳がん検診	乳房エックス線検査(マンモグラフィ)	40歳以上の女性	2年に1回
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	20歳以上の女性	2年に1回

*1 喫煙指数:1日の喫煙本数×喫煙年数

(2) がん検診受診率の向上	健康推進課
概要	<p>がん検診電算システム^{※1}を活用した効果的な個別受診勧奨等に取り組み、がん検診受診率の向上を図ります。特に40歳（子宮頸がん検診は20歳）から69歳の働き盛りの区民の受診率を高める取組を強化します。</p> <p>また、国のがん検診推進事業である「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を実施し、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者（子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳）に対して、無料クーポン券と検診手帳を配付するなど、新規受診者の獲得と、継続受診の動機付けを図ります。</p> <p>さらに、継続受診には個別通知はもとより、かかりつけ医からのアプローチが効果的であることから、杉並区医師会との連携により、対面によるがん検診の結果説明のタイミングなどを活用して勧奨していきます。</p> <p>これらのほか、区広報や区ホームページへの掲載のほか、検診実施機関へのポスター掲示や区立施設でのリーフレットの配布に加え、ツイッター・フェイスブックなどのSNSを活用した啓発にも努めていきます。</p>

※1 がん検診電算システム：検診の効率的な実施や精度管理を目的とした、対象者の抽出から検診結果把握まで一括管理できるシステム

(3) がん検診の質の向上	健康推進課
概要	<p>がん医療の専門家及び杉並区医師会の医師で構成する「杉並区がん検診精度管理審議会」及び「杉並区胃内視鏡検査による胃がん検診精度管理審議会」において、専門的な知見に基づくがん検診の実施体制や精度管理の在り方等について審議し、安全で質の高いがん検診を安定的に行える体制を継続して整えていきます。</p> <p>また、がん検診を受診し、要精密検査と判定されたにもかかわらず、精密検査を受診しないことは、がんの発見の遅れにもつながります。がん検診の結果が「要精密検査」であった方の中で、一定期間経過しても精密検査の受診結果の報告がない等の状況が把握できない区民について、がん検診電算システムを活用して、検診を実施した医療機関又は受診者本人に対し、精密検査の受診状況調査や受診勧奨を行います。調査結果に応じて、再勧奨や追跡調査を実施するなど、精密検査受診率の向上を目指します。</p>

【3】がん患者と家族への支援の充実

事業の方向性

がん患者や家族が安心して療養生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実や緩和ケア等の普及啓発を進めます。

主な取組

(1) 相談支援体制の充実		在宅医療・生活支援センター
概要	がん患者や家族に対して、相談内容に応じた支援窓口の周知などきめ細やかに対応します。また、療養に関する相談支援を充実させるため、支援に関わる多職種の職員を対象に研修を行い、スキルアップを図るとともに、支援者間の顔の見える関係づくりを進めます。	
(2) 緩和ケア等の普及啓発の充実		在宅医療・生活支援センター 健康推進課
概要	杉並区在宅医療推進連絡協議会において、区民や関係機関に対する緩和ケアの普及啓発について検討を進めます。オンライン開催も含めた講演会・イベントの開催、研修の実施、パンフレット等の配布を通し、がんと診断されたときから患者本人や家族が適切に緩和ケアを受けることができるよう周知を図ります。 また、がんになっても働き続けるための支援や、療養中の区民の口腔ケア等について、講座（動画の配信）やリーフレット等で普及を図っていきます。	
(3) がん患者へのアピランスケア支援事業の実施		在宅医療・生活支援センター 健康推進課
概要	がんになっても、治療を受けながら、がんに罹患する前と変わらず自分らしく生活できるよう、脱毛や乳房の切除など、がん治療に伴う外見（アピランス）の変化に悩みを抱えている区民に対し、ウィッグ（かつら）などの購入等の費用に対し助成を行います。	

地 域 医 療 体 制 の 充 実

- 救急医療体制の更なる充実を図るため、小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療の確保に取り組みます。また、災害発生時には緊急医療救護所の円滑な設置・運営を行うとともに、感染症などのリスクにも対応できるよう、医療機関との連携・診療検査体制の強化や、感染症予防対策の推進により、非常時にも必要な医療が安心して受けられる環境づくりを進めます。
- 高齢者等の在宅医療体制については、医療が必要となっても、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、医療・介護に携わる関係機関の連携強化を推進するとともに、区民等に在宅での療養やACP（アドバンス・ケア・プランニング）^{※1}等について理解を深める取組を進めます。
- 軽症から重篤な症状まで病状に適した医療を円滑に受け取ることができるように、地域医療連携を推進していくとともに、かかりつけ医等の普及・定着について取組を進めます。
- 障害者の地域医療体制については、専門医療から身近な地域医療への移行支援や関係機関の連携強化により、在宅医療体制の強化を進めます。

※1 **ACP（アドバンス・ケア・プランニング）**：万が一に備えて、将来の医療やケアについて、患者本人が家族や近い人、医療・ケアチームとともに、事前に繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援するプロセス

現 状 と 課 題

- 特に不足する傾向がある小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療の確保などにより、更なる救急医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 災害時の医療体制については、医療機関との連携・強化と併せて、進歩の著しいICTの活用を含めた通信体制の拡充に取り組む必要があります。
- 少子高齢化の加速に伴い各病院の機能分化が進み、地域医療の提供体制が大きく変化することが見込まれます。そのため、かかりつけ医等による日頃の健康管理を推進するとともに、区がこれまで培ってきた地域医療体制を発展させ、区民が安心して医療を受けられる体制づくりが必要です。

- 高齢者、療養者等の在宅医療体制については、高齢者等が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく暮らし続けられる支援や仕組みづくり、更には看取りやACPを含めた在宅療養の普及啓発を進めていく必要があります。
- 感染症対策については、防疫体制の見直し、医療機関との更なる連携や診療検査体制の強化、感染症予防対策の迅速な情報発信や啓発活動が必要です。
- 障害者の地域医療体制の整備については、在宅への移行に向けた支援や、かかりつけ医が対応しやすい体制整備に向けて取り組んでいく必要があります。

目指す姿

- かかりつけ医等による日頃の健康管理が推進され、区民が安心して医療を受けられる環境が整っていると同時に、休日等の医療や相談の体制が充実し、区民の救急医療体制に対する安心感が増しています。
- 医療機関等関係機関の連携・協力により、災害時における緊急的な医療体制が確保されています。
- 高齢者等が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく安心して暮らし続けられる環境が整っています。
- 感染症に対する防疫体制が強化され、区民の感染症に対する予防知識が向上しています。
- 在宅訪問診療所と地域基幹病院が連携し、障害者が身近な地域で診療が受けられる体制が確保されています。

成果指標の現状と目標値

指標名		単位	現状値	目標値		
				6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)
(1)	救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	%	69.6 《3年度》	75.0	78.0	80.0
(2)	在宅医療相談調整窓口 ^{※1} の相談件数	件	389 《3年度》	500	600	700
(3)	かかりつけ医療機関がある区民の割合	%	68.8 《3年度》	62.0	64.0	65.0

※1 在宅医療相談調整窓口：在宅医療をサポートするため、医療・福祉の専門職の相談員が、区民や医療・介護・福祉の関係者から在宅医療に関する様々な相談に応じる窓口

施策を構成する事業

事業	
1	救急医療体制の充実
2	災害時医療体制の充実
3	在宅医療体制の充実
4	地域医療連携の推進とかかりつけ医等の定着
5	感染症対策の推進
6	障害者の地域医療体制の整備

【1】救急医療体制の充実 **実**

事業の方向性

病院・診療所の休診日等に対応するため、医療機関案内・相談サービスや内科・歯科の急病診療運営により救急医療体制を確保するとともに、小児急病診療については、診療体制の充実について検討します。また、緊急時に備え、迅速・正確に応急手当を行える救急協力員（すぎなみ区民レスキュー）^{※1}の養成や、応急手当の普及・啓発活動を通じて地域における初期救急対応力の向上を図ります。

※1 救急協力員（すぎなみ区民レスキュー）：地域の初期救急対応力の向上を図るため、東京消防庁が認定した普通救命講習などの認定証を取得した方で、区の救命救急制度に関する講義を受講し、区に登録された区民等

主な取組

(1) 急病医療情報センターの運営		健康推進課
概要	杉並区急病医療情報センターを運営し、平日の夜間や休日など、病院・診療所等の診療時間外における急な体調不良や小児急病の相談に、専門の看護師・保健師が電話により対応します。また、受診可能な医療機関の案内や相談に対応していきます。	

(2) 急病診療体制の確保		健康推進課
概要	病院・診療所の休診日等に対応するため、杉並保健所内の杉並区休日等夜間急病診療所・杉並区歯科保健センター（歯科休日急病診療）・杉並区休日等夜間調剤薬局において、一次的な急病対応を行うとともに、区内診療所で輪番による内科・小児科の診療を実施します。 小児急病診療については、一般の医療機関の診療時間外においても小児科を受診できる体制を整えるため、委託により東京衛生アドベンチスト病院と佼成病院に、平日夜間・休日の時間帯を中心とした小児初期急病診療枠を確保しています。さらに、医師会、関係病院と協議しながら急病診療事業の充実について検討します。	

(3) 初期救急対応力の向上	健康推進課
概要	<p>多数の区民が集まる区の施設を中心に配置した、初期救急に効果的なAED（自動体外式除細動器）を維持・運用します。</p> <p>また、心肺停止等緊急時に迅速かつ的確に応急手当を行える救急協力員（すぎなみ区民レスキュー）を養成して増やすとともに、区職員に対する救命救急講習を実施するなど、救命救急の普及を図ります。</p> <p>さらに、初期救急対応力の向上に向けて、区民の自発的な救命救急講習活動への支援など、より効率的で地域の実情に合った取組を進めます。</p>

【2】災害時医療体制の充実 **実**

事業の方向性

災害発生時に災害拠点病院^{※1}等に開設する緊急医療救護所が円滑に運営されるよう、医薬品等の整備や医療救護訓練等を通して、関係医療機関との協力体制を強固なものにしていきます。併せて、災害時要配慮者等（人工透析患者、人工呼吸器使用患者、酸素療法患者等）に対する必要な支援体制の整備に向けて、関係機関と検討を進めます。また、発災時における急性期以降（発災後72時間以降）の医療体制について検討します。さらに、災害発生時における、ICTを活用した新たな災害医療体制の仕組みづくりについて検討していきます。

※1 災害拠点病院：災害発生時に主に重症者の治療・収容を行う病院

主な取組

(1) 緊急医療救護所備蓄品の整備等		健康推進課
概要	大規模災害が発生した時には、災害拠点病院等の敷地内に11か所の緊急医療救護所を開設します。その際に、円滑に医療救護活動が行えるよう、必要となる医薬品の確保や医療資器材等を整備します。	

(2) 災害拠点病院等と連携した医療救護訓練の実施		健康推進課
概要	平成29（2017）年度までに緊急医療救護所に該当する11か所全ての災害拠点病院等で医療救護訓練を実施しました。平成30（2018）年度からは2巡目の医療救護訓練を開始し、これまでの医療救護訓練の結果等を踏まえ、複数の災害拠点病院等における同時訓練や、病院や関係機関等との災害時の連絡調整訓練を行うなど、より実践的な医療救護訓練を実施します。	

(3) 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実		健康推進課
概要	災害時要配慮者等（人工透析患者、人工呼吸器使用患者、酸素療法患者等）に対し、酸素ポンベの貸出等の支援をするとともに、必要な支援体制の整備に向けて、関係機関と検討を進めます。	

(4) 急性期以降の医療救護体制の整備		健康推進課
概要	急性期以降（発災後72時間以降）、医療ニーズが高く医療機能が回復していない地域などに、状況に応じて震災救援所に医療救護所を開設し、医師会等と協力して、医療体制を確保します。また、震災救援所等における避難者への保健対策として、区の保健活動班等が巡回し、健康相談や衛生管理、感染症対策等に取り組みます。	

(5) ICTを活用した新たな災害医療体制の構築		健康推進課
概要	<p>災害発生時に使用する無線・衛星電話等の通信手段に加えて、通信が混雑しがちな災害時においても通信が行いやすい地域BWA^{※1}等の活用による通信体制の充実を検討します。</p> <p>また、こうした通信網を活用して被災現場と医療機関をオンラインでつなぐなどの新たな災害医療体制の構築を図り、災害発生時における医療体制の更なる充実を目指します。</p>	

※1 **地域BWA**：2.5GHz帯の周波数の電波を使用し、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システム。BWAはBroadband Wireless Accessの略

【3】在宅医療体制の充実 **実**

事業の方向性

在宅療養者等が安心して在宅医療を受けられるよう、杉並区在宅医療推進連絡協議会^{※1}を通じて、医療・介護に携わる関係機関の連携強化を推進するとともに、医療・福祉の専門職による相談の充実を図ります。また、医療が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、在宅医療・相談に係る多職種の職員を対象とした研修や、区民・事業者に対する講演会を開催するなど、在宅での療養や看取り・ACP（アドバンス・ケア・プランニング）等について理解を深める取組を進めます。さらに、医療・介護関係者が在宅療養者の情報を共有し、効率的に連携するためのICTシステムを活用した多職種連携ネットワーク^{※2}の運営を支援します。

※1 **杉並区在宅医療推進連絡協議会**：在宅療養支援を担う地域の医療・介護・福祉の連携を強化するため、関係機関同士の情報交換や連携強化の取組・施策を協議する会議体

※2 **多職種連携ネットワーク**：在宅療養者を支援するため、医療・介護・福祉関係の多職種職員が在宅療養者の情報をパソコン等で共有するネットワーク

主な取組

(1) 在宅医療・介護連携の推進		在宅医療・生活支援センター
概要	杉並区在宅医療推進連絡協議会や、在宅医療地域ケア会議の開催を通じて、保健・医療・福祉など医療や介護に関わる機関の連携を推進していきます。	
(2) 在宅医療相談調整窓口の充実		在宅医療・生活支援センター
概要	専門の相談員が在宅療養を必要とする高齢者等からの相談を受け、必要に応じて地域の医療機関・訪問看護・介護事業者等の情報を提供し、適切なサービスにつなげます。また、区民をはじめ関係機関等に対し窓口の周知を強化することにより利用を促進します。	

(3) 後方支援病床協力病院との連携強化		在宅医療・生活支援センター
概要	主治医が一時的な入院治療が必要と判断した在宅療養者を、短期間受け入れる後方支援病床 ^{※1} を確保するとともに、入院調整が速やかにできるよう、協力病院との連携強化を図ります。	

※1 後方支援病床：在宅療養者が発熱や脱水症状などで、一時的に入院治療が必要と主治医が判断した場合に、区内の協力病院が短期間受け入れる制度

(4) 在宅医療に関わる人材の育成		在宅医療・生活支援センター
概要	医療や介護に関わる多様な職種に対し、事例検討やグループワーク等を交えた研修を行うことにより、相談対応力の向上、医療・介護関係者間の相互理解や連携の強化を図ります。	

(5) 在宅医療地域ケア会議の充実		在宅医療・生活支援センター
概要	区内を7つの地域に分けた圏域で、医療や介護に関わる多様な職種が参加する在宅医療地域ケア会議を対面やオンラインで開催し、多職種間の顔の見える関係づくりを進めるとともに、各地域の実情に応じた課題の抽出や解決策の検討に取り組みます。	

(6) ICTを活用した多職種連携ネットワークの運営支援		在宅医療・生活支援センター
概要	医療・介護関係者が在宅療養者の情報を共有し、効率的に連携するため、杉並区医師会が運営する、ICTシステムを活用した多職種連携ネットワーク（杉介ネット）について、関係者への普及啓発等の支援に取り組みます。	

【4】地域医療連携の推進とかかりつけ医等の定着

事業の方向性

杉並区医師会等と協力し、かかりつけ医等の普及・定着と、地域の医療機関同士の連携を推進するとともに、医療安全の確保に務め、区民が安心して医療を受けられる体制づくりに取り組めます。

主な取組

(1) 地域医療連携の推進		健康推進課
概要	東京都が設置した地域医療構想調整会議は、都民、東京都、区市町村、医療機関、保険者等が参加し、構想区域 ^{※1} ごとに不足する医療について、現状と課題を共有しながら、具体的な対応策を話し合う場です。区は、地域医療構想調整会議に積極的に参加し、区内外の病院との医療連携を推進します。	

※1 構想区域：将来の機能区分ごとの必要病床数を算出するための区域。都の構想区域は二次保健医療圏（必要な入院病床数や診療体制を圏域内で基本的に確保し、包括的な保健医療サービスを提供する、複数の区市町村を単位とする圏域）に一致する。杉並区は新宿区、中野区とともに区西部構想区域に属する

(2) 医療安全の確保		健康推進課 生活衛生課
概要	<p>区民が安心して医療を受けられるよう、医療法等に基づく監視指導を実施し、医療機関における医療安全の体制整備を推進します。また、医療事故や感染症等の医療安全の確保に役立つ情報を、医療機関等へ区ホームページ上で適宜提供し、安全で安心できる地域医療の実現を図ります。</p> <p>杉並区医療安全相談窓口において、相談者（匿名）からの診療内容や健康に関する電話相談を受け、区民の医療に関する疑問や不安の解消に努めるとともに、区内の診療所等に対する苦情や要望などを当該診療所等に伝達し、患者と診療所等の良好な関係の構築を支援します。また、杉並区医療安全推進連絡協議会^{※1}での情報共有や、監視指導と連携した取組で、区民が安心して医療を受けられる体制づくりを推進します。</p>	

※1 杉並区医療安全推進協議会：地域における医療の安全と信頼を高め、医療の質を向上させることを目的として設置し、杉並区医師会や医療機関等の委員により、医療安全相談窓口の運営や医療安全の推進等に関して協議している

(3) 歯科保健医療センターの運営		健康推進課
概要	<p>一般の歯科診療所では受診が困難な障害者や有病の高齢者などが、安心して歯科治療や健診等を受けられるよう、杉並区歯科保健医療センターの運営を通して、障害者などに歯科医療を提供します。また、地域の歯科医療機関との連携により、訪問歯科診療やかかりつけ歯科医の普及を図ります。</p>	

(4) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及・定着		健康推進課
概要	<p>区民が、身近な地域において日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を受けられるよう、区ホームページや各種イベント、健康診査等でのチラシ配布などにより、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の必要性について普及啓発し、定着を推進します。</p>	

【5】感染症対策の推進 **実**

事業の方向性

世界中に感染拡大した新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等感染症など、今後も起こり得る新興感染症の発生や流行に適切に対処するため、これまでの防疫体制を見直した上で、区内の医療関係機関との更なる連携や検査体制の強化、備蓄品の拡充などに取り組みます。また、感染症とその予防に関する知識の普及啓発を行います。

主な取組

(1) 新型インフルエンザ等感染症対策の推進		保健予防課
概要	新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等感染症については、「杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対策を推進するとともに、発生時における防疫体制及び医療体制の整備や関係医療機関等との連携体制の強化を図ります。また、区民に対し、感染症の予防知識や日頃の備え、発生時の行動などについて、区ホームページ等を活用した適切かつ迅速な情報発信や啓発活動に取り組みます。	
(2) 感染症に関する予防計画の策定に向けた取組		保健予防課 健康推進課 生活衛生課
概要	令和6(2024)年4月1日施行の改正感染症法により都道府県に加え保健所設置市区にも予防計画の策定が義務付けられたことに基づき、今後も起こりうる新興感染症等の発生や流行に適切に対処するため、保健所の体制整備、検査の実施体制、患者の移送体制の確保等について予防計画を策定します。また、同改正法では、都道府県に医療機関と病床や発熱外来の確保等に関する協定締結も義務付けられていることから、東京都の協定及び策定する予防計画の内容を踏まえた上で、発生に備えた診療体制やワクチン接種体制の確保などの各種対象・対応をあらかじめ区内の医療関係機関と取り決めておく内容を整理し、医療関係機関と連携協定を締結します。	

(3) 感染症対策の強化		保健予防課
概要	<p>集団発生のリスクが高い乳幼児、児童、障害者、高齢者などの施設等への感染症予防と感染拡大防止策の周知を図るとともに、区ホームページ等を活用して区民への予防知識の普及啓発を積極的に行います。</p> <p>結核は、依然として注意を要する感染症であり、患者は都市部に集中していることから、定期健診や接触者健診による結核の早期発見、発病予防に努めるとともに、医療機関等と連携を図りながら、服薬・療養の支援を行います。</p> <p>輸入感染症^{※1}については、海外旅行者の増加や国際交流の進展により増加傾向にあることから、区民への情報提供や相談を行い、発生時には積極的疫学調査等適切に対応し、感染症の拡大防止を図ります。</p> <p>また、H I V感染症や梅毒などの性感染症、新興感染症及び再興感染症について、区民が自ら感染を予防できるよう知識の普及啓発を進めます。</p>	

※1 輸入感染症： デング熱や細菌性赤痢など日本国内では発生がない、または発生が少なく流行していない感染症で、海外では常在し流行している感染症

(4) 予防接種事業の推進		保健予防課
概要	<p>感染症のまん延や感染時の重症化を防止するため、予防接種法に基づく子どもや高齢者等を対象とした定期接種等について、予防接種に関する正確な情報提供を行いつつ接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。また、おたふくかぜや帯状疱疹ワクチンなどの任意接種の接種費用助成を行い、区民の感染症予防に向けた更なる取組を推進します。</p>	

【6】 障害者の地域医療体制の整備 **実**

事業の方向性

小児期の専門医療機関に通う障害児が成長し、成人の障害者を診療できる医療機関に受診先を変更する際や、障害者が加齢により身近な医療機関に受診先を変更する際に、地域の医療機関にスムーズに移行できるよう、訪問診療への移行に向けた支援や、かかりつけ医が対応しやすい体制整備に取り組んでいきます。

主な取組

(1) 移行期医療^{※1}支援の促進		障害者施策課
概要	区内の在宅訪問診療所と地域の基幹病院が連携し、訪問診療や緊急時の入院等、障害者の移行期医療支援を推進する体制を整備します。	
※1 移行期医療：小児を中心とした医療から、成人を対象とする医療に切り替えていく過程		
(2) 移行期医療に対する保護者等への普及啓発		障害者施策課
概要	小児を中心とした医療から、成人を対象とする医療に切り替えていくためには、患者やその家族が安心して自分の健康管理ができるようになることが重要です。患者が医療関係者に対して相談しやすい環境を整え安心して転科ができるよう、双方に向けた講演会等を実施します。	
(3) 重症心身障害児の短期入所先の確保		障害者施策課
概要	人工呼吸器を使用する医療的ケア児や重症心身障害児が緊急時等に利用できる短期入所先を医療機関等に確保します。	

健康危機管理の推進と安全な衛生環境の確保

- 区民の生命と健康を守るため、平常時から、区民に対して健康危機管理の適切な情報提供と健康危機発生時の適切な対応の周知に努めます。また、発生時には、国、東京都、消防、警察、医療機関等の関係機関との連携体制を確保します。
- 感染症対策については、防疫体制の見直し、医療機関との更なる連携や診療検査体制の強化などを進めるとともに、区民の感染症に対する予防知識を向上させるための情報発信や啓発活動を行っていきます。
- 食品衛生、環境衛生、薬事衛生など保健所が担う各種衛生業務において、関係施設への監視指導や普及啓発に取り組みます。また、科学的根拠に基づく指導・助言を行うため、迅速かつ正確な衛生検査体制を確保します。
- 東京都獣医師会杉並支部や杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）^{※1}と協力し、動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発や災害時の動物救護対策等の取組を進めます。

※1 杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）：動物の飼い方やマナーの向上に関する普及啓発活動を行う区民ボランティア。地域の身近な相談員として、区と協働して、動物の愛護及び適正な飼養を推進するための各種の活動を行う

現状と課題

- 令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中に拡大し、令和5（2023）年現在も流行は継続しています。新興・再興感染症や食中毒など、区民の生命や健康の安全を脅かす健康危機発生時には、迅速かつ正確な情報の把握や発生原因の究明、速やかに対策・対応ができる体制を確保し、区民の健康被害の拡大防止に努めることが必要です。
- 区民が、日頃から健康危機に関する意識を持ち、発生時においても適切に行動することができるよう、正しい知識や情報発信を進めることも重要です。
- 「人と動物が共生できる杉並区」の実現に向けて、地域の実情を踏まえた動物の愛護及び適正飼養の取組を進めていく必要があります。

目指す姿

- 今後も起こり得る新興・再興感染症の発生や流行に対し、平常時からの備えができており、健康危機発生時に迅速かつ的確に対応できる体制が確保されています。
- 区民自らが感染症や食中毒など健康危機に関する正しい知識や情報を持ち、発生時においても適切に行動することができています。
- 区民が健康かつ安全に暮らすことのできる衛生環境が確保されています。
- 動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うとともに、人も動物も共に健やかに暮らしていける環境が整っています。

成果指標の現状と目標値

指標名	単位	現状値	目標値		
			6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)
(1) 食中毒発生件数	件	3 《3年》	減少	減少	減少

施策を構成する事業

事業	
1	健康危機管理体制の強化
2	食の安全対策の推進
3	環境衛生の確保
4	医薬品等の安全確保
5	試験検査による安全確保
6	動物と共生できる地域社会づくり

【1】健康危機管理体制の強化 **実**

事業の方向性

大規模な食中毒や感染症など、区民の生命や健康が脅かされるような健康危機に対し、関係機関と緊密に連携して、健康被害の発生予防、健康被害拡大の防止、適切な医療の提供等危機管理体制の強化に努めます。

主な取組

(1) 健康危機発生時における関係機関との連携協力体制の確保		健康推進課
概要	健康危機発生時には随時、東京都、警察、消防、医療関係機関等との連絡会を開催し、情報の共有化、役割分担の明確化を図るとともに、連携した取組を行います。	
(2) 健康危機に対する初期行動体制の強化		生活衛生課 保健予防課
概要	食中毒、感染症等による健康危機に対する各種マニュアルを充実し、健康危機に迅速に対処できるようにするとともに、原因が特定できない場合においても、迅速かつ的確な初期行動をとることのできる体制の強化を図ります。	
(3) 職員の健康危機管理対応力の向上		生活衛生課 保健予防課
概要	健康危機発生時に迅速かつ的確に対応できるように訓練を行い、初期行動体制の強化や情報の収集・提供等に関する職員の健康危機管理能力の向上を目指します。	
(4) 新型インフルエンザ等感染症対策の推進〔再掲→P62〕		保健予防課

(5) 感染症に関する予防計画の策定に向けた取組〔再掲→P62〕	保健予防課 健康推進課 生活衛生課
(6) 感染症対策の強化〔再掲→P63〕	保健予防課
(7) 予防接種事業の推進〔再掲→P63〕	保健予防課

【2】食の安全対策の推進

事業の方向性

区民の食の安全・安心を確保するため、食品等事業者への監視指導や、食品衛生に関する正しい情報の普及啓発等により、食品による健康被害の未然防止を図ります。食中毒等の発生時には迅速に対応し、健康被害の拡大防止及び再発防止に努めます。特に、抵抗力の弱い小児・高齢者の食の安全確保や、生食肉による食中毒対策に重点を置いて取り組みます。

また、食品等事業者に対し、HACCP（ハサップ）^{※1}に沿った食品衛生管理の取組を支援します。併せて、食品の安全に関して、区民、食品等事業者、行政の三者によるリスクコミュニケーションを進めることにより、総合的な食の安全対策を推進します。

※1 HACCP（ハサップ）：（Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析重要管理点）国際標準の食品衛生管理の方法。従来の最終製品の抜き取り検査でなく、安全な食品を作るために特に重要な工程（例：殺菌工程）について、一つひとつの製品が基準に達しているかを重点的に確認することにより、すべての製品の安全性を確保する

主な取組

(1) 食中毒対策の推進	生活衛生課
概要	<p>腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、カンピロバクターをはじめとする食中毒を防ぐため、食品等事業者に対する監視指導を実施し、区内に流通する食品の安全性の向上を図ります。特に、「小児・高齢者の食生活安全確保」、「生食肉対策」に重点を置き、杉並区食品衛生協会等関係機関と連携を図りながら食中毒対策を進めます。また、多発するアニサキス（魚の寄生虫）による食中毒についても、予防策の周知を図ります。</p> <p>併せて、食品等事業者を対象に、正しい知識の習得を目的とした講習会を開催するとともに、区民に対し、区ホームページ等を活用し食中毒に対する注意喚起を行うなど食品衛生の情報発信に努めます。</p>

(2) 食品等事業者の自主的衛生管理の推進		生活衛生課
概要	食品等事業者に対し、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理について正確な情報を提供するとともに、立入検査時に助言等を行うなど、具体的手法の習得に向けた支援を行います。	

(3) 食品添加物の適正使用及び食品の適正表示の確保		生活衛生課
概要	添加物による違反をなくすため、食品製造施設に対し立入検査を実施し、添加物の使用状況を把握するとともに、適正使用について指導します。 また、食品表示法に基づく適正表示について、監視指導を行います。	

(4) リスクコミュニケーションの推進		生活衛生課
概要	区ホームページ、パンフレット等による迅速な情報提供に努めるとともに、食の安全に関するシンポジウムや意見交換会等を開催し、区民、食品等事業者、行政の三者によるリスクコミュニケーションを推進します。	

【3】環境衛生の確保

事業の方向性

環境衛生の維持、向上を図り、健康被害を防止するため、理容所・美容所・クリーニング所、公衆浴場、旅館、興行場、特定建築物、プール、墓地等の環境衛生関係営業施設や、飲料用貯水槽を経由して給水する施設への監視指導を実施します。また、住宅の室内環境（ダニアレルゲン等）の調査と助言を行います。

主な取組

(1) 環境衛生関係営業施設の衛生確保と住宅宿泊事業（民泊）の適正運営の確保		生活衛生課
概要	<p>区民が安心して利用できる衛生的な環境衛生関係営業施設とするため、監視指導を実施します。また、多様化する営業形態に適した衛生管理方法を提示するなど、施設の衛生水準の確保・向上を目指します。</p> <p>さらに、営業者が自主的に行う衛生管理向上のための講習会や衛生検査等に協力し、自主管理による安全・安心な営業を支援します。</p> <p>住宅宿泊事業（民泊）については、適正な運営の実施を指導し、年間 180 日の事業上限を超過するおそれのある施設には、事業の中止または旅館業への転換を促すなど、宿泊事業の適正化に努めます。</p>	
(2) 安全で良質な飲料水の確保		生活衛生課
概要	<p>飲料用貯水槽のある建物の実態把握に努め、そこで生活する区民が安心して飲料水を飲めるように、建物の所有者・管理者に対して、貯水槽の清掃、日常の衛生管理の方法について指導します。また、水道事業体である東京都水道局と連携し、建物の所有者等に対し、管理が容易で給水事故が起こりにくい、直結給水方式への転換を働きかけます。さらに、建物に給水される飲み水や井戸水について、濁りなどの水質に関する相談に対応します。</p>	

(3) 快適な住まいづくりの支援		生活衛生課
概要	<p>区民の快適な住まいづくりを支援するため、住宅の室内環境（ダニアレルゲン等）調査を実施し、調査結果に基づいて、清掃や効果的な換気方法など住まい方についての助言を行います。</p> <p>また、区民向けの講習会などで、より快適な住まい方の情報を提供します。</p>	

【4】医薬品等の安全確保

事業の方向性

医薬品、医療機器、毒物劇物及び有害物質を含有する家庭用品による健康被害や事件・事故から区民を守るため、薬局、毒物劇物販売業の店舗等への監視指導、製品の安全確認検査及び情報提供を行います。

主な取組

(1) 医薬品、医療機器等の安全確保		生活衛生課
概要	<p>医薬品等による健康被害を防ぐため、国・都など関係機関との連携を図りながら、薬局、医薬品販売業の店舗、医療機器販売業の営業所等に対して監視指導を実施します。併せて、医薬品・医療機器等の製品検査を実施し、適正な品質確保に努めます。</p> <p>また、区民に対し、区ホームページ等を活用し、医薬品や医療機器に関して注意すべき情報を提供します。</p>	
(2) 毒物劇物の危害防止		生活衛生課
概要	<p>毒物劇物販売業の店舗に対し、都区合同の一斉重点監視指導を行い、毒物劇物の適正な受渡しや安全な取扱いができる設備の整備状況を確認します。併せて、盗難等による事件・事故を防ぐため、毒物劇物の安全な保管・管理体制について指導します。</p>	
(3) 有害物質を含有する家庭用品の安全確保		生活衛生課
概要	<p>有害物質を含有する家庭用品による健康被害を防ぐため、家庭用品の試買検査等を実施します。検査結果が不適になった場合は、製造者への指導等を行います。</p>	

【5】試験検査による安全確保

事業の方向性

感染症・食品・放射能等について、健康被害の拡大防止対策及び、科学的根拠に基づく指導・助言等を行うため、迅速で正確な試験検査を実施します。また、国際化・高度化する検査需要に対応するため、検査体制の維持・強化を図ります。

主な取組

(1) 感染症関連検査の実施		生活衛生課
概要	<p>食中毒の未然防止を図るため、保菌者検索事業^{※1}を実施します。また、保育園等の児童福祉施設、高齢者福祉施設及び学校などで冬季を中心に頻発するノロウイルスによる感染症や、腸管出血性大腸菌O157等による食中毒及び感染症に対し、迅速に対応できる検査体制を維持します。</p> <p>新型コロナウイルスや結核等の感染症について、感染拡大防止のため、検査を実施します。併せて、今後、新興・再興感染症等が発生、流行した場合にも、状況に応じて最適な検査を実施していきます。</p>	
<p>※1 保菌者検索事業:食品取扱従事者等を対象として腸管出血性大腸菌O157等の細菌検査を行うことにより、食中毒の未然防止を図る事業</p>		
(2) 衛生微生物検査の実施		生活衛生課
概要	<p>食品や公衆浴場水等について、食品微生物、食中毒細菌、真菌及びレジオネラ属菌の検査を実施します。また、食品の異物等、区民からの食品に関する相談等に対応できる検査体制を維持します。</p>	

(3) 放射能測定の実施		生活衛生課
概要	空間放射線量率の測定や、小中学校・保育園等の給食食材等に含まれるセシウム等の放射性物質を測定し、その結果を区ホームページ等で公表します。	

(4) 検査情報収集・精度管理の充実		生活衛生課
概要	<p>健康危機発生時の検査に即応するため、試験検査に関連する最新の情報を収集し、検査技術の維持・向上に努めます。</p> <p>検査の信頼性を確保するため、区職員が検査精度の確認及び評価を計画的に行うとともに、厚生労働省が認めた第三者機関による精度管理調査を受けます。</p>	

【6】動物と共生できる地域社会づくり **実**

事業の方向性

動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うとともに、動物が命あるものとして尊重され、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることができるよう、東京都獣医師会杉並支部及び杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）等と協力し、動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発や災害時動物救護対策等を充実させ、人も動物も共に健やかに暮らしていける地域社会の実現に向けた取組を推進します。

主な取組

(1) 動物の適正飼養ルールの普及啓発		生活衛生課
概要	都市における適正飼養ルールの冊子等の作成、犬のしつけ方教室などの講習会等の開催や動物愛護週間事業の実施、杉並どうぶつ相談員の地域に根ざした活動等を通して、適正飼養ルールや終生飼養の周知を図ります。	
(2) 飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施		生活衛生課
概要	東京都獣医師会杉並支部の協力を得て、「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業 ^{※1} 」を実施します。また、杉並どうぶつ相談員と共に、飼い主のいない猫を適正に管理する個人・ボランティアグループを育成・支援します。 このような取組により、不妊・去勢手術の促進、餌場・フン等の適正管理を推進し、飼い主のいない猫の頭数の減少と区民の快適な生活環境の確保に努めます。	


※1 飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業：飼い主のいない猫を適切に管理する個人・グループの育成を目的とした事業。「飼い主のいない猫・杉並ルール」を守って活動する個人・グループが管理している猫の不妊・去勢手術を、区の費用負担の下、東京都獣医師会杉並支部の協力を得て実施する

(3) ドッグランの運営		生活衛生課
概要	公園等における犬をめぐる事故やトラブルを防止するとともに、飼い主のマナー等の向上を図り、犬を通じた住民同士の良好なコミュニティやレクリエーション空間が形成されることを目的に、区が整備するドッグラン ^{※1} の運営に取り組みます。	

※1 ドッグラン： 犬の飼い主が犬の引き綱をはずし自由に運動させることを目的とする施設

(4) 狂犬病予防の推進		生活衛生課
概要	区民と動物の健康と安全を確保するため、狂犬病の国内発生危険性について周知を図るなど、人と動物に共通する感染症の知識の普及を進めます。併せて、狂犬病の発生予防とまん延防止のため、狂犬病予防注射の接種率向上に取り組みます。	

(5) 災害時におけるペットの救護対策の充実		生活衛生課
概要	災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼養管理が行われるよう、飼い主や震災救援所関係者等に対して、平常時からの「災害時におけるペットの救護対策」の重要性を普及啓発します。また、杉並どうぶつ相談員や東京都獣医師会杉並支部等の関係機関と連携し、災害発生時の協力体制の整備を進めます。	



第4章

杉並区自殺対策計画（第2次）

1 区の自殺対策等について

(1) 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至るまでには多様かつ複合的な問題があることを踏まえ、自殺対策は、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるようにすることが重要です。自殺は個人的な問題として捉えるのではなく、社会的な問題として捉え、すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

(2) 自殺者の状況

我が国の自殺者数は、平成 10(1998)年に年間 3 万人を超え、平成 22(2010)年からは減少傾向に転じたものの 2 万人を超えており、自殺死亡率¹は先進国の中で高い水準にありました。令和元(2019)年には自殺者数が 2 万人を下回りましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延等による社会情勢や生活環境の変化の影響を受け、女性は 2 年連続して自殺者数が増加、小中高生の自殺者数は令和 2(2020)年が過去最多、令和 3(2021)年が過去 2 番目の水準に達するなど、深刻な状況となっています。

(3) 国の自殺対策

国においては、自殺対策基本法（以下「基本法」という。）を平成 18(2006)年度に制定しました。平成 28(2016)年度には基本法を改正し、「生きること包括的な支援」を基本理念として定めるとともに、「自殺対策計画」の策定が都道府県及び区市町村に義務付けられました。

また、基本法に基づき、国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が平成 19(2007)年 6 月に閣議決定しました。平成 24(2012)年度には、全体的な見直しが行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことが明記されました。その後、平成 29(2017)年度には基本法改正に基づく改定、令和 4(2022)年度には子どもや若者への対策の推進・強化、女性に対する支援の強化等の改定がなされました。

¹ **自殺死亡率**：人口 10 万人当たりの自殺者数。自殺死亡率＝年間の自殺死亡数÷人口×100,000

(4) 区における自殺者の特徴

国等が公表している資料から、区における自殺者の特徴をまとめると以下のとおりとなります（詳細は資料編を参照）。

図表 1 区における自殺者の特徴

区分	特徴
男性	① 年代では 50 歳代の自殺者が最も多い ② 職業別では被雇用者に自殺者が多い ③ 自殺の原因・動機は、健康問題、経済・生活問題及び勤務問題が多い ④ 女性の自殺者数の約 1.7 倍である
女性	① 年代では 20 歳代の自殺者が最も多い ② 職業別ではその他無職者と被雇用者に自殺者が多い ③ 自殺の原因・動機は、男女問題が多い ④ 自殺者のうち、約 4 人に 1 人が自殺未遂歴を有している
若年層 (39 歳以下)	① 10 歳代から 30 歳代の死亡原因の 1 位は自殺である ② 女性の 30 歳代までの自殺割合が高い ③ 就学者のうち、大学生及び専修学校生等の自殺割合が高い

図表 2 【参考】区の自殺者の特徴（JSCP¹提供）

自殺者の 特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位：男性 40～59 歳 有職同居	44	11.0%	16.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位：男性 20～39 歳 有職独居	29	7.3%	17.4	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
3 位：男性 60 歳以上 無職同居	27	6.8%	22.2	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
4 位：女性 60 歳以上 無職同居	25	6.3%	11.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位：男性 40～59 歳 無職同居	22	5.5%	119.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

出典：地域自殺実態プロフィール 2022

¹ JSCP：一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（Japan Suicide Countermeasures Promotion center）。自殺対策に関する情報収集・発信、調査研究等を実施

(5) 自殺対策の取組と評価

区では区内の自殺者数を減らすため、平成 19(2007)年度から区民や地域の関係機関及び国や都と連携し、自殺に関する知識の普及啓発、自殺の危険を示すサインに対応するゲートキーパー¹の養成及び心の健康の維持に関する相談・支援の実施並びにうつ病対策などに取り組んできました。

また、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野を超えた総合的な自殺対策を推進するため、令和元(2019)年5月に杉並区自殺対策計画(以下「計画」という。)を策定しました。計画では「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、施策における数値目標及び成果指標を設定して計画の実行性及び妥当性を評価するとともに、分野を越えた組織的な取組の強化を推進しました。

① 数値目標の達成状況

令和3(2021)年の自殺死亡率を、平成27(2015)年と比べて15%以下に減少させることとし、平成27(2015)年の自殺死亡率15.7を基準とし、令和3(2021)年の自殺死亡率を13.3以下にすることを数値目標としました。

令和元年(2019)年時点での自殺死亡率は12.8となり、数値目標を下回る状況となりましたが、令和2(2020)年から上昇に転じ、令和3(2021)年時点での自殺死亡率は15.7となり、数値目標には至りませんでした。長期化する新型コロナウイルス感染症の影響等で雇用情勢が悪化した事などによる生活苦や、仕事や学校での人間関係に悩みを抱える人が増加したことで、相対的に自殺者が増えたことが、自殺死亡率が再上昇した要因のひとつと考えます。

図表3 数値目標の達成状況

数値目標	平成27(2015)年 実績	令和3(2021)年 目標値	令和3(2021)年 実績
自殺死亡率	15.7	13.3以下	15.7

② 成果指標の達成状況

■自殺対策に関心がある人の割合

毎年5月、9月、3月を杉並区自殺予防月間に定め、区広報や区ホームページで自殺予防やうつ病対策等に関する周知を行うとともに、自殺予防に関する講演会の開催や、啓発グッズの作成・配布を行うなどの普及啓発を集中的に実施しました。

その結果、区政モニターアンケートにおける「自殺対策に関心がある人の割合」は、平成30(2018)年度は44.4%でしたが、令和3(2021)年度は53.9%と上昇しており、目標を達成することができました。

■ゲートキーパー養成数

ゲートキーパーの養成を平成19(2007)年から開始し、令和3(2021)年度には養成者

¹ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応(悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと

の累計が2,000人を超え、目標値の1,653人を達成することができました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、研修の規模縮小や、関係機関や大学生等を対象とした研修の中止等を余儀なくされましたが、令和元(2019)～3(2021)年度の3年間で806人を養成することができました。今後も悩みに寄り添える人を増やし、自殺予防に向けた取組を強化していく必要があります。

■悩みを抱えたときに相談できる人の割合

杉並区生活習慣行動調査における「悩みを抱えたときに相談できる人がいる割合」は、平成29(2017)年度は67.1%、令和3(2021)年度は69.5%となり、目標値には達しませんでした。悩みを抱えたときに社会的に孤立している状況では、その解決が難しくなるだけでなく、孤立感から心の健康に不調が生じる恐れがあります。

社会情勢や生活環境の変化などによって、区民が孤立しやすい要因が増加している状況を踏まえて、区民一人ひとりの状況に対応した、自殺するリスクを減らす相談体制の確立が課題です。

図表4 成果指標の達成状況

成果指標	平成29 (2017)年度 実績	令和3 (2021)年度 目標値	令和3 (2021)年度 実績
自殺対策に関心がある人の割合 (区政モニターアンケート)	44.4% ^{※1}	50%	53.9%
ゲートキーパー養成者数 (杉並区実行計画)	1,073人	1,653人	2,009人
悩みを抱えたときに相談ができる人がいる割合 (杉並区生活習慣行動調査)	67.1%	75%	69.5% ^{※2}

※1 平成30(2018)年度実績

※2 令和3(2021)年2月調査結果

(6) 計画の方向性等

自殺やうつ病対策等の心の健康を保つための普及啓発活動や、保健、医療、教育などの関係機関と分野を超えた体制を構築し、横断的な相談・支援を引き続き実施していきます。

また、社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、自殺の要因となり得るリスクが深刻化している点も踏まえて、個々が抱える様々な問題に、よりきめ細やかに、かつ効果的な取組を実施していきます。中でも、医療や福祉、教育などの分野における対人援助職¹向けの人材育成が重要です。これまでもゲートキーパーの養成研修を実施し、相談・支援の担い手を増やす取組を行ってきましたが、これまでの取組に加えて、相談・支援を行う組織の特徴に応じた出前講座の実施など、より適切な支援につながる取組を実施するための施策を講じていきます。

① 数値目標

大綱では、令和 8(2026)年までに自殺死亡率²を平成 27(2015)年と比べて 30%以上減少(13.0 以下) させることを当面の目標としています。また、東京都では、自殺死亡率を令和 8(2026)年までに 12.2 以下にすることを目標としています。これらを踏まえて、区は令和 8(2026)年までに自殺死亡率を平成 27(2015)年に比べて 30%以上減少(11.0 以下)させ、令和 9(2027)年は、その数値を維持又は減少させることを目標とします。

図表 5 数値目標

数値目標	平成 27(2015)年 実績	令和 3(2021)年 実績	令和 8(2026)年 目標値
自殺死亡率	15.7	15.7	11.0 以下

② 成果指標

第 1 次(令和元(2019)～4(2022)年度)計画における成果指標は、おおむね達成することができました。新たな計画においては、自殺対策に関する知識の普及啓発を継続して実施し、区民の関心と理解をより一層深めていきます。また、ゲートキーパー等の悩みや孤立などの解決に向けた相談・支援の担い手を増やしていく取組を重点的に実施していくこととし、成果指標は以下のとおりとします。

図表 6 成果指標

成果指標	令和 3(2021)年度 実績	令和 9(2027)年度 目標値
自殺対策に関心がある人の割合	53.9%	60%
ゲートキーパー養成者数	2,009 人	2,900 人

¹ 対人援助職：医師や看護師、教師、ソーシャルワーカー等、援助が必要な人と実際に関わって活動を行っている人

² 自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

(7) 基本施策の方向性

① ゲートキーパー等の相談・支援者の拡充

自殺を予防するためには、多くの人が身近な人の変化に気付き、声を掛け、思いを受け止め、適切な対応ができるようになることが大切です。区民のゲートキーパーを増やす取組を進めるとともに、区や関係機関等の相談窓口において、自殺予防の視点を持って適切に対処できるよう、職員等の対応力を向上させる取組を実施し、相談・支援の担い手の拡充を図ります。

② 総合的な施策の推進に向けた関係機関の連携強化

自殺の背景には、家庭や仕事、学校、人間関係等、様々な問題が複雑に絡み合っている場合があります。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、関連する施策を総合的に実施し、より効果的な自殺対策が実現できるよう、杉並区自殺対策関係機関連絡会等を通して関係機関の連携を強化します。

③ 自殺未遂者への支援の強化

自殺未遂者は再び自殺する可能性が高いことから、再度の自殺を防ぐための取組が必要です。区内の警察署等と連携・協力して、自殺未遂者やその家族等が区の相談窓口につながる体制を整備します。また、保健師や精神保健福祉士、精神科医の多職種による自殺未遂者に向けた心の健康に関する相談・支援を実施します。さらに、地域のネットワーク体制の構築に向けた関係機関との連絡会を開催し、自殺対策に関する認識を共有するとともに連携強化を図ります。

(8) 重点的に取り組む対象への支援

過去5年間の自殺者数の合計に基づき、令和3(2021)年に、いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)が分析した「推奨される重点施策」対象に加えて、若者の死因の1位が自殺であること、女性の自殺者の割合が増加していることから、これらを重点的に取り組む対象と位置付け、自殺予防に向けた必要な対策を関係機関と協力して実施していきます。

① 若年層及び女性への支援の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大などで生活に影響を受け、小中学生の自殺や、女性の自殺者・自殺未遂者が著しく増加しています。若年層や女性に対して、心の健康の保持に係る教育及び啓発などを一層推進するとともに、重点的な支援が実施できるよう、関係機関とも連携して支援体制の充実を図ります。

② 働く人への支援の強化

区の職業別の自殺者数では、男性は被雇用者が最も多くなっています。職場での長時間労働や過労、配置転換、人間関係の悩みなどから、うつ状態となることが、働く人の自殺の背景として考えられます。

区は、働く人を対象とした心の健康に関する普及啓発や相談窓口の周知を強化し、ストレスチェック¹の活用等を促進します。

③ 生活困窮者への支援の強化

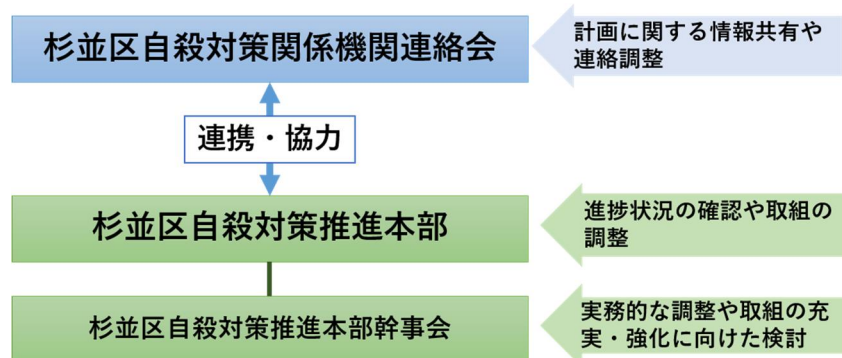
生活困窮、無職、失業中の人の多くは、離職・長期間失業などの就労の問題とともに、経済的な問題や心身の疾病、障害などの健康問題、ひきこもりや家族・近隣との人間関係などの生活問題など、様々な問題を抱えている場合があります。新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活困窮や社会的な孤立等に直面することも考えられます。関係機関等と連携を図りつつ、適切な制度や相談機関、窓口につなげることで、生きることの包括的な支援となるよう対策を進めていきます。

(9) 推進体制

計画の着実な推進を図るため、杉並区自殺対策推進本部において、進捗状況の確認や取組の調整を行います。また、杉並区自殺対策推進本部幹事会において、庁内関係各課との実務的な調整や取組の充実・強化に向けた検討を行います。

さらに、区内関係機関で構成する杉並区自殺対策関係機関連絡会において、計画に関する情報共有や連絡調整を行い、関係機関と連携・協力して、自殺対策に関する取組を推進します。

図表 7 推進体制（イメージ）



¹ ストレスチェック：ストレスに関する質問票（選択回答）に該当者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡便な検査

2 自殺対策の基本施策

(1) 自殺対策に関する普及啓発の推進

自殺に追い込まれることは誰にでも起こり得る危機であり、特別な人だけの問題ではありません。危機に陥った人の心情や背景を理解することや、自身が危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切です。そのような自殺予防に関する正しい知識が共通認識となるよう普及啓発を行います。

また、心の健康に対する関心を高め、専門家の支援を受けることへのためらいを減らし、早期の相談につなげるための啓発に取り組みます。

(2) 相談・支援体制の強化

身近な人が悩みや不安を抱えているときに、その変化に気付き声を掛けることや、身近な人から自殺について相談されたときに、その思いを受け止め、適切な対応が取れるようになることが大切です。

生活や健康の不安等の悩みを持った区民が相談する窓口などにおいて、自殺に追い込まれようとしている区民のサインに気付いて、的確な対処ができるよう、ゲートキーパーを養成します。

加えて、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ¹、知的障害、発達障害、精神障害、被災避難、介護、多重債務、労働問題などの悩みを抱えている人は、複数の問題を抱えていることが多いことから、各種相談等を通じ、それらの人が抱える複合的な問題について、的確に受け止め、適切な支援につなげることができる人材の育成に努めます。

また、抱えている悩みや問題が複雑に連鎖して自殺に追い込まれる危険性の高い人に適切な支援を行っていくため、関連機関との連携を強化し、総合的な相談・支援体制の拡充を図ります。

(3) 「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組の推進

自殺は、悩みや問題が深刻化し追い込まれた末の死です。悩みなどが深刻化し命を絶たざるを得ない状況に向かう前に、「生きることの阻害要因」（自殺のリスク要因）を減らし、「生きることの促進要因」（自殺に対する保護要因）を増やしていけるよう、一人ひとりの状況に応じた対応が必要です。

悩みが深刻化しないよう、その解決に向けた相談支援や、心の健康保持及びうつ病予防に向けた取組を推進していくことが重要です。

また、社会的に孤立している状況では、悩みを抱えたときの解決が難しくなるだけでな

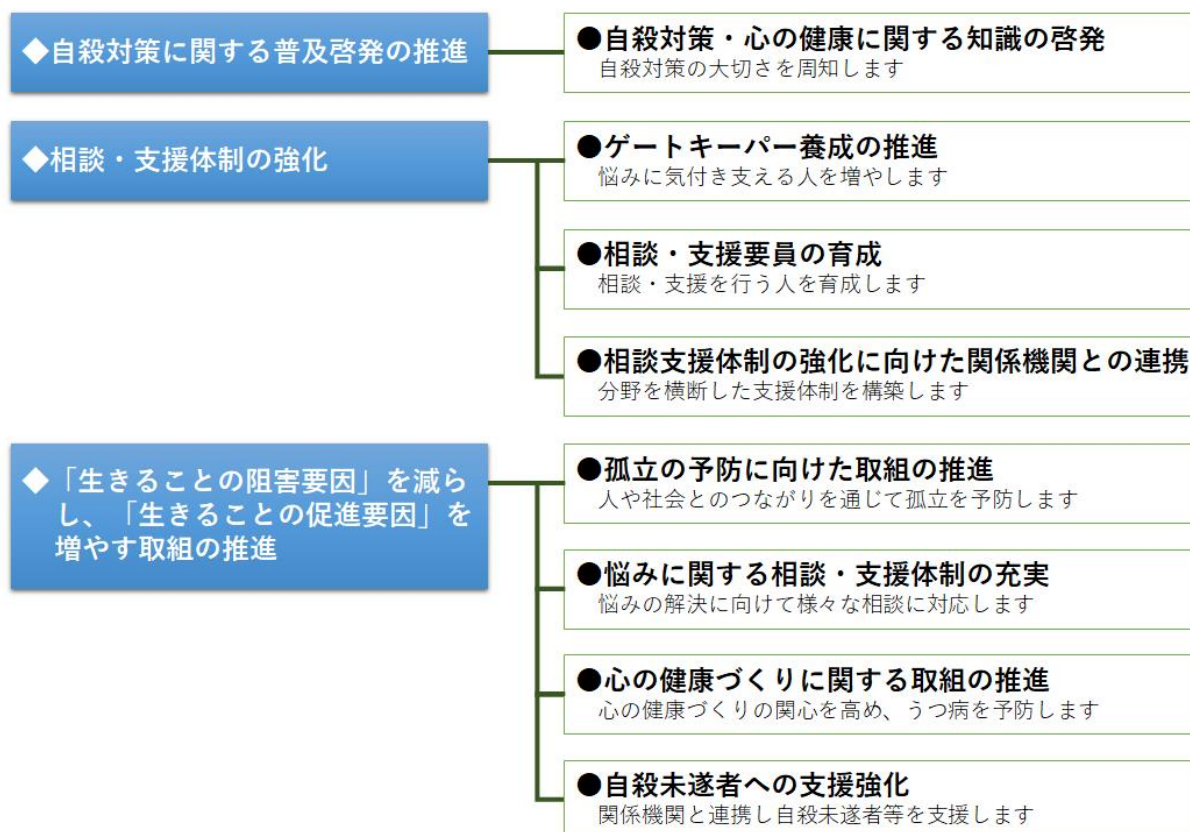
¹ 性的マイノリティ：性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

く、孤独感から心の健康に不調が生じることで、自殺につながる恐れがあることから、孤立の防止に向けた取組が大切です。

さらに、自殺未遂者が再び自殺に向かわないように、関係機関と連携して、自殺未遂者やその家族も含めた多面的な支援を実施していく必要があります。

こうした区民一人ひとりの状況に対応した取組を通じて、自殺のリスクを減らしていくとともに、自己肯定感や信頼できる人間関係などの生きるための促進要因を増やす取組を推進します。

図表 8 計画における基本施策と取組の概要



3 基本施策ごとの取組内容

(1) 自殺対策に関する普及啓発の推進

① 自殺対策・心の健康に関する知識の啓発

自殺対策の重要性について、区民の理解と関心を深めるため、区広報等を活用して自殺予防等に関する普及啓発を行います。また、自殺予防月間を定め、自殺予防に関する普及啓発の取組を集中的に実施します。

【1】自殺対策等に関する啓発活動

概要	区民に向け自殺予防や心の健康の保持等について、区広報や区ホームページを通じて啓発を実施します。
所管	保健予防課

【2】自殺予防に関する講演会の実施

概要	自殺予防や心の健康の保持等に関する区民向け講演会を実施します。
所管	産業振興センター事業担当、保健予防課、保健サービス課等

【3】自殺予防月間の設定

概要	区民が自殺予防に関心を持つ契機となるよう、9月及び3月を区の自殺予防月間に定め、自殺予防に関する普及啓発を集中的に実施します。
所管	保健予防課

【4】自殺予防啓発物の配布

概要	啓発用グッズやパンフレット等を作成し、相談窓口等で配布します。
所管	保健予防課

(2) 相談・支援体制の強化

① ゲートキーパー養成の推進

悩みに寄り添い、必要な支援につなげることができる身近な相談・支援の担い手である区民のゲートキーパーを増やすため、ゲートキーパー養成講座の拡充を図ります。また、自殺に追い込まれる危険性が高い人に出会う機会が多い区の窓口業務や相談事業を担当する職員を対象にゲートキーパー養成研修を実施します。

【1】区民向けゲートキーパーの養成講座の実施

概要	すぎなみ地域大学の講座を活用して、区民向けゲートキーパー養成講座を実施し、身近な人の悩みに寄り添えるゲートキーパーを増やします。
所管	地域課、保健予防課

【2】相談・支援業務従事職員向けゲートキーパー養成研修の実施

概要	区民の暮らしに関する悩みや相談に従事する職員や、区民への支援に対応する職員向けにゲートキーパー養成研修を実施します。また、各部署の状況に合わせたゲートキーパーを養成するため、出前研修を実施します。
所管	保健予防課 【関連する所管】 区政相談課、危機管理対策課、男女共同参画担当、産業振興センター事業担当、障害者施策課、高齢者施策課、高齢者在宅支援課、介護保険課、杉並福祉事務所、生活自立支援担当、地域子育て支援担当、子ども家庭支援担当、児童青少年課、保健サービス課、済美教育センター

【3】高等教育機関職員向けゲートキーパー養成研修の実施

概要	大学・短期大学・専修学校生等の悩みや相談に対応する職員向けにゲートキーパー養成研修を実施します。
所管	保健予防課、生涯学習推進課

② 相談・支援要員の育成

多様化する区民の悩みに対し、寄り添うことができる人を増やすとともに、職員の対応力を向上する取組を行います。

【1】自殺未遂者支援に関するセミナー等の開催	
概要	自殺未遂者支援に関わる職員や関係機関職員を対象に、自殺未遂者支援に関するセミナーや事例検討会を実施し、職員等の対応力を強化します。
所管	保健予防課

【2】困難事例検討会等の開催	
概要	複合的な問題を抱えた区民の支援に従事する職員を対象に、困難事例の検討会や研修等を実施し、職員の対応力を強化します。
所管	在宅医療・生活支援センター

③ 相談支援体制の強化に向けた関係機関との連携

自殺を区全体の課題として捉え、自殺予防に向け、分野を超えた包括的な取組が実施できるよう、区と関係機関の連携強化を図ります。また、様々な悩みを抱える区民が、適切な相談機関で問題や悩みの解決が図られるよう、地域における関係機関のネットワーク体制の構築及び充実に努めます。

【1】杉並区自殺対策推進本部の開催等	
概要	杉並区自殺対策推進本部を開催し、自殺対策の実務的な取組の検討などを行い、自殺対策に関する庁内連携を強化します。また、相談窓口や支援内容等をまとめた相談フローを作成し、各窓口に配布します。
所管	保健予防課

【2】自殺対策関係機関連絡会の開催	
概要	地域での自殺対策に関するネットワーク体制を構築し、特に自殺未遂者支援に関する認識の共有及び連携強化を図るため、区内の二次救急医療機関 ¹ や関係機関等と自殺対策関係機関連絡会を開催します。
所管	保健予防課

¹ 二次救急医療機関：入院を要する救急医療を担い、三次救急医療機関（高度医療や先端医療を提供する病院）以外の医療機関

【3】「女性に対する暴力」問題対策連絡会議と連携した自殺対策の推進	
概要	「女性に対する暴力」問題対策連絡会議において、自殺予防の取組を紹介して自殺対策に関する理解を促進するとともに、連絡会議と連携して、女性の自殺対策に関する取組を促進します。
所管	男女共同参画担当

【4】障害者地域自立支援協議会等と連携した自殺対策の推進	
概要	障害者地域自立支援協議会 ¹ や障害者福祉推進連絡協議会 ² と連携し、自殺対策に関する理解を深めるとともに、障害のある方も含めて対策のあり方を協議して取組に反映させることで支援の充実を図ります。
所管	障害者施策課

【5】地域包括支援センターと連携した自殺対策の推進	
概要	地域包括支援センター（ケア 24） ³ の総合相談において、複雑な課題を抱えた高齢者等を関係機関が連携し、適切な支援につなげることにより、孤立の防止を図り、自殺予防につなげます。
所管	高齢者在宅支援課、在宅医療・生活支援センター

【6】要保護児童対策地域協議会と連携した自殺対策の強化	
概要	要保護児童対策地域協議会 ⁴ が実施する各種会議や研修等を通じて、児童虐待対策及び自殺対策に関する情報を区と関係機関とで共有し、理解を深めるとともに、特定妊婦 ⁵ 及び要支援・要保護児童とその保護者に対する自殺対策を協議会と連携して推進することで、対応力の向上を図ります。
所管	子ども家庭支援担当

¹ **障害者地域自立支援協議会**：障害のある方の地域における自立を支えるため、相談支援事業の実施及び医療・保健・福祉・教育・就労関係機関等のネットワーク構築を推進する中核機関

² **障害者福祉推進連絡協議会**：障害者の地域での自立した生活を実現するために、区民と行政とが一体となって障害者福祉及び関係施策を推進していく組織

³ **地域包括支援センター（ケア 24）**：保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が配置され、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護等を支援する総合的な相談窓口

⁴ **要保護児童対策地域協議会**：要保護児童等の適切な保護のための情報交換、支援内容に関する協議等を行うため、児童福祉法に基づき設置した機関

⁵ **特定妊婦**：出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【7】生活困窮者自立支援調整会議を活用した自殺対策の推進	
概要	就職や家計の問題、住まいの確保等に関する悩みについて、生活困窮者自立支援調整会議 ¹ を活用し、関係機関が連携して適切な支援を実施し、早期に解決することで、自殺予防につなげます。
所管	生活自立支援担当

【8】地域子育てネットワーク事業を活用した自殺対策の推進	
概要	児童健全育成に関わる地域の方が参加する地域子育てネットワーク事業 ² の会議において、青少年向けの自殺予防の取組を紹介し、自殺対策の理解と青少年への支援を促進します。
所管	児童青少年課

【9】青少年育成委員会等と連携した自殺対策の推進	
概要	青少年育成委員会及び青少年問題協議会との連携を強化し、青少年における自殺の実態や自殺予防に向けた取組を紹介することで、自殺対策の理解と青少年への支援を促進します。
所管	児童青少年課

【10】杉並区健康づくり推進協議会を活用した自殺対策の推進	
概要	杉並区健康づくり推進協議会において、自殺対策の推進について意見交換を行い、取組に反映します。
所管	健康推進課、保健予防課

【11】杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会を活用した自殺対策の推進	
概要	大学生への自殺対策について、その有効性を一層向上させるため、杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会 ³ において、自殺対策の推進について意見交換を行い、取組に反映します。
所管	生涯学習推進課

¹ 生活困窮者自立支援調整会議：自立支援計画に係る適正性を判断するほか、計画実施のための連携態勢、計画の評価・見直しに係る検討等を行う会議体

² 地域子育てネットワーク事業：各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

³ 杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会：教育、文化、まちづくり等の分野で相互に連携を深め、区民の生涯学習を支援し、地域社会の発展や人材育成等を目指すために、区と区内高等教育機関（女子美術大学・女子美術大学短期大学部、高千穂大学、東京女子大学、東京立正短期大学、明治大学）とで締結した包括協定に基づき設置した協議会

(3) 「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす 取組の推進

① 孤立の予防に向けた取組の推進

悩みを抱え、人や社会とのつながりが減少すると、自殺以外の選択肢が考えられない危機的な状態にまで追い込まれ、自殺に至ることがあります。区は、様々な取組を通じて、区民の孤立を予防します。

【1】障害者の孤立予防	
概要	障害者地域相談支援センター（すまいる） ¹ でのプログラムや障害者団体等の催し物等を活用し、障害者の孤立を予防します。
所管	障害者施策課

【2】高齢者の孤立予防	
概要	ゆうゆう館 ² での協働事業、長寿応援ポイント事業 ³ 、安心おたっしや訪問 ⁴ 及び地域のたすけあいネットワーク（地域の目） ⁵ 等を活用し、高齢者の孤立を予防します。
所管	高齢者施策課、高齢者在宅支援課

【3】家族を介護する方の孤立予防	
概要	杉並介護者の会 ⁶ における取組や介護者心の相談 ⁷ 等を活用し、介護者の孤立を予防します。
所管	高齢者在宅支援課、在宅医療・生活支援センター

¹ 障害者地域相談支援センター（すまいる）：地域での相談の場として、区内3か所（荻窪・高井戸・高円寺）に設置している、社会福祉士などの専門職員が障害者（児）の生活全般の相談に応じる相談支援機関

² ゆうゆう館：区内に住む60歳以上の方が憩い、いきがい学び、ふれあい交流、健康づくりの場として利用する施設

³ 長寿応援ポイント事業：区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

⁴ 安心おたっしや訪問：高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域でより安心して生活できるように、高齢者宅を訪問して地域の中で日常的に相談できる関係を作るとともに、潜在的なニーズを把握し、必要に応じて適切な支援につなげる事業

⁵ 地域のたすけあいネットワーク（地域の目）：地域包括支援センターを事業拠点として、あんしん協力員・あんしん協力機関により登録高齢者への見守り等を行うネットワーク

⁶ 杉並介護者の会：高齢者を介護している方が集い、介護に付随する悩みや不安を語り、交流や情報交換を行う場

⁷ 介護者心の相談：臨床心理士が主に在宅で介護している介護者の心の悩みや葛藤を整理し、負担軽減を図る

【4】子育て中の方の孤立予防	
概要	ゆうライン ¹ や育児相談、乳幼児健診等を活用し、子育て中の方の孤立を予防します。
所管	子ども家庭支援担当、保健サービス課

【5】様々な問題を抱えた子どもの孤立予防	
概要	「杉並区子どもの学習支援及び居場所づくり等事業」 ² や子ども食堂 ³ 等を活用し、生活に様々な問題を抱えた子どもの孤立を予防します。
所管	保健福祉部管理課、生活自立支援担当

【6】乳幼児親子、小学生、中・高校生の孤立予防	
概要	子ども・子育てプラザ ⁴ 、児童館、放課後等居場所事業 ⁵ 及び児童青少年センター（ゆう杉並） ⁶ の運営を通じて、乳幼児親子、小学生、中・高校生の孤立を予防します。
所管	児童青少年課

【7】不登校やひきこもりで悩んでいる本人と家族の孤立予防	
概要	教育相談や、くらしのサポートステーション ⁷ での相談事業等を活用し、不登校やひきこもりで悩んでいる本人やその家族の孤立を予防します。
所管	産業振興センター事業担当、生活自立支援担当、済美教育センター

¹ ゆうライン：杉並子ども家庭支援センターに設置した、電話又は来所による子どもと家庭に関する相談窓口

² 杉並区子どもの学習支援及び居場所づくり等事業：小学生から高校生を対象に、経済的な理由で学習環境が整わない、または社会につながる居場所を必要としている子どもを支援する事業

³ 子ども食堂：子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂で、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、地域交流の場などの役割がある

⁴ 子ども・子育てプラザ：乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

⁵ 放課後等居場所事業：放課後等に利用していない小学校内のスペースを活用し、子どもに居場所を提供し、遊びや学習の支援を行う事業

⁶ 児童青少年センター（ゆう杉並）：中学生・高校生が文化や芸術、スポーツなど自主的な活動をし、生き活きと交流できる居場所

⁷ くらしのサポートステーション：離職や債務の返済など、さまざまな原因で経済的に困窮している方や、ひきこもり、子どもの学習支援等に関する相談・支援を行う窓口

【8】健康づくりに取り組む中高年等の孤立予防	
概要	健康づくり自主グループ ¹ や地域ささえ愛グループ ² 等を活用し、健康づくりに取り組む又は健康問題を抱えた中高年の方の孤立を予防します。
所管	保健サービス課

② 悩みに関する相談・支援の充実

悩みが深刻化すると、うつ状態に至ることがあります。区民の様々な相談に対応し、悩みの解決に向けて支援します。

【1】悩みの相談に関する児童・生徒への教育	
概要	悩んだ時の相談先の周知や、大人へ相談することの大切さに関する「SOSの出し方教育」 ³ を児童・生徒に行い、悩んだ時に一人で抱え込まずに周りに相談できるように促します。また、子どものSOSを察知し、適切な支援につなげることの重要性について、学校関係者等に普及啓発を行います。
所管	学務課、済美教育センター

【2】労働問題に対する相談先の周知	
概要	労働問題に関する様々な悩みに対する区内の相談窓口や医療機関等の案内や、区ホームページによる周知を行います。
所管	産業振興センター事業担当、保健予防課

【3】区民からの悩みに関する相談への対応	
概要	くらしや法律、人権などの区民からの様々な悩みに関する相談に対して助言を行い、悩みの解決に向けた支援を行います。
所管	区政相談課

¹ **健康づくり自主グループ**：保健センターで開催する健康づくりの講座を受講した区民等が健康づくりのために自主的に活動するグループ

² **地域ささえ愛グループ**：加齢や疾病等により閉じこもりがちの高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るため、介護予防を目的に自主的な活動を行っているグループ

³ **SOSの出し方教育**：区内小・中学校の児童・生徒に、様々な困難・ストレスの対処方法を身に付させるための教育

【4】借金問題に関する相談への対応	
概要	多重債務などの借金問題に関する相談を行い、解決に向けた支援を行います。
所管	消費者センター

【5】DVや性的マイノリティ等に関する相談への対応	
概要	<p>ドメスティック・バイオレンス（DV）¹や性的マイノリティなどの人間関係に関する相談に対して、悩みの解決に向けた専門相談窓口を設置するとともに、性的マイノリティについて、正しく理解するための知識習得や教育機関での適切な相談の実施等、悩みの未然防止に向けた取組を推進します。併せて、若年層に対する暴力防止教育として、「デートDV²防止出前講座」を行います。</p> <p>また、様々な悩みについて児童・生徒が安心して相談できるよう、学校における組織的な教育相談体制づくりを行います。</p>
所管	男女共同参画担当、済美教育センター

③ 心の健康づくりに関する取組の推進

うつ病等の精神疾患は、自殺につながる可能性があります。心の健康づくりに関する区民の関心を高めるとともに、うつ病予防に関する取組を推進し、自殺リスクの減少に努めます。

【1】ICTを活用した心の健康管理の推進	
概要	スマートフォンやパソコンからストレス度などを気軽にチェックすることができるアプリを区ホームページで公開します。特にICT ³ の活用機会が多い若者や、相談窓口に行く時間取りにくい働く人向けに利用の促進を図ります。アプリを活用して、区民自らが心の健康状態を確認し、ストレスや不安がある場合は、アプリで相談先を把握して、解消に向けて早期に取り組むよう促すことで、心の健康保持を推進します。
所管	保健予防課

¹ **ドメスティック・バイオレンス（DV）**：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

² **デートDV**：交際相手又は元交際相手からの暴力

³ **ICT**：Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーション

【2】若者向け講演会等の開催	
概要	若者が自分の心の健康を保つことの大切さや心の変化（ストレス等）への気づき、対応等セルフケアについて理解し、心の健康づくりへの関心を高める取組を関係部署と連携して行います。
所管	保健予防課

【3】働く人のうつ病等の予防	
概要	職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、小規模事業所で働く人を対象に、ストレスチェックの配布や、相談先の周知を行います。自らの心の状態を知り、早期に対応することを促すことで、うつ病・うつ状態の予防を図ります。
所管	産業振興センター事業担当、保健予防課

【4】妊婦のうつ病等の予防	
概要	妊婦を対象に、ゆりかご面接や母親学級、パパママ学級及び子ども・子育てプラザ ¹ でのプログラム等を通じて、うつ病・うつ状態の予防及び早期発見に努めます。
所管	地域子育て支援担当、子ども家庭支援担当、児童青少年課、保健サービス課

【5】産後のうつ病等の予防	
概要	産後ケア、すこやか赤ちゃん訪問や乳幼児健診、訪問育児サポーター ² 、保護者のこころの相談事業及び子ども子育てプラザでのプログラム等を通じて、出産後のうつ病・うつ状態の予防及び早期発見に努めます。
所管	地域子育て支援担当、子ども家庭支援担当、児童青少年課、保健サービス課

¹ **子ども・子育てプラザ**：乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

² **訪問育児サポーター**：0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う事業

【6】女性のうつ病等の予防	
概要	社会情勢や生活環境の変化等の影響で、増加傾向にある女性の自殺を防止するため、女性を対象とした心の健康やうつ病予防の啓発を女性の健康週間等で行います。
所管	健康推進課、保健予防課

【7】心の健康づくりに関する取組の周知	
概要	ストレスの軽減や睡眠の大切さなどの心の健康づくりに関する取組について、区広報や区ホームページ等を通じて周知し、心の健康づくりに関する区民の関心を高めます。
所管	保健予防課

【8】うつ病等の方を支える家族向け講演会の開催	
概要	うつ病等の方を支える家族等を対象に講演会を開催し、うつ病等の人への対応方法などを周知し、家族の不安や負担を軽減します。
所管	保健サービス課

【9】心の健康等に関する相談支援	
概要	区民からの心の健康やうつ病などに関する悩みや相談について、保健センターの保健師や精神科医による面接などを通して、その解決に向けた支援を行います。
所管	保健サービス課

【10】高齢者や障害者の介護者のうつ病予防	
概要	高齢者や障害者の介護者向けにうつ病等に関する周知を行い、介護者本人や関係する人が、うつ病等の恐れがある場合は早期に相談するよう促します。
所管	障害者施策課、高齢者在宅支援課、在宅医療・生活支援センター

【11】遺された家族に向けた相談支援	
概要	遺された家族の方の心身の不調について、心の健康相談を実施します。また、相談窓口や遺族の会を周知します。
所管	保健予防課、保健サービス課

④ 自殺未遂者への支援強化

自殺未遂者は、再度自殺を試みてしまう可能性が高いことから、再度自殺に追い込まれないよう支援していくことが必要です。このため、関係機関と連携し自殺未遂者や家族等への支援を強化します。

【1】関係機関と連携した保健センターにおける相談の促進	
概要	区内の警察や消防、二次救急医療機関と連携して、保健センターへの相談を促すカードを自殺未遂者や家族等に配布するなど、自殺未遂者が保健センターの相談につながる取組を推進し、自殺未遂者の再度の自殺企図を防止します。
所管	保健予防課、保健サービス課等

【2】多職種による相談・訪問支援の実施	
概要	医療行為や支援を受けることができない自殺未遂者を対象に、適切な支援が受けられるよう、保健師や精神保健福祉士、精神科医の多職種による相談及び訪問等を行います。
所管	保健予防課、保健サービス課等



第5章

計画の推進に当たって

計画の推進に当たって

- 区は、本計画に定めた健康医療施策の総合的かつ計画的な取組について着実に遂行し、計画として有効に機能させるためには、各施策の実施状況や達成度を確認し、必要に応じて取組の見直しを行っていくことが必要です。
- このため、毎年度実施する施策評価及び事務事業評価を活用して適切に進行管理を行っていきます。
- また、施策1「いきいきと住み続けることができる健康づくり」の取組内容に大きく関わっている、健康づくりを推進するための「達成すべき目標及び指標」(資料編:杉並区健康づくり推進条例の規定に基づく目標及び指標)の達成状況については、同条例の規定に基づき、杉並区健康づくり推進協議会の意見を聴き、適切な時期に評価を行うことで、本計画のより効果的かつ着実な推進を図ります。
- 本計画の推進に当たっては、SDGsの考え方とともに、すべての人が多様性を尊重され、尊厳をもって、生涯にわたり健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会を健康医療分野から支えることを特に留意していきます。
- 他分野に関連するライフステージに応じた取組の推進に当たっては、保健福祉分野全体に共通する基本理念や計画推進の方向性を踏まえて、各分野と綿密に連携していきます。



資料編

1 杉並区健康づくり推進条例の規定に基づく目標及び指標

区では、杉並区健康づくり推進条例に基づき、健康づくりを推進するために、次に掲げる分野に係る達成すべき目標及び指標を設定し、取組を推進しています。

- 分野1 身体の健康
- 分野2 心の健康
- 分野3 歯と口腔(こうくう)の健康
- 分野4 健康づくりを支える社会環境

令和3(2021)年度の目標値を設定した「杉並区健康づくり推進条例の規定に基づく目標及び指標」については、条例に基づき適切な時期に評価を行うこととされていることから、令和3(2021)年度の杉並区健康づくり推進協議会において委員の方の意見を聴き、評価を行いました。

また、評価と同時に、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度に向けた新たな目標及び指標と令和12(2030)年度の目標値を設定しました。

今後は新たな目標値に向けて、健康づくりの取組を推進していきます。

表の見方

(例)

【目標】 ○○○○○○○○○○○

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
○○○○○	▲	■ 《令和○(●●●●)年》	●	□	△△△△△

A欄…令和3年(2021)度までに達成すべき指標の目標値

B欄…令和3年(2021)度を実施した評価における指標の現状値 ※1

C欄…令和3年(2021)度を実施した評価区分 ※2

D欄…令和3年(2021)度に新たに設定した令和12年(2030)度までに達成すべき指標の目標値

※1 令和3(2021)年5月末時点調査における最新値。なお、表中の《 》内は調査年(度)

※2 評価区分

区分	評価内容	主な判断基準
S	達成見込み	指標設定時の値から現状値までの数値を比較して、令和3(2021)年度の目標値を達成する見込みがある。
A	未達成見込み 【改善】	指標設定時の値から現状値までの数値を比較して、令和3(2021)年度の目標値を達成する見込みはないが、指標値はおおむね改善傾向にある。
B	未達成見込み 【変化なし】	指標設定時の値から現状値までの数値を比較して、令和3(2021)年度の目標値を達成する見込みがなく、指標値はおおむね変化がない。
C	未達成見込み 【悪化】	指標設定時の値から現状値までの数値を比較して、令和3(2021)年度の目標値を達成する見込みがなく、指標値はおおむね悪化傾向にある。

○全体目標

【①】令和3(2021)年度実施評価

杉並区の65歳健康寿命は、指標を設定した平成26(2014)年度当時の最新値(平成24(2012)年)から現在(最新値：令和元(2019)年)までの7年間に、男性で0.89歳、女性で1.09歳延伸しています。

これは、生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会を目指し、区民、事業者、関係団体及び区が協働により健診(検診)の受診率向上や生活習慣病予防等の取組を行ってきたことが寄与しているものと考えられます。

【②】令和12(2030)年度実施評価

健康寿命の延伸を図るためには、疾病及び要介護状態の予防が大切です。そのためには、健康的な生活習慣を身に付け、更なる健康増進を図ります。

また、健康づくりは、個人の力では思うように進まないこともあります。そのため、健康づくりを支えるハード、ソフト面を含めた社会環境の整備を進めていきます。

【目標】健康寿命の延伸

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
65歳健康寿命	男性 84歳 女性 87歳	男性 83.6歳 女性 86.7歳 《令和元(2019)年》	A	男性 84.4歳 女性 88.2歳	65歳健康寿命算出結果区市町村一覧(東京都集計)

○分野1-1 身体の健康 生活習慣病の予防

【①】令和3(2021)年度実施評価

目標値を達成する見込みがある指標が2つ、達成見込みはないがおおむね改善傾向にある指標が2つ、おおむね変化がない指標が3つ、おおむね悪化傾向にある指標が2つとなっています。

健診(検診)の受診率や保健指導利用率については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い受診控えが生じています。

生活習慣病のうち、人工透析患者数は減少させることができました。

【②】令和12(2030)年度実施評価

生活習慣病のうち「がん」、「メタボリックシンドローム」及び「糖尿病」の発症予防、重症化予防を進めていきます。また、増加が予想される「COPD」等について普及啓発を図り、原因となるたばこ対策を進めていきます。

【目標】がんによる死亡を減らす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口対10万人)	男性 92.1人 女性 51.4人	男性 79.6人 女性 52.6人 《令和元(2019)年》	A	男性 67.9人 女性 49.2人	人口動態調査(杉並区集計)

がん検診受診率※	胃がん (40～69歳) 50%	胃がん (40～69歳) 45.5%	A	胃がん (50～69歳) 50%	杉並区生活習慣 行動調査(3年ご と実施)
	肺がん (40～69歳) 40%	肺がん (40～69歳) 26.6%		肺がん (40～69歳) 50%	
	子宮頸がん (20～69歳) 50%	子宮頸がん (20～69歳) 53.0%		子宮頸がん (20～69歳) 60%	
	乳がん (40～69歳) 60%	乳がん (40～69歳) 62.8%		乳がん (40～69歳) 70%	
	大腸がん (40～69歳) 60%	大腸がん (40～69歳) 29.6%		大腸がん (40～69歳) 50%	
		《令和2(2020)年度》			

※指標対象年齢を40～69歳とする(子宮頸がんは20～69歳)

【目標】メタボリックシンドロームの該当者を減らす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
国保特定健診受診率	56% ※	45.1% 《令和元(2019)年度》	C	60% ※	(法定報告値) 特定健診 特定保健指導
国保特定保健指導利用率	35% ※	10.9% 《令和元(2019)年度》	C	60% ※	(法定報告値) 特定健診 特定保健指導
特定保健指導対象者割合の減少率(平成20年度比)	25%以上	24.80% 《令和元(2019)年度》	S	25%以上	事業実績

※杉並区国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画数値

【目標】糖尿病の重症化を予防する

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
国保糖尿病患者数/有病率	増加を抑制する	患者数 13,746人 有病率 11.2% 《令和元(2019)年度》	B	増加を抑制する	国保レセプトデータ
国保新規人工透析患者数	減らす	37人 《令和2(2020)年度》	S	減らす	事業実績
糖尿病性腎症に関する知識を有する者の割合	80%	28.0% 《令和2(2020)年度》	B	増やす	杉並区生活習慣 行動調査(3年ご と実施)

【目標】COPDについて知っている人を増やす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
喫煙による健康影響としてCOPDを知っている者の割合※	80.0%	39.2% 《令和2(2020)年度》	B	増やす	杉並区生活習慣 行動調査(3年ご と実施)

※杉並区国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画数値

○分野1-2 身体の健康 健康的な生活習慣の獲得

【①】令和3(2021)年度実施評価

朝食の欠食率、肥満・やせの割合、習慣的な運動については、性別や年代により評価が分かれたため、目標値を達成する見込みがある指標が2つ、達成見込みはないがおおむね改善傾向にある指標が6つ、おおむね変化がない指標が3つ、おおむね悪化傾向にある指標が11となっています。

生活習慣のうち一部の項目は、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化の影響を受けていると考えられます。

【②】令和12(2030)年度実施評価

健康を意識した食習慣、運動、適正な飲酒、禁煙等の生活習慣を獲得するために、全世代を通じて取り組みます。

【目標】適正な質と量の食事をとる人を増やす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典				
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)					
主食・主菜・副菜をそろえて食べる者の割合	80.0%	50.0%	C	80%	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)				
朝食の欠食率	0に近づける	《令和2(2020)年度》 小学5年 男子0.8% 小学5年 女子0.6% 中学2年 男子2.7% 中学2年 女子2.2% 《令和元(2019)年度》	C	0に近づける	東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査				
		20～30歳代 男性15%				20～30歳代 男性19.9%	A	20～30歳代 男性15%	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)
		20歳代 女性15%				20歳代 女性21.1%	C	20歳代 女性15%	
		《令和2(2020)年度》							
野菜の摂取量(1日当たり)350g(5皿)以上の者の割合(20歳以上)	20.0%	5.7%	C	15%	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)				
果物の摂取量(1日当たり)100g未満の者の割合(20歳以上)	30.0%	49.5%	C	30%	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)				
		《令和2(2020)年度》							
減塩を心がける者の割合	80.0%	60.3%	C	80%	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)				
		《令和2(2020)年度》							

【目標】適正な体重を維持している人を増やす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
小学校5年生の肥満傾向の児童の割合 小学校5年生のやせ傾向の児童の割合	減らす	6.9%	C	減らす	杉並区の学校保健統計
		3.0%	A		
20～60歳代男性の肥満者の割合 40～60歳代女性の肥満者の割合 20歳代女性のやせの者の割合	減らす	26.3%	C	減らす	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)
		9.8%	A		
		32.1%	B		
低栄養傾向(BMI※20以下)の高齢者の割合	22%	21.3%	S	減らす	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)

※Body Mass Index(肥満指数)の略で体重(kg)÷【身長(m)×身長(m)】で計算する

【目標】身体活動・運動を増やす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
日常生活における歩数	増やす	(7000歩以上/日の割合) 20～64歳 男性39.8%	C	増やす	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)
		20～64歳 女性23.0%			
習慣的に運動をしている者の割合	20～64歳 男性41%	65歳以上 男性14.4%	S	20～64歳 男性49%	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)
		20～64歳 女性29%			
	65歳以上 男性54%	65歳以上 男性46.1%	C	65歳以上 男性56%	
	65歳以上 女性47%	65歳以上 女性42.9%		65歳以上 女性53%	
習慣的に運動をしている子どもの割合	中学3年 85%	中学3年 73.3%	C	中学2年 増やす	東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査
	—	中学2年 81.2%		増やす	
ロコモティブシンドローム※の認知度	80%	37.3%	B	増やす	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)

※ロコモティブシンドローム：「運動器の障害」により「要介護になる」リスクの高い状態になること

【目標】生活習慣病のリスクを高める飲酒をする人を減らす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている者の割合	男性 20% 女性 10%	男性 20.8% 女性 14.3% 《令和2(2020)年度》	B	男性 13.0% 女性 6.4%	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)
未成年者の飲酒経験の割合	0%	中学2年 男子5.4% 中学2年 女子2.4% 高校2年 男子8.7% 高校2年 女子6.0% 《令和2(2020)年度》	A	0%	中学生の飲酒・喫煙・薬物に関する調査

【目標】喫煙率を減らす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
成人の喫煙率	男性 18.3% 女性 5.0%	男性 17.8% 女性 5.8% 《令和2(2020)年度》	A	男性 13.0% 女性 4.0%	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)
未成年者の喫煙率	0%	中学2年 男子0.3% 中学2年 女子0.0% 高校2年 男子0.8% 高校2年 女子0.7% 《令和2(2020)年度》	A	0%	中学生の飲酒・喫煙・薬物に関する調査

○分野2 心の健康

【①】令和3(2021)年度実施評価

目標値を達成する見込みがある指標が2つ、おおむね変化がない指標が1つ、おおむね悪化傾向にある指標が2つとなっています。

「ゲートキーパー養成者数」は1,836人(令和2(2020)年度)で目標値を達成しており、自殺対策の一つとして悩みを抱えた方に気付き、適切な対応を取れる人が着実に増えています。また、「自殺の死亡率(人口対10万人)」が指標設定時の値(平成25(2013)年)18.6から12.8(令和元(2019)年)と減少しており、区民や地域の関係機関等との連携の結果、目標値を達成する見込みとなっています。しかしながら、「睡眠が十分とれていない者の割合」、「最近、1か月間にストレスが大いにある者の割合」がおおむね悪化傾向にあり、社会が多様化する中で、自殺までには至らないが、潜在的なリスクを抱えていると考えられます。

【②】令和12(2030)年度実施評価

うつ病などストレスが影響する心の病を予防するため、正しい知識を普及し、心の不調を感じた時は身近な人や専門機関への早期の相談を促すなど、心の健康づくりを進めていきます。

【目標】睡眠に障害を感じている人を減らす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
睡眠が十分とれていない者の割合	25%	31.9% 《令和2(2020)年度》	B	25%	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)

【目標】ストレスを感じる人の割合を減らす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
最近、1か月間にストレスが大いにある者の割合	減らす	23.7% 《令和2(2020)年度》	C	減らす	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)
ストレスを感じて、相談した者の割合	増やす	69.5% 《令和2(2020)年度》	B	増やす	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)

【目標】自殺者数を減らす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
自殺の死亡率(人口対10万人)	減らす	12.8 《令和元(2019)年》	S	減らす	人口動態調査(杉並区集計)
ゲートキーパー養成者数	1,653人	1,836人 《令和2(2020)年度》	S	3,350人	事業実績

○分野3 歯と口腔(こうくう)の健康

【④】令和3(2021)年度実施評価

おおむね悪化傾向にある指標は「40歳重度歯周疾患有病者率」でした。これは、これまでの歯周疾患対策に足りないものがあったためと考えられます。

【②】令和12(2030)年度実施評価

すべての区民が歯と口腔の健康を保ち、健康寿命を延ばして豊かな生活ができるようにしていきます。

【目標】むし歯のない人を増やす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
3歳のむし歯のない者の割合	92.0%	94% 《令和2(2020)年度》	S	増やす	事業実績
12歳児の永久歯一人平均う歯(むし歯)数	0.5本	0.37本 《令和2(2020)年度》	S	減らす	杉並区の学校保健統計

【目標】 進行した歯周病がある人を減らす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
40歳重度歯周疾患有病者率	25%	53.5% 《令和2(2020)年度》	C	35%	事業実績 杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)
定期的な歯科健診を受けている者の割合	65%	45.8% 《令和2(2020)年度》	A	65%	
糖尿病が歯周病のリスクであることを知っている者の割合	増やす	21.4% 《令和2(2020)年度》	B	増やす	
喫煙が歯周病のリスクであることを知っている者の割合	増やす	32.3% 《令和2(2020)年度》	A	増やす	

【目標】 何でも噛んで食べることができる人を増やす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
何でもよく噛める者の割合(60歳代)	85%	77.7% 《令和2(2020)年度》	A	85%	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)
80歳で20本以上自分の歯を持つ者の割合	増やす	82.1% 《令和2(2020)年度》	S	増やす	

○分野4 健康づくりを支える社会環境

【①】 令和3(2021)年度実施評価

目標値を達成見込みの指標が1つ、達成見込みはないがおおむね改善傾向にある指標が2つ、おおむね変化がない指標が2つ、おおむね悪化傾向にある指標が2つとなっています。

「社会活動に参加した者の割合」は6割を超え(令和2(2020)年)、指標設定時の値(平成26(2014)年)59.7%から目標値「増やす」を達成する見込みであり、地域や人につながる社会活動に対する区民の意識は高く、実際に行動に移していると考えられます。一方、「健康づくりやスポーツボランティア活動をした者の割合」はおおむね悪化傾向にあり、社会活動の中でも低い数値となっています。なお、新型コロナウイルス感染拡大により、人や地域とつながる・社会参加する等、人が集まり外出するような活動は難しくなっており、厳しさが増えています。

【②】 令和12(2030)年度実施評価

健康な生活ができる環境を整備していくとともに、健康づくり活動を主体的に行う、区民、関係団体、企業等が増え、地域の健康水準を上げていきます。

【目標】 健康な生活ができる環境を整える

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
ヘルシーメニュー推奨店数	1,200店	1,066店 《令和2(2020)年度》	A	指標変更	事業実績
健康づくり応援店(ヘルシーメニュー店及び健康情報店)実店舗数	指標変更	406店 《令和2(2020)年度》	—	600店	
食中毒の発生件数	減らす	2件 《令和2(2020)年度》	B	減らす	事業実績

【目標】地域のつながりを醸成する

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
健康づくり活動に参加した者の割合	50%	17.2% 《令和2(2020)年度》	C	35%	杉並区生活習慣行動調査(3年ごと実施)
社会活動に参加した者の割合	増やす	61.0% 《令和2(2020)年度》	B	増やす	杉並区区民意向調査
スポーツボランティア活動をした者の割合	35%	7.9% 《令和2(2020)年度》	C	13.5%	杉並区区民意向調査

【目標】高齢者の社会参加を増やす

指標	令和3(2021)年度			令和12(2030)年度	数値の出典
	目標値(A)	現状値(B)	評価(C)	目標値(D)	
長寿応援ポイント登録活動数(累計)	1,870件 《令和元(2019)年》※	1,415件 《令和2(2020)年度》	A	指標変更	事業実績
65歳以上の高齢者でいきがいを感じている人の割合	指標変更	78.0% 《令和2(2020)年度》	—	82%	杉並区区民意向調査
高齢者の外出頻度	増やす	68.1% 《平成28(2016)年度》 〔週3~4日以上〕 75.5% 〔週2回以上〕 89.8% 〔週1回以上〕 《令和元(2019)年度》	S	指標変更	杉並区高齢者実態調査(3年ごと実施)
地域活動・ボランティア活動・働いている高齢者の割合	指標変更	40.8% 《令和2(2020)年度》	—	50%	杉並区区民意向調査

※杉並区実行計画(平成29(2017)~31(2019)年度)数値

2 杉並区自殺対策計画（第2次）に関する基礎データ

■表の見方・留意点

- ①年単位の数値で集計、又は、期間内の数値を累計して集計しています。
- ②自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数です。単位はつきません。
- ③「%」は、それぞれの割合を小数第2位で四捨五入して算出しているため、すべての割合を合計しても100%にならないことがあります。

■自殺に関する統計

自殺に関する統計は、厚生労働省の人口動態統計と警察庁の自殺統計があり、本計画はそれぞれの統計を用いています。それぞれの統計には以下の相違点があります。

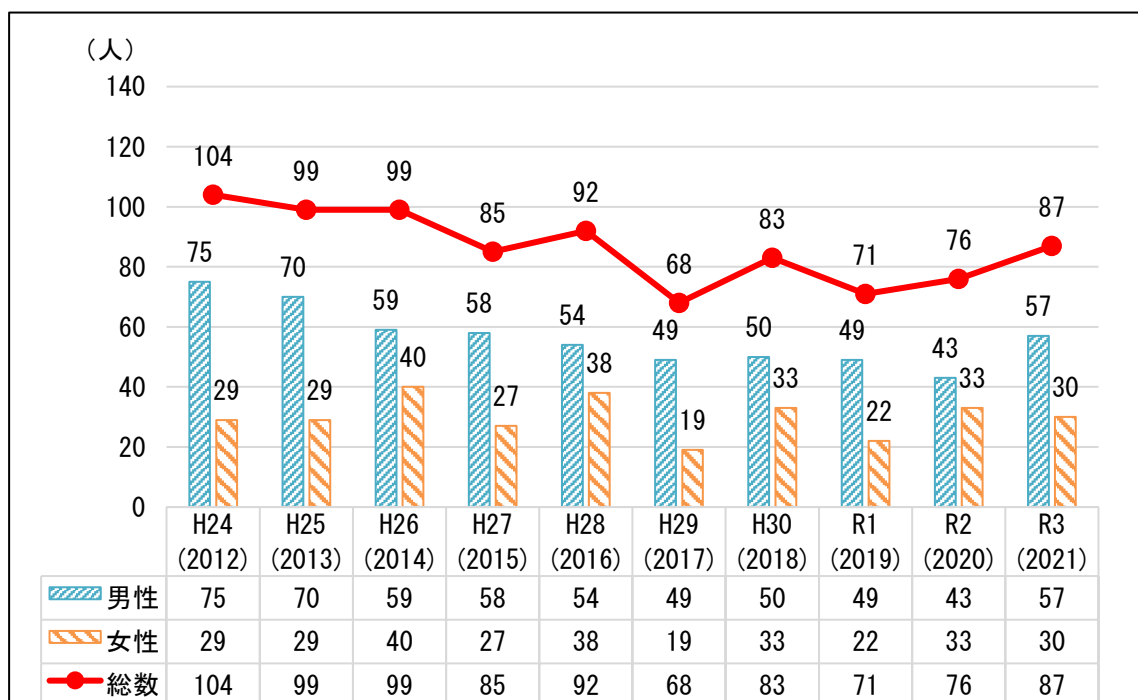
統計名称	調査対象	自殺者数の計上方法
人口動態統計	日本に居住する日本人が対象	自殺、他殺あるいは事故死のいずれかが不明であるときは自殺以外で処理。死亡診断書等について自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上しない
自殺統計	総人口（日本に居住する外国人を含む）が対象	捜査等により自殺であると判明した時点で計上

(1) 区の自殺者の推移

区における年間の自殺者数は、平成 24(2012)年から減少傾向となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などで、令和 2(2020)年以降は増加に転じています。

また、男女別に見ると、男性の自殺者の割合は、自殺者全体の約 65%を占めており、女性の約 2 倍です。女性の自殺者数は、増加と減少を繰り返している状況で、近年はやや増加の傾向です。

表 1 区の自殺者数（10 年間：平成 24(2012)年～令和 3(2021)年）



出典：人口動態統計（厚生労働省）

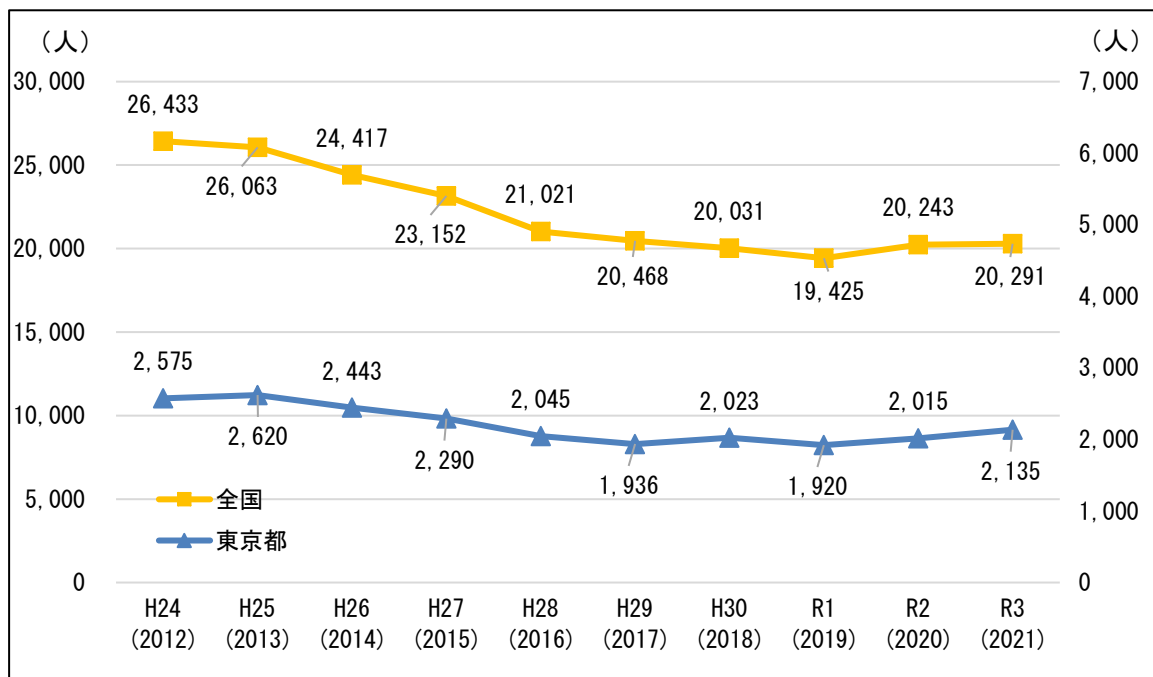
(2) 全国及び東京都の自殺者数の推移

全国の年間自殺者数は、平成 21(2009)年をピークに減少傾向となり、令和元(2019)年は 2 万人を下回りましたが、その後は 2 万人を超える自殺者数で推移しています。

東京都の年間自殺者数は、平成 23(2011)年以降、緩やかに減少し、直近 5 年間は 2,000 人前後で推移しています。

全国及び東京都のいずれも、令和 2(2020)年から自殺者数が微増しています。

表2 全国及び東京都の自殺者数（10年間：平成24(2012)年～令和3(2021)年）

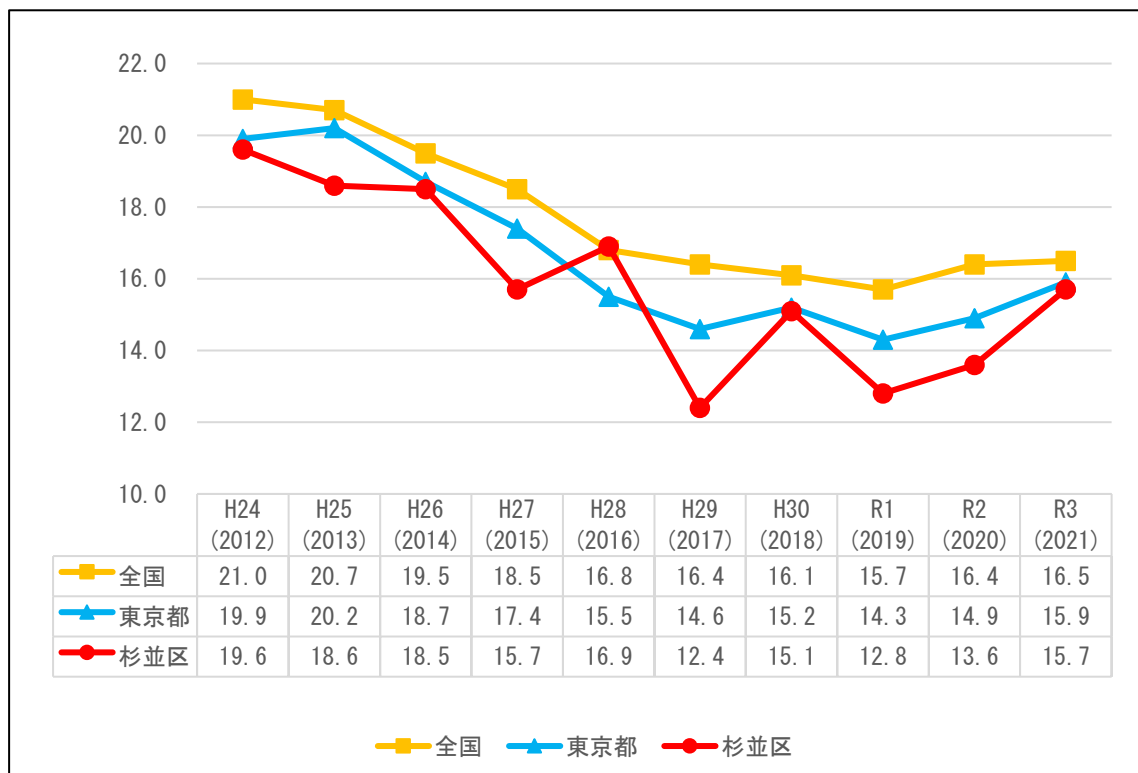


出典：人口動態統計（厚生労働省）

（3）全国、東京都、区の自殺死亡率の推移

自殺死亡率は、全国、東京都、区ともに令和元(2019)年まで減少傾向でしたが、令和2(2020)年からは、全国、東京都、区のいずれも増加に転じています。

表3 全国、東京都、区の自殺死亡率（10年間：平成24(2012)年～令和3(2021)年）

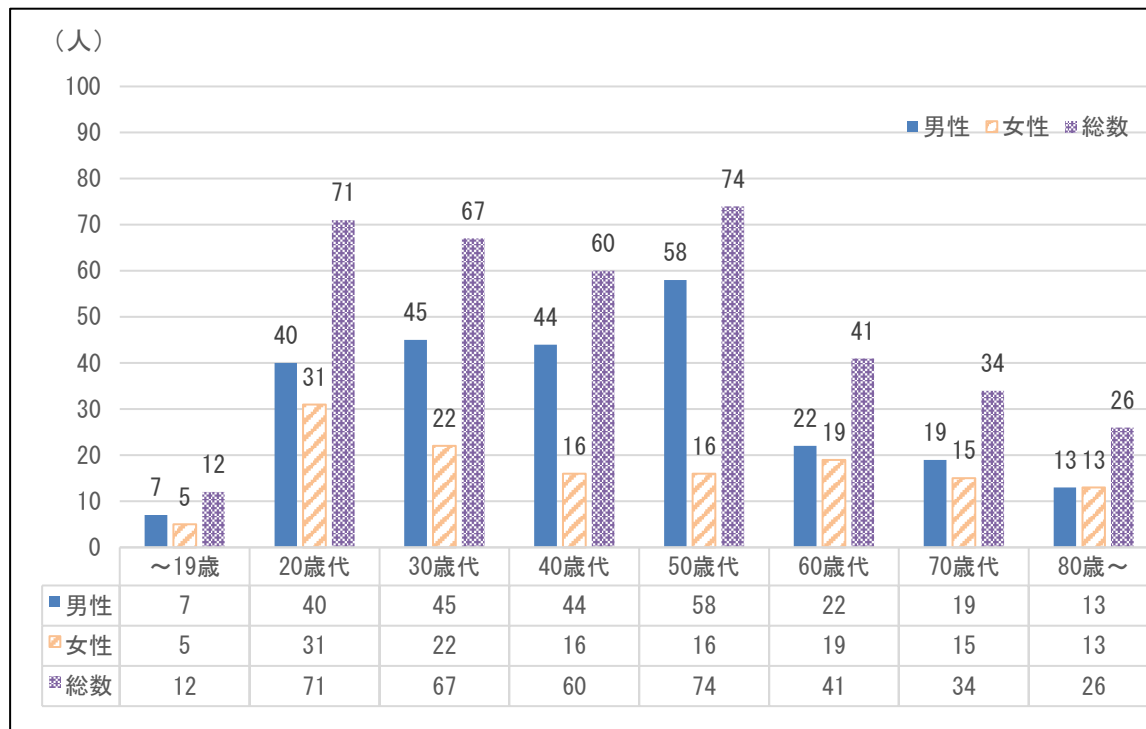


出典：人口動態統計（厚生労働省）

(4) 区の男女別年代別自殺者数

区の男女別年代別自殺者数は、男女共に50歳代が最も多く、次いで20歳代、30歳代、40歳代の順に多くなっています。

表4 区の男女別年代別自殺者数（5年間：平成29(2017)年～令和3(2021)年）

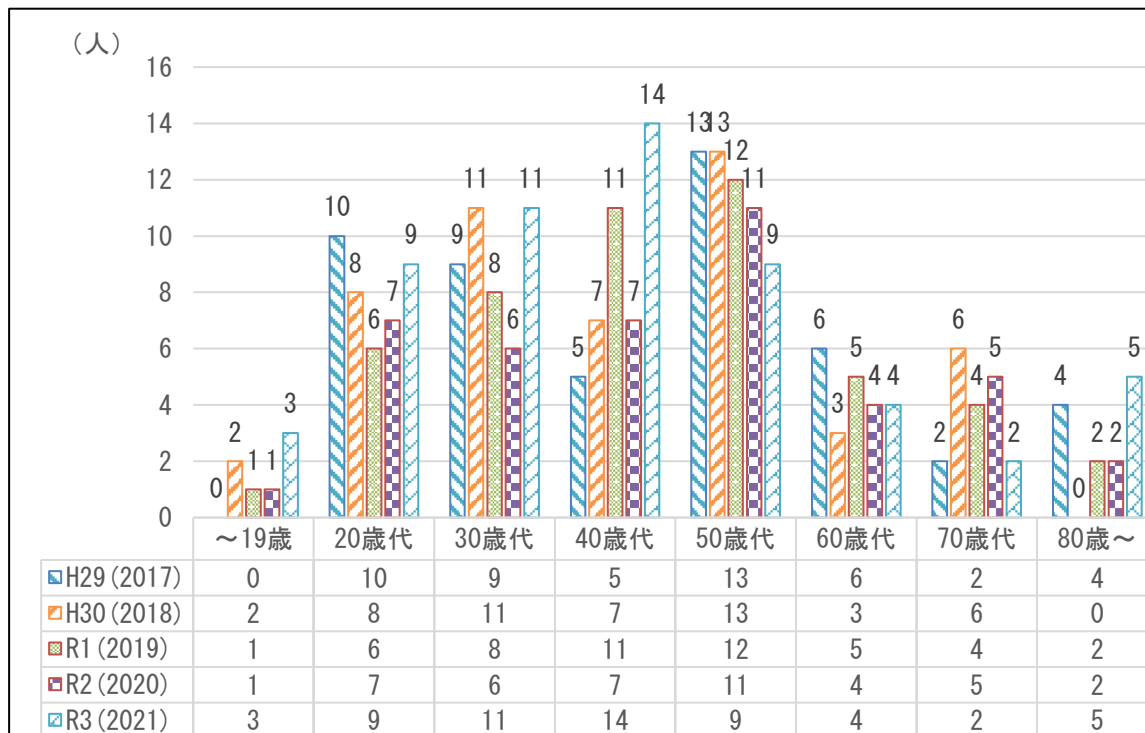


出典：人口動態統計（厚生労働省）

(5) 区の男女別年代別自殺者数の推移

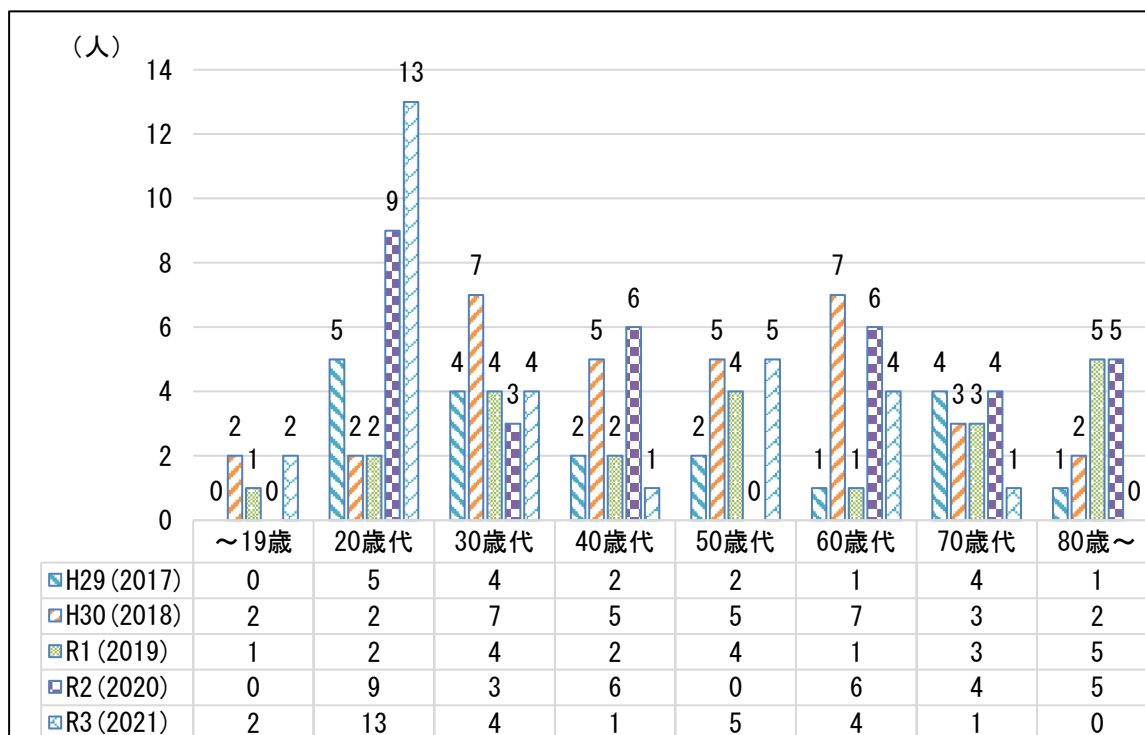
自殺者数の推移では、男女共に、多くの年代でおおむね減少又は横ばいの状態ですが、男性は30歳代と40歳代、女性は20歳代で増加が顕著となっています。

表5 区の男性の年代別自殺者数（5年間：平成29(2017)年～令和3(2021)年）



出典：人口動態統計（厚生労働省）

表6 区の女性の年代別自殺者数（5年間：平成29(2017)年～令和3(2021)年）

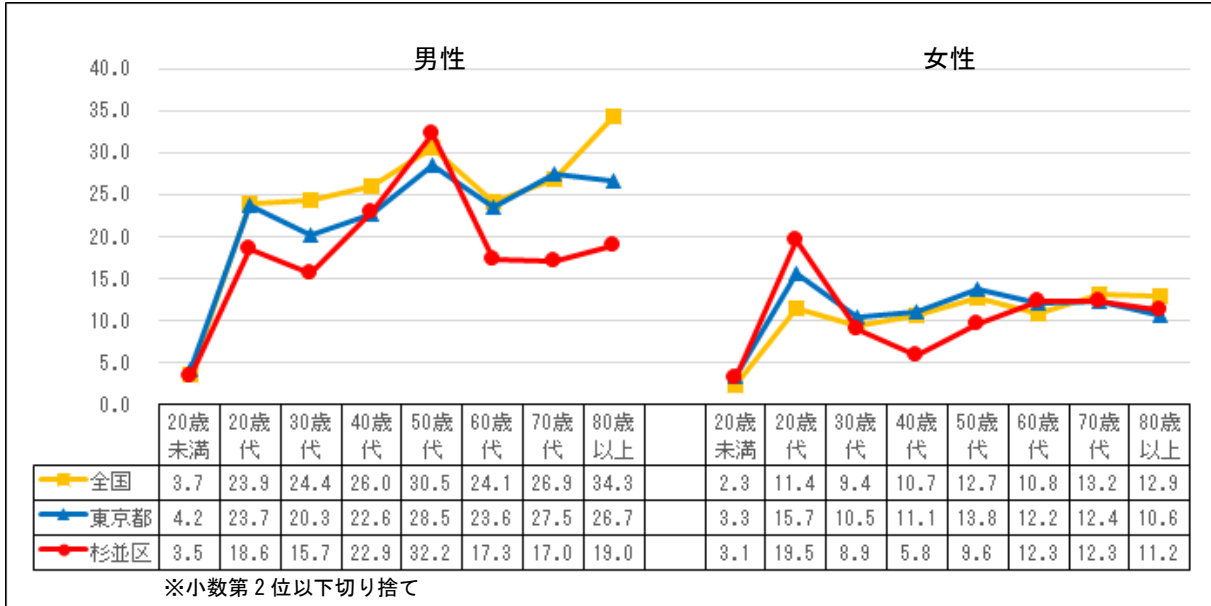


出典：人口動態統計（厚生労働省）

(6) 全国、東京都、区の男女別年代別自殺死亡率

区の男女別年代別自殺死亡率は、全国及び東京都と比較して、男性は50歳代が高く、女性では20歳代と60歳代が高くなっています。

表7 全国、東京都、区の男女別年代別自殺死亡率（5年間：平成29(2017)年～令和3(2021)年）

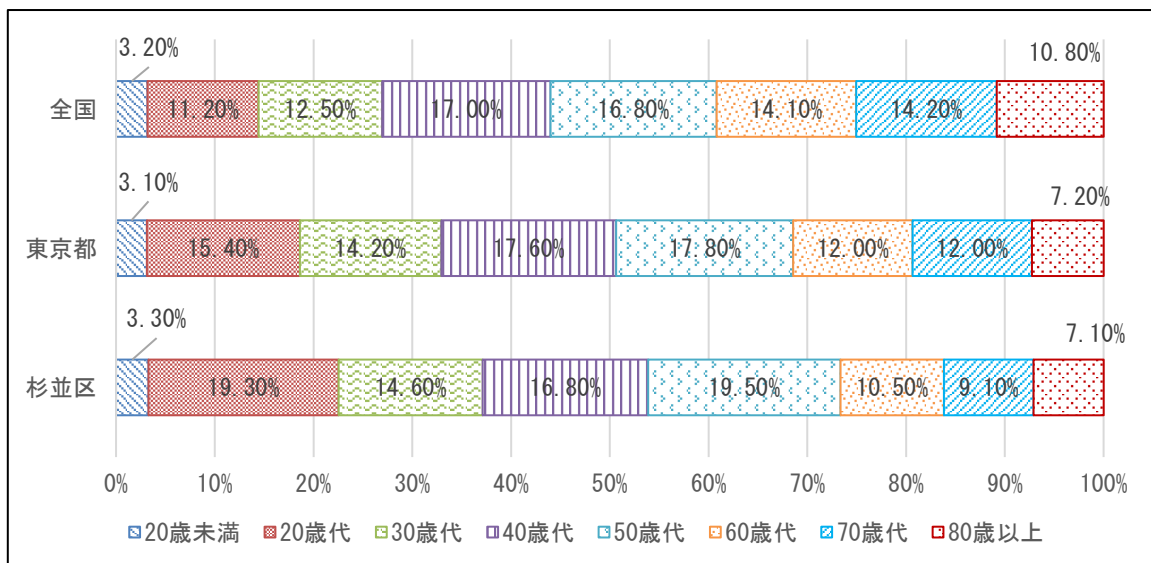


出典：地域自殺実態プロフィール 2022

(7) 全国、東京都、区の年代別自殺者の割合

全自殺者数に対する年代別の割合では、全国、東京都と比べて、20歳代と50歳代で割合が大きくなっています。

表8 全国、東京都、区の年代別自殺者の割合（5年間：平成29(2017)年～令和3(2021)年）



出典：地域自殺実態プロフィール 2022

(8) 区の年代別死因

区の年代別死因では、10歳代から30歳代の死因は自殺が1位となっています。

表9 区の年代別死因（5年間：平成29(2017)年～令和3(2021)年）

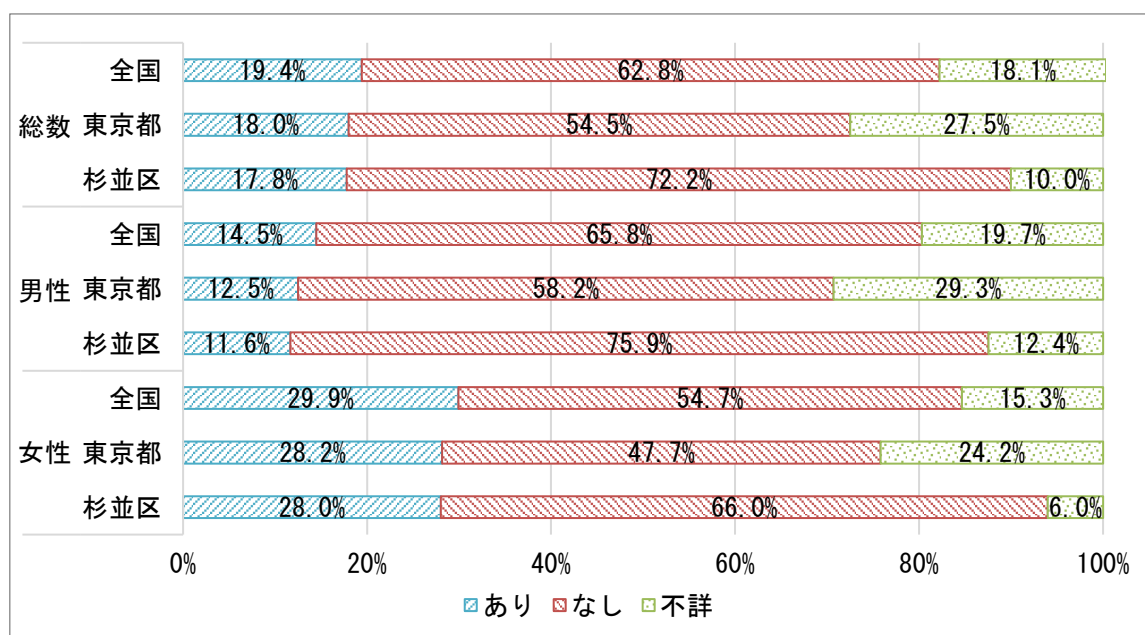
順位	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
1	自殺	自殺	自殺	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
2	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	自殺	心疾患	心疾患
3	不慮の事故	不慮の事故	心疾患	心疾患	自殺	脳血管疾患
4	—	心疾患	不慮の事故	脳血管疾患	脳血管疾患	肝疾患
5	—	腎疾患	脳血管疾患	肝疾患	肝疾患	自殺

人口動態統計（厚生労働省）より集計・作成

(9) 全国、東京都、区の自殺者で自殺未遂歴を有する人の割合

区の自殺者のうち自殺未遂歴を有する人の割合は、約18%となっています。また、男女別では全国及び東京都と同様に男性より女性の割合が大きくなっており、男性11.6%に対し、女性28%と高く、約4人に1人が自殺未遂歴を有する人となっています。

表10 全国、東京都、区の自殺者の自殺未遂歴の有無（5年間：平成29(2017)年～令和3(2021)年）

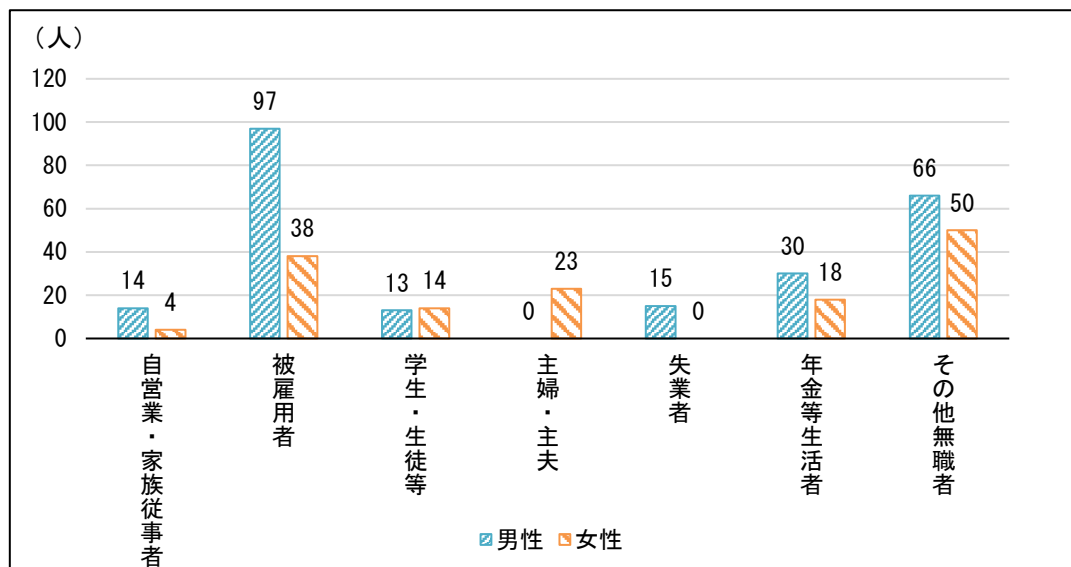


出典：地域自殺実態プロフィール2022

(10) 区の男女別職業別の自殺者数

区の職業別の自殺者数では、男性は被雇用者が最も多く、次にその他無職者となっており、女性はその他無職者と被雇用者が多くなっています。

表 11 区の職業別自殺者数（5年間：平成 29(2017)年～令和 3(2021)年）

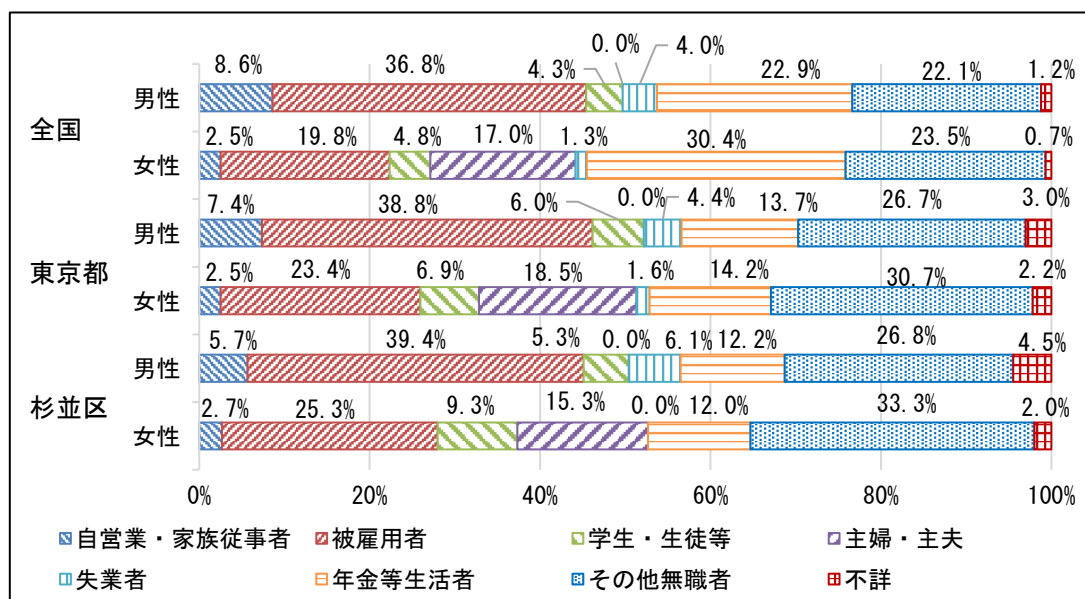


出典：地域自殺実態プロフィール 2022

(11) 全国、東京都、区の男女別職業別自殺者の割合

男女別職業別自殺者数の割合では、全国及び東京都と比較して、男性は失業者の割合が大きく、女性は被雇用者及びその他無職者の割合が大きくなっています。

表 12 全国、東京都、区の男女別職業別自殺者割合（5年間：平成 29(2017)年～令和 3(2021)年）

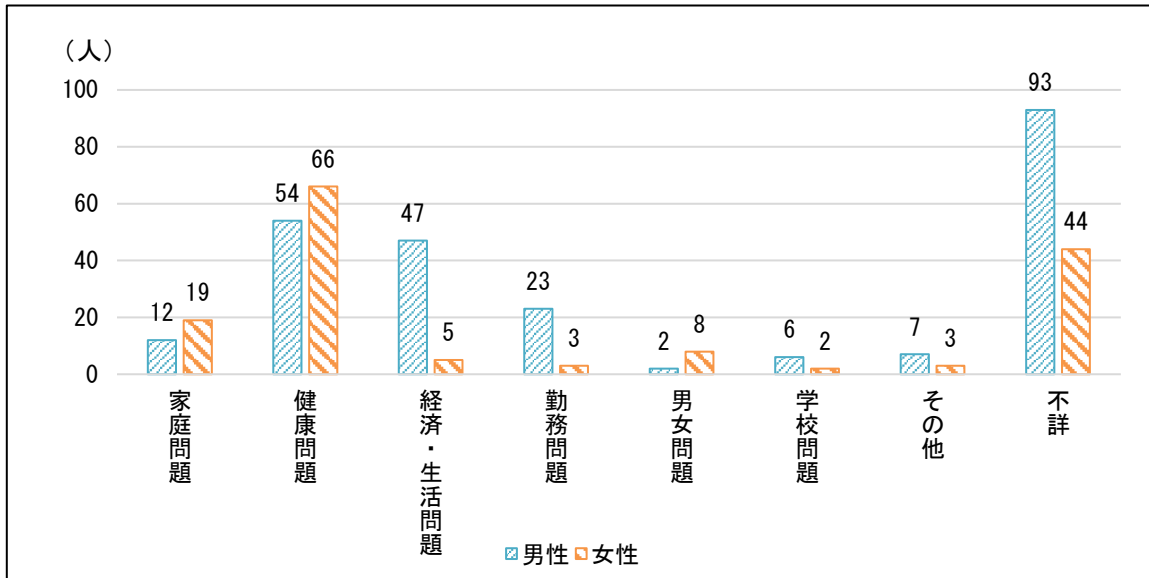


出典：地域自殺実態プロフィール 2022

(12) 区の男女別原因・動機別自殺者数

区の自殺者の原因・動機別では、男女ともに健康問題が最も多く、次いで男性は経済・生活問題、勤務問題の順に、女性は家庭問題が多くなっています。

表 13 区の男女別原因・動機別自殺者数（5年間：平成 29(2017)年～令和 3(2021)年）



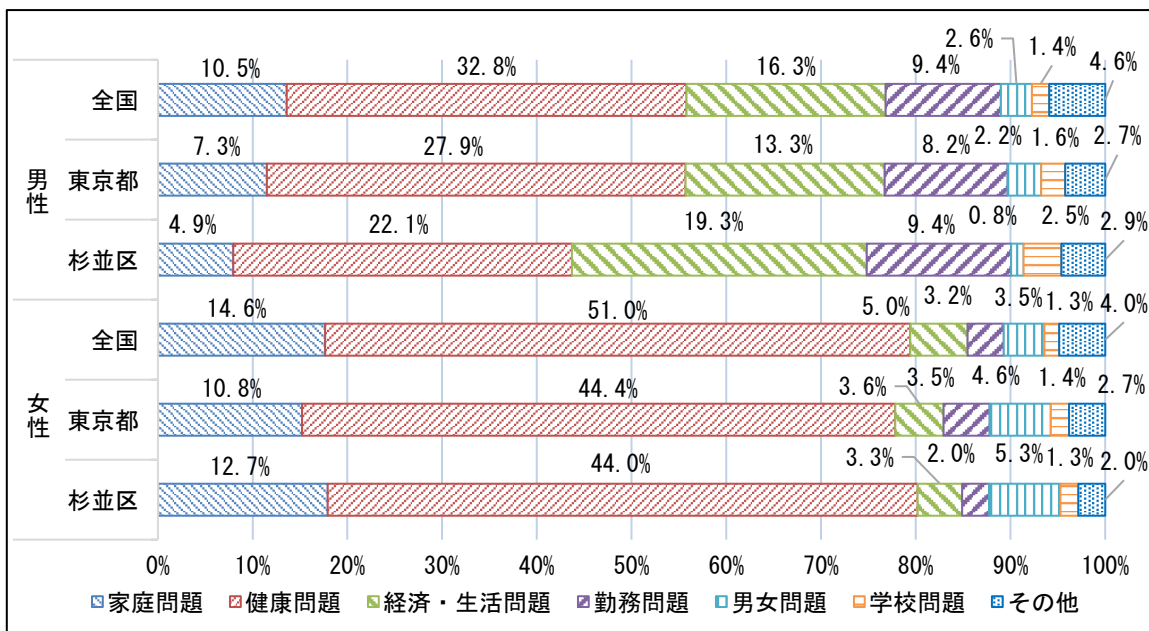
※遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者 1 人につき 3 つまで計上可能としているため、原因・動機別の和と自殺者数とは一致しない。

出典：自殺統計（警察庁）

(13) 全国、東京都、区の男女別原因・動機別自殺者数の割合

男女別原因・動機別自殺者数の割合では、全国、東京都と比較して、男性は経済・生活問題、女性は男女問題の割合が大きくなっています。

表 14 全国、東京都、区の男女別原因・動機別割合（5年間：平成 29(2017)年～令和 3(2021)年）

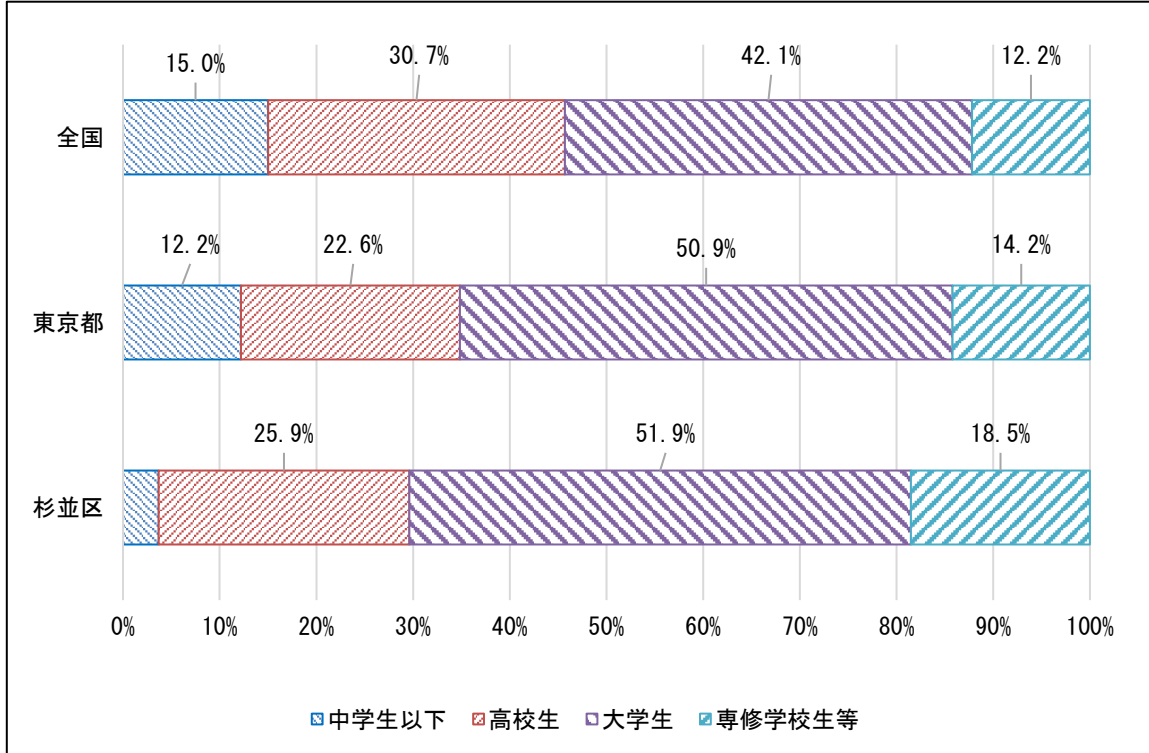


出典：自殺統計（警察庁）

(14) 全国、東京都、区の就学者の自殺者における割合

就学者の全自殺者数に対する各区分の自殺者数の割合では、全国及び東京都と比較して、大学生と専修学校生等の割合が大きくなっています。

表 15 全国、東京都、区の就学者の自殺者の割合（5年間：平成 29(2017)年～令和 3(2021)年）



出典：地域自殺実態プロフィール 2022